

第23回教育委員会定例会 案件表

○日 時

令和3年12月3日(金) 午前10時00分から

○議題

1 議案

- (1) 議案第83号 令和3年度練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者について (資料1)

2 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について [継続審議]
(2) 令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について [継続審議] (資料2-1、2-2)

3 報告

- (1) 教育長報告

- ① 第2次みどりの風吹くまちビジョン改定アクションプラン(素案)について
(参考資料1～4)
② 公共施設等総合管理計画〔実施計画〕(令和4年度・5年度)(素案)について
(参考資料5、6)
③ 練馬区教育振興基本計画の改定(素案)について
(資料3-1、3-2)
④ 学校施設の長寿命化適否の判断結果について
(資料4)
⑤ 校外学習の見直し・充実等について
(資料5)
⑥ 取得した保育所用地の活用の考え方について
(資料6)
⑦ その他

資料 1

議案第 83 号

令和 3 年度練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 月 3 日

提出者 教育長 堀 和 夫

令和 3 年度練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者について

このことについて、別紙のとおり決定するものとする。

令和3年12月3日
教育振興部教育総務課

令和3年度練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者について

令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価の実施に当たり、「練馬区教育委員会における教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価の実施方針」に基づき、下記の候補者3名を「練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者（以下「点検・評価に関する有識者」という。）」として決定する。

記

1 「点検・評価に関する有識者」候補者氏名等（五十音順・敬称略）

| 氏名 | 現職 |
|--------|--------------------|
| 漆澤 その子 | 武藏大学人文学部 教授 |
| 藤岡 孝志 | 日本社会事業大学社会福祉学部 教授 |
| 横澤 由明 | 練馬区立中学校PTA連合協議会 顧問 |

2 委嘱期間

委嘱の日から令和4年3月末日まで

3 委嘱内容

練馬区教育委員会の点検・評価における評価方法や評価案等に関して意見および助言を求める。

令和3年12月 3日
教育振興部教育総務課

令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価の 重点施策の評価（案）について

○教育分野

3:施策が、とても良好に進んでいる。
2:施策が、良好に進んでいる。
1:施策が、良好に進んでいない。

1 教育の質の向上

重点施策 1-① 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実

| 各委員の評価 | 総合評価（案） | 特記事項 |
|--------|---------|--|
| 点検・評価欄 | | |
| 3 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼保小連携および小中一貫教育について、協議会、フォーラム、リーフレット配布等の取組を継続してほしい。 ○ 目指す15歳の姿の設定や中学校区別研究会を実施し、小中一貫教育の充実が図られている。 ○ すべての中学校の校舎に、小学生が使うための連携教室を整備できるよう検討してほしい。 ○ 「特別の教科 道徳」の取組に関する教員向けの研修会は、今後も対象者を増やして継続してほしい。 ○ ALT配置および英検検定料補助制度等、具体的な取組を実施し、英語教育の充実を図っている点は評価できる。英語以外の教科でも具体的な取組を実施して、学びの充実を図ってほしい。 ○ 行動制限に伴う運動能力の低下が懸念される。体力向上のための取組を実践してほしい。 ○ 地場産物を使用した学校給食の提供は評価できる。今後は生産者による説明の機会を増やしてほしい。また、伝統的日本食の継承につながる企画や食品ロスに関する取組の実施を検討してほしい。 ○ すべての児童・生徒にタブレット端末を配備した点は評価できる。引き続き、タブレット端末の効果的な活用を推進してほしい。 |
| | | |
| | | |
| | | |

重点施策 1-② 教員の資質・能力の向上

| 各委員の評価 | 総合評価（案） | 特記事項 |
|--------|---------|---|
| 点検・評価欄 | | |
| 2 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育課題研修が幅広い分野に対して実施されたことは評価できる。引き続き、教員の資質や指導力の向上に努めてほしい。また、環境教育に関する研修の実施を検討してほしい。 ○ コロナ禍でも教育課題研究指定校がオンラインなど工夫して、優れた教育の実践を推進していることは評価できる。 ○ 実地指導の充実のために、教育アドバイザーによる訪問回数を増やすよう検討してほしい。 ○ 細やかな準備期間もなく、タブレット端末を使ったリモート学習が進められたことは、全教員の大変な努力、研鑽があったと思うので、その能力を評価したい。今後は、対面授業との組合せ、効率的な対応等について検討してほしい。 ○ ICT機器活用能力向上に関する取組は評価できる。引き続き、実践事例集の作成・共有を推進してほしい。 ○ 教員の事務をサポートする職員の配置等の取組は評価できる。今後は、職員を増員する上で質の向上も推進してほしい。 |
| | | |
| | | |
| | | |

| 重点施策 1-③ 学校の教育環境の整備 | | | |
|---------------------|--------|---------|--|
| 点検・評価欄 | 各委員の評価 | 総合評価(案) | 特記事項 |
| | 2 | 2 | ○ 引続き、学校施設の耐震化を迅速に推進してほしい。また、災害対応マニュアルの定期的な見直しと、設備・備品の確認をしてほしい。 ○ 学校の屋上等の空きスペースを活用した太陽光発電設備の設置など工夫し、気候変動対策をはじめ、SDGsに関する取組を推進してほしい。 ○ 体育館の空調設備や屋外授業で使用するテントの用意等、先取りしている予防対策はよかったです。 ○ 樹木の倒壊による被害を防止するために、全校に対して調査を実施した点は評価できる。 ○ 旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の開校に向けた準備が整ってきている。区で初となる高齢者・障害児との総合施設として大いに期待する。 ○ 小学3年生から6年生までの35人学級編制の早期対応に努めてほしい。 ○ 通学路の安全等、ハード面は整備されている。ただ、指定の通学区割りを越えて、遠方から長い距離を徒步で登下校している小学生低学年の子どもたちの安全性は気になるところである。 |
| | 2 | | |
| | 2 | | |
| | 2 | | |

2 家庭や地域と連携した教育の推進

| 重点施策 2-① 家庭教育への支援 | | | |
|-------------------|--------|---------|--|
| 点検・評価欄 | 各委員の評価 | 総合評価(案) | 特記事項 |
| | 2 | 2 | ○ 子育てに関する講演会等に、より多くの保護者等に参加してもらえるよう、創意工夫をしてほしい。 ○ 多忙な保護者が子どもと向き合うための創意工夫ができるよう、家庭と学校との情報交換等の支援を推進してほしい。 ○ スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携し、児童・生徒を効果的に支援している点は評価できる。引き続き、スクールソーシャルワーカーが力を発揮しやすい環境を作つてほしい。 |
| | 2 | | |
| | 2 | | |
| | 2 | | |

| 重点施策 2-② 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働 | | | |
|---------------------------------|--------|---------|--|
| 点検・評価欄 | 各委員の評価 | 総合評価(案) | 特記事項 |
| | 2 | 2 | ○ 学校、保護者、地域、警察署と合同で行う通学路安全点検を全校で実施し、子どもたちの事故を未然に防いでほしい。 ○ 学校周辺の防犯は地域の協力が不可欠であると考える。より多くの地域の方に安全講習会に参加してもらえるよう周知してほしい。 ○ 地域社会の子ども世代を守り、向き合おうとする大人たちの誠意と熱意を感じる。学校も地域に潜在する多くの力を引き出すために、地域との好ましい関係づくりに励んでほしい。 ○ 防犯指導、民間警備員の配置、通学路の安全点検、実技講習会等を継続的に実施して、学校安全対策を今後も推進してほしい。 ○ 地域人材を活用して「学校・地域連携事業」を推進し、地域未来塾や学校サポーター登録制度を充実させている点は評価できる。 |
| | 2 | | |
| | 2 | | |
| | 2 | | |

3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

| 重点施策 3-① いじめ・不登校などへの対応 | | | |
|------------------------|--------|---------|---|
| 点検・評価欄 | 各委員の評価 | 総合評価(案) | 特記事項 |
| | 2 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども家庭支援センター職員とスクールソーシャルワーカーが地区ごとに意見交換会を行い、関係を構築することで、児童・生徒へのより良い支援に結びつくと思う。 ○ 関係機関の連携、スクールロイヤー等の専門人材の活用を推進して、いじめの未然防止や早期解決のため、引き続き努めてほしい。 ○ 不登校対策のために多角的に取り組んでいることは評価できる。一方で、不登校児童・生徒は増加傾向にあるため、今後も、校内フリースクールの設置等、子どもたちのニーズに応えた効果的な取組を推進してほしい。 ○ 新たに上石神井に適応指導教室および居場所支援事業が開始したことで、利便性が向上した。今後は、少しでも多くの不登校児童・生徒の居場所になることを期待する。 ○ 不登校問題は根本的な解決法が定まらないため、学校現場で児童・生徒と接する教員には負担がかかっている。今後は、不登校生徒追跡調査等の結果を踏まえて相応しい企画を立ててほしい。 ○ 不登校の要因として、「無気力・不安」が多い。その気持ちを上回るような「登校を楽しみにできる学校」を目指してほしい。 |
| | 2 | | |
| | 2 | | |
| | 2 | | |

| 重点施策 3-② さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援 | | | |
|--------------------------------|--------|---------|---|
| 点検・評価欄 | 各委員の評価 | 総合評価(案) | 特記事項 |
| | 2 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭環境に関わらず、教育の機会の均衡を図るために、学習支援事業および就学援助制度を推進してほしい。特に、ヤングケアラーの実態を掌握し、対応してほしい。 ○ 福祉や保健等の関係機関とのつながりを強化し、要支援家庭の把握に努めてほしい。 ○ 親の事情により満足な食が与えられない子どもたちがいる。恒常的に困窮する子どもたちを支援するために、配食等の方法が考えられる。 ○ 外国人児童・生徒のための日本語指導や学校案内の多言語化は必要な視点である。今後も、外国人児童・生徒が教育を適切に受けられる取組を推進してほしい。 |
| | 2 | | |
| | 2 | | |
| | 2 | | |

| 重点施策 3-③ 障害のある子どもたちへの支援 | | | |
|-------------------------|--------|---------|--|
| 点検・評価欄 | 各委員の評価 | 総合評価(案) | 特記事項 |
| | 2 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> ○ コロナ禍で制約がある中でも、Zoomを使用したオンラインでの交流を図ったり、副籍交流を積極的に行っていることが伺えた。今後は保護者も交流できるように周知する機会を増やしてほしい。 ○ 障害理解のために副籍交流や研修会の実施、ICTを活用した学習支援、医療的ケア児支援体制の充実等、効果的な取組が行われている。 ○ 就学相談の改善、校内外の支援体制の整備、教員の専門性の向上等、効果的な取組を引き続き推進し、特別支援教育の一層の充実を図ってほしい。 ○ ICT環境が整備され、タブレットを利用した学習が可能となつた。今後はアプリ等の教材を的確に用意してほしい。 ○ 国に先行して医療的ケア児への受入れ児童数が毎年増えていることは評価できる。引き続き拡大してほしい。 ○ 障害のある子どもを持つ保護者の困りごとを聞く機会を増やしてほしい。 |
| | 2 | | |
| | 2 | | |
| | 3 | | |

○子育て分野

1 子どもと子育て家庭の支援の充実

| 重点施策 1-① 相談支援体制の整備 | | | |
|--------------------|--------|---------|--|
| 点検・評価欄 | 各委員の評価 | 総合評価(案) | 特記事項 |
| | 2 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 育児の孤立化や虐待の防止を目的として、「おひさまびよびよ」や「にこにこ」の実施および相談員の配置を着実に行っていている。引き続き、相談員を拡充してほしい。 ○ オンラインひろばや練馬こどもカフェ「オンライン版」を実施して、自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるように工夫していることは評価できる。今後も拡充してほしい。 ○ ネットでのオンライン相談、家族もお馴染みのカフェでの親子の交流や子育て相談等、それぞれの選択でつながる工夫はよい。 |
| | 2 | | |
| | 2 | | |
| | 2 | | |

| 重点施策 1-② 新しい児童相談体制の充実 | | | |
|-----------------------|--------|---------|--|
| 点検・評価欄 | 各委員の評価 | 総合評価(案) | 特記事項 |
| | 3 | X | ○ 「練馬区虐待対応拠点」を設置して、都区の日常的な情報共有、虐待発生時の合同訪問、一時保護、家庭復帰後の親子支援等、成果を上げていることは評価できる。親子支援の更なる強化に努めてほしい。 ○ 相談件数の増加に伴い、相談員の増加も図っていることは評価できる。スーパーバイザーからの助言は、相談者や職員にとって心強いものである。引き続き、スーパーバイザーと協働した取組を期待する。 ○ 子ども家庭支援センターでの相談数の増加実績をみても、確実に対応していることがわかる。コロナ禍のなかで家庭内の混乱、生活不安から起きるDVや虐待等の通報が届きやすくなっているか、ショートステイの対象を生後2ヶ月からとしていることは、それほどセンターの働きが必要とされているということだろう。 |
| | 2 | | |
| | 3 | | |
| | 2 | | |

| 重点施策 1-③ 支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実 | | | |
|--------------------------------|--------|---------|---|
| 点検・評価欄 | 各委員の評価 | 総合評価(案) | 特記事項 |
| | 2 | 2 | ○ 発達の不安や障害のある親子支援、障害児保育、ひとり親家庭等、支援が必要な子どもたちと家庭への取組を、継続的に充実させている。引き続き、保護者が身近に相談できる場所の提供等に取り組んでほしい。 ○ ファミリーサポート事業に軽度障害児受入れを開始したこと、保護者の負担の軽減につながっていると考えられる。今後の成果を期待する。 ○ 支援すべき子どもたちやその家族との信頼関係の構築に努めてほしい。また、ひとり親家庭以外でも、家族の疾病等による経済的困窮も考えられるため、多面的な支援を検討してほしい。 ○ ニーズの掌握と要支援家庭を見逃すことがないよう、体制を強化してほしい。 |
| | 2 | | |
| | 2 | | |
| | 2 | | |

2 子どもの教育・保育の充実

| 重点施策 2-① 家庭での子育て支援サービスの充実 | | | |
|---------------------------|--------|---------|--|
| 点検・評価欄 | 各委員の評価 | 総合評価(案) | 特記事項 |
| | 2 | 2 | ○ 練馬こどもカフェ「オンライン版」を開催し、感染症対策を施した上で交流の場を提供していることは評価できる。孤立化しやすい在宅子育て世帯を継続して支援してほしい。 ○ 各サービスの利用が困難と思われる多胎児家族や保護者が疾病の家庭等に向けた支援について、アウトリーチはどうすべきか検討してほしい。 ○ 練馬こどもカフェ、子育てのひろば、おひさまびよびよ、公園等を活用した外遊びの取組は、保護者の交流および子どもの心身の発達や社会性を育むために重要である。引き続き充実させてほしい。 |
| | 2 | | |
| | 2 | | |
| | 2 | | |

| 重点施策 2-② 練馬こども園の充実 | | | |
|--------------------|--------|---------|---|
| 点検・評価欄 | 各委員の評価 | 総合評価(案) | 特記事項 |
| | 2 | 2 | ○ 練馬こども園が毎年確実に増えていること、短時間型保育や低年齢型を導入していることから、待機児童ゼロを目指してきた努力がみられる。引き続き、保護者の要望に寄添いながら保育の質の向上にも努めてほしい。 ○ 幼稚園の機能を持ちながら教育時間の前後の預かり保育制度が充実してきて、保護者が安心して一定時間まで働くことができる練馬こども園の存在は大きい。練馬区の子育て支援の充実を担っていると言える。今後は、地域に標準化して練馬こども園が開設されていくことも大切である。 ○ 練馬こども園の認定園や定員の拡大および保護者の希望に応じた教育・保育サービスの提供が計画的、継続的に行われている。 ○ 適切な教育・保育サービスがなされるように支援を強化してほしい。 |
| | 2 | | |
| | 2 | | |
| | 2 | | |

| 重点施策 2-③ 保育サービスの充実 | | | |
|--------------------|--------|---------|---|
| 点検・評価欄 | 各委員の評価 | 総合評価(案) | 特記事項 |
| | 3 | 3 | ○ 待機児童ゼロの達成、諸手続きのICT化の拡充、第三者評価の促進は評価できる。引き続き、第三者評価受審促進と保育サービス推進を強化してほしい。 ○ 窓口対応の省力化によって得られたゆとりを保育の充実に向けていくことが期待される。 ○ ICT未導入の保育施設への早期導入に努めてほしい。 ○ 保育所増加、保育士増員に伴い、保育士の東京都指定キャリアアップ研修の実施に向けて早期対応してほしい。 |
| | 3 | | |
| | 3 | | |
| | 3 | | |

3 子どもの居場所と成長環境の充実

| 重点施策 3-① 安全で充実した放課後の居場所づくり | | | |
|----------------------------|--------|---------|---|
| 点検・評価欄 | 各委員の評価 | 総合評価(案) | 特記事項 |
| | 2 | 2 | ○ 保育園待機児童ゼロを目指しながら、学齢期における学童クラブの待機児童ゼロを目指して、放課後居場所事業も早期から計画的に進めてきたことが伺える。 ○ 子どもたちの安全で楽しい放課後の居場所を充実させるために、ねりっこクラブの拡大やねりっこプラスの実施を推進していることは評価できる。引き続き、拡充を進めてほしい。 ○ 教員と学童クラブ等のスタッフが双方で意見交換できる機会の設定を検討してほしい。 |
| | 2 | | |
| | 2 | | |
| | 2 | | |

| 重点施策 3-② 児童館機能の充実 | | | |
|-------------------|--------|---------|--|
| 点検・評価欄 | 各委員の評価 | 総合評価(案) | 特記事項 |
| | 2 | 2 | ○ 児童館が、障害のある児童・生徒や、特に目的がなくても中高生が気兼ねなく過ごせる楽しい居場所になることを望む。 ○ 児童館の機能を充実させて、乳幼児保護者が気軽に相談・交流できる場や、中高生が自己実現の場として様々な活動ができる取組を進めていることは評価できる。 ○ 子育て中の家族から中高生まで、年齢層を超えた交流や、他校の児童とのふれあいも期待できる。これからは、対人関係を学ぶ各世代での自由な交流の場として、児童館の働きにはたくさんの可能性があると言える。 ○ 中高生の居場所づくり事業として多感な年齢に対応できるよう、引き続き児童館職員のスキルアップ研修に取組んでほしい。 |
| | 2 | | |
| | 2 | | |
| | 2 | | |

| 重点施策 3-③ 青少年の健全育成・若者の自立支援 | | | |
|---------------------------|--------|---------|---|
| 点検・評価欄 | 各委員の評価 | 総合評価(案) | 特記事項 |
| | 2 | 2 | ○ 区民と協働して、青少年育成地区委員会、ジュニアリーダーや青年リーダーの養成、若者が企画・運営に携わる取組が継続的に実施されている。 ○ 青少年育成活動は、地域での協働を進める可能性につながるもので、地域の大人たちと子どもの協力関係をつくる機動力になる。 ○ 社会とのつながりを失っている方に対する、社会とつながり直す機会の提供は評価できる。セミナーの実施、青少年館内の居場所づくり、相談・支援など、引き続き拡充してほしい。また、オンラインの活用も充実してほしい。 |
| | 2 | | |
| | 2 | | |
| | 2 | | |

○新型コロナウイルス感染症対策に係る取組

| 重点施策 | | |
|--------|---------|--|
| 各委員の評価 | 総合評価(案) | 特記事項 |
| 点検・評価欄 | 3 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区立施設へのマスク・消毒液・液体石鹼の数回にわたる配布、子ども家庭支援センターでビデオ通話システムを活用した相談支援事業等が早い段階から行われている。 ○ 各自治体が混乱する中、令和2年5月にはひとり親家庭に臨時特別給付金を支給するなど、早期に対応されている。 ○ スクールカウンセラーの追加派遣、タブレットパソコンを前倒して、令和2年度中に全児童・生徒に配備が完了したことは評価する。 ○ 成人の日のつどいのオンライン開催・写真スポットの設置、区立中学校3年生を対象としたVR修学旅行の実施等の代替策の取組が積極的に行われている。 ○ 誰もが初めて体験するコロナ禍のなか、あらゆる困難を究める問題に身の危険を感じながらも、子どもたちを感染から守ろうという一致団結した思いが、大きなクラスターにならずに過ごせた。すべての関係者、指導的立場、また、熱心に消毒や決まりを守り通した子どもたちの努力にも大きな敬意を伝えたい。All in one で乗り切ったことを大いに評価したい。 ○ 「練馬区学校（園）感染予防のガイドライン」を早く作成し、学校等に周知し、区全体で連携して感染予防や対応の徹底を図ったことは評価できる。また、感染状況に応じて、ガイドラインの追加・訂正が行われていた。 ○ 区独自や国の特別給付金を繰り返し支給していたことは、対象世帯に対して効果的な支援だった。 ○ 今回の新型コロナウイルス感染症対応を整理し、今後、パンデミック等の緊急事態が発生した場合、安全に円滑に対応できる計画や対応策を構築しておくことが重要と考える。 ○ 未曾有の事態に対して、迅速に対応しなければならない状況にあったことを考慮すると、全体的に評価に値する対応であったと思われる。これまでの経験をもとに、不備を修正し、より適切な危機管理体制を構築してほしい。その際、少数ゆえに支援や情報が行き届かない人が出ないように留意してほしい。 |
| | | ✖ |
| | 2 | |
| | 2 | |

令和3年度

教育に関する事務の管理および執行の状況の

点検および評価表（項目別）

（案）

IV 事業成果

○教育分野

1 教育の質の向上

| | |
|------|---|
| 重点施策 | 1-① 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校就学前の幼児教育を充実します。 ○ 幼稚園・保育所・小学校が連携して、育ちと学びの連続性を大切にします。 ○ 小学校と中学校の一貫教育を進め、義務教育9年間を見通した教育を実践します。 ○ 子どもたちの心を育む人権教育、道徳教育を推進します。 ○ 子どもたちの体力の向上を図り、食育などの健康づくりに取り組みます。 ○ タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を実現します。 ○ 学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図ります。 |

| | |
|------|---|
| 主な取組 | 項目1 小学校就学前の幼児教育の充実 |
| | <p>目標 就園を希望する子どもが、適切に幼児教育を受けることができる環境整備に努める。</p> |
| | <p>事業成果 国、都の補助の活用のほか区独自の補助を行い、私立幼稚園の安定した運営を支援した。 区立園、私立園において障害のある子どもの受け入れを実施した。 <実績> 【平成30年度】 区立幼稚園64人 私立幼稚園91人 【令和元年度】 区立幼稚園63人 私立幼稚園94人 【令和2年度】 区立幼稚園54人 私立幼稚園89人</p> |
| | 今後の取組 区立園、私立園の意見をもとに、幼児教育に必要な環境整備について検討する。 |
| | 所管課 学務課 |
| | 項目2 幼保小連携の推進 |
| 事業成果 | <p>目標 幼稚園・保育所・小学校との連携を一層充実させ、幼児期から小学校への接続期における様々な課題について取り組んでいく。</p> |
| | <p>【平成30年度】 研修・交流会（管理職対象1回、一般職員対象[地区別]2回） 懇談会（区内8地区の小学校での授業見学や給食試食、懇談会等の実施） 「ねりま幼保小連携だより」発行 年4回 「ねりま接続期プログラム」発行 3,000部 「もうすぐ1年生」 発行 17,000部</p> <p>【令和元年度】 研修・交流会（管理職対象1回、一般職員対象[地区別]2回） 懇談会（区内8地区の小学校での授業見学や給食試食、懇談会等の実施） 「ねりま幼保小連携だより」発行 年3回 「もうすぐ1年生」 発行 16,000部</p> <p>【令和2年度】 研修・交流会（管理職対象2回） 「ねりま幼保小連携だより」発行 年2回 「もうすぐ1年生」 発行 16,000部</p> |

| | | |
|------|------------------|---|
| 主な取組 | 今後の取組 | 教育現場での「ねりま接続期プログラム」の更なる活用を図る等、幼保小連携充実のための取組を引き続き検討し、実施していく。また、外国人児童・保護者のための小学校入学(転入)ガイドブックを作成し、周知を図る。 |
| | 所管課 | 教育施策課 |
| | 項目3 小中一貫教育の推進 | |
| | 目標 | 義務教育9年間を見通した教育を実践するため、「目指す15歳の姿」を設定し、児童・生徒の発達段階に応じた系統的・連続的な教育活動を行う。 |
| | 事業成果 | <p>全小中一貫教育グループにおいて「目指す15歳の姿」を設定した。 また、校区別協議会や小中一貫教育研修などの研究・研修および小中一貫教育フォーラムやリーフレット・報告書による情報発信をした。</p> <p>【平成30年度】 小中一貫教育フォーラム開催 啓発用リーフレット発行 53,000部 校区別協議会や小中一貫教育研修の実施</p> <p>【令和元年度】 小中一貫教育フォーラム開催 啓発用リーフレット発行 53,000部 校区別協議会や小中一貫教育研修の実施</p> <p>【令和2年度】 小中一貫教育・いじめ防止実践事例発表会開催 啓発用リーフレット発行 53,000部 校区別協議会や小中一貫教育研修の実施</p> |
| | 今後の取組 | 令和4年1月に小中一貫教育の啓発リーフレットを発行し、令和4年2月3日に開催される練馬区教育実践事例発表会にて成果を発表する。 |
| | 所管課 | 教育指導課 |
| | 項目4 人権教育・道徳教育の推進 | |
| | 目標 | 人権教育全体計画の策定・活用や道徳授業地区公開講座の実施等に全校で取り組むことにより、児童・生徒の豊かな人間性と社会性を育む人権教育・道徳教育を推進する。 |
| | 事業成果 | <p>(1) 人権教育の推進 全校で人権教育全体計画を策定し、教育活動全体を通じた人権教育、命を大切にする教育、豊かな心を育成する教育を計画的に推進した。</p> <p>(2) 道徳教育の推進 平成30年度は、道徳授業地区公開講座を全校で実施し、道徳授業の公開および意見交換会等を通じ、家庭・地域と連携した道徳教育の充実を図った。 令和元年度および令和2年度は、新型コロナウイルス感染症流行のため、各校は可能な限りでの道徳授業の公開等を実施した。 また、「特別の教科 道徳」の学習指導要領に沿った指導を、確実に小中学校全校で行うために、教員向けの研修会を年間2回行った。 さらに、「特別の教科 道徳」の道徳教育の全体計画・年間指導計画の見直しを行った。</p> |

| | | |
|------|-------------------|--|
| 主な取組 | 今後の取組 | 「特別の教科 道徳」が小学校では平成30年度から、中学校では令和元年度から全面実施されている。小中学校での道徳授業がより充実するように引き続き取り組んでいく。 |
| | 所管課 | 教育指導課 |
| | 項目5 英語教育の充実 | |
| | 目標 | ALTを活用した指導体制の充実、英検検定料の補助制度導入等を通して、児童・生徒の英語への関心を高め、外国語教育の充実を目指す。 |
| | 事業成果 | <p>(1) ALTを活用した指導体制の充実 ①小中学校教員を対象とした外国語・外国語活動研修会の実施 ②小学校における全時間ALTの配置 ③ALT連絡協議会の実施 ④ALT派遣会社担当者との情報共有</p> <p>(2) 英検検定料補助制度 【平成30年度】実施校34校 志願者数2,665人 【令和元年度】実施校33校 志願者数2,621人 【令和2年度】実施校33校 志願者数2,956人</p> <p>(3) 英語4技能検定実施 中学2年生対象・全校実施</p> |
| | 今後の取組 | 学習指導要領を踏まえた外国語指導を行うことができるよう、研修会を通して教員の質の向上を図る。 児童・生徒が英語を使う機会を設けるため英語村の実施を検討する。 英語4技能検定の結果や学力調査の分析結果を踏まえ、授業に活かす。 |
| | 所管課 | 教育指導課 |
| | 項目6 子どもたちの体力向上の促進 | |
| | 目標 | 新体力テストの結果の分析や体力向上に向けた授業公開、全校での体力向上推進計画の作成等を通して、児童・生徒の運動への関心を高め、人間活動の源である体力の向上を図る。 |
| | 事業成果 | <p>(1) 練馬区体力向上検討委員会の設置 校長、教員を委員とする委員会において、①～③の内容について検討し、実践等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新体力テストのデータ分析 ②児童・生徒の体力向上に関する実技研修 【会場】小学校 【対象】小中学校教員 ③児童・生徒および保護者向け啓発資料の作成・配布 <p>(2) 体力向上推進計画の作成 新体力テストの到達目標を設定および体力向上に関する具体的取組について作成した。 【具体的取組例】 <ul style="list-style-type: none"> ・体育授業の指導力の向上のための教員研修 ・朝の時間や休み時間を活用した運動機会の設定 ・運動する場所の整備 ・保護者等への啓発活動 </p> |

| | | |
|------|---------------------|---|
| 主な取組 | 今後の取組 | 各校の体力向上に係る取組を推進し、今後も継続して児童・生徒の体力向上を図っていく。 教員向けに、子どもたちが運動にすすんで取り組むことができるような実践事例集を作成する。 |
| | 所管課 | 教育指導課 |
| | 項目7 子どもたちの食育の推進 | |
| | 目標 | 食育基本法に基づき策定した「練馬区立小中学校における食育推進計画」(以下「食育推進計画」という。)の基本方針である「学校における食育の充実」等に沿った取組を進める。 |
| | 事業成果 | <p>校長、副校長、主幹教諭等の教員と、栄養教諭、栄養職員等の食に関する専門性を有する教職員とで構成する食育推進チームを各校に設置した。 【平成30年度】全校 【令和元年度】全校 【令和2年度】全校</p> <p>地場産物（キャベツ、練馬大根等）を使用した学校給食を提供し、目の前の食材を「生きた教材」として活用を促進するなど、給食を通して食育の推進に取り組んだ。 区内地場産物使用平均日数 【平成30年度】 小学校58.7日、中学校59.8日 【令和元年度】 小学校62.7日、中学校58.6日 【令和2年度】 小学校52.4日、中学校44.4日</p> |
| | 今後の取組 | 各校において食育推進チームを中心とし、次期食育推進計画（令和4年度～8年度）や食に関する指導の全体計画に基づき、着実に食育を推進する。 |
| | 所管課 | 保健給食課 |
| | 項目8 ICTを活用した教育活動の推進 | |
| | 目標 | タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を充実する。 |
| | 事業成果 | <p>教室のICT環境の整備を行い、子どもたちに一人一台、タブレット端末の配備を完了した。 【平成30年度】 ICT活用ワーキンググループでの検討・公開授業を踏まえ、利活用報告書を作成した。 【令和元年度】 小中学校の全ての普通教室等に教育ICT機器を配備した。 【令和2年度】 小中学校の全ての児童生徒へ、一人一台タブレット端末を配備した。</p> |
| | 今後の取組 | 日々の学習の中でのICT機器の活用だけでなく、特別支援教育や不登校児童生徒への支援、感染症のまん延による臨時休校等の緊急事態等、あらゆる場面でICT機器の特長を生かし、学びの保障に取り組んでいく。 |
| | 所管課 | 教育施策課、教育指導課 |

| 項目9 学校図書館を活用した学習・読書活動の充実 | |
|--------------------------|--|
| 目標 | 全校一斉読書等の実施により読書時間を確保するとともに、学校図書館の活性化を図り、児童・生徒の読書活動を推進する。 |
| 事業成果 | <p>各学校における朝読書などの読書活動を推進し、児童・生徒の豊かな言語能力を育成した。 全校一斉読書の実施校数（隔年で調査を実施） 【平成30年度】 95校（小64校、中31校） 【令和2年度】 89校（小63校、中26校）</p> <p>平成29年度から全ての区立小中学校の図書館に学校図書館管理員または学校図書館支援員を配置し、カウンター業務や学習用図書の手配等など学校図書館の運営を支援している。 学校図書館への人的配置校数 【平成30年度】 【令和元年度】 【令和2年度】 学校図書館管理員 小30校、中16校 小34校、中19校 小34校、中19校 学校図書館支援員 小35校、中18校 小31校、中14校 小31校、中14校</p> <p>平成30年度から3か年計画で順次進めてきた学校図書館蔵書管理システムの導入が、令和2年度末で全区立小中学校への配備を完了し、すべての蔵書をシステム上で管理している。 【平成30年度】37校（新規：中28校、更新：中5校、小4校） 【令和元年度】31校（新規：小30校、更新：小1校） 【令和2年度】30校（新規：小30校、更新：なし）全校導入完了</p> |
| 今後の取組 | <p>全区立小中学校に導入した学校図書館蔵書管理システムにより貸出冊数等の利用状況を把握することで適切な蔵書管理を行い、学校図書館の利活用を推進する。</p> <p>「第四次練馬区子ども読書活動推進計画」に基づき、学校において読書活動推進のための指導計画を作成を進め、その中で全校一斉読書週間や週1回以上の全校朝読書等の取組を各校一取組として実施する。また、各学校の指導計画を区立図書館に情報提供し連携強化を図る。</p> <p>新学習指導要領に基づく、教科等での「調べ学習」、総合的な学習の時間における「探究的な学習」などでの学校図書の利用について、学校図書館管理員等による学習指導支援を活用し、一層充実させていく。一部の教科だけでなく、様々な教科での利活用を推進する。</p> |
| 所管課 | 教育指導課、光が丘図書館 |

| | |
|--------------------------------|--|
| 昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼保小連携の更なる取組を期待する。また、小中一貫教育を練馬区全域で引き続き取り組んでほしい。 ○ ねりま接続期プログラム、更にステップシートに関する事例集の作成を検討してほしい。 ○ 子どもたちの体力づくりを強化し、併せて子どもたちの内面的な成長にむけて、人権教育、道徳教科を通して、言葉で表現する力を充実させてほしい。 ○ 運動に親しむ機会の意図的な設定「一校一取組」の活動を実施し、家庭でも運動に取り組むことができるような資料の作成を期待する。 ○ 全国学力・学習状況調査結果に基づく、授業改善への検証と分析を行い、学力向上に資する方策を推進してほしい。 ○ 区立図書館との連携強化について大いに期待する。 ○ タブレットの円滑な活用やデジタル教科書等の整備を推進して、子どもたちの学力や学習意欲の向上に役立ててほしい。 ○ ネット依存からみえる、怠惰、精神的不安定、学習意欲の減退など、諸問題に対応できる相談機能がいきていることが大切である。 |
| 昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き練馬区全域で小中一貫教育に取り組む。 ○ 教育現場での幼保小連携の更なる充実を図るため、「ねりま接続期プログラム」の改定について検討する。 ○ 平成30年1月にステップシートの活用に係るリーフレットを作成・配布した。今後も活用を推進するとともに、事例集の作成について検討する。 ○ 子どもたち一人ひとりの考えが様々な場面で表現されるよう、タブレット端末を効果的に活用しながら、「考える道徳、議論する道徳」の充実を図っている。 ○ 体力向上検討委員会において、家庭でも運動に取り組むことができるような動画を5つ作成し、練馬区立幼稚園・小中学校公式Y o u T u b eチャンネルに公開した。 ○ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う臨時休校により授業時間の確保が難しく、調査の実施が困難なため中止となった。令和3年度は調査結果に基づいた検証と分析を行い、リーフレットの作成等、学力向上に資する方策に取り組む。 ○ 学校図書館を活用した探究的学习や読書活動の充実を図るため、各学校の「読書活動推進のための指導計画」を、地域の図書館と共有することで連携を強化し、区立図書館による団体貸出等の学校支援サービスを、計画的に授業や全校一斉読書で活用し、学力向上や読書活動の推進を図る。 ○ 情報モラル講習会を全小中学校で毎年度開催し、デジタル機器の適正な利用やネット依存の危険性について指導している。また、区内4所の学校教育支援センターにて教育相談室を開室し、学習意欲減退等の諸問題に関する相談を受け付けている。 |

| 点検・評価欄 | 評価 | 特記事項 |
|--------|----|------|
| | | |

| | |
|------|---|
| 重点施策 | 1-② 教員の資質・能力の向上 |
| | <p>○ 子どもたちの良さや伸びようとする力を引き出す教員を育成します。</p> <p>○ 授業力や生活指導の力はもちろん、いじめ・不登校をはじめ、様々な問題に対応する力を身に付けるため、研修等により教員の資質・能力の向上を図ります。</p> <p>○ ICT機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図ります。</p> <p>○ 教員が子どもたちと向き合う時間を増やします。</p> |

| | |
|-------------------|---|
| 主な取組 | 項目1 教員研修の充実 |
| | <p>目標</p> <p>職層や教育課題に応じた各種研修等を実施するとともに、意欲と能力ある若手教員の養成を進め、教員の資質と指導力の向上に努める。</p> |
| | <p>事業成果</p> <p>職層や教育課題に応じた研修を実施し、教員の資質および学習指導力の向上を図る。</p> <p>【令和2年度】</p> <p>①職層研修 校長・副校長研修、昇任・転任研修、主幹教諭任用時研修、主任教諭任用時研修</p> <p>②年次研修 中堅教諭等資質向上研修Ⅰ、初任者新規採用者等研修、2年次研修、3年次研修</p> <p>③担当者・リーダー養成研修 教務園務担当者連絡会、生活指導担当者連絡会、研究担当者研修、進路指導担当者連絡会、司書教諭等研修、道徳教育研修、食育推進研修、特別支援教育コーディネーター研修、小中一貫教育研修、いじめ・不登校対応研修、学校マネジメント講座</p> <p>④教育課題研修 人権教育研修、外国語・外国語活動研修、特別支援教育研修、特別支援教室巡回指導教員研修、応急救護研修、水泳実技研修、体育実技（ダンス）研修、体力向上に関する研修、小動物飼育研修、幼児教育研修、幼保小連携地区別研修、学校教育相談研修、保健担当者研修、理科実技（指導力向上）研修、ＩＣＴ活用研修、プログラミング教育研修、プログラミング教育指導教員養成講座、指導教諭による模範授業、ねりまスキルアップ講座</p> |
| | <p>今後の取組</p> <p>従来の集合型研修だけでなく、動画視聴型研修やオンラインによる双方向型研修など新たな研修スタイルを取り入れ、教育現場のニーズに合わせた実践的な研修を充実させる。</p> |
| | 所管課 教育指導課、学校教育支援センター |
| 項目2 教員のICT活用能力の向上 | |
| 目標 | ICT機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図る。 |

| | |
|----------------------------------|--|
| 事業 成果 | 区内小中学校教員を対象に、タブレット端末を含むICT機器に関する定期的な研修を実施し、教員のICT活用指導力の向上に努めた。 【平成30年度】 ICT機器を活用した公開授業の実施（2回）。 【令和元年度】 ICT機器を活用した教育活動の推進に向けた研修会の実施（2回）。 【令和2年度】 タブレット端末を含むICT機器の学習における効果的な活用に向けた研修の実施（2回）。 |
| 今後の 取組 | 還元研修を目的としたICT活用推進リーダー育成研修会を通して、ICT活用推進リーダーを育成し、校内研修の充実を図る。 タブレット端末を含むICT機器を活用した実践事例集を作成し、区内全教員で共有することで、ICT機器を活用した教育活動のさらなる充実を図る。 |
| 所管課 | 教育指導課 |
| 項目3 子どもたちと向き合う時間の創出（教員の働き方改革の促進） | |
| 目標 | 小中学校への会計年度任用職員の配置や出退勤システムの導入により、教職員の業務負担軽減を図ることで子どもと向き合うことができる環境を整備する。 |
| 主な 取組 | (1) 人的配置 学校（園）教員の長時間労働の改善を目的とした、「練馬区立学校（園）における働き方改革推進プラン」を平成31年3月に策定した。 教員が児童・生徒への指導・教材研究等を行う時間の確保や、副校長が学校経営等の業務に注力できる環境を整備するため、教員の業務をサポートする会計年度任用職員を配置した。 【平成30年度配置数】 学校経営補佐：中学校1校 副校长補佐：小学校1校、中学校1校 スクール・サポート・スタッフ：小学校1校、中学校4校 【令和元年度】 学校経営補佐：中学校1校 副校长補佐：小学校1校、中学校1校 スクール・サポート・スタッフ：小学校6校、中学校4校 【令和2年度】 学校経営補佐：中学校1校 副校长補佐：小学校17校、中学校7校 スクール・サポート・スタッフ：小学校46校、中学校21校 部活動指導員：中学校3校 (2) 教職員出退勤管理システム 【令和元年度】 ・教職員出退勤管理システムの導入に向けた検討を開始 【令和2年度】 ・教職員出退勤管理システムのプロポーザルを実施 ・教職員出退勤管理システムの業務委託契約を締結 |

| | |
|-------|--|
| 今後の取組 | 教員の業務をサポートする会計年度任用職員について、引き続き配置を拡大する。 教職員出退勤管理システムについては、教職員の負担軽減のため、出勤簿管理や休暇等の申請などの事務手続きを引き続きシステムで行う。また、客観的に把握した教員の在校時間を活用することで、学校における教員の働き方改革を推進し、時間外在校等時間の適正化を図る。 |
| 所管課 | 教育指導課 |

| | |
|--------------------------------|---|
| 昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者） | <ul style="list-style-type: none"> ○ ICT機器を利活用した学習が進められるなか、教員の使いこなすための研修もいよいよ必須のものとなったと考える。オンライン研修も課題があるかと思うが実施してほしい。 ○ 教員は子どもと向き合う時間の確保を一番に考えてもらいたい。引き続き、非常勤職員の配置やスクール・サポート・スタッフの配置などを充実させてほしい。 ○ 教育現場のニーズに合わせた研修、若手・中堅教員等のキャリア応じた実践的な研修を充実させて、教員の資質・能力の向上をすすめてほしい。 |
| 昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、オンライン研修を実施することが増えた。効果的な実施方法を検討し、質の向上を図る。 ○ スクール・サポート・スタッフは、令和3年度より全校に配置している。引き続き、副校長補佐や部活動指導員等の会計年度任用職員の配置の充実に取り組む。 ○ ねりまスキルアップ講座やICTに関する研修など、教育現場のニーズに合わせた研修を引き続き充実させていく。 |

| 点検・評価欄 | 評価 | 特記事項 |
|--------|----|------|
| | | |

| | |
|------|---|
| 重点施策 | 1-③ 学校の教育環境の整備 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の建物や設備の改修・改築を計画的に進め、子どもたちの学ぶ環境を整えます。 ○ 区立学校の適正配置に努め、学校規模によって教育内容に差が生じないようになります。 ○ 教育活動に支障がない範囲で学校施設を有効に活用します。 ○ 一人ひとりに応じたきめ細かな教育を実現するため、学級編制等のあり方について、国等の動向を注視しながら検討を進めます。 |

| | |
|--------------------|--|
| 主な取組 | 項目1 学校施設の整備（改修・改築） |
| | <p>目標</p> <p>校舎等の耐震化により児童・生徒の安全を確保するとともに、よりよい学習環境を整備する。</p> |
| | <p>事業成果</p> <p>耐震補強工事では十分な耐震性能（I_s値0.75以上）等を確保できない学校施設について、部分改築または全部改築により耐震化を進め、「練馬区立施設建築安全基本方針」に基づく仮設建築物の解消と合わせて校舎等の改築を進めた。 また、「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき改築を進め、令和2年度には旭丘小学校・旭丘中学校の改築設計に着手した。</p> <p>【平成30年度】 工事4校（石神井小学校、下石神井小学校、大泉東小学校、大泉西中学校） 設計1校（関町北小学校）</p> <p>【令和元年度】 工事5校（石神井小学校、下石神井小学校、大泉東小学校、関町北小学校、大泉西中学校） 設計2校（上石神井北小学校、関町北小学校）</p> <p>【令和2年度】 工事4校（石神井小学校、下石神井小学校、関町北小学校、大泉西中学校） 設計2校（上石神井北小学校、旭丘小学校・旭丘中学校）</p> |
| | 今後の取組 |
| | 区の財政状況を踏まえながら「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、引き続き校舎等の改修・改築を進めていく。 |
| | 所管課 |
| 項目2 区立学校の適正規模・適正配置 | |
| 目標 | 今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方等について検討を進める。 また、旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の開校に向けて、旭丘小学校・旭丘中学校を先行して準備を進める。 |
| | 事業成果 |
| 事業成果 | 令和元年度から保護者や地域の代表および学校長等で構成する小中一貫教育校推進委員会を開催するなど、小中一貫教育校の開校に向けた検討を進めた。 |
| | <p>【平成30年度】 地域説明会 2回</p> <p>【令和元年度】 推進委員会 4回 地域説明会 1回</p> <p>【令和2年度】 推進委員会 2回 練馬区公式ホームページにおいて検討状況等を報告（令和3年1月）</p> |

| | |
|------------------|---|
| 主な取組 | 今後の取組 今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方等について検討を継続する。 また、旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の開校に向けて、引き続き小中一貫教育校推進委員会を開催するなど、保護者や地域の意見を聞きながら準備を進める。 |
| | 所管課 教育施策課 |
| 項目3 学級編制等のあり方の検討 | |
| 目標 | 令和3年の法改正により、小学校35人学級の対象年齢が令和7年度に小学6年生まで段階的に拡大していく。国および都の規程に基づいた学級編制を確実に実施する。 |
| 事業成果 | 令和3年度は小学2年生が35人学級となった。これまで東京都の制度で2年生は35人で学級編制を行っていたため、法改正による影響はなかった。 |
| 今後の取組 | 引き続き法改正を踏まえて、今後の児童・生徒数について推計を行う。その結果を関係各課に適時提供することにより、普通教室を計画的に確保していく。また、推計の精度を高めるため、推計方法を随時見直す。 |
| 所管課 | 学務課 |

| | |
|---------------------------------|--|
| 昨年度の点検・評価における主要な意見（教育委員・有識者） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、子どもたちの安全確保やよりよい学習環境を整備している。 ○ 全面改築された学校は、多様な意見を取り入れて教育環境の向上にふさわしい形で整えられている。 ○ 老朽化した校舎の改修、改築を待つ各学校についても順次応えてほしい。 ○ 今後のICT利活用推進の研修や教員のICT利活用研究の充実に期待する。 |
| 昨年度の主要な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区の財政状況を踏まえながら「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、引き続き校舎等の改築を進めていく。また、施設の状況に応じて必要な改修を実施していく。 ○ 教員のICT利活用の推進のため、各校にICT活用推進リーダー（1名）を設置し、研修を実施している。また、各校におけるICT活用の好事例を収集し「（仮称）ICT実践事例集」の作成に向けて準備を進めている。 |

| 点検・評価欄 | 評価 | 特記事項 |
|--------|----|------|
| | | |

2 家庭や地域と連携した教育の推進

| | | |
|------|--------------|---|
| 重点施策 | 2-① 家庭教育への支援 | |
| | 概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校や教育委員会がオンラインの活用を通じて様々な情報を家庭に提供するなど、多様な家庭教育支援を行います。 ○ 家庭と、学校・教育委員会が協力しながら、問題を解決できる体制を強化します。 |

| | | |
|----------------|--------------|---|
| 主な取組 | 項目1 家庭教育への支援 | |
| | 目標 | 児童・生徒および保護者等を対象に、家庭教育や子どもの健全育成、安全等に関する学習や話し合いの場や機会を充実する。 |
| | 事業成果 | <p>子育てに関する保護者対象の講演会を開催した。 【令和2年度 テーマ・開催日・参加人数】</p> <p>(1) 学校や勉強が苦手な子どもたちの進路選択 令和2年9月5日 20名</p> <p>(2) 子育て講習会（4回制） 令和2年10月17日、24日、31日、11月7日 延55名</p> <p>(3) 発達の特性に合わせた、読み書きサポートのコツ 令和2年11月26日 26名</p> <p>(4) 不登校経験のある子どもの進路選択 令和2年12月5日 18名</p> <p>(5) 子育て講習会（3日制） 令和3年1月30日、2月13日、27日 延22名</p> <p>(6) 悩まないで子どもの不登校 令和3年2月4日 6名</p> <p>(7) 不登校経験のある子どもの進路選択 令和3年3月13日 16名</p> <p>令和2年度 合計7講座 12回 延べ163人 (令和元年度 合計14講座 22回 延べ625人)</p> |
| | 今後の取組 | 今後もさまざまなテーマで保護者向け講演会を充実させていく。 関係機関と連携した事業周知も引き続き取り組んでいく。 |
| 所管課 | | 教育施策課、学校教育支援センター |
| 項目2 関係機関との連携強化 | | |
| 事業成果 | 目標 | 子どもに対する総合的かつ切れ目のない成長支援の施策を、効果的・効率的に展開するため、教育、福祉、保育、保健等を所管する関係機関の連携を強化する。 |
| | | スクールソーシャルワーク事業では、スクールソーシャルワーカーが学校の校内委員会、子ども家庭支援センターの地域ネットワーク会議、主任児童委員連絡会に定期的に出席し、連携を深めている。学校教育支援センターの教育相談室・適応指導教室、総合福祉事務所、保健相談所等とも必要に応じて連携し、児童・生徒の支援を行っている。 |

| | |
|------|---|
| 主な取組 | 今後の取組 |
| | スクールソーシャルワーク事業にて全小中学校の定期訪問を行い、不登校児童・生徒の早期発見、不登校の未然防止、初期対応を学校と連携していく。また、今後もより一層の各関係機関との連携を図っていく。 |
| 所管課 | 学校教育支援センター、練馬子ども家庭支援センター |

| | |
|--------------------------------|--|
| 昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 孤立しがちな家庭との開かれた関係づくりについては、アウトリーチが重要である。スクールソーシャルワーカー、地域の育成委員、主任児童委員などとの連携は欠かせないと考える。 ○ 不登校、いじめ、ネグレクト問題への早期発見、早期対応のために家庭とつなぐ役割をすくいとれる面の働きを関係者が形成していくことが望まれる。 ○ 子育てに関する講演会を開催し、家庭への情報提供の場を充実させていく。 ○ 保護者対象の研修は必須であると考える。今後も取り組んでほしい。 |
| 昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども家庭支援センター職員とスクールソーシャルワーカーの地区ごとの意見交換会を行い、意思疎通の強化、顔の見える関係作りに取り組んだ。 ○ 今後もさまざまなテーマで保護者向け講演会を充実させていく。 |

| 点検・評価欄 | 評価 | 特記事項 |
|--------|----|------|
| | | |

| | |
|------|--|
| 重点施策 | 2-② 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちの安全を守るため、学校・保護者・地域の連携をさらに強化します。 ○ 家庭・地域の学校教育への参画を促進し、地域社会との協働による学校運営を目指します。 ○ 子どもたちが身近な地域社会で様々な体験学習ができる環境を整えます。 |

| 項目1 学校安全対策の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---|----------|-----------|--|----------|---------|-----------|--|----------|---------|-----------|--|----------|----------|--------------|---------|--------------|---------|-------------|----------|-----|----------|--------------|----------|--------------|---------|
| 主な取組 | <p>目標</p> <p>区内3警察署と連携しながら警察官OBの学校防犯指導員による防犯指導や民間警備員派遣等の学校安全対策に取り組む他、講習会等啓発事業の開催を通じて保護者、教職員、子ども等の防犯意識の向上に努める。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>事業成果</p> <p>子どもに関する不審者情報を把握した際、学校防犯指導員が不審者の様子、行為、危険性を判断し、各小中学校等への防犯指導や学校防犯指導員による臨場警戒、民間警備員の派遣等を実施した。さらに重大な事態に至りそうなケースについては所管警察署に繋げた。 また、保護者向け・教職員向け・子ども向けの講習会を実施し、防犯意識の啓発に努めた。</p> <p>民間警備員の派遣</p> <table border="0"> <tr> <td>【平成30年度】</td> <td>派遣日数 135日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>派遣校数 23校</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>派遣日数 385日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>派遣校数 62校</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>【令和2年度】</td> <td>派遣日数 282日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>派遣校数 49校</td> </tr> </table> <p>子どもの見守り・安全講習会の実施（平成28年度～）</p> <table border="0"> <tr> <td>【平成30年度】</td> <td>参加者 637名（5校）</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>参加者 706名（5校）</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】</td> <td>参加者 20名（1校）</td> </tr> </table> <p>通学区域防犯カメラの設置（平成26年度～）</p> <table border="0"> <tr> <td>【平成26年度】</td> <td>65台</td> </tr> <tr> <td>【平成27年度】</td> <td>128台 累計 193台</td> </tr> <tr> <td>【平成28年度】</td> <td>132台 累計 325台</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>66台 累計 391台</td> </tr> </table> | 【平成30年度】 | 派遣日数 135日 | | 派遣校数 23校 | 【令和元年度】 | 派遣日数 385日 | | 派遣校数 62校 | 【令和2年度】 | 派遣日数 282日 | | 派遣校数 49校 | 【平成30年度】 | 参加者 637名（5校） | 【令和元年度】 | 参加者 706名（5校） | 【令和2年度】 | 参加者 20名（1校） | 【平成26年度】 | 65台 | 【平成27年度】 | 128台 累計 193台 | 【平成28年度】 | 132台 累計 325台 | 【令和元年度】 |
| 【平成30年度】 | 派遣日数 135日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 派遣校数 23校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【令和元年度】 | 派遣日数 385日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 派遣校数 62校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【令和2年度】 | 派遣日数 282日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 派遣校数 49校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【平成30年度】 | 参加者 637名（5校） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【令和元年度】 | 参加者 706名（5校） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【令和2年度】 | 参加者 20名（1校） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【平成26年度】 | 65台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【平成27年度】 | 128台 累計 193台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【平成28年度】 | 132台 累計 325台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【令和元年度】 | 66台 累計 391台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 今後の取組 | 通学区域防犯カメラを安定的に運用するとともに、引き続き学校防犯指導員による防犯指導や民間警備員の配置を行う。また、学校・保護者・地域・警察署等と合同で通学路等安全点検を実施し、通学区域内の危険箇所を把握のうえ、対策を立案・実施する。実技講習会等の啓発活動については、行動を通じて学ぶことができるメニューを検討、実施する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所管課 | 教育総務課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目2 地域を活用した教育活動の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目標 | 各学校において、多様な教育活動を展開するため、様々な知識・経験・技能を有する地域の人材の活用を進める。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|---|---|------------|--------|------------------|------------|-----------|-------------|------------|--------|------------------|------------|-----------|------------|------------|--------|------------------|------------|-----------|------------|
| 主な取組 | 事業成果 | <p>平成28年度から、地域人材の活用を進めるため、「学校・地域連携事業」を開始し、平成30年度より全校・園にて実施した。各校に地域の人材と学校のニーズを調整するコーディネーターを配置し、地域と学校の連携体制の強化を進めた。</p> <p>また、多くの学校で、学習習慣が十分身に付いていない児童・生徒等を対象とした放課後等の学習支援「地域未来塾」を実施した。地域未来塾の実施にあたり、大学生や教員OB等の地域人材を活用した。</p> <p>さらに、教育活動への協力を希望する人材を登録して、学校に紹介する「学校サポーター登録制度」を運用をした。</p> <p>【平成30年度】</p> <table border="0"> <tr> <td>学校・地域連携推進校</td><td>102校・園</td><td>(うち地域未来塾実施校 70校)</td></tr> <tr> <td>学校サポーター登録数</td><td>308名・11団体</td><td>(平成30年度末時点)</td></tr> </table> <p>【令和元年度】</p> <table border="0"> <tr> <td>学校・地域連携推進校</td><td>101校・園</td><td>(うち地域未来塾実施校 71校)</td></tr> <tr> <td>学校サポーター登録数</td><td>309名・13団体</td><td>(令和元年度末時点)</td></tr> </table> <p>【令和2年度】</p> <table border="0"> <tr> <td>学校・地域連携推進校</td><td>101校・園</td><td>(うち地域未来塾実施校 75校)</td></tr> <tr> <td>学校サポーター登録数</td><td>352名・10団体</td><td>(令和2年度末時点)</td></tr> </table> | 学校・地域連携推進校 | 102校・園 | (うち地域未来塾実施校 70校) | 学校サポーター登録数 | 308名・11団体 | (平成30年度末時点) | 学校・地域連携推進校 | 101校・園 | (うち地域未来塾実施校 71校) | 学校サポーター登録数 | 309名・13団体 | (令和元年度末時点) | 学校・地域連携推進校 | 101校・園 | (うち地域未来塾実施校 75校) | 学校サポーター登録数 | 352名・10団体 | (令和2年度末時点) |
| 学校・地域連携推進校 | 102校・園 | (うち地域未来塾実施校 70校) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校サポーター登録数 | 308名・11団体 | (平成30年度末時点) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校・地域連携推進校 | 101校・園 | (うち地域未来塾実施校 71校) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校サポーター登録数 | 309名・13団体 | (令和元年度末時点) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校・地域連携推進校 | 101校・園 | (うち地域未来塾実施校 75校) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校サポーター登録数 | 352名・10団体 | (令和2年度末時点) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 今後の取組 | 引き続き全小中学校・幼稚園を学校・地域連携推進校に指定し、地域の人材の活用を進めていく。学校サポーターの登録者数の拡大に取り組みながら、地域未来塾の学習支援員の確保につなげ、学校での活用を促進していく。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所管課 | 教育指導課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---------------------------------|--|
| 昨年度の点検・評価における主要な意見（教育委員・有識者） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの見守り、安全面については、児童・教員はもちろん保護者も関わるべきである。講習会を今後も実施していただきたい。 ○ 部活動支援では、教員経験のある部活動指導員を任用し、教員の負担を軽減できるよう引き続き増員してほしい。 ○ 家庭の力を活かし学校との協働を図るために、各家庭が、主体的に生活習慣や家庭学習を計画、実施、評価できるような取組を推進してほしい。 |
| 昨年度の主要な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの見守り・安全講習会については、各校PTAにも参加を積極的に働きかけていく。 ○ 教員の負担を軽減できるよう、引き続き部活動指導員の増員に取り組む。 ○ 子どものよりよい生活習慣や家庭学習の定着に向けて、各学校が保護者会や学校だより等をとおして家庭と連携できるよう、働きかけていく。 |

| 点検・評価欄 | 評価 | 特記事項 |
|--------|----|------|
| | | |

3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

| | | |
|------|-------------------|---|
| 重点施策 | 3-① いじめ・不登校などへの対応 | |
| | 概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ・不登校などに対して、未然防止・早期対応につながる効果的な取組を学校、教育委員会、関係機関が一体となって進めます。 ○ 早い段階から専門的知識をもつ人材を活用して、いじめ問題の解決にあたります。 ○ 不登校児童・生徒の学習機会を保障するため、適応指導教室を充実するとともにICT機器の活用を図ります。 ○ 不登校児童・生徒の実態を詳細に調査し、より効果的な不登校対策に取り組みます。 |

| | | |
|------|---------------------------|---|
| 主な取組 | 項目1 いじめ・不登校等に対する効果的な取組の推進 | |
| | 目標 | <p>いじめ・不登校等に対して各校での組織的な体制の充実を図っていく。スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等の校内相談体制と、教育相談室、スクールソーシャルワーカー事業などの校外相談体制を一層充実させるとともに、学校、教育相談室、適応指導教室、子ども家庭支援センター、こども発達支援センター、総合福祉事務所、保健相談所など関係機関の連携を一層深めていく。</p> |

| | | |
|------|------|---|
| 主な取組 | 事業成果 | (1) 教育相談の実施 教育相談室4室に一般教育相談員と心理教育相談員を配置し、子どもと保護者の相談を受けている。 教育相談来室件数 【平成30年度】2,133件 【令和元年度】2,374件 【令和2年度】2,624件 |
| | | <p>(2) 関係機関の連携 スクールカウンセラー、心のふれあい相談員を全小中学校に配置し、きめ細かい心のケアを行い、悩みを抱える児童・生徒の学校生活を支えている。小・中学校の依頼に基づき、スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携して支援を行っている。 スクールソーシャルワーカーの支援者数 【平成30年度】小学生245人 中学生221人 【令和元年度】小学生282人 中学生255人 【令和2年度】小学生286人 中学生294人</p> <p>(3) 研修会等の実施 全校の教員を対象にしたいじめ防止に関する研修会を実施し、各校における組織的にいじめに取り組む体制の充実を図った。 各校でのいじめに関する校内研修の充実を図るために「いじめ防止研修資料」を作成し、全校の教職員に配付した。 不登校対応に関しては、不登校児童・生徒への支援方針を明確にし、対応のポイントを明示した不登校パンフレットを作成し、学校に周知した。</p> |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|------------------------|---|----------|-------------|---------|---------|-------------|---------|---------|-------------|---------|---------|--------------------|--|
| 主な取組 | 今後の取組 | <p>引き続き、校内相談体制と校外相談体制を強化し、関連機関の連携を深め、早期対応・早期解決を進めていく。</p> <p>平成30年度に開始したスクールソーシャルワーカーによる定期的な学校訪問により、学校関係者と緊密に連携を取り、不登校などで困っている児童・生徒を把握し、早期発見・早期対応につなげている。今後も適切な支援を行えるよう各関係機関とより一層連携を図っていく。</p> <p>「いじめ防止研修資料」を確実に校内研修で取り扱うよう周知し、いじめの確実な認知など、各校における組織的ないじめ問題への対応を充実させていく。</p> <p>不登校対応研修において、各校の不登校対応の好事例を収集し、協議会等を通して、区内学校への還元を図る。また、中学校の不登校加配教員設置校を中心に、別室対応を推進している学校の取組を取りまとめて区内学校に伝達し、区内別室対応の強化を図る。</p> | | | | | | | | | | | | |
| | 所管課 | 教育指導課、学校教育支援センター | | | | | | | | | | | | |
| | 項目2 専門的人材を活用したいじめ問題の解決 | | | | | | | | | | | | | |
| | 目標 | 生徒・児童および園児の健やかな成長および発達と、これらに寄与する学校運営の安定に資するため、スクールロイヤーによる相談・支援システムを運用することによって、学校におけるトラブルを防止するとともに法的な知見に基づいて適切かつ迅速に問題の解決を図る。 | | | | | | | | | | | | |
| | 事業成果 | 令和3年度からのスクールロイヤー制度導入に向け、業務委託内容の検討を行った。 | | | | | | | | | | | | |
| 主な取組 | 今後の取組 | <p>練馬区におけるスクールロイヤー制度の確立のため、制度の効果検証や関係部署との連携体制の検討・強化を行う。</p> <p>また、学校におけるトラブル防止および初期対応能力の向上のため、管理職研修を実施する。</p> | | | | | | | | | | | | |
| | 所管課 | 教育指導課 | | | | | | | | | | | | |
| | 項目3 不登校児童・生徒への学習機会の充実 | | | | | | | | | | | | | |
| 事業成果 | 目標 | 不登校の子ども一人ひとりの状況に応じた対応の更なる充実を図る。 | | | | | | | | | | | | |
| | 事業成果 | <p>不登校児童・生徒の社会的自立と学校復帰を支援するため、適応指導教室（小学生対象：フリーマインド・中学生対象：トライ）を運営している。在籍する児童・生徒への、学習面の支援と学校への復帰の支援および将来的な自立に向けた支援を継続して行っている。</p> <p>登録者数</p> <table> <tr> <td>【平成30年度】</td> <td>フリーマインド103人</td> <td>トライ247人</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>フリーマインド129人</td> <td>トライ295人</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】</td> <td>フリーマインド119人</td> <td>トライ262人</td> </tr> </table> <p>令和3年3月より上石神井において、適応指導教室を委託により開始した。</p> <p>平成30年度から、光が丘第一分室で集団での学習支援が困難な不登校児童・生徒の個別学習支援等を委託実施している。また、令和元年度から対象を18歳まで拡大した。</p> <p>登録者数</p> <table> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>21人（小学生11人 中学生10人）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20人（15歳～18歳）</td> </tr> </table> | 【平成30年度】 | フリーマインド103人 | トライ247人 | 【令和元年度】 | フリーマインド129人 | トライ295人 | 【令和2年度】 | フリーマインド119人 | トライ262人 | 【令和元年度】 | 21人（小学生11人 中学生10人） | |
| 【平成30年度】 | フリーマインド103人 | トライ247人 | | | | | | | | | | | | |
| 【令和元年度】 | フリーマインド129人 | トライ295人 | | | | | | | | | | | | |
| 【令和2年度】 | フリーマインド119人 | トライ262人 | | | | | | | | | | | | |
| 【令和元年度】 | 21人（小学生11人 中学生10人） | | | | | | | | | | | | | |
| | 20人（15歳～18歳） | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|----------------|--|
| 事業 成果 | <p>【令和2年度】17人（小学生9人 中学生8人） 23人（15歳～18歳）</p> <p>平成27年度から不登校の児童・生徒に対して、自立した生活を送れるようにするため、居場所を設けている。生活習慣、学習習慣の形成や社会性を育成するための支援を行っている。（居場所支援事業）</p> <p>登録者数</p> <p>【平成30年度】18人（小学生13人 中学生5人） 【令和元年度】18人（小学生11人 中学生7人） 【令和2年度】20人（小学生9人 中学生11人）</p> <p>令和3年3月より上石神井において、居場所事業を委託により、開始した。</p> |
| | <p>令和3年3月、上石神井において、適応指導教室・居場所支援事業を委託により開始。現在、民間施設の借上げにより行っているが、令和5年以降、公共施設の跡施設に移転を検討。</p> <p>全区立小中学校の児童・生徒に配備されたタブレットパソコンの内、中学生には学習支援アプリが導入されていないため、不登校生徒の学習支援の充実を目的として、学習支援アプリを導入し、適応指導教室および中学校で活用する。</p> |
| 主な取組 | 所管課 |
| | 学校教育支援センター |
| 項目4 不登校実態調査の実施 | |
| 目標 | 令和3年度および4年度にかけて不登校の実態を把握する調査を実施し、これまでの取組の検証と今後取り組むべき施策を明らかにする。 |
| 事業 成果 | <p>令和3年度予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校生徒追跡調査の実施 ・支援が必要な高校生年代へのアンケート等調査の実施 ・ふれあい月間における長期欠席児童・生徒調査の実施 ・学校状況調査の実施 |
| 今後の 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度調査の分析・まとめ ・民間の不登校児童・生徒支援事業に関する調査の実施 ・ふれあい月間における長期欠席児童・生徒調査の実施 ・学校状況調査の実施 |
| 所管課 | 教育指導課、学校教育支援センター |

| | |
|---------------------------------|--|
| 昨年度の点検・評価における 主な意見（教育委員・有識者） | <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ、不登校などについて、相談体制、学習支援などが整えられていることは評価できる。 ○ いじめ対応アプリの導入も時機を得ている。 ○ 不登校対策のため、適応指導教室、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、居場所支援事業等、効果的な施策を拡充していることは評価できる。 ○ スクールソーシャルワーカーの定期訪問を区立全小中学校で実施していることを評価する。 ○ 学習支援の場への交通手段が困難なケースへの対応が望まれる。 ○ 適応指導教室の増設も早期に取り組んでほしい。 ○ いじめや虐待の防止、早期対応のため、専門家やスクールカウンセラー等との連携、スクールロイヤー制度の整備を推進してほしい。 ○ スクールソーシャルワーカーによる不登校児童・生徒の支援の必要性がうかがわれる。今後も福祉事務所や子ども家庭支援センター等の関係機関との連携を強化し、スクールソーシャルワーカー事業を充実させて、子どもたちの不登校や虐待の未然防止、早期解決に努めてほしい。 |
| 昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年3月、上石神井において、適応指導教室・居場所支援事業を委託により開始した。 ○ 令和3年6月に、第二東京弁護士会と委託契約を締結し、スクールロイヤー制度を導入した。より効果的に制度を運用するため、スクールロイヤーと教育委員会とで定期的に情報連絡会を実施する。 ○ 情報連絡会の中で、スクールカウンセラー等と意見交換を行うことで、スクールロイヤーと専門家との連携強化を図る。 ○ 子ども家庭支援センター職員とスクールソーシャルワーカーの地区ごとの意見交換会を行い、意思疎通の強化、顔の見える関係作りに取り組んだ。 |

| 点検・評価欄 | 評価 | 特記事項 |
|--------|----|------|
| | | |

| | |
|------|--|
| | 3-② さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援 |
| 重点施策 | <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭環境などにより、様々な問題を抱える子どもたちや家庭に対し、福祉や保健などの関係機関が相互に協力して、一人ひとりにあった生活支援や学習支援を行います。 ○ 外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実します。 |

| | |
|-------|---|
| | 項目1 一人ひとりに応じた生活支援・学習支援の実施 |
| 目標 | 支援が必要な子どもの個に応じた学習支援・生活支援を行い、教育の機会均等を図る。 |
| 事業成果 | <p>(1) 学習支援</p> <p>経済的な支援を必要とする家庭の中学生3年生を対象に、基礎的学力および学習習慣の定着を図るために学習支援事業「中3勉強会」を、福祉部と連携して行っている。</p> <p>【平成30年度】 実施会場7か所、利用者248人、修了者228人、うち進路決定者228人 【令和元年度】 実施会場7か所、利用者279人、修了者259人、うち進路決定者259人 【令和2年度】 実施会場7か所、利用者221人、修了者212人、うち進路決定者212人</p> <p>(2) 経済的支援</p> <p>就学援助制度として、経済的に困窮している区立、国公立小中学生の児童・生徒の保護者に対して、学校でかかる費用の一部を支給している。</p> <p>【平成30年度】 小学校 要保護者 476人 (1.44%) 準要保護者 4,633人 (14.01%) 中学校 要保護者 309人 (2.35%) 準要保護者 2,622人 (19.95%) 【令和元年度】 小学校 要保護者 438人 (1.32%) 準要保護者 4,228人 (12.71%) 中学校 要保護者 292人 (2.23%) 準要保護者 2,482人 (18.98%) 小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給 279人 【令和2年度】 小学校 要保護者 379人 (1.13%) 準要保護者 4,096人 (12.24%) 中学校 要保護者 281人 (2.13%) 準要保護者 2,398人 (18.17%) 小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給 323人 ※ () 内は全児童・生徒数に対する割合</p> |
| 今後の取組 | <p>令和元年度から週2回の学習支援を行っている。引き続き利用者の要望に応じた対応を行う。より効果的な事業となるよう、利用者の意見を踏まえ充実を図る。</p> <p>就学援助制度については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、支給対象月の拡充、周知回数の増を行っている。引き続き、支援が必要な人に対し、適切に周知を行っていく。</p> |
| 所管課 | 学務課、学校教育支援センター |

項目2 外国人児童・生徒とその家庭への支援

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---|----------------|------------|-----------|---------|-----|--|---------------|------------|-----------|---------|-----|--|---------------|------------|-----------|---------|-----|--|------------------|--|---------------|-----|--------|-----|------|-----|--------------|-----|--------|-----|------|-----|--------------|-----|--------|-----|------|------|
| 目標 | 外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業成果 主な取組 | <p>(1) 入学意思等の確認 新小学1年生と新中学1年生に対し、区立学校への入学意思を確認する通知を送付した。また、在学年の学齢で就学先不明の場合は就学先を確認する通知を送付した（延べ人数）。</p> <table> <tr> <td>【平成30年度】入学確認通知</td> <td>新小学1年生126名</td> <td>新中学1年生48名</td> </tr> <tr> <td>就学先確認通知</td> <td>73名</td> <td></td> </tr> </table> <table> <tr> <td>【令和元年度】入学確認通知</td> <td>新小学1年生129名</td> <td>新中学1年生57名</td> </tr> <tr> <td>就学先確認通知</td> <td>40名</td> <td></td> </tr> </table> <table> <tr> <td>【令和2年度】入学確認通知</td> <td>新小学1年生124名</td> <td>新中学1年生67名</td> </tr> <tr> <td>就学先確認通知</td> <td>40名</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 日本語指導の実施 外国人児童・生徒が日本語を習得し、授業を受けることができるよう、日本語指導を行った。</p> <table> <tr> <td>【日本語指導を受けた児童・生徒】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成30年度 小学校31校</td> <td>61名</td> <td>中学校17校</td> <td>33名</td> <td>計48校</td> <td>94名</td> </tr> <tr> <td>令和元年度 小学校29校</td> <td>58名</td> <td>中学校17校</td> <td>31名</td> <td>計46校</td> <td>89名</td> </tr> <tr> <td>令和2年度 小学校43校</td> <td>95名</td> <td>中学校18校</td> <td>26名</td> <td>計61校</td> <td>121名</td> </tr> </table> <p>※関連事業 こども日本語教室（地域文化部地域振興課事業推進係）</p> | 【平成30年度】入学確認通知 | 新小学1年生126名 | 新中学1年生48名 | 就学先確認通知 | 73名 | | 【令和元年度】入学確認通知 | 新小学1年生129名 | 新中学1年生57名 | 就学先確認通知 | 40名 | | 【令和2年度】入学確認通知 | 新小学1年生124名 | 新中学1年生67名 | 就学先確認通知 | 40名 | | 【日本語指導を受けた児童・生徒】 | | 平成30年度 小学校31校 | 61名 | 中学校17校 | 33名 | 計48校 | 94名 | 令和元年度 小学校29校 | 58名 | 中学校17校 | 31名 | 計46校 | 89名 | 令和2年度 小学校43校 | 95名 | 中学校18校 | 26名 | 計61校 | 121名 |
| 【平成30年度】入学確認通知 | 新小学1年生126名 | 新中学1年生48名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 就学先確認通知 | 73名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【令和元年度】入学確認通知 | 新小学1年生129名 | 新中学1年生57名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 就学先確認通知 | 40名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【令和2年度】入学確認通知 | 新小学1年生124名 | 新中学1年生67名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 就学先確認通知 | 40名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【日本語指導を受けた児童・生徒】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年度 小学校31校 | 61名 | 中学校17校 | 33名 | 計48校 | 94名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 小学校29校 | 58名 | 中学校17校 | 31名 | 計46校 | 89名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和2年度 小学校43校 | 95名 | 中学校18校 | 26名 | 計61校 | 121名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 今後の取組 | <p>外国人の新小学1年生に送付していた区立学校への入学希望を確認する通知を新中学1年生にも拡大する。また、就学先が不明な外国人児童・生徒に就学先を確認するための通知の回数増や多言語化を進め、就学先の把握に努める。</p> <p>日本語等指導講師のさらなる確保に取り組む。 福祉部と連携した家庭への支援を拡充する。 日本語指導終了後の支援について検討する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所管課 | 学務課、教育指導課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|------------------------------|--|
| 昨年度の点検・評価における主要な意見（教育委員・有識者） | <ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭、外国籍の家庭、病弱な保護者の家庭の子どもたちが、増えているという。ヤングケアラーの存在も見逃せない。 ○ 学校現場での支援は限られているので、福祉的な社会支援が届けられるように、福祉部との連携を密にしてほしい。 ○ 「中3勉強会」の修了者が全員進路決定し、また9割の利用者が満足しているということを評価する。今後も取り組んでほしい。 ○ 生活困窮世帯への支援のため、就学援助や学習支援事業等の有意義な事業を推進している。引き続き、家庭や子どもたちのニーズに応じた取組を拡充してほしい。 |
|------------------------------|--|

| | |
|--------------------------------|--|
| 昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「中3勉強会」利用生徒および保護者にアンケートを実施した。利用者の全てが高校に進学し、そのほとんどが、入学後休まずに高校に通っていると回答している。また、中3勉強会に参加したことで、「勉強する習慣ができた」、「苦手科目が減り、前よりできるようになった」、「受験（受検）に役に立った」とのご意見をいただいた。引き続き、生徒一人ひとりに適した丁寧な学習支援を行い、学習意欲を引き起こし、全員が進路を決定できるよう、福祉部と連携しながら実施していく。 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、支給対象月の拡充、周知回数の増を行っている。引き続き、支援が必要な人に対し、適切に周知を行っていく。 |
|--------------------------------|--|

| 点検・評価欄 | 評価 | 特記事項 |
|--------|----|------|
| | | |

| | |
|------|--|
| 重点施策 | 3-③ 障害のある子どもたちなどへの支援 |
| | <p>○ 子どもたちや教員が障害に対する理解をより深めるよう、取り組みを充実します。</p> <p>○ ICT機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を進めます。</p> <p>○ 医療的ケアをはじめ特別な支援が必要な子どもと家庭に対し、保育・教育・福祉・保健などの関係機関が一体となって、切れ目のない支援を行います。</p> |

| | |
|------|---|
| 主な取組 | 項目1 障害理解への取組の充実 |
| | <p>目標 知的障害学級と通常の学級間で行われる学習だけでなく、都立特別支援学校と区立小中学校間の副籍交流の充実を図る。また、教員の専門性の向上と保護者に対する障害理解の啓発に努める。</p> |
| | <p>(1) 副籍交流の実施 知的障害学級と通常の学級間での交流や副籍交流においては、新型コロナウイルス感染症対策のために、交流内容に一部制約が生じた。 しかしながら、知的障害学級と通常の学級間においては、学校行事や休み時間等での交流を行った。また、副籍交流においては、Zoomを使用してオンラインで交流したり、クイズ形式でお便り交換を行うなど、それぞれ工夫しながら交流の充実を図ることができた。 さらに、副籍事例集を作成し、区ホームページの掲載や学校への周知を行うことによって、児童・生徒や保護者に対して、副籍交流制度の理解向上を図った。</p> |
| | <p>(2) 研修会の実施 【平成30年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間3回実施 特別支援教育研修会を年間1回実施。 【令和元年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間3回実施 特別支援教育研修会を年間1回実施。 【令和2年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間1回実施 ※新型コロナウイルス感染症の影響で年間2回の実施を予定していたが第1回を中止とした。 特別支援教育研修会を年間1回実施。</p> |
| | 今後の取組 引き続き、ICT機器を活用する等交流学習、副籍交流および特別支援教育に関する研修を充実させ、障害理解を推進していく。 |
| 所管課 | 学務課、教育指導課 |
| | 項目2 ICTを活用した学習支援の推進 |
| 事業成果 | <p>目標 ICT機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を推進する。</p> |
| | <p>事業成果 教室のICT環境の整備とあわせ、子どもたちに一人一台、タブレット端末の配備を完了した。 【令和2年度】 区立小中学校の特別支援教室等に教室ICT機器を配備した。 区立小中学校の全ての児童生徒へ、一人一台タブレット端末を配備した。</p> |

| | | |
|------|-------------------|--|
| 主な取組 | 今後の取組 | ICTを活用した指導方法について、教員の専門性向上を図る。 |
| | 所管課 | 教育施策課、教育指導課 |
| | 項目3 医療的ケア児支援体制の充実 | |
| | 目標 | 「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」に基づき、児童・生徒等の状況に合わせた医療的ケア支援を実施する。 |
| | 事業成果 | <p>平成29年度に「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」を策定し、たんの吸引や経管栄養、導尿の医療的ケアを必要とする子どもが安心して学校等に通えるよう、区では国に先行して医療的ケア児への支援充実を図った。</p> <p>令和2年度からは血糖値測定やインスリン注射を必要とする医療的ケア児への処置をモデル事業として実施している。</p> <p>【医療的ケアが必要な児童の受入実績】</p> <p>平成30年度 小学校4校、学童クラブ1館、保育園3園 合計8名 令和元年度 小学校6校、学童クラブ3館、保育園1園 合計10名 令和2年度 小学校10校、学童クラブ4館、保育園4園 合計18名</p> |
| | 今後の取組 | 令和3年6月に医療的ケア児支援法が成立したことを踏まえ、令和4年度末の新支援方針策定を目指し、検討を開始するとともに、訪問看護ステーションとの協働による練馬区ならではの支援体制を確立する。 |
| | 所管課 | 学務課、子育て支援課、保育課 |

| | |
|--------------------------------|--|
| 昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 副籍交流に関する事例集の作成を検討してほしい。 ○ インスリン注射対応の実施を含めて医療的ケア対応を拡充してほしい。 ○ 障害の有無に関わらず子どもは地域の一員であるという相互理解の促進を図ってほしい。 ○ 全小中学校に特別支援教室を開設して、効果的な特別支援教育を推進していることは評価できる。今後も、特別な支援教育の環境整備や教員の専門性の向上を推進してほしい。 ○ 特別支援教室教員の外部の専門家による指導に努めてほしい。 |
| 昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 副籍交流に関する事例集を作成し、区ホームページへの掲載・学校への周知を行った。 ○ インスリン注射対応は「血糖値測定等」として令和2年度から試行的に医療的ケアを開始している。今後は本格実施に向けて当方針に追加する予定である。 ○ 引き続き、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を通じて、互いを尊重し合う態度の育成に努める。 ○ 外部講師を招き、特別支援教室の巡回指導教員を対象とした研修を引き続き実施し、教員の専門性向上を図る。 |

| 点検・評価欄 | 評価 | 特記事項 |
|--------|----|------|
| | | |

○子育て分野

1 子どもと子育て家庭の支援の充実

| | | |
|------|----------------|---|
| 重点施策 | 1 -① 相談支援体制の充実 | |
| | 概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 子育てのひろばに加え、外遊びの場「おひさまぴよぴよ」などに相談員を配置し、乳幼児親子の身近な相談場所を拡充します。 ○ 自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるよう、オンラインを活用した相談機能と情報発信の取組を充実します。 |

| | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|---|--|---------------------------|------|-------------------------|-----|-----------------|-----|------------|----|-------------|----|
| 主な取組 | 項目1 乳幼児親子の身近な相談場所の拡充 | | | | | | | | | | | |
| | 目標 | 乳幼児を抱える保護者が身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができる環境を整備する。 | | | | | | | | | | |
| | 事業成果 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 公園で自然と触れ合いながら楽しめる外遊び型子育てのひろば「おひさまぴよぴよ」に育児の孤立化や虐待の防止を目的として令和元年度から相談員を配置している。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">おひさまぴよぴよ利用実績</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">配置か所</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】 22,504人</td> <td style="text-align: center;">7か所</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】 21,670人</td> <td style="text-align: center;">7か所</td> </tr> </table> ○ 児童館学童クラブ室を活用した子育てのひろば（にこにこ）に相談員を配置した。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">【令和元年度】 検討</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">配置</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】 2か所</td> <td style="text-align: center;">配置</td> </tr> </table> | おひさまぴよぴよ利用実績 | 配置か所 | 【令和元年度】 22,504人 | 7か所 | 【令和2年度】 21,670人 | 7か所 | 【令和元年度】 検討 | 配置 | 【令和2年度】 2か所 | 配置 |
| おひさまぴよぴよ利用実績 | 配置か所 | | | | | | | | | | | |
| 【令和元年度】 22,504人 | 7か所 | | | | | | | | | | | |
| 【令和2年度】 21,670人 | 7か所 | | | | | | | | | | | |
| 【令和元年度】 検討 | 配置 | | | | | | | | | | | |
| 【令和2年度】 2か所 | 配置 | | | | | | | | | | | |
| 今後の取組 | 引き続き「おひさまぴよぴよ」および「にこにこ」に相談員を配置するなど、相談場所の拡充を図っていく。 | | | | | | | | | | | |
| 所管課 | 子育て支援課、練馬子ども家庭支援センター | | | | | | | | | | | |
| 項目2 オンラインによる相談と情報発信の充実 | | | | | | | | | | | | |
| 主な取組 | 目標 | 自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるよう、オンラインを活用した相談機能や情報発信を充実させ、育児の孤立化を防ぐ。 | | | | | | | | | | |
| | 事業成果 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年5月より、子ども家庭支援センターにおいてweb会議システムを活用したオンラインひろばを開始した。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">【令和2年度】 109回実施 延べ1,096人参加</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">参加者数</td> </tr> </table> ○ 令和2年9月より、Web会議システムを活用した練馬こどもカフェ「オンライン版」を開催した。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">【令和2年度】 全8回開催 親子延べ20組参加</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">回数</td> </tr> </table> | 【令和2年度】 109回実施 延べ1,096人参加 | 参加者数 | 【令和2年度】 全8回開催 親子延べ20組参加 | 回数 | | | | | | |
| 【令和2年度】 109回実施 延べ1,096人参加 | 参加者数 | | | | | | | | | | | |
| 【令和2年度】 全8回開催 親子延べ20組参加 | 回数 | | | | | | | | | | | |
| 今後の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続きオンラインひろばを実施し、多胎児家庭交流会や保健相談所とのコラボ講座など内容を充実する。 ○ 引き続き練馬こどもカフェ「オンライン版」を実施し、在宅子育て世帯に相談や交流の機会を提供する。 | | | | | | | | | | | |
| 所管課 | こども施策企画課、練馬子ども家庭支援センター | | | | | | | | | | | |

| | |
|--------------------------------|---|
| 昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「おひさまびよぴよ」が子育て中の家族に期待され支持されていること、個別相談がオンラインによる実施も可能となったことなど評価できる。 ○ 子育てに関する疑問を気軽に相談できる「練馬こどもカフェ」が、オンラインによる実施も可能となったことは評価できる。 |
| 昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区内7か所で実施している「おひさまびよぴよ」に相談員を配置しており、今後「おひさまびよぴよ」増設に合わせ、相談員を配置していく。 ○ コロナ禍において外出を控えている親子が、自宅に居ても気軽に相談や保護者同士の交流ができるよう、引き続きオンラインによる子育てのひろばや練馬こどもカフェを実施していく。 |

| 点検・評価欄 | 評価 | 特記事項 |
|--------|----|------|
| | | |

| | | |
|------|------------------|---|
| 重点施策 | 1-② 新しい児童相談体制の充実 | |
| | 概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「練馬区虐待対応拠点」を活用して、区の地域に根差したきめ細かい支援と、都の広域的・専門的な支援を適切に組み合わせ、迅速かつ一貫した児童虐待への対応を実現します。 ○ 地域のきめ細かな支援として、親子支援や継続的な関わりが必要な子どもへのサポートを進めるとともに、妊娠期からの切れ目のないサポートとして、保健相談所との一体的支援を強化します。 |

| 主な取組 | 項目1 都との連携強化 | | | | | | | | |
|---------------------------|--|---|--------|------------|-----------------|----------|----------------|----------|----------------|
| | 目標 | 区子ども家庭支援センターによるきめ細やかな支援と、都児童相談センターによる広域的・専門的な支援との連携を強化することで、迅速かつ一貫した児童相談体制をさらに充実させる。 | | | | | | | |
| | 事業成果 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年7月、区子ども家庭支援センター内に都と共同で「練馬区虐待対応拠点」を設置した。これにより都区の日常的な情報共有が可能となり、虐待発生時の速やかな合同訪問や一時保護、家庭復帰後の親子支援につながるなどの成果が上がった。 ○ 練馬区虐待対応拠点における都区連携実績 【令和2年度】236件（令和2年7月から令和3年3月まで） ○ 平成29年6月に都と締結した児童相談体制強化についての協定に基づき区の管理職（通年1人、月2回1人）および一般職員（通年福祉・心理職各1人）の都児童相談センターへの派遣を実施した。 ○ 令和元年10月から都との協議を踏まえて、都児童相談センターから送致された事案対応を行った。 都児童相談センターからの事案送致数の推移 【令和元年度】94件※令和元年10月から令和2年3月まで 【令和2年度】232件 | | | | | | | |
| | 今後の取組 | 練馬区虐待対応拠点をさらに活用し、令和3年度から虐待通告を受けた時点で都区共通のチェックリストを用いて初期対応機関の振り分けを行うことで、迅速に都区それぞれの強みを活かした支援につなげる。 | | | | | | | |
| | 所管課 | 練馬子ども家庭支援センター | | | | | | | |
| 項目2 子ども家庭支援センターによる支援体制の充実 | | | | | | | | | |
| 目標 | 職員の増員や係の新設、事業の充実など、区子ども家庭支援センターによる支援体制を充実させることで、増加する相談に対してきめ細やかな対応をする。 | | | | | | | | |
| | 事業成果 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 前年度に引き続き、令和2年度も相談員を6名増員し、児童虐待案件だけでなく、増加する子育ての悩みや養育不安等の相談にも丁寧な対応を行った。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 40%;">児童相談件数</th> <th style="text-align: right; width: 30%;">職員数（うち相談員）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">【平成30年度】 6,402件</td> <td style="text-align: right;">46人（31人）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">【令和元年度】 6,589件</td> <td style="text-align: right;">53人（34人）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">【令和2年度】 7,518件</td> <td style="text-align: right;">61人（39人）</td> </tr> </tbody> </table> | 児童相談件数 | 職員数（うち相談員） | 【平成30年度】 6,402件 | 46人（31人） | 【令和元年度】 6,589件 | 53人（34人） | 【令和2年度】 7,518件 |
| 児童相談件数 | 職員数（うち相談員） | | | | | | | | |
| 【平成30年度】 6,402件 | 46人（31人） | | | | | | | | |
| 【令和元年度】 6,589件 | 53人（34人） | | | | | | | | |
| 【令和2年度】 7,518件 | 61人（39人） | | | | | | | | |

| | | |
|------|-------|--|
| 主な取組 | 事業成果 | <ul style="list-style-type: none"> ○ スーパーバイザーとして、医師や学識経験者に加えて、令和元年度から弁護士と児童相談所OB(児童福祉司)による助言指導を実施した。 ○ 施設でのショートステイ事業に加えて、登録家庭による「家庭型子どもショートステイ事業」を令和3年1月から実施した（登録家庭：8家庭）。 ○ 児童相談業務における、対面による新型コロナウイルス感染の懸念の解消策として、ビデオ通話システムを活用することで、直接会わずに保護者との面談や児童の安否確認ができる環境を整備した。 |
| | 今後の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 面前DV等の虐待における初期対応を担当する係の新設により迅速な初動対応を図るとともに、養育不安を抱えるなど継続的な関わりを必要とするケースへの支援に相談担当が注力できる体制を構築する。 ○ 増加する児童相談や虐待通告への丁寧な対応を図るため、福祉や保健師等の専門職員の充実を図る。親権等法的判断を含む相談や児童相談所からの事案送致への対応にあたっては、スーパーバイザーからの助言等が有効であるため、引き続きスーパーバイザーを配置する。 ○ 児童相談業務は訪問等による対面を原則とするが、コロナ禍に応じた取り組みとして、引き続きビデオ通話システムを活用する。 |
| | 所管課 | 練馬子ども家庭支援センター |

| | |
|-----------------------------|---|
| 昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者） | <ul style="list-style-type: none"> ○ すくすくアドバイザーの配置や、都児童相談センターとの連携等の効果的な相談体制をすすめていると評価する。今後も、子育ての相談体制の整備や練馬区虐待対応拠点の活用を推進して、子育て家庭のニーズに応じた助言や対応、情報提供を強化してほしい。 ○ 練馬区虐待対応拠点として、都区で専門職を含めた職員による協議が、速やかに進められる体制が整ったことは評価する。 ○ スーパーバイザーに弁護士2名と児相OBが加わったことに期待する。 ○ スタッフが訪問巡回を図っていることも虐待防止のために成果を期待できると考える。 ○ 要支援家庭のショートステイ事業を生後2ヶ月からとしたことは、産後うつともいわれる時期に大変有効である。引き続き支援に取り組んでほしい。 ○ 要保護児童対策地域協議会の構成関係機関に都立高校が参画できるよう継続して進めてほしい。 |
|-----------------------------|---|

| | |
|--------------------------------|--|
| 昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 練馬区虐待対応拠点の設置によって都区の専門職員による日常的な情報共有が可能となり、迅速な一時保護につなげる等、都区連携は確実に成果を上げている。 ○ スーパーバイザーの助言・指導により体制強化が図られている。 ○ 今後も都からの事案送致数の増加が予測される等、増加する児童相談に対応するため、区子ども家庭支援センターの体制強化と都児童相談センターとの連携をさらに深める。 ○ 令和2年度に要綱を改正し、都立高校も構成員として要保護児童対策地域協議会に加わった。要保護児童対策地域協議会の構成員については、適切な支援を図るために必要な情報交換や支援内容の協議ができるよう、必要な機関に参加いただくよう今後も検討していく。 |
|--------------------------------|--|

| 点検 ・評価欄 | 評価 | 特記事項 |
|------------|----|------|
| | | |

| | |
|------|---|
| 重点施策 | 1-③ 支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実 |
| | <p>○ 発達に不安のある親子対象の「のびのびひろば」を区内5か所の子ども家庭支援センターで実施し、身近なところで相談できるようにします。</p> <p>○ 障害のある子どもが安心して保育サービスを利用できるよう、障害などの特性に合わせたきめ細かな支援を充実します。</p> <p>○ ひとり親家庭などに対して、子育てに必要な支援に努めます。</p> |

| | |
|------|---|
| 主な取組 | 項目1 発達の不安や障害のある親子支援の充実 |
| | <p>目標 子どもの発達に不安のある親子が自由に遊べる場「のびのびひろば」を提供し、親同士の情報交換や交流を図り、児童虐待の予防につなげる。</p> |
| | <p>事業成果 ○ 平成30年4月より5か所の子ども家庭支援センターで、発達に不安のある親子を対象にしたひろば事業「のびのびひろば」を開始。令和元年度に実施回数を月2回（1施設のみ月1～2回）に拡大した。 【平成30年度】5施設月1回実施 【令和元年度】4施設月2回実施、1施設月1～2回実施 【令和2年度】4施設月2回実施、1施設月1～2回実施 ○ 令和2年度よりファミリーサポート事業の軽度障害児受入を開始した。</p> |
| | <p>今後の取組 引き続き、関係機関と連携のうえ発達に不安のある親子を対象にしたひろば事業を実施するとともに、実施回数の増について検討する。また、障害児を養育する家庭を支援するため、ファミリーサポート事業における軽度障害児の受入れを継続する。</p> |
| | 所管課 練馬子ども家庭支援センター |
| | 項目2 障害児保育の充実 |
| | <p>目標 障害児に対する専門的知識・技術・具体的支援方法等について、保育所の職員が学ぶ機会を設け障害児保育のサービス向上を図る。</p> |
| | <p>事業成果 ○ 区立保育所において、専門の指導員による巡回指導を実施した。 【平成30年度】巡回指導回数 178回 【令和元年度】巡回指導回数 174回 【令和2年度】巡回指導回数 118回 ○ 区内保育施設職員向けに障害児保育研修を実施した。 【平成30年度】10件 受講者数490名 【令和元年度】10件 受講者数668名 【令和2年度】3件 受講者数191名</p> |
| | <p>今後の取組 令和3年度からは区立保育所に加え、私立保育所でも障害児保育巡回指導を実施し、障害児の受け入れの促進および障害児保育のサービス向上を図る。</p> |
| | 所管課 保育課 |

| | | |
|------|-----------------|---|
| 主な取組 | 項目3 ひとり親家庭等への支援 | |
| | 目標 | ひとり親家庭に児童扶養手当、児童育成手当を支給し、また医療費の一部を助成することで、児童の福祉の増進を図る。 |
| | 事業成果 | <p>【平成30年度末現在】 支給対象児童数 児童扶養手当 5,561人 児童育成手当 7,370人 対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成 3,328世帯 4,783人</p> <p>【令和元年度末現在】 支給対象児童数 児童扶養手当 5,318人 児童育成手当 7,082人 対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成 3,194世帯 4,566人</p> <p>【令和2年度末現在】 支給対象児童数 児童扶養手当 5,055人 児童育成手当 6,840人 対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成 3,087世帯 4,408人</p> |
| | 今後の取組 | 生活福祉課ひとり親家庭支援係による相談支援と連携しながら、各手当の支給および医療費の助成を適切に行うことにより、児童の福祉の増進に努めていく。 |
| 所管課 | | 子育て支援課 |

| | |
|--------------------------------|--|
| 昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある子どもへの支援や児童虐待の予防、要支援家庭の早期発見の支援の体制を強化してほしい。 ○ 軽度障害児の受け入れを開始したファミリーサポートは、多様なニーズに応えていると評価する。 |
| 昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、関係機関と連携のうえ子どもの発達に不安のある親子を対象とした「のびのびひろば」を実施し、児童虐待の予防に取り組む。 ○ 生活福祉課ひとり親家庭支援係との連携を図り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親家庭への支援について周知を強化して取り組んでいく。 ○ 巡回指導を通じて、障害のある子どもたちが健康かつ安定的に園生活を送れるように支援する。 ○ 軽度障害児の受け入れを行うため、ファミリーサポートの援助会員に対し引き続き研修を実施していく。 |

| 点検・評価欄 | 評価 | 特記事項 |
|--------|----|------|
| | | |

2 子どもの教育・保育の充実

| | | |
|------|----------------------|---|
| 重点施策 | 2-① 家庭での子育て支援サービスの充実 | |
| | 概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間のカフェと協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックス出来る場を提供するとともに、私立幼稚園や保育事業者等の協力を得て、子育て講座等を実施する「練馬こどもカフェ」を拡大します。 ○ 親子で遊んだり保護者同士が交流できる、民設子育てのひろばと外遊びの場「おひさまびよびよ」を増設します。 ○ 子育て支援団体と協働し、子どもの心身の発達や社会性を育む外遊び事業を実施します。 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|--|--|-----------------------------------|---------|----------|----------|-----------------|-----|---------|-----------------|-----|---------|-----------------|
| 主な取組 | 項目1 練馬こどもカフェの拡充 | | | | | | | | | | | | |
| | 目標 | 在宅子育て世帯への支援の充実を図るとともに、地域全体で子育てを支え合う環境づくりを推進する。 | | | | | | | | | | | |
| | 事業成果 | <p>令和元年度に事業を開始。区立施設ではない身近な場所で、保護者同士が交流したり地域の幼稚園教諭や保育士、栄養士、看護師等といった子育ての専門家に相談したり、子どもと一緒にリフレッシュできる場を提供している。</p> <p>【令和元年度】3か所 全40回開催 親子延べ171組参加 (新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月は開催中止)</p> <p>【令和2年度】5か所 全25回開催 親子延べ93組参加 (新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4～6月および令和3年1月～3月21日は開催中止) ※この他オンライン版を全8回開催 親子延べ20組参加 【再掲】</p> | | | | | | | | | | | |
| | 今後の取組 | 令和3年度には新たに実施場所を1店舗追加し、全6店舗で事業を開催する。開催にあたっては、新たに、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを策定した。引き続き、練馬こどもカフェの拡充に取り組んでいく。 | | | | | | | | | | | |
| | 所管課 | こども施策企画課 | | | | | | | | | | | |
| | 項目2 子育てのひろばの増設 | | | | | | | | | | | | |
| | 目標 | 親子が気軽に交流できる子育てのひろばの拡充等に取り組み、安心して子育てのできる環境を整備する。 | | | | | | | | | | | |
| | 事業成果 | <p>0～3歳の乳幼児親子が自由に来室する子育てのひろばや公園で自然と触れ合う「おひさまびよびよ」を整備している。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">子育てのひろばおよび「おひさまびよびよ」の設置状況（各年度末時点）</td> <td style="text-align: center;">子育てのひろば</td> <td style="text-align: center;">おひさまびよびよ</td> </tr> <tr> <td>【平成30年度】</td> <td>公設 11か所／民設 15か所</td> <td>6か所</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>公設 11か所／民設 16か所</td> <td>7か所</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】</td> <td>公設 11か所／民設 16か所</td> <td>7か所</td> </tr> </table> | 子育てのひろばおよび「おひさまびよびよ」の設置状況（各年度末時点） | 子育てのひろば | おひさまびよびよ | 【平成30年度】 | 公設 11か所／民設 15か所 | 6か所 | 【令和元年度】 | 公設 11か所／民設 16か所 | 7か所 | 【令和2年度】 | 公設 11か所／民設 16か所 |
| 子育てのひろばおよび「おひさまびよびよ」の設置状況（各年度末時点） | 子育てのひろば | おひさまびよびよ | | | | | | | | | | | |
| 【平成30年度】 | 公設 11か所／民設 15か所 | 6か所 | | | | | | | | | | | |
| 【令和元年度】 | 公設 11か所／民設 16か所 | 7か所 | | | | | | | | | | | |
| 【令和2年度】 | 公設 11か所／民設 16か所 | 7か所 | | | | | | | | | | | |
| 今後の取組 | 引き続き「民設子育てのひろば」と「おひさまびよびよ」の拡充に取り組んでいく。 | | | | | | | | | | | | |
| 所管課 | 練馬子ども家庭支援センター | | | | | | | | | | | | |

| | |
|------|--|
| | 項目3 公園等を活用した外遊びの取組 |
| 主な取組 | 目標 屋外での活動を通じて、子どもの心身の発達や社会性を育む環境を整備する。 |
| | 事業成果 区内の民間子育て支援団体と協働し、区内の自然を活用した外遊び体験の場を提供している。 【平成30年度】参加者数 16,265人 【令和元年度】参加者数 16,125人 【令和2年度】参加者数 12,895人 |
| | 今後の取組 引き続き、外遊びの場提供事業を実施し、外遊びを通じた子どもの成長を支援する。 |
| | 所管課 子育て支援課 |

| | |
|---------------------------------|---|
| 昨年度の点検・評価における主要な意見（教育委員・有識者） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 子育てのひろばの整備、プレーパークや「おひさまびよびよ」、乳幼児一時預かり事業など、有意義な事業を推進している。引き続き、子どもや家庭のニーズに応じた多様な子育て支援サービスを拡充して、子どもの心身の健全な発達や社会性を育んでほしい。 ○ 乳幼児一時預かり事業については、インターネット予約の運用により、より多くの利用者が増えることも期待される。更なる充実を期待する。 |
| 昨年度の主要な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 民設子育てのひろばや「おひさまびよびよ」の増設、乳幼児一時預かり事業のキャッシュレス決済導入に向けて取り組むなど、子どもや家庭のニーズに応じた多様な子育て支援サービスの充実を推進していく。 |

| 点検・評価欄 | 評価 | 特記事項 |
|--------|----|------|
| | | |

| | | |
|------|---------------|--|
| 重点施策 | 2-② 練馬こども園の充実 | |
| | 概要 | ○ 幼稚園において、通年で9時間から11時間の預かり保育や、0～2歳児の預かり保育を行う区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」を拡大します。 |

| | | |
|------|---------------|---|
| 主な取組 | 項目1 練馬こども園の拡大 | |
| | 目標 | 「練馬こども園」を拡大し、保護者のニーズに応じて子どもの教育や保育サービスが選択できる |
| | 事業成果 | 平成27年度に制度創設。令和元年度には、新たな仕組みとして短時間型（9時間以上11時間未満）および低年齢型（0～2歳）を創設した。 【平成30年度】認定園数：16園（定員：1,365名） 【令和元年度】認定園数：20園（定員：1,429名） 新規認定：4園（標準型1園、短時間型1園、低年齢型2園（うち1園は、標準型として既に認定している園と重複）） 【令和2年度】認定園数：22園（定員：1,569名） 新規認定：2園（標準型1園、短時間型1園） |
| | 今後の取組 | 引き続き、認定園と定員の拡大に取り組んでいく。 |
| | 所管課 | こども施策企画課 |

| | |
|---------------------------------|---|
| 昨年度の点検・評価における主要な意見（教育委員・有識者） | ○ 練馬区独自の幼保一元化の取り組みを評価する。 ○ 練馬こども園の拡大が進み、幼稚園での長時間預かりが可能となるなど保護者の選択の幅が広がった。今後も各園の教育内容の充実が期待される。 ○ 現場を支えるスタッフの待遇改善、研修参加などに配慮し、快適な環境を整えていってほしい。 ○ 練馬こども園の拡大、短時間型や低年齢型の預かり保育の導入は、幼児教育・保育サービスの充実を図っていると評価する。 |
| 昨年度の主要な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性 | ○ 引き続き、練馬こども園の拡大を推進し、保護者の希望に応じた教育・保育サービスの提供につなげていく。 ○ 私立幼稚園に対する各種補助制度の周知や研修参加を促していく。 ○ 各私立幼稚園の教育方針や職員体制等を踏まえ、練馬こども園（標準型・短時間型・低年齢型）の提案に取り組んでいく。 |

| 点検・評価欄 | 評価 | 特記事項 |
|--------|----|------|
| | | |

| | |
|------|--|
| 重点施策 | 2-③ 保育サービスの充実 |
| | <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所の待機児童解消を目指して、私立認可保育所の誘致などにより、定員を拡大します。 ○ 保護者の利便性の向上等を図るため、窓口や保育施設におけるICT化を推進します。 ○ 東京都福祉サービス第三者評価の受審を促進するなど、保育サービス水準の向上を図ります。 |

| | |
|------|---|
| 主な取組 | 項目1 保育施設の定員拡大 |
| | <p>目標</p> <p>認可保育所190所（定員16,011名）</p> |
| | <p>事業成果</p> <p>保育施設の新規整備により定員拡大を行った結果、待機児童数ゼロを達成した。</p> <p>【平成31年4月1日現在】 認可保育所 165所（定員14,760名） 待機児童数 14名</p> <p>【令和2年4月1日現在】 認可保育所 181所（定員15,601名） 待機児童数 11名</p> <p>【令和3年4月1日現在】 認可保育所 190所（定員16,218名） 待機児童数 0名</p> |
| | <p>今後の取組</p> <p>待機児童ゼロを継続できるよう、地域や年齢ごとのニーズをきめ細かく把握し、引き続き認可保育所の定員拡大を図る。</p> |
| | 所管課 保育課 |
| | 項目2 窓口や保育施設のICT化の推進 |
| 事業成果 | <p>目標</p> <p>ICTを活用した「来庁不要型窓口」の推進 区立保育所（委託園）におけるICTの導入推進</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度から、LINEを活用して条件に合った保育園の検索やチャットボットによる問合せ、子育て分野の情報配信といった保活支援サービスを開始した。また、保育課窓口のweb予約や入園申込の手続き案内動画の配信を行った。 ○ 令和2年度に区立委託園（1園）でICT（登降園時刻の管理、連絡帳、お便り、身体計測記録、保育日誌等の事務をデジタル化するシステム）の試行導入を開始した。 |
| | <p>今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、“保活”の入口から出口、そして入園後まで全ての手続を区役所に行かずに入力やスマートフォン等で完結する仕組みの構築を進める。 ○ 区立保育園（委託園）へのICT導入を進めていくとともに、区立保育園（直営園）へもICTを導入する。 ○ 新設する私立認可保育所に加え、既存のICT未導入の保育施設に対して導入を働きかける。 |
| 所管課 | 保育課、保育計画調整課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|---|------------|-----------|------------|---------|-----------|------------|---------|-----------|------------|----------|--------------|------|-------|-----|------|---------|--------------|------|-------|-----|------|---------|--------------|------|-------|-----|------|---------|----------------|
| 項目3 保育サービス水準の向上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目標 | 東京都福祉サービス第三者評価の受審を促進するなど、保育サービス水準の向上を図る。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主な取組 事業成果 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区内保育施設に東京都福祉サービス第三者評価の受審補助を行っている。 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">【平成30年度】</td> <td>区立保育園 22件</td> <td>私立保育所等 24件</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>区立保育園 18件</td> <td>私立保育所等 26件</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】</td> <td>区立保育園 20件</td> <td>私立保育所等 48件</td> </tr> </table> ○ 区内保育施設に区立保育所園長経験者等による巡回支援を行っている。 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">【平成30年度】</td> <td>私立保育所等 242施設</td> <td>362回</td> </tr> <tr> <td>区立委託園</td> <td>20園</td> <td>138回</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>私立保育所等 270施設</td> <td>402回</td> </tr> <tr> <td>区立委託園</td> <td>22園</td> <td>368回</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】</td> <td>私立保育所等 272施設</td> <td>272回</td> </tr> <tr> <td>区立委託園</td> <td>24園</td> <td>536回</td> </tr> </table> ○ 全ての区内保育施設職員向けに研修を実施した。 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">【令和2年度】</td> <td>22回 受講者数1,302名</td> </tr> </table> ○ 東京都指定キャリアアップ研修の練馬区での実施の検討を行った。 | 【平成30年度】 | 区立保育園 22件 | 私立保育所等 24件 | 【令和元年度】 | 区立保育園 18件 | 私立保育所等 26件 | 【令和2年度】 | 区立保育園 20件 | 私立保育所等 48件 | 【平成30年度】 | 私立保育所等 242施設 | 362回 | 区立委託園 | 20園 | 138回 | 【令和元年度】 | 私立保育所等 270施設 | 402回 | 区立委託園 | 22園 | 368回 | 【令和2年度】 | 私立保育所等 272施設 | 272回 | 区立委託園 | 24園 | 536回 | 【令和2年度】 | 22回 受講者数1,302名 |
| 【平成30年度】 | 区立保育園 22件 | 私立保育所等 24件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【令和元年度】 | 区立保育園 18件 | 私立保育所等 26件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【令和2年度】 | 区立保育園 20件 | 私立保育所等 48件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【平成30年度】 | 私立保育所等 242施設 | 362回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区立委託園 | 20園 | 138回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【令和元年度】 | 私立保育所等 270施設 | 402回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区立委託園 | 22園 | 368回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【令和2年度】 | 私立保育所等 272施設 | 272回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区立委託園 | 24園 | 536回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【令和2年度】 | 22回 受講者数1,302名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 今後の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、区内保育施設に東京都福祉サービス第三者評価の受審補助や巡回支援を行っていく。 ○ 区内全ての保育施設職員向けに、引き続き研修を実施していくとともに、東京都指定キャリアアップ研修の練馬区での実施を検討する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所管課 | 保育課、保育計画調整課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--------------------------------|--|
| 昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 認可保育所等の定員拡大による待機児童の解消を推進し、延長保育実施園や病児・病後児保育施設を拡充して、保育サービスの充実を図っていると評価できる。 ○ 保育の質や環境の維持・向上だけでなく、職員の勤務に負担がかかっていないかの職場内研修の充実、また施設長の指導などの対策も検討してほしい。 ○ オンラインによる選定システムの導入は、保護者にも負担軽減となり、また全体を俯瞰できることでより精度の高い選択が可能となることを期待する。 |
| 昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 待機児童ゼロを継続できるよう、令和4年4月に向けて新たに認可保育所7か所（定員381名）開設し、定員を拡大する。 ○ 区内保育事業者の研修の充実のために、区自ら東京都指定の保育士等キャリアアップ研修の実施を目指す。 ○ 入園申込み等の手続のオンライン化は、国の「自治体DX推進計画」や自治体の業務システムの仕様を国が標準化する法律が制定されたことを受け、令和4年度末までにマイナポータルを活用した手続のオンライン化を目指す。 |

| 点検・評価欄 | 評価 | 特記事項 |
|--------|----|------|
| | | |

3 子どもの居場所と成長環境の充実

| | | |
|------|-----------------------|---|
| 重点施策 | 3-① 安全で充実した放課後の居場所づくり | |
| | 概要 | ○ 学童クラブの校内化を進めるとともに、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」それぞれの機能や特色を生かしながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」の早期全校実施を目指します。 |

| | | |
|------|----------------|--|
| 主な取組 | 項目1 ねりっこクラブの拡大 | |
| | 目標 | すべての小学生が安全で充実した放課後や長期休業を過ごすことができる環境を整備するため、ねりっこクラブの早期全校実施を目指す。 |
| | 事業成果 | <p>【平成31年4月1日現在】 実施校数 19校（新規実施6校：豊玉東小、開進第三小、田柄小、光が丘第八小、石神井台小、上石神井小）</p> <p>【令和2年4月1日現在】 実施校数 27校（新規実施8校：仲町小、練馬小、光が丘春の風小、光が丘秋の陽小、石神井東小、大泉第三小、大泉学園緑小、八坂小）</p> <p>【令和3年4月1日現在】 実施校数 37校（新規実施10校：開進第一小、開進第二小、開進第四小、練馬第二小、練馬東小、旭町小、下石神井小、大泉第一小、大泉第六小、大泉南小）</p> <p><その他> ねりっこ学童クラブを入会待機となった児童を対象に、ひろば事業終了後のひろば室を活用して、学童クラブに準ずる安全な居場所を提供する「ねりっこプラス」の実施に向けて準備を行った。</p> |
| | 今後の取組 | 引き続き、ねりっこクラブの全校実施に向けて取り組んでいく。また、新たな待機児童対策である「ねりっこプラス」を、待機児童がいる全ねりっこクラブ実施校で実施する。 |
| | 所管課 | 子育て支援課 |

| | |
|------------------------------|---|
| 昨年度の点検・評価における主要な意見（教育委員・有識者） | ○ ねりっこクラブを早期に全校開設できるよう取り組んではほしい。 |
| | ○ ねりっこクラブや夏休み居場所づくり事業を計画的に拡充し、受け入れが広がったことを評価する。すべての子どもたちの居場所があることも評価できる。引き続き、子どもたちが楽しく生活や学習ができる、安全で充実した放課後居場所づくり事業を推進してほしい。 |

| | |
|--------------------------------|---|
| 昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年4月に向けて、新たに8校（豊玉第二小、中村小、北町小、光が丘夏の雲小、石神井西小、大泉小、大泉東小、大泉北小）でねりっこクラブ実施の準備を進めている。 ○ ねりっこクラブ開始の前年度に、校内に学童クラブがある小学校において、夏休みの居場所づくり事業を確実に行っている。 ○ 令和3年4月に区独自の新たな学童クラブ待機児童対策として、学童クラブとひろば事業の一体的な運営のメリットを活かした「ねりっこプラス」を開始した。 |
|--------------------------------|---|

| 点検・評価欄 | 評価 | 特記事項 |
|--------|----|------|
| | | |

| | |
|------|--|
| 重点施策 | 3-② 児童館機能の充実 |
| | <p>○ 乳幼児親子の身近な相談場所として「にこにこ」の相談員を拡大とともに、子育て関連施設への出前児童館を充実します。</p> <p>○ 中高生同士が気軽に話す場、職員が個々の成長に寄り添い悩みや相談を受け止める場として、中高生居場所づくり事業を充実します。</p> |

| | |
|------|--|
| 主な取組 | 項目1 乳幼児親子向けの児童館機能の充実 |
| | <p>目標 乳幼児保護者が気軽に相談できたり、子育てに関する情報が収集できるなど地域の子育て支援の拠点として区民や地域団体との連携を強化する。</p> |
| | <p>事業成果 ○ 児童館学童クラブ室を活用した子育てのひろば「にこにこ」に相談員を配置した。 【令和元年度】検討 【令和2年度】2か所配置 ○ 保健相談所等の子育て関連施設への出前児童館を実施した。 【令和元年度】保健相談所と調整・試行実施 【令和2年度】子育てのひろば「ぴよぴよ」と児童館とでペアをつくり連携を開始 新型コロナウイルス感染拡大防止のため出前児童館の実施は縮小したが、乳幼児親子の居場所を紹介した冊子を児童館が作成し、保健相談所と「ぴよぴよ」にて利用者へ配付</p> |
| | <p>今後の取組 児童館と地域の子育て関連施設の連携を強化し、児童館が身近な子育て支援施設であることをPRしていく。</p> |
| | 所管課 子育て支援課 |
| 主な取組 | 項目2 中高生居場所づくり事業の充実 |
| | <p>目標 中高生の相談機能を強化し、必要に応じて関係機関へつなぐ。</p> |
| | <p>事業成果 ○ 中高生の居場所と自己実現の場として平成18年度に開始した事業で、平成28年度からは全児童館で実施し、交流や音楽活動等を行っている。 ○ 令和元年度から、皆で食べ（飲み）ながら、皆で話し、児童館職員が個々の児童に寄り添うことで、「相談」機能を強化する「中高生カフェ」を実施している。 【令和元年度】検討、11館で試行実施 【令和2年度】6館で実施（飲食しながら皆で話す事業であることから、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため回数や実施館を縮小）</p> |
| | <p>今後の取組 新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで実施を進める。</p> |
| | 所管課 子育て支援課 |

| | |
|--------------------------------|--|
| 昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の子どもたちのたまり場としての児童館は、子どもはもちろん、保護者たちにとっても気軽に相談できる場所となっている。高校生の居場所にもなり、身近な大人である職員とのつながりにも成果がみられる。 ○ 児童館機能を見直し、乳幼児や保護者、小学生とともに、中高生の居場所づくりを推進していることは評価できる。 ○ 中高生の居場所づくり事業として、関係機関と連携しながらの支援、また職員のスキルアップ研修を引き続き組んでほしい。 ○ 中高生の居場所づくり事業が親や教員以外の話せる大人との関わりにより、自然に将来や友人との悩みを相談できる場所となることを期待する。 ○ 児童館が子どもたちのよりよい居場所になるように、健全育成や自己実現の場としての活動を充実させてほしい。 ○ 学校だけでなく、生きる力を引き出す役割を担うのが地域の児童館の可能性だと考える。 |
| 昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童館の学童クラブ室を活用した子育てのひろば「にこにこ」へ相談員を配置し、乳幼児と保護者向けのサービスの充実を図っている。 ○ 保健相談所や子育てのひろば「ぴよぴよ」への出前児童館を実施し、関係機関と連携しながら乳幼児親子を支援している。 ○ 中高生居場所づくり事業において、中高生同士や職員と一緒に気軽に話す場「中高生カフェ」を実施している。 ○ 中高生の悩み等に児童館職員が寄り添えるようにLGBTs研修や不登校児への支援についての研修、怒りを鎮めるためのアンガーマネジメント研修等を実施し、引き続き、職員のスキルアップを図っている。 ○ 各児童館で課題を情報共有し、望ましい実施方法を検討したうえで、事業の着実な実施に結びつけていく。 |

| 点検・評価欄 | 評価 | 特記事項 |
|--------|----|------|
| | | |

| | | |
|------|----------------------|---|
| 重点施策 | 3-③ 青少年の健全育成・若者の自立支援 | |
| | 概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区民との協働により、青少年の野外活動や地域交流の活動を進めるとともに、青年リーダーの養成などを通じて、若者が企画・運営に携わる事業を増やすします。 ○ 若年無業者（ニート）やひきこもり、高校中退等により、自立への支援が必要な若者に対し、関係機関や協力事業者等と連携して、相談・支援を行います。 |

| | | |
|----------------------------|-------------------------|--|
| 主な取組 | 項目1 青少年の野外活動・地域交流事業等の推進 | |
| | 目標 | 区民との協働により、地域団体とともに青少年の野外活動や地域交流の活動を進める。 |
| | 事業成果 | <p>青少年育成地区委員会（17地区）では、青少年の健全育成のため、野外活動（キャンプ、いも堀り等）、文化事業（カルタ大会、折り紙教室等）や地区祭、清掃活動などの事業を実施している。</p> <p>【平成30年度】実施事業数 392事業 参加者延人数 73,976人 【令和元年度】実施事業数 271事業 参加者延人数 68,290人 【令和2年度】実施事業数 59事業 参加者延人数 4,121人</p> |
| | 今後の取組 | 青少年が様々な年齢の人と交流し、実際の体験を通して自立心や社会性を養えるよう、引き続き地域の特色を生かした事業を進めていく。 |
| | 所管課 | 青少年課 |
| 項目2 青年リーダーの養成、若者の企画運営事業の推進 | | |
| 事業成果 | 目標 | 青年リーダーの養成内容を充実するとともに、青年リーダーなどの若者が企画・運営に携わる事業の機会を増やす。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学5年生から中学3年生までを対象に、キャンプやレクリエーション活動などの講習を実施し、地域における様々な活動で中心的役割を担うジュニアリーダーを養成している。 <p>【平成30年度】初級受講生216人、中級受講生84人 【令和元年度】初級受講生210人、中級受講生88人 【令和2年度】初級受講生162人、中級受講生88人</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ジュニアリーダー養成講習会の中級を修了した15～23歳で青年リーダーとして登録した人を対象に、講習会を実施している。 <p>【平成30年度】計4回 参加人数延121名（登録者：79人） 【令和元年度】計3回 参加人数延114名（登録者：83人） 【令和2年度】中止（登録者：84人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年館において、若者が企画・運営に携わる取組を行っている。 <p>【令和元年度】1講座 参加人数延30人 【令和2年度】4講座 参加人数延134人</p> |
| | 今後の取組 | ジュニアリーダーや青年リーダーの養成講習会において、様々な地域活動を体験するなど内容を充実する。また、若者が青少年育成地区委員会や学校などの地域活動に携わる機会を増やすため、働きかけを強化していく。 |
| | 所管課 | 青少年課 |

| | |
|--------------|--|
| | 項目3 若者の自立に向けた相談・支援 |
| 目標 | 若年無業者（ニート）やひきこもり状態の若者に対して、相談・支援の受け皿や就労支援に向けた技能講習等の充実と関係団体などとの連携を進める。 |
| 主な取組 事業成果 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 就労が困難な若者等（15歳～49歳）に対する相談や就労に必要な技能講座、就労体験、保護者に対するセミナー等を実施した。 【令和2年度実績】 相談・支援 延べ3,578人 延べ進路決定者数 35人 ○ 令和2年6月に不登校やひきこもり状態などで孤立し、社会とのつながりを失っている方に対して、社会とつながり直す機会として春日町青少年館内に居場所を開設。 【令和2年度実績】 開所日 193日 利用者 実人数123人 延べ利用者数1,428人 |
| 今後の取組 | 就労に向けた技能講習等の充実と区内産業団体等との情報交換など連携を深める取組を行う。また、不登校やひきこもりの実態把握などを含めた関係機関との連携強化やアウトリーチを行っていく。 |
| 所管課 | 青少年課 |

| | |
|---------------------------------|---------------|
| 昨年度の点検・評価における主要な意見（教育委員・有識者） | <大綱改定に伴う新設項目> |
| 昨年度の主要な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性 | |

| 点検・評価欄 | 評価 | 特記事項 |
|--------|----|------|
| | | |

○新型コロナウイルス感染症対策に係る取組

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、教育や子育ての分野においても、令和2年3月2日から始まった区立小・中学校臨時休業の延長や、各種行事の中止・縮小などの対応を余儀なくされました。

教育委員会として、こうしたコロナ禍を乗り越えるため、様々な取組を実施してきました。

主な取組

令和2年4月

- ・区立小・中学校へ消毒液を配布
- ・学童クラブ、子育てのひろばへマスクや消毒液を配布
- ・区内保育施設へマスクや液体石鹼を配布
- ・臨時休業中における学校と家庭との連絡を充実するため、学校ホームページを用いた課題の発信や、YouTube「練馬区立小中学校・幼稚園公式チャンネル」にて、動画配信を実施
- ・練馬子ども家庭支援センターにてビデオ通話システムを活用した相談支援事業の開始

令和2年5月

- ・ひとり親家庭臨時特別給付金の支給（支給期間：令和2年6月～令和2年12月）
→ひとり親家庭の支援を充実するため、区独自の取組として、児童扶養手当受給世帯に臨時特別給付金を支給（1世帯5万円）。
- ・子育て世帯臨時特別給付金の支給（支給期間：令和2年6月～令和3年3月）
→新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、臨時特別的な給付措置として子育て世帯に対し、内閣府が実施した事業に基づき、臨時特別給付金を支給（児童1人につき1万円）。
- ・区立小中学校へ連絡用携帯電話の配備
→新型コロナウイルス感染症による児童・生徒の不安感に寄り添い、心のケア等を行うため、各小中学校に連絡用携帯電話を配備。
- ・区立小中学校、幼稚園へマスクや消毒液等を配布
- ・区内保育施設へマスクや消毒液等を配布
- ・子育てのひろばでZoomを利用したオンラインひろばを開始

令和2年6月

- ・区立小中学校、幼稚園へマスクや非接触体温計等を配布
- ・区内保育施設、学童クラブ、児童館、ひろばへマスクや消毒液を配布
- ・子育てのひろば、子どもショートステイ事業実施施設へマスクや消毒液を配布
- ・練馬区立子ども家庭支援センター公式Twitterを開設し、子育てのひろばのイベント情報や利用状況のツイートを開始

令和2年7月

- ・介護等従事者特別給付金の支給
→介護、障害者、こども分野の事業の従事者が事業を続けていく一助とするため、緊急事態宣言の期間中に継続してサービスを提供した区内の事業所に勤務する従事者に対して、従事者1名につき2万円（常勤換算）を支給。
- ・ひとり親世帯臨時特別給付金の支給（支給期間：令和2年8月～令和3年3月）
→新型コロナウイルス感染症の影響により子育てに対する負担の増加や収入の減少など、特に大きな困難が心身等に生じている低所得のひとり親世帯を支援するために、厚生労働省が実施した事業に基づき臨時特別給付金を支給。
(基本給付：1世帯5万円、第2子以降児童1人につき3万円)
(追加給付：新型コロナウイルス感染症の影響により家計急変した世帯1世帯につき5万円)

- ・区立小中学校へ消毒液やニトリル手袋を配布
- ・区内保育施設へマスクや消毒液を配布

令和2年8月

- ・区内保育施設へマスクや消毒液を配布
- ・子育てのひろばへ非接触型体温計を配布

令和2年9月

- ・区立小中学校へニトリル手袋を配布
- ・区内保育施設へマスクを配布
- ・Zoomを利用した「練馬こどもカフェ」オンライン版開始

令和2年10月

- ・保活支援サービスの運用を開始
→区LINE公式アカウントを開設し、通園距離・児童の年齢・アレルギー対応等を加味した保育園の検索、AIチャットボットによる保育に関する問合せへの自動応答、子育てに関する情報配信を開始。
- ・子育て施設等従事者特別奨励金の支給
→保育施設等の子育て施設等従事者が、今後も事業を続けていく一助とするため、区内の子育て施設等に勤務する従事者に対して、従事者1人につき3万円を支給。
- ・区内保育施設へマスクを配布
- ・ファミリーサポート援助会員へ消毒液を配布
- ・YouTube「練馬区立保育園チャンネル」にて、入園申込手続のご案内、区立保育園(60園)の紹介動画を配信
- ・保育園入園相談窓口のインターネット予約を開始

令和2年11月

- ・区内保育施設へマスクを配布
- ・子育てのひろば、子どもショートステイ事業実施施設へ消毒液を配布

令和2年12月

- ・区立小・中学校、幼稚園のトイレ手洗いにセンサー式自動水栓の取付け(～令和3年3月)
- ・ひとり親世帯臨時特別給付金の支給（支給期間：令和2年12月～令和3年3月）
→ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）の受給者に再支給（1世帯5万円、第2子以降児童1人につき3万円）。

令和3年1月

- ・区立小中学校に和牛肉を使った学校給食を提供
→新型コロナウイルス感染防止のため、前を向いたまま無言で給食を食べている児童・生徒に、和牛の美味しさや魅力を伝え食材への興味を高めるほか、食べ物を大切にする心や生産者に対する感謝の心を育む機会となるよう、和牛肉を使った給食を提供。
- ・成人の日のつどいをオンライン開催
→会場に集う形式での開催を中止し、無観客による式典や演奏会等を収録してインターネットで配信（1月11日～18日）。
また、「成人の日」当日は、としまえんから譲り受けたオブジェ等と一緒に写真撮影ができる写真スポットを、会場周辺に11か所（そのうち区役所本庁舎では1月18日まで）設置。
- ・学童クラブ、児童館、ひろばへフェイスシールドを配布

令和3年2月

- ・区立中学校3年生を対象とした、VR修学旅行の実施（2月24日～3月17日）
→修学旅行中止の代替事業として、VR（バーチャル映像）教材による修学旅行体験（360度VR映像体験）や未来への手紙（20才の自分への手紙）作成等を実施。
- ・全児童・生徒にタブレットパソコンを配備・運用開始
→児童・生徒一人一台のタブレットパソコンを令和4年度までに配備する計画だったものを前倒しして、令和2年度中に配備を完了。
- ・区内保育施設へ飛沫防止パーテーションを配布
- ・子育てのひろば、子どもショートステイ事業実施施設へ消毒液や液体石鹼等を配布
- ・YouTube「練馬区立保育園チャンネル」にて、区内保育施設における新型コロナウイルス感染症対策についての動画を配信

令和3年3月

- ・区立小中学校卒業生を対象とした、思い出作り事業の実施
→中止や縮小された学校行事の代替事業として、最終学年である小学6年生および中学3年生を対象に、思い出作りの事業を各校で実施。
- ・区立小中学校へCO₂チェッカー、消毒液、液体石鹼を配布
- ・区立幼稚園へ消毒液を配布
- ・区立幼稚園（2園）に空気清浄機を配備
- ・区内保育施設へ飛沫防止のパーテーションを配布
- ・子育てのひろば、子どもショートステイ事業実施施設へ手袋等を配布

○新型コロナウイルス感染症対策に係る取組 点検・評価表

特記事項

| | |
|----|--|
| 評価 | |
|----|--|

参考資料

1

令和3年12月2日
企画部企画課

第2次みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン（素案）について

グランドデザイン構想に示す将来像の実現に向けて、平成31年3月に策定した第2次みどりの風吹くまちビジョンに基づき、令和4年度、5年度の2か年に取り組む内容を定めた改定アクションプラン（素案）および年度別取組計画（素案）を下記の通り策定する。

記

1 「改定アクションプラン（素案）」および「年度別取組計画（素案）」

別添のとおり

2 区民意見反映制度に基づく意見の募集

（1）周知方法

- ア ねりま区報（12月11日号）への掲載
- イ 区ホームページへの掲載
- ウ 区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館、企画課での閲覧
- エ YouTube 練馬区公式チャンネルでの概要説明

（2）意見の募集期間

令和3年12月11日（土）から令和4年1月17日（月）まで

（3）意見の提出方法

持参、郵送、ファクス、電子メール、東京共同電子申請・届出サービス

3 オープンハウスの開催

| | | | |
|------|-----------|-------------|----------|
| 令和3年 | 12月19日（日） | 14：30～16：30 | 早宮地域集会所 |
| | 12月20日（月） | 18：00～20：00 | ココネリ |
| | 12月22日（水） | 18：00～20：00 | 石神井庁舎 |
| | 12月26日（日） | 14：30～16：30 | 勤労福祉会館 |
| 令和4年 | 1月8日（土） | 10：00～12：00 | 光が丘区民ホール |
| | 1月11日（火） | 18：00～20：00 | 関区民ホール |

4 今後のスケジュール

令和4年3月 改定アクションプラン、年度別取組計画（案）を報告

3月末 改定アクションプラン、年度別取組計画を策定

第2次みどりの風吹くまちビジョン

・平成31年3月に策定した第2次みどりの風吹くまちビジョンに基づき、令和4・5年度の取組内容を定めた計画。

第1章 本計画の位置付け

(1) これまでの取組

- ・グランドデザイン構想の実現を目指し、平成31年3月に第2次みどりの風吹くまちビジョンを策定
- ・これまで様々な「練馬区モデル」を展開。

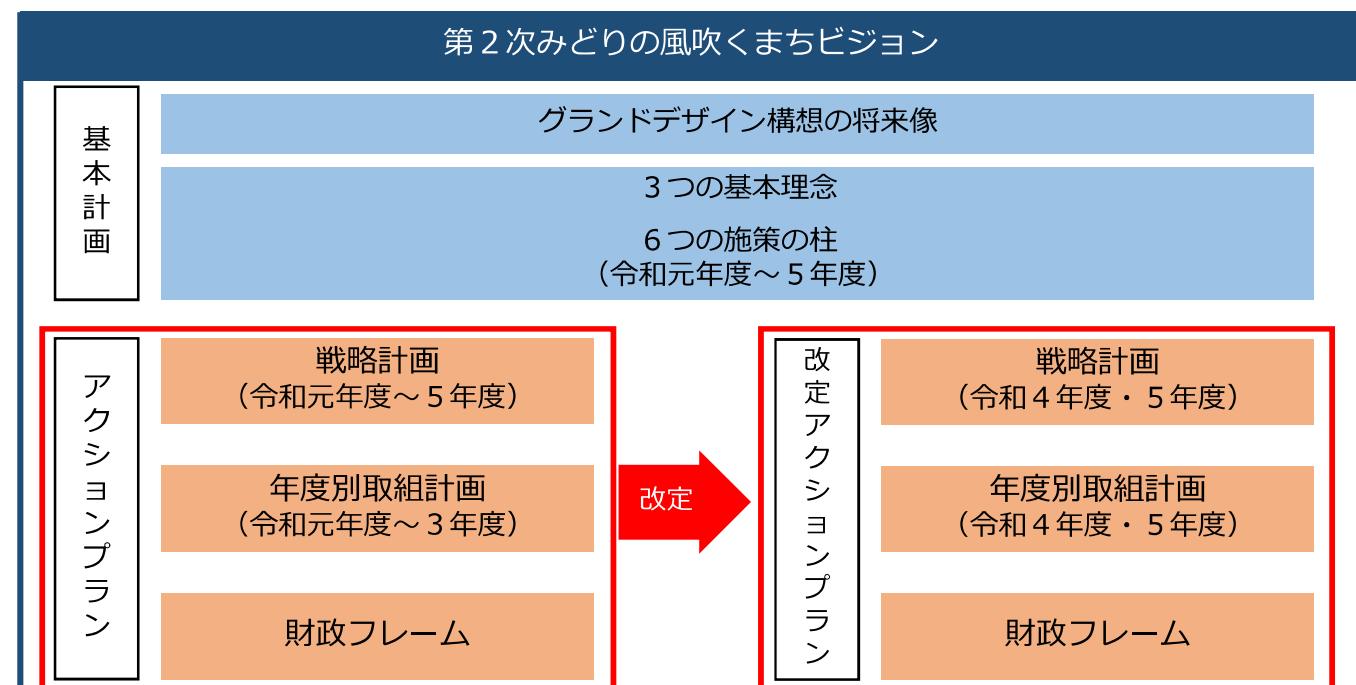
(例)練馬こども園の拡大、都区協働による児童相談体制の構築、ねりっこクラブの拡大
街かどケアカフェ、高齢者みんな健康プロジェクト、ひとり親家庭自立応援プロジェクト、
防災まちづくりの推進、世界都市農業サミットの開催、真夏の音楽会、練馬薪能の開催など

- ・新型コロナウイルス感染症に対しては、区民の命と健康を守り、区民生活を支えるために必要な施策を、時機を逸することなく他区に先駆けて実行。

(例)診療所でのPCR検査の実施、ワクチン接種「練馬区モデル」の構築、
練馬区酸素・医療提供ステーションの開設、ひとり親家庭への臨時特別給付金の支給、
中小企業への特別貸付・借換特別貸付の実施、保育所等の原則開園の堅持など

(2) 計画策定の趣旨

- ・新型コロナの影響により、経済・財政状況など、区政を取り巻く環境は大きく変化。非対面・非接触の生活、デジタル化の加速など、区民生活にも大きな影響。
- ・第2次ビジョンの基本理念や区の目指す姿は大きく変わらないが、社会情勢の変化を踏まえた見直しが必要。引き続き、区民生活を支える上で必要な施策を充実するとともに、この間の変化を踏まえた新たな課題に対応するため「改定アクションプラン」を策定。
- ・第2次ビジョンの「3つの基本理念」や「6つの施策の柱」などは継承つつ、社会情勢の変化に対応するため、「戦略計画」、「年度別取組計画」の見直しや追加を行った。



改定アクションプラン（素案）の概要

第2章

コロナ禍による区を取り巻く状況の変化

(1) 少子高齢化の更なる進行

- ・令和2年の練馬区の合計特殊出生率は1.09と更に低下。少子化が加速する懸念。
- ・他県からの転入者・外国人も大幅に減少、この傾向が続ければ、人口は今後減少に転じる可能性。
- ・高齢化率は21.8%で少子高齢化は着実に進行。

(2) 財政の持続可能性の堅持

- ・令和2年度は特別区財政調整交付金が86億円も減少。コロナ禍前の水準に戻るには数年を要すると見込まれる。
- ・このままの状況が続ければ、今後数年で基金残高は底をつき、起債残高は大幅に増加する懸念。

(3) デジタル化の加速への対応

- ・オンライン化した区の行政手続は全体の約15%。区民サービスの向上と業務の効率化に向け更なる拡充が必要。対応が遅れている中小企業、商店街や、町会・自治会などへの支援、機器に不慣れな高齢者への支援等、きめ細かな対応が求められる。

第3章

施策の体系

- 6つの施策の柱ごとに、区の基本姿勢と施策の方向性を明示
- 22の戦略計画ごとに、これまでの主な取組、新型コロナウイルス感染症拡大への対応、今後の課題、令和4・5年度の主な取組について記載

<追加・変更か所>

施策の柱 2

- 戦略計画 6 元気高齢者の活躍と介護予防の推進
→ 元気高齢者の活躍と健康づくり・介護予防の推進【変更】

施策の柱 3

- 戦略計画 9 住み慣れた地域で安心して医療が受けられる体制の整備
→ 感染症対応力の強化と安心して医療が受けられる体制の整備【変更】
- 戦略計画 10 みどりの風の中で、自ら健康づくりに取り組めるまちの実現
→ コロナ禍であっても、区民一人ひとりの健康づくりを応援【変更】

施策の柱 4

- 戦略計画 15 住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会へ
→ 脱炭素社会の実現に向けた総合的な環境施策の展開【変更】

施策の柱 6

- 戦略計画 22 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進【新設】

年度別取組計画（令和4・5年度）

- 2か年の具体的な取組を戦略計画ごとに記載する年度別取組計画（素案）を策定
- 取組ごとに、概要、令和5年度の目標、令和3年度末の現況、令和4・5年度の取組を記載

改定アクションプラン（素案）令和4・5年度の主な取組

施策の柱1 子どもたちの笑顔輝くまち

戦略計画1 子育てのかたちを選択できる社会の実現

- ・保育所整備や練馬こども園を拡大。保育所待機児童ゼロを維持 充実
- ・マイナポータルを活用したオンライン入園申請を開始 新規

戦略計画2 子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実

- ・子育て支援サービスを簡単に「知る、探す、申し込む」ことができる「(仮称)ねりま子育て支援アプリ」を導入 新規
- ・上石神井に子ども家庭支援センター分室の開設準備。地域子ども家庭支援センターで新たな虐待再発防止等支援事業を実施 充実

戦略計画3 すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり

- ・「ねりっこクラブ」を更に15か所拡大 充実

戦略計画4 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成

- ・学校の通信環境を強化 充実
- ・夏季イングリッシュキャンプの実施 新規
- ・医療的ケア児への新たな支援方針の策定 新規
- ・不登校対策の充実 充実

施策の柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

戦略計画5 高齢者地域包括ケアシステムの確立

- ・特別養護老人ホームを3施設276人分の増設のほか、都市型軽費老人ホームなどを整備 充実
- ・見守りICT機器活用事例を紹介する事業の開始 新規
- ・練馬区医師会と連携して「もの忘れ検診」を実施 充実
- ・地域包括支援センターの区立施設等への増設、移転 充実
- ・練馬光が丘病院跡施設への医療・介護複合施設の整備 充実

戦略計画6 元気高齢者の活躍と健康づくり・介護予防の推進

- ・「高齢者みんな健康プロジェクト」の充実 充実
- ・オンラインツールを活用した介護予防・フレイル予防事業の充実
- ・「高齢者スマホ教室」の実施 充実
- ・「街かどケアカフェ」の増設 充実

施策の柱3 安心を支える福祉と医療のまち

戦略計画7 障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備

- ・旧高野台運動場用地に重症心身障害者対応の福祉園を整備 充実
- ・共生型サービスを活用したショートステイの充実 充実
- ・練馬光が丘病院で医療的ケア対応のショートステイを開始 充実
- ・(仮称)障害者意思疎通条例を制定。ICTを活用した遠隔手話通訳や情報支援機器の利用支援等の取組を開始 新規

戦略計画8 ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援

- ・ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実 充実
- ・石神井庁舎での生活サポートセンターの出張相談を開始 新規

戦略計画9 感染症対応力の強化と安心して医療が受けられる体制の整備

- ・医療機関等と練馬区感染症ネットワークを構築 新規
- ・順天堂大学練馬病院における三次救急レベルの医療機能の整備促進 充実

戦略計画10 コロナ禍であっても、区民一人ひとりの健康づくりを応援

- ・みどり健康プロジェクトの充実 充実
- ・検診受診日を指定できるインターネット予約システムの導入 新規
- ・がん患者のQOL向上に向けた支援施策を検討 新規

施策の柱4 安全・快適、みどりあふれるまち

戦略計画11 地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」

- ・密集住宅市街地整備促進事業、区独自の「防災まちづくり推進地区」、耐震化促進事業等の推進
- ・「地域別防災マップ」作成・訓練の推進 充実

戦略計画12 みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備

- ・西武新宿線の連続立体交差事業に着手
- ・大江戸線延伸の早期事業化に向けた都との実務的協議の推進

戦略計画13 魅力にあふれ利便性に富んだ駅前と周辺のまちづくり

- ・石神井公園駅南口西地区市街地再開発事業の促進

戦略計画14 練馬のみどりを未来へつなぐ

- ・「稻荷山公園」、「大泉井頭公園」の整備の推進
- ・憩いの森の区民管理や落ち葉清掃など、区民協働事業の拡大 充実

戦略計画15 脱炭素社会の実現に向けた総合的な環境施策の展開

- ・環境基本計画2020やエネルギービジョンなどを統合し、脱炭素社会の実現に向け新たに総合的な計画を策定 新規

施策の柱5 いきいきと心豊かに暮らせるまち

戦略計画16 地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり

- ・事業活動のデジタル化を支援（専門相談の実施、デジタル化の取組に対する融資、セミナーの実施など） 新規
- ・商店街への支援の充実（SNS等を活用した魅力発信、キャッシュレス化の促進、複数の空き店舗を活用した店舗誘致） 新規

戦略計画17 生きた農と共存する都市農業のまち練馬

- ・「(仮称)全国都市農業フェスティバル」の開催 新規
- ・「(仮称)農の風景公園」を開設 充実

戦略計画18 練馬ならではの都市文化を楽しめるまち

- ・美術館の全面改築に向けた設計に着手 充実
- ・令和5年のスタジオツアーセンター施設開設にあわせ、練馬ならではの地域資源を活かした映像文化事業の実施 新規

戦略計画19 豊かなみどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち

- ・石神井松の風文化公園の拡張にあわせ、フットサルコートなどスポーツ施設を整備 充実
- ・地域体育館でのパラスポーツ教室の実施

施策の柱6 区民とともに区政を進める

戦略計画20 区民協働による住民自治の創造

- ・町会・自治会を対象にITツール活用の講習会の開催等デジタル活用に向けた支援を実施 新規
- ・「練馬つながるフェスタ」の地域開催 新規
- ・地域活動団体の事業基盤強化に向けた支援を実施 充実
- ・「つながるカレッジねりま」の充実 充実

戦略計画21 窓口から区役所を変える

- ・証明書の発行手数料等の支払いにキャッシュレス決済を導入 新規
- ・手続のオンライン化の推進 充実
- ・お悔やみに関する専用の案内窓口を設置 新規

戦略計画22 DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

- ・DXによる区民サービスの質の向上と更なる業務の改革 新規
- ・DXを推進する体制の整備 充実

第2次 みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン【素案】

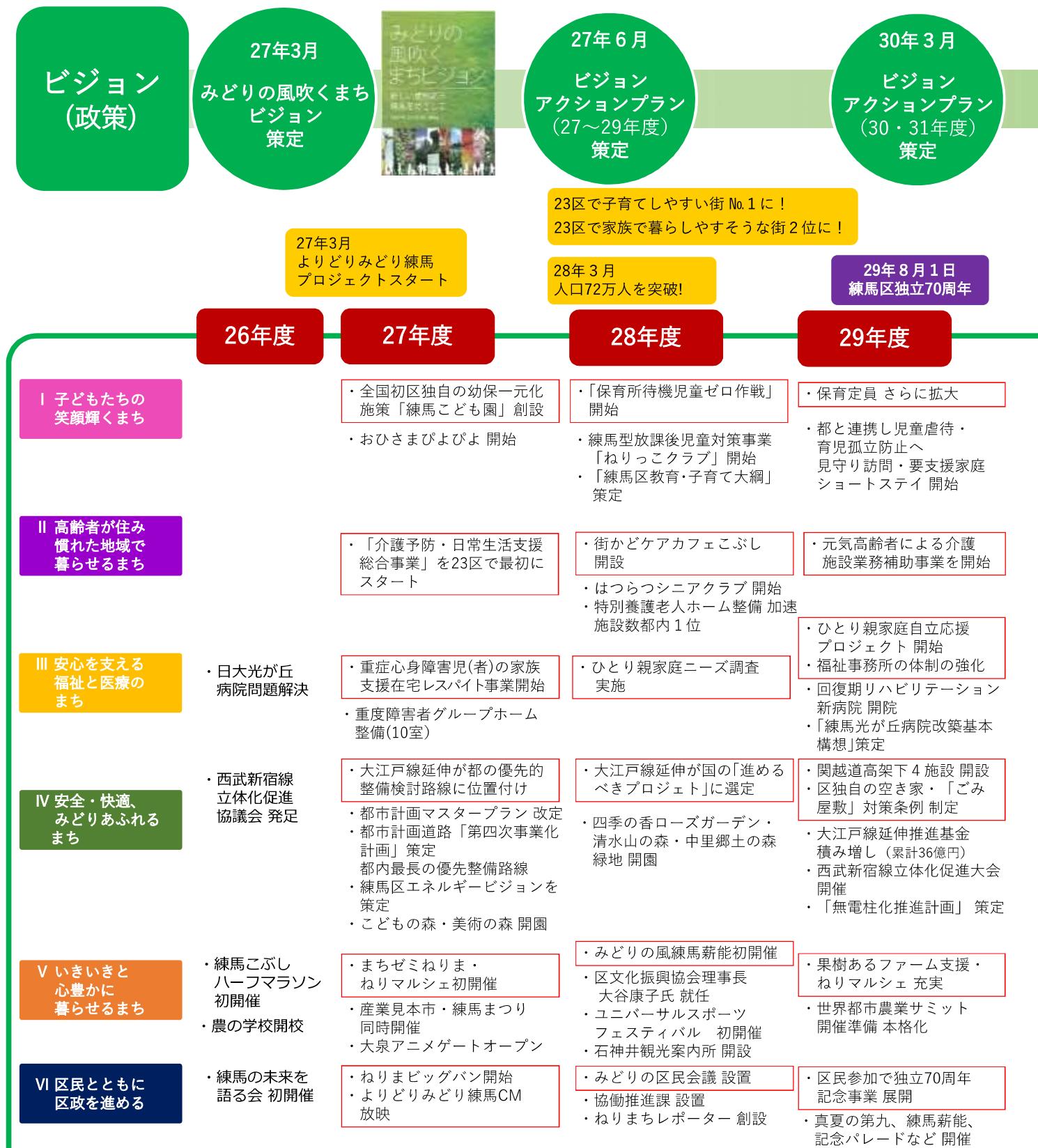
令和3(2021)年 12月

練馬区

改革ねりま

これまで・これから

— 改革ねりま これまで・これから —



区政改革

ビジョンに掲げる政策を実現する仕組みや態勢を見直す

27年6月
区政改革推進会議設置

27年12月
練馬区のこれからを考える発表

28年3月
区政改革推進会議より
「区政改革に関する提言」

28年10月
区政改革計画策定
情報化基本計画

29年3月
公共施設等総合管理計画
学校施設管理基本計画

29年12月
人事・人材育成計画
職員定数管理計画
外郭団体見直し方針



目 次

第1章 本計画の位置付け 7

第2章 コロナ禍による区を取り巻く状況の変化 13

第3章 施策の体系 19

施策の柱 1

子どもたちの笑顔輝くまち 23

施策の柱 2

高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち 33

施策の柱 3

安心を支える福祉と医療のまち 39

施策の柱 4

安全・快適、みどりあふれるまち 53

施策の柱 5

いきいきと心豊かに暮らせるまち 65

施策の柱 6

区民とともに区政を進める 77

巻末資料

1 人口動向 89

2 財政状況 95

参考

施策の体系と戦略計画・個別計画の関連図 100

第2次みどりの風吹くまちビジョンとSDGs 103

※本文中、「新型コロナウィルス感染症（COVID-19）」は、特段の理由がある場合を除き「新型コロナ」と記載しています。

第 1 章

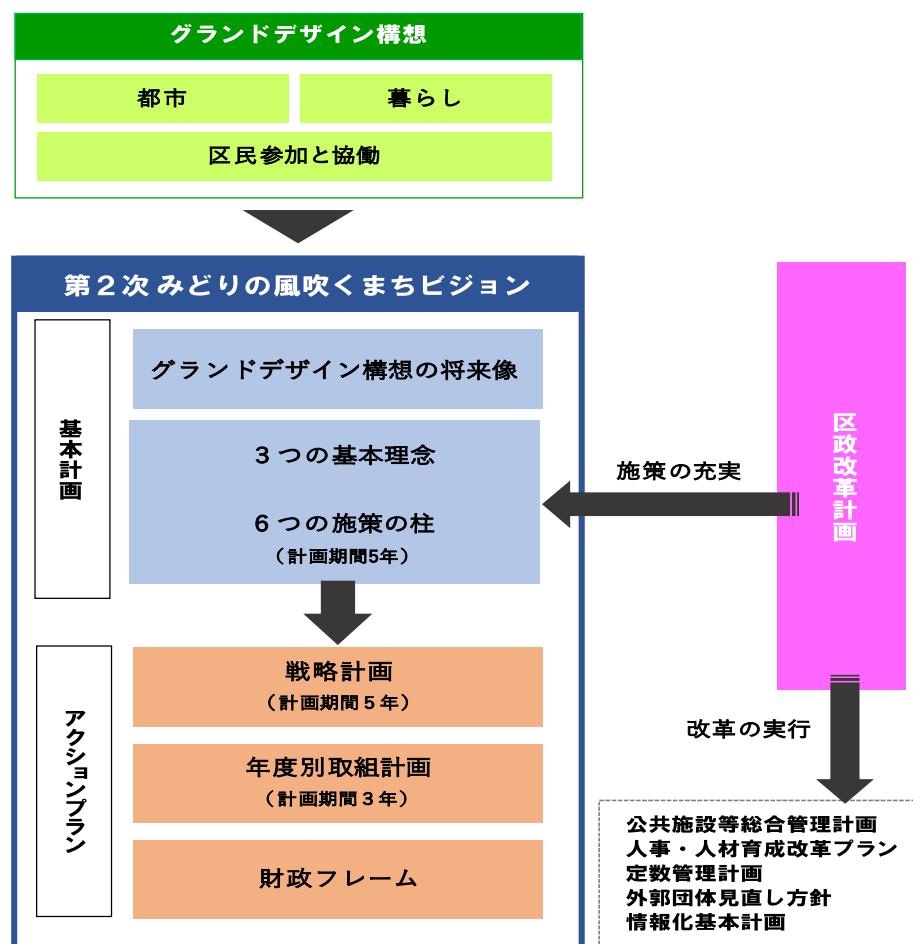
本計画の位置付け

この章では、「第2次みどりの風吹くまちビジョン」（平成31年3月）に基づくこれまでの取組、新型コロナへの対応と、今回の「改定アクションプラン」策定の経緯について記載しています。

1. 第2次ビジョンの目的・位置付け

区は、平成27年3月、新しい区政運営の方向性を明らかにし、将来を見据えた戦略を提示するため、「みどりの風吹くまちビジョン」を策定しました。また、政策の実現に向けた具体的な仕組みや態勢を区民の視点から改めて見直し、平成28年10月に区政改革計画を公表しました。平成30年6月には、区政を更に前に進めるため、「暮らし」・「都市」・「区民参加と協働」の3つの分野からなるグランドデザイン構想を策定し、目指す将来像を区民の皆様と共有しました。

グランドデザイン構想の実現を目指して、区政改革計画を取り込み一体化した新たな総合計画である「第2次みどりの風吹くまちビジョン（以下、「第2次ビジョン」という。）」を平成31年3月に策定しました。第2次ビジョンは、グランドデザイン構想実現への道筋を示す基本計画と、具体的な実行計画であるアクションプランから構成されており、基本計画では「3つの基本理念」と「6つの施策の柱」を、アクションプランでは「21の戦略計画」や「年度別取組計画」、「財政フレーム」等を示しています。



※区のビジョンと各計画の関係性

2. 第2次ビジョンに基づくこれまでの取組

第2次ビジョンに基づき、区はこれまで、様々な「練馬区モデル」を展開し、練馬区の更なる発展に向け、様々な施策を実現してきました。

これまでの主な取組

○施策の柱1：子どもたちの笑顔輝くまち

- ・練馬こども園の拡大
- ・待機児童ゼロの達成
- ・都区の協働による児童相談体制の構築
- ・ねりっこクラブの拡大、ねりっこプラスの開始

○施策の柱2：高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

- ・特別養護老人ホーム等の整備充実
- ・高齢者みんな健康プロジェクトの開始
- ・街かどケアカフェの設置

○施策の柱3：安心を支える福祉と医療のまち

- ・重度障害者グループホームの整備など住まいの確保
- ・ひとり親家庭自立応援プロジェクトの展開
- ・順天堂練馬病院の増床など病床確保の促進

○施策の柱4：安全・快適、みどりあふれるまち

- ・都市計画道路や生活幹線道路の整備
- ・密集住宅市街地整備促進事業、防災まちづくり推進地区での事業の推進
- ・緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の促進
- ・西武新宿線の連続立体交差事業の推進
- ・大泉学園町希望が丘公園など大規模公園の整備

○施策の柱5：いきいきと心豊かに暮らせるまち

- ・世界都市農業サミットの開催
- ・真夏の音楽会、練馬薪能など四季を感じられるイベントの開催

○施策の柱6：区民とともに区政を進める

- ・地域おこしプロジェクトの実施
- ・待たない、まごつかない、何度も書かない窓口の実現

3. 新型コロナへの対応

新型コロナの感染拡大により、区内でも多くの方々が感染し、暮らしや経済に大きな影響が生じました。区は、令和2年度は6度、令和3年度は既に3度の補正予算編成などを行い、区民の命と健康を守り、区民生活を支えるために必要な施策を、他に先駆けて実行してきました。国と綿密に協議して構築したワクチン接種体制「練馬区モデル」は、今では全国自治体の標準となっています。

主な新型コロナ対策

< I 感染拡大の防止と医療提供体制の充実>

- ① 保健所体制の強化
 - ・保健師など人員の増強、ワクチン接種や自宅療養の担当組織を設置
- ② PCR検査体制の構築
 - ・PCR検査検体採取センターの設置、診療所でのPCR検査体制の構築
- ③ ワクチン接種体制の強化
 - ・ワクチン接種体制「練馬区モデル」の構築
- ④ 医療提供体制の充実
 - ・かかりつけ医による自宅療養者への健康観察、電話診療を中心とした在宅医療支援、練馬区酸素・医療提供ステーションの開設
 - ・病院への経営支援補助金、医療従事者への特殊勤務手当への補助

< II 困窮する区民・事業者への支援>

- ① 生活困窮者への支援
 - ・生活相談コールセンターの設置、生活再建支援給付金の支給、ひとり親家庭への臨時特別給付金の支給
- ② 妊婦・新生児等子育て家庭への支援
 - ・妊娠、新生児へのこども商品券の配布
- ③ 中小企業・商店街への支援
 - ・特別貸付・借換特別貸付の実施、プレミアム付商品券事業の実施

< III 社会インフラの堅持と社会経済活動を支える方々への支援>

- ① 保育環境の確保
 - ・保育所等の原則開園の堅持、保育士への臨時特別給付金の支給
- ② 教育環境の確保
 - ・児童生徒用タブレットパソコンの全校配備
- ③ 高齢者・障害者へのサービスの確保
 - ・介護従事者等への臨時特別給付金の支給

一方、度重なる緊急事態宣言の発出などに伴う経済状況の悪化や、税制改正の影響等により、令和3年度の区の一般財源は大幅に減少する見込みとなりました。かつて経験したことのない財政危機の到来を覚悟せざるを得ない状況の中、令和3年度予算編成に向けた緊急対応として、全ての事務事業を再点検して経費の縮減に努め、可能なものは延期・中止するなど見直しを徹底し、持続可能な財政運営の堅持に努めてきました。

緊急対応で見直した主な事業（令和3年度）

<アクションプラン・公共施設等総合管理計画の見直し>

- ・(仮称)農の風景公園：整備工事の延期
- ・美術館：設計の延期
- ・光が丘駅A5出入口付近エスカレーター：整備延期
- ・石神井松の風文化公園（拡張）：設計延期
- ・体育館空調（学校）：設計 14校→12校
工事 15校→11校
- ・敬老館2館：改修設計・工事の延期
- ・小中学校2校：改築に向けた基本設計の延期 など

<イベントの見直し>

- ・中止：練馬薪能、練馬まつり、照姫まつり、ユニバーサルスポーツフェスティバル、こぶしハーフマラソン、ねりまワールドフェスティバル、など
- ・縮小：練馬こどもまつり、こどもアートアドベンチャー、映像文化イベント など

<補助・給付的事業の見直し>

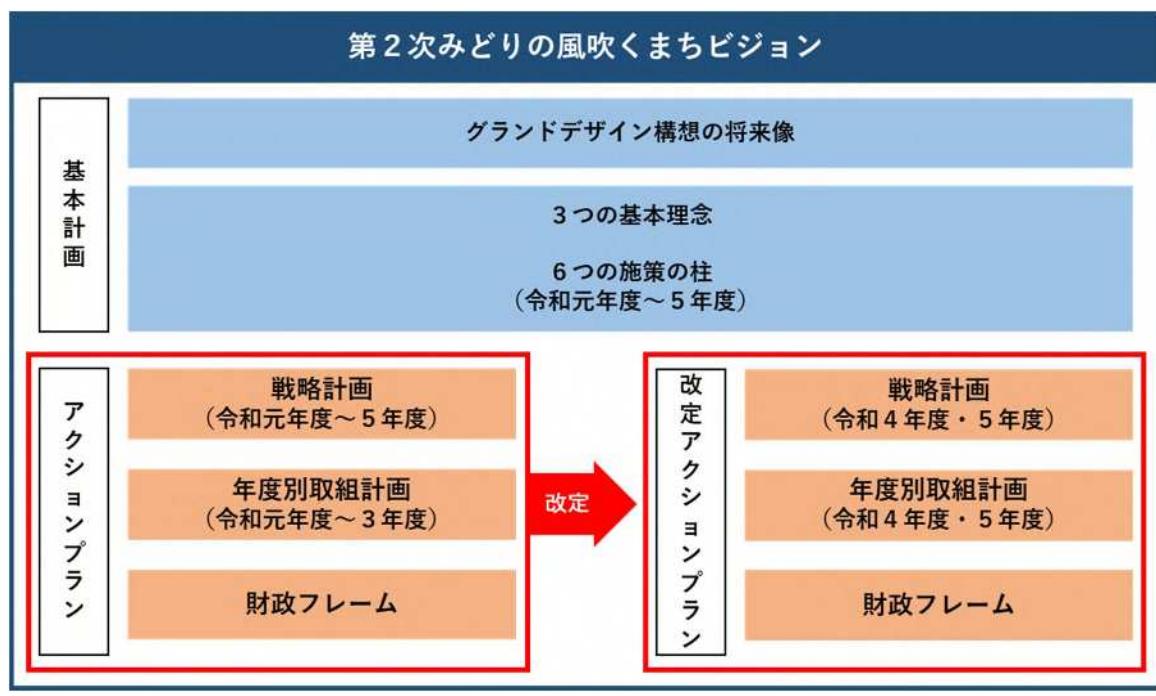
- ・指定保養施設利用補助金の廃止
- ・高齢者いきいき健康券の見直し
- ・第3子誕生祝い金の見直し など

4. 「改定アクションプラン」の策定

新型コロナの影響により、経済・財政状況など、区政を取り巻く環境は大きく変化し、非対面・非接触の生活、デジタル化の加速など、区民生活にも大きな影響を及ぼしています。

コロナ禍においても、第2次ビジョンに定める基本理念や区の目指す姿は大きく変わるものではありませんが、社会情勢の変化を踏まえた見直しが必要です。引き続き、区民生活を支える上で必要な施策を充実するとともに、この間に生じた新たな課題に対応するため、この度、令和4年度から5年度の2か年の取組を定める「改定アクションプラン」を策定することとしました。

本プランは、第2次ビジョンに掲げた「3つの基本理念」や「6つの施策の柱」などは継承しつつ、社会情勢の変化に対応するため、「21の戦略計画」の見直しや追加を行い、それに基づく「年度別取組計画」を明らかにします。第2次ビジョン基本計画と併せて区の新たな総合計画（地方版総合戦略）として位置付けます。



第 2 章

コロナ禍による区を取り巻く状況の変化

この章では、新型コロナが世界や日本に与えた影響等を分析したうえで、区民生活や区政に生じる影響、今後の課題等をお示しします。

1 新型コロナ感染拡大の経緯

感染拡大の状況

新型コロナは、世界経済のグローバル化と世界全体に広がった交通網の発達等により、僅か2か月で5つの大陸に拡散しました。累計感染者数は約2億6,000万人、死者は約520万人となっています。2021年に入り、全世界でワクチン接種が進んでいますが、新たな変異株の出現による感染の拡大などもあり、未だに一日50万人規模で新規感染者が発生しています。

日本の累計感染者数は約172万人、死者は約1万8千人となっています。第5波の感染急拡大により、令和3年8月20日に一日の新規感染者数が25,975人と過去最高を更新しましたが、10月半ばには500人未満まで急減しました。ワクチン接種も急速に進み、2回目のワクチン接種を終えた人の割合は70%を超え、先進国の中でも高い水準となっています。今後も、第6波の懸念、若年層への接種、3回目の接種に向けた準備など、感染収束に向けて多くの課題が残されています。

※新型コロナに関する数字は令和3年11月末時点のもの

2 世界の状況

経済・財政・産業等への影響

各国でロックダウン等が繰り返され、経済活動が長期間停滞しました。国際的サプライチェーンに支えられている世界経済は、工場の生産や物流が滞ることにより連鎖的に影響が波及し、2020年の世界のGDP成長率は、大恐慌以来最悪の景気後退とされるマイナス3.1%となりました。2021年に入り、ワクチン接種の進展などに伴い景気回復が進み、アメリカでは6%台、中国では8%台の高い成長率が見込まれています。これらに牽引され、ユーロ圏やASEAN諸国も着実に回復しており、世界全体では5%台の急回復が見込まれています。

一方、この間の巨額な財政出動により、各国の財務状況は急速に悪化しています。順調に経済成長の続くアメリカにおいても、2021年の債務残高の対GDP比は、戦後最悪の130%台となる見込みです。量的金融緩和策の縮小開始が決定されたことなども受け、金利上昇やインフレに対する危機感が高まっています。

また、半導体等の製造部品の不足により、様々な産業分野で大幅な減産となりました。世界の半導体産業は東アジア地域に集中しており、経済安全保障の観点からサプライチェーンを見直す動きなども見られます。世界経済の先行きは今なお不透明なものとなっています。

社会生活への影響

新型コロナの出現により、ビジネス、教育、医療、消費活動、スポーツ、文化芸術などあらゆる面で、非対面・非接触の行動様式やオンラインサービスの活用が拡大しました。一方で、陰性証明やワクチン接種証明などによりコロナ禍前の生活を取り戻す動きも始まっています。国によってその取組には大きな差異があり、世界中で「ウイズコロナ」、「ニューノーマル」への対応を模索しています。

既に世界的に出生数の低下が始まっていたが、そこをコロナ禍が直撃しました。人口増の続くアメリカでも、2020年の出生数は1979年以来最少に、出生率は過去最低の数値となりました。これまで少子高齢化の問題は先進国における構造的な課題とされてきましたが、コロナ禍によってその問題がより鮮明となりました。

また、先進諸国ではワクチン接種が進む一方、発展途上国ではワクチン確保が進まない国も多く、経済的・社会的格差の更なる拡大も懸念されています。

現代のグローバル化した社会への影響

14世紀に流行したペストは、欧洲人口の1/3もの死者を出し、封建制度の崩壊をもたらしたとも言われています。スペイン風邪は、欧洲やアメリカ大陸を中心に広がり4,000万人以上の死者を出し、第一次世界大戦の終戦を早める要因ともなりました。

新型コロナは、社会経済のグローバル化により瞬く間に拡大した一方、コロナ禍からの脱却に向け、国際協調による様々な取組も進められています。

今後、新型コロナが現代社会にどのような影響を与え、どのような変化をもたらすのか、注意深く見極める必要があります。

3 日本の状況

人口動態

日本は世界で最も早く少子高齢化が進行し、既に人口減少時代に突入しています。こうしたなか、令和2年は新型コロナの影響もあって、出生数は約84万人と過去最低を更新し、合計特殊出生率は1.34に低下しました。日本への外国人入国者は約430万人で、前年度比で約2,700万人も減少しました。人口減少等に伴う社会全体の活力の低下、労働力不足などの問題が一層深刻化しており、今後の日本の国力、国際競争力の低下が懸念されます。

令和2年の東京都の転入超過数は約3.1万人で、前年度比で約5.2万人減少しました。一時は東京圏からの大幅な人口流出も懸念されていましたが、近隣の埼玉県、千葉県、神奈川県への転入超過数は概ね横ばいか増加しており、東京圏の転入超過は続いているいます。

経済・財政

日本はバブル崩壊以来、デジタル化の決定的な立ち遅れなどもあり、永く経済が低迷しているなか、コロナ禍が直撃しました。5度に渡る緊急事態宣言の発出などにより、経済は大きな打撃を受け、令和2年のGDP成長率は戦後2番目に低いマイナス4.6%となりました。令和3年に入り、徐々に回復が進むものの、GDP成長率は世界平均を下回る2.4%の増加と見込まれています。

この間の国債の増発により、令和3年度末の債務残高の対GDP比は250%を超える見込みです。経済成長の続くアメリカと比べ、経済が停滞する日本が2倍近い債務比率になっています。少子高齢化の進行等に伴う社会保障費の増加も不可避です。世界各国では、ワクチン開発をはじめ、デジタル、エネルギーなど様々な分野で長期的展望を持った国際戦略を進めていますが、日本経済の今後の発展の見通しや具体的な戦略は不透明です。国際社会の中で日本が占めるべき位置、日本経済の今後のあり方、成長の方法論等について根本的な議論をすることが求められています。

4 今後の区政の課題

区政全体を横断する課題

(1) 少子高齢化の更なる進行

令和2年の練馬区の合計特殊出生率は1.09で低下傾向は変わらず、今後、コロナ禍により少子化が加速することが懸念されます。毎年1,000～2,000人規模で増加していた外国人人口は一転してマイナスとなり、他県からの転入者も大幅に減少しました。令和3年1月1日時点の人口は74万99人で、前年比で664人の増と、僅かながら人口増を維持しましたが、この傾向が続ければ、今後は減少に転じる可能性があります。

令和2年の高齢化率は21.7%となっており、少子高齢化は着実に進行しています。国や都の動向を注視しながら対応策を検討していく必要があります。

(2) 財政の持続可能性の堅持

練馬区の最大の歳入である特別区財政調整交付金は、税制改正の影響も受け、令和2年度は1年間で86億円も減少しており、コロナ禍前の水準に戻るには数年を要すると見込まれています。令和3年度当初予算では、財源不足を補うため、基金・起債合わせて270億円を活用しましたが、このままの状況が続けば、今後数年で基金残高は底をつき、起債残高は大幅に増加することが懸念されます。

一方で、少子高齢化の進行に伴う社会保障経費の増、老朽施設の維持更新、都市インフラの遅れへの対応など、膨大な財政需要に対応していく必要があります。将来に渡って持続可能な財政運営を堅持し、区民生活を支えるために必要な施策の充実を図るために、施策の優先順位を整理し、限りある財源を効果的・効率的に活用していく必要があります。

(3) デジタル化の加速、DX（デジタル・トランスフォーメーション）への対応

コロナ禍により、官民含めあらゆる面で日本のデジタル化の遅れが鮮明になりました。国は、民間企業の DX、行政のデジタル化を推進するため、デジタル改革関連法を令和 3 年 5 月に制定し、9 月にはデジタル庁を創設しました。

区においては、オンライン化した行政手続はまだ全体の約 15% であり、区民サービスの向上と業務の効率化に向け、更なる拡充が必要です。併せて、デジタル対応が遅れている商店街、中小企業や、町会・自治会など地域団体等への支援、デジタル機器に不慣れな高齢者などへの支援など、きめ細かな対応が求められます。

(4) 都区の役割分担のあり方

特別区は、住民の生活圏と行政区域が一致せず、区民は区の領域を超えて行動し生活しています。大都市として一体的な対応が求められる都の広域行政・専門行政と、住民に寄り添って生活を支える区の身近な行政との境界が曖昧になっている場合があります。

例えば、医療政策は都が担い、公衆衛生（感染症等）は区保健所が担うという役割分担は、平時には機能していますが、今回のようなパンデミック時には、医療と公衆衛生に関する広域的調整が不可欠です。入院調整や PCR 検査などについて、区によって混乱が見られたため、都による調整の強化が必要です。

また、現在、各区で児童相談所の設置が進められていますが、専門職員の確保や、多摩地域や都外に多く設置されている養護施設への処遇調整等を各区が行うこととは容易ではありません。練馬区では、都区の連携による児童相談体制「練馬モデル」を構築し、成果を上げています。

様々な具体的な問題が顕在化した今こそ、原点に返って大都市行政のあり方を根本から見直す必要があります。

第 3 章

施策の体系

「改定アクションプラン」では、今後2年間で区が取り組む施策を取りまとめるにあたり、現在の第2次ビジョン「基本計画」に掲げた「6つの施策の柱」を継承しつつ、社会情勢の変化等を踏まえ、必要な見直しを行いました。

この章では、施策の柱ごとに「区の基本姿勢」と「施策の方向性」をお示しするとともに、戦略計画ごとに「令和5年度末の目標」、「これまでの主な取組」、「新型コロナ感染拡大への対応」、「今後の課題」、「令和4・5年度の主な取組」をお示します。

6つの施策の柱

施策の柱1 子どもたちの笑顔輝くまち

施策の柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

施策の柱3 安心を支える福祉と医療のまち

施策の柱4 安全・快適、みどりあふれるまち

施策の柱5 いきいきと心豊かに暮らせるまち

施策の柱6 区民とともに区政を進める

改定アクションプランにおける施策の柱と戦略計画

施策の柱1 子どもたちの笑顔輝くまち

- 戦略計画 1 子育てのかたちを選択できる社会の実現
- 戦略計画 2 子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実
- 戦略計画 3 すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり
- 戦略計画 4 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成

施策の柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

- 戦略計画 5 高齢者地域包括ケアシステムの確立
- 戦略計画 6 元気高齢者の活躍と健康づくり・介護予防の推進【変更】(※1)
 - ※1 第2次ビジョンアクションプラン戦略計画では「元気高齢者の活躍」と介護予防の推進」としていましたが、名称を変更します。

施策の柱3 安心を支える福祉と医療のまち

- 戦略計画 7 障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備
- 戦略計画 8 ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援
- 戦略計画 9 感染症対応力の強化と安心して医療が受けられる体制の整備【変更】(※2)
 - ※2 第2次ビジョンアクションプラン戦略計画では「住み慣れた地域で安心して医療が受けられる体制の整備」としていましたが、名称を変更します。
- 戦略計画 10 コロナ禍であっても、区民一人ひとりの健康づくりを応援【変更】(※3)
 - ※3 第2次ビジョンアクションプラン戦略計画では「みどりの風の中で、自ら健康づくりに取り組めるまちの実現」としていましたが、名称を変更します。

施策の柱4 安全・快適、みどりあふれるまち

- 戦略計画 11 地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」
- 戦略計画 12 みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備
- 戦略計画 13 魅力にあふれ利便性に富んだ駅前と周辺のまちづくり
- 戦略計画 14 練馬のみどりを未来へつなぐ
- 戦略計画 15 脱炭素社会の実現に向けた総合的な環境施策の展開【変更】(※4)

※4 第2次ビジョンアクションプラン戦略計画では「住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会へ」としていましたが、名称を変更します。

施策の柱5 いきいきと心豊かに暮らせるまち

- 戦略計画 16 地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり
- 戦略計画 17 生きた農と共に存する都市農業のまち練馬
- 戦略計画 18 練馬ならではの都市文化を楽しめるまち
- 戦略計画 19 豊かなみどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち

施策の柱6 区民とともに区政を進める

- 戦略計画 20 区民協働による住民自治の創造
- 戦略計画 21 窓口から区役所を変える
- 戦略計画 22 DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進【新設】(※5)

※5 第2次ビジョンアクションプラン戦略計画では掲げていない計画ですが、社会情勢の変化を踏まえ新設します。

施策の柱 1 子どもたちの笑顔輝くまち

区の基本姿勢

日本全体で出生数の低下傾向が進む中、コロナ禍の影響もあり令和 2 年の国の出生数は約 84 万人[※]と過去最低を更新しました。一方で女性の就業率の向上や、令和元年度に実施された幼児教育・保育の無償化などの影響により、保育需要は増加しています。区は令和 3 年 4 月に保育所待機児童ゼロを達成しました。引き続き、待機児童ゼロを継続するために保育所の整備や練馬こども園の拡大を進めます。

少子化、核家族化、コミュニティの希薄化などにより、子育てに不安や負担を感じたり孤立する保護者が増えています。保護者が身近な場所で気軽に相談、交流できる環境の整備と、よりきめ細やかな支援の充実が必要です。また、子どもや子育て家庭が地域で安心して暮らし続けられるよう、都区の連携を強化し、児童相談体制をさらに充実する必要があります。

教育分野においては、令和 3 年 3 月に改定した「練馬区教育・子育て大綱」の目標である「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」を実現することが区の責務です。

子育ては誰が担うべきか、様々な考え方や価値観が存在しますが、最も尊重されるべきことは、それぞれの家族の思いです。家庭で子育てがしたい、子どもを預けて働きたいなど、多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現します。

施策の方向性

- ・保育サービスを更に充実させ、引き続き保育所待機児童ゼロを継続する。
- ・保護者が子育ての悩みを安心して相談できる体制を充実する。
- ・都と区の連携による児童相談体制を充実・強化する。
- ・全ての小学生が安心して過ごせる放課後の居場所をつくる。
- ・児童生徒一人ひとりに応じた、きめ細かな指導や支援を行う。

[※]厚生労働省「令和 2 年(2020)人口動態統計の年間推計」

戦略計画 1

子育てのかたちを選択できる社会の実現

令和 5 年度末の目標

家庭で子育てがしたい。子どもを預けて働きたい。様々なニーズを持つ保護者の希望に応じた社会的サービスを提供することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現

これまでの主な取組

1 家庭での子育て支援サービスの充実

民間カフエ等と協働し、保護者同士が交流したり、子どもと一緒にリラックスできる「練馬こどもカフエ」を開始しました。また、親子で遊び、保護者同士が交流できる子育てのひろばや外遊び型子育てのひろば「おひさまぴよぴよ」の増設、発達に不安のある親子を対象にした「のびのびひろば」の回数増を行いました。ファミリーサポート事業では、軽度障害児の受け入れを開始しました。

2 保育所待機児童ゼロを達成

区独自の幼保一元化施設である「練馬こども園」を創設し、認可保育所や地域型保育事業など、全国トップレベルの新規整備・定員拡大を進め、令和3年4月に待機児童ゼロを達成しました。

3 ICT を活用した利便性の向上

保護者の負担軽減や利便性の向上を目的として、LINE で保育所の情報収集等ができるサービスを全国で初めて開始しました。また、乳幼児一時預かり事業のインターネット予約を開始しました。

新型コロナ感染拡大への対応

コロナ禍においても経済社会活動を支えるため、保育所等では、緊急事態宣言期間中も一貫して原則開園としました。保育施設等の従事者には、二度に渡り、区独自の特別給付金を支給しました。また、国の子育て家庭への臨時給付金に加え、区独自に児童扶養手当受給世帯に特別給付金を支給しました。在宅子育て家庭向けに、オンラインによる「練馬こどもカフエ」と子育てのひろばを開催しています。

今後の課題

コロナ禍における孤立などで高まる子育てへの不安や悩みに対応するため、感染拡大防止に留意しながら、相談の場や支援サービスを一層充実していく必要があります。家庭で子育てをしたい保護者を支援するため、親子が交流できる場や、一時的に子どもを預けられるサービスの充実が必要です。

今後も保育ニーズに対応し、着実に待機児童ゼロを継続していく必要があります。家庭的保育や小規模保育事業の利用者が3歳児以降も安心して保育を受けられる仕組みが求められています。また、令和3年6月に医療的ケア児支援法が成立したことを受け、保育所での医療的ケア児の受け入れを更に進める必要があります。

コロナ禍の中では、これまで以上にICTを活用した保護者の利便性の向上が求められています。

令和4・5年度の主な取組

1 家庭での子育て支援サービスの充実【充実】

「練馬こどもカフェ」の拡大、子育てのひろばや外遊び型子育てのひろば「おひさまびよぴよ」の増設など、引き続き親子で遊び、保護者同士が交流できる場を充実します。また、一時預かり事業の区西部地域での新たな実施に向け、場所の確保に取り組みます。

2 保育サービスの充実【新規・充実】

引き続き、待機児童ゼロを継続できるよう、保育所の整備や練馬こども園の拡大を進めます。

また、医療的ケア児の「優先選考」方式や、2歳児までの保育施設を修了した3歳児を優先的に認可保育所で受け入れる新たな方式を導入します。

3 入園申込のオンライン化、保育所のICT化【新規・充実】

マイナポータルを活用し、スマートフォンやパソコンから入園申込ができるようにします。また、保育所等にICTを導入し、園だよりや連絡帳のやり取りなど、保護者が園との連絡をスマートフォンで行える取組を進めます。

戦略計画 2

子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実

令和 5 年度末の目標

子育てに関する相談体制を強化し、妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポートを充実

これまでの主な取組

1 母子健康電子システム、電子母子手帳アプリの導入

妊婦健診や乳幼児健診の健診情報等を電子化する「母子健康電子システム（令和 4 年 1 月稼働予定）」やスマートフォン等で健診記録を確認できる「電子母子手帳アプリ（令和 4 年 3 月稼働予定）」の稼働に向け準備を進めます。

2 相談サポート体制の充実

子どもの成長、発達に不安を抱える保護者への相談体制を強化するため、全 6 か所の保健相談所に心理相談員を配置しました。

3 練馬区虐待対応拠点の設置

令和 2 年 7 月に、都の児童相談センターと区の子ども家庭支援センターの専門職員が協働で児童虐待などに対応する「練馬区虐待対応拠点」を都内で初めて設置しました。日常的な情報共有が可能となり、虐待発生時の速やかな合同訪問、一時保護、家庭復帰後の親子支援につなげるとともに、令和 3 年度から虐待通告の初期対応の強化に取り組むなど、大きな成果を上げています。また、子ども家庭支援センターに福祉職などの専門職員を増員するなど体制を強化しました。

新型コロナ感染拡大への対応

希望に応じて電話対応なども行いながら、妊娠届提出後の全ての妊婦との面談を継続しました。令和 2 年度の緊急対応として集団で実施している乳児健診を、地域の医療機関等での個別健診でも対応しました。子育てのひろばでは、臨時休室期間中にこれまで来所された方に連絡をして、子育ての悩みを伺う電話相談を行いました。子ども家庭支援センターでは、定期的な生活状況の確認が必要な家庭に対しては、ビデオ通話の活用により、直接会わずに保護者との面談や児童の安否確認ができるようにしています。

今後の課題

少子化、核家族化、コミュニティの希薄化などにより、子育てに不安や負担を感じたり、孤立する保護者が増えています。引き続き、身近な場所で気軽に相談、交流できる環境の整備と合わせ、特に心身の負担が大きい出産直後の支援や成長発達に不安を抱える家庭への継続的な支援の充実も必要です。また、必要とする子育て支援サービスを簡単に選択し、利用できる環境の整備が必要です。

児童虐待が増加し、複雑化、深刻化している中、虐待が繰り返されるケースも増加しています。子どもや子育て家庭が地域で安心して暮らし続けられるよう、都区の連携を深め、児童相談体制をさらに充実・強化する必要があります。

令和4・5年度の主な取組

1 乳幼児親子の身近な相談場所の拡充【充実】

子育て中の保護者が身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができるよう、子育てのひろばへの相談員配置を拡大します。

2 成長発達にかかる相談サポート体制の充実【充実】

産後ケア事業のデイケア・産後ケア訪問での利用可能日数（回数）を拡大します。また、発達相談フォローアップ体制の強化として、心理相談員による家庭訪問等を行います。

3 子育て支援アプリの導入【新規】

希望する子育て支援サービスを“知る・探す・申し込む”が簡単にできる「(仮称) ねりま子育て支援アプリ」を導入します。また、導入にあたっては「電子母子手帳アプリ」と連携し、利便性を向上させます。

4 児童相談体制「練馬モデル」の充実【充実】

児童虐待への迅速かつ一貫した対応をさらに強化するため、都区それぞれで受け付けた虐待通告の初期対応を合同で振り分ける取組を拡大します。

一時保護解除後の家庭復帰ケースなどへの訪問支援は、本庁の子ども家庭支援センターに加え、地域の子ども家庭支援センターが行います。ケースの状態やニーズを踏まえた子育てサービスの利用調整等を行うことで、きめ細かな児童虐待の再発防止等支援を継続的に行います。

戦略計画 3

すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり

令和 5 年度末の目標

地域・事業者・区の協働により、すべての小学生が安全かつ充実した放課後を過ごすことができる環境を整備

これまでの主な取組

1 ねりっこクラブの拡大、ねりっこプラスの開始

学童クラブの校内化を進めるとともに、平成 28 年から開始した「ねりっこクラブ」を令和 3 年度までに 37 校で実施しています。また、令和 3 年度から、ねりっこクラブの待機児童を対象に、ひろば事業終了後のひろば室を活用した「ねりっこプラス」を開始しました。

2 夏休み居場所づくり事業の拡充

夏休み中の小学生の居場所として、ねりっこクラブを実施していない小学校でひろば事業を実施しています。

3 民間学童保育の拡充

多様な区民ニーズに応えるとともに、ねりっこクラブの担い手を育成するため、これまでに民間学童保育 15 施設を誘致し、運営費の助成を行いました。

新型コロナ感染拡大への対応

学校が一斉臨時休業になった際は、学童クラブでは一日保育を実施し、児童の居場所を確保しました。学童クラブの従事者には、二度に渡り、区独自の特別給付金を支給しました。施設にはマスクや消毒液の配布、衛生用品等の購入費補助を行い、感染拡大防止を徹底しました。

校舎内のひろば室の利用ができない期間も含め、当該校の全ての児童が密を避けて校庭が利用できるよう工夫し、居場所を確保しました。

学童クラブの入会や小学生の放課後の居場所について紹介する動画をオンライン配信しています。

今後の課題

増加する学童クラブの需要に着実に対応するとともに、すべての子どもに、安全で充実した放課後の居場所を確保する必要があります。

令和3年6月に医療的ケア児支援法が成立したことを受け、学童クラブでの医療的ケア児の受け入れを更に進める必要があります。

令和4・5年度の主な取組

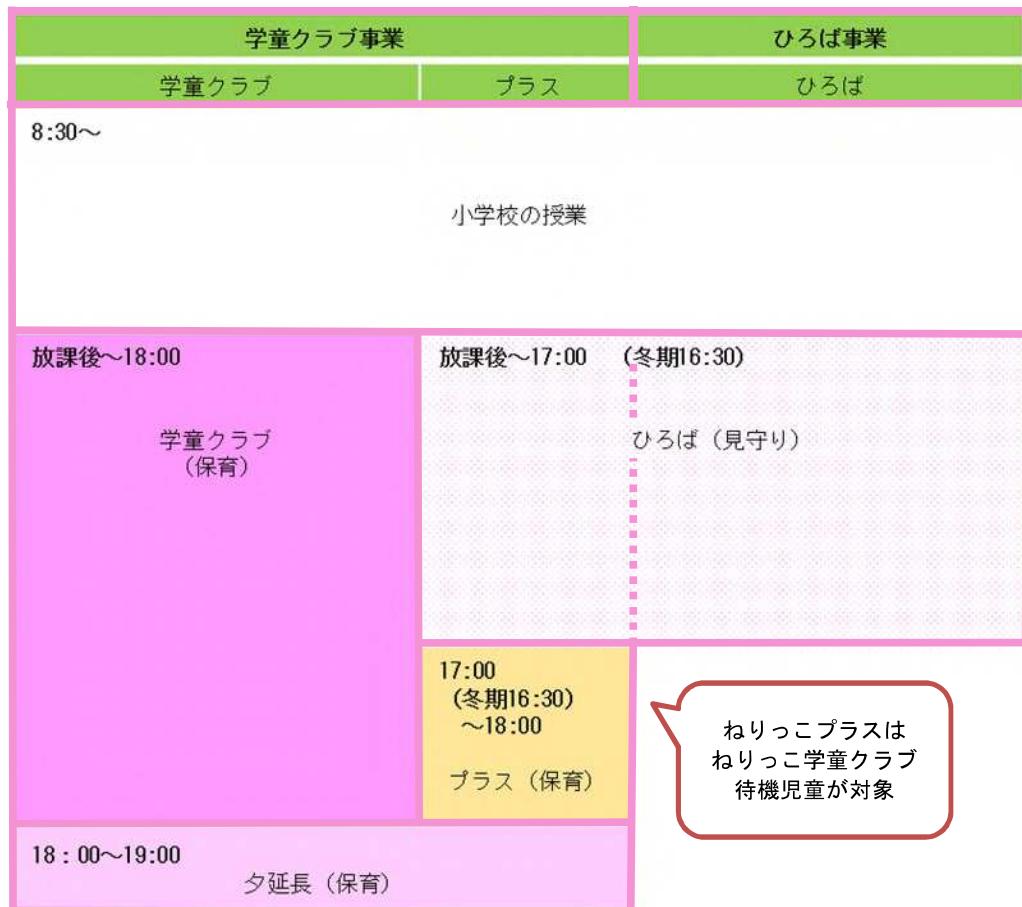
1 ねりっこクラブの全小学校での実施 【充実】

引き続き、「学童クラブ」と「ひろば事業」のそれぞれの機能や特色を維持しながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」の早期全校実施に取り組みます。

2 医療的ケアが必要な児童の学童クラブでの受入れを充実 【充実】

医療的ケアが必要な児童の学童クラブ入会について、新たに受入枠を設け、優先選考を実施します。

ねりっこクラブ 一日の過ごし方



戦略計画 4

夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成

令和 5 年度末の目標

児童生徒一人ひとりに応じた、きめ細かな指導や支援により、夢や目標を持ち、困難を乗り越える力を備えた子どもを育成

これまでの主な取組

1 教育の質の向上

電子黒板や令和 2 年度に全児童生徒に配備したタブレットパソコン等の ICT 機器を活用した授業が広がっています。令和 3 年度には助言を行う ICT 支援員を大幅に増員したほか、効果的な授業を行えるよう教育 ICT 実践事例集を作成しました。老朽化が進む校舎等の計画的な改築を進めるとともに、令和元年から概ね 7 年間で全区立小中学校体育館に空調設備を設置できるよう整備を進め、令和 3 年度までに 40 校に設置しました。

2 家庭や地域と連携した教育の推進

全校に学校支援コーディネーターの配置や、地域人材による学習支援を 79 校で実施するなど、地域と一体となった学校運営を行っています。

3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

不登校児童生徒を対象にした適応指導教室を新たに上石神井地域に開設しました。また、生活困窮世帯を対象にした「中 3 勉強会」を拡充し、利用した全生徒が進路を決めています。たんの吸引や導尿などの医療的行為が必要な子どもが学校等に通うことができるよう、国に先行して医療的ケア児の支援を行ってきました。

新型コロナ感染拡大への対応

一斉臨時休校時は、定期的に家庭へ連絡を行うことで子どもたちの心のケアに努めるとともに、様々な方法で学習の機会を確保しました。学校再開後は感染防止策を徹底しながら、長期休業日の短縮などを通じて授業時間を確保しました。また、当初の予定を前倒しして令和 2 年度中に全児童生徒へタブレットパソコンの配備を完了しました。緊急事態宣言中の令和 3 年 9 月には、感染リスクを軽減するため、授業を午前中のみに短縮し給食後に帰宅としました。登校できない児童・生徒に対して午後の時間帯にオンライン授業を行いました。

今後の課題

全児童生徒に配備したタブレットパソコンを活用した教育内容の充実や教員の指導力のさらなる向上が必要です。また今後は、デジタル教科書の導入を見据えた通信環境の最適化が求められます。

令和2年度から全面実施されている新学習指導要領では、教科指導の充実とともにグローバル社会を生き抜く語学力の向上や国際理解の促進、体験活動による社会性や共に生きる力を育むことを目標としており、取組の強化が必要です。

依然として増加傾向にある不登校の原因分析や事業効果の検証を行い、より効果的な事業を行う必要があります。また、令和3年6月に成立した医療的ケア児支援法を踏まえ、医療的ケア児に対しての支援を更に充実する必要があります。表面化しにくいヤングケアラーの問題に対して、家庭の状況に応じた支援が求められています。

令和4・5年度の主な取組

1 ICTを活用した教育内容の充実【充実】

教育ICT実践事例集を活用するほか、実践的な研修の充実を図り、教員全体のICT活用能力を高めます。また、通信環境を整備しICTを活用した教育効果の高い授業を実施していきます。

2 英語教育の充実【充実】

実践的な英語を活用し学習意欲を高める場として、中学1年生を対象とした宿泊学習を新規実施するなど、各学年における英語教育を充実します。

3 小学校での農業体験学習の充実【充実】

区の特色である都市農業を生かし地域と連携した教育を推進するため、小学校において農業者と連携した体験学習を充実します。

4 支援が必要な子どもたちへの取組の充実【充実】

中学3年生時に不登校状態であった生徒へのアンケート調査など不登校に関する実態調査を実施します。調査結果とこれまでの取組について分析・検証を行い、効果的な取組を検討し不登校対策を見直します。福祉、医療と連携して、学校等における医療的ケア児に対する新たな支援方針を策定し、方針に基づく支援を実施します。ヤングケアラーを支援するため、教育、子育て、福祉など各部門が連携した取組を行っていきます。

施策の柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

区の基本姿勢

令和7年に、団塊世代の全ての方が75歳以上の後期高齢者となります。介護が必要になっても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される、地域包括ケアシステムを確立することが不可欠です。

区内の高齢者の約8割は要介護認定を受けていない、いわゆる「元気高齢者」であり、前期高齢者（65～74歳）に限れば約95%が元気高齢者です。元気で意欲のある高齢者が働き続けること、積極的に社会参加活動を行うことは、健康増進や介護予防につながります。また、福祉分野の労働力不足が叫ばれるなか、元気高齢者を地域の担い手として期待する声も上がっています。

一方、ひとり暮らし高齢者が増加するなか、コロナ禍の影響などにより外出機会が減少することで、高齢者が社会から孤立するリスクの高まりや、フレイル^{*}等の問題が深刻化することが懸念されています。一人ひとりの状態に合わせた支援の充実、見守りの強化、介護予防へ参加しやすい環境整備が重要です。

介護保険施設等の整備や医療と介護が連携した在宅療養ネットワークの構築に取り組むとともに、高齢者一人ひとりに合ったサービスを提供することで、住み慣れた地域での暮らしを支えます。

施策の方向性

- ・地域包括支援センターをより身近で利用しやすい窓口にする。
- ・オンラインを活用した介護予防・フレイル予防事業を展開する。
- ・高齢者一人ひとりの健康課題を解決する「高齢者みんな健康プロジェクト」を充実する。
- ・高齢者やご家族が安心して暮らせるよう、高齢者の見守り体制を強化する。
- ・介護保険施設等を着実に整備するとともに、在宅サービスを充実する。
- ・働く意欲がある高齢者が、元気に働き続けられる機会を増やす。
- ・高齢者が長年培ってきた知識・経験等を活かした地域活動を応援する。

*フレイル…加齢による心身の活力（筋力や認知機能など）や、社会的な側面（人との交流など）の活力が低下し、生活機能障害、要介護状態に陥りやすくなった状態

戦略計画 5

高齢者地域包括ケアシステムの確立

令和 5 年度末の目標

介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立

これまでの主な取組

1 地域包括支援センターの移転

地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターを、区内 25 か所に設置しています。より身近で利用しやすい窓口にするため、令和元年度以降、3 か所を介護施設内から区立施設へ移転しました。

2 特別養護老人ホーム等の施設整備・在宅サービスの充実

令和元年度から 3 年度までの間に、特別養護老人ホームは 7 施設（435 床分）、都市型軽費老人ホームは 4 施設（80 人分）、看護小規模多機能型居宅介護は 4 施設（112 人分）を増設し、施設数はいずれも都内最多です。

3 成年後見制度の利用の促進

認知症高齢者の増加に対応するため、令和 2 年 3 月に成年後見制度利用促進基本計画を策定し、練馬区社会福祉協議会の権利擁護センターを中核機関と位置付けたほか、新たに練馬区社会福祉協議会による法人後見を開始しました。

新型コロナ感染拡大への対応

特別養護老人ホームなどの施設では、感染症対策を徹底しながらサービスを継続しました。区は、施設の従事者等に対し、区独自の特別給付金を支給したほか、感染予防物品購入費用や PCR 検査費用などの補助を行いました。また、「感染予防アドバイザー」派遣による感染症予防対策の支援や、施設に罹患者が出た場合の、法人の枠を超えた応援体制構築に取り組みました。更に、高齢者の一時宿泊先の確保、自宅へのヘルパー派遣事業など、自宅で高齢者を介護している家族が新型コロナに罹患した場合の体制を整えました。

今後の課題

団塊世代の方が全て後期高齢者になる令和7年度を見据え、身近な地域で医療や介護の相談ができる体制を充実する必要があります。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加するなか、コロナ禍で外出機会が減少することなどにより、認知機能、身体機能の低下が懸念されます。認知症の方への支援や、高齢者を見守る体制の強化が必要です。

切れ目のない医療・介護サービスを提供していくため、施設整備の促進とともに、障害のある高齢者が増加するなど、複合化、複雑化した生活上の課題に対応できる人材の確保・育成が求められています。

令和4・5年度の主な取組

1 地域包括支援センターの増設・移転、医療・介護連携の推進【充実】

地域包括支援センターの増設、区立施設等への移転に向けた準備を進めます。地域包括支援センターでは、練馬区医師会が運営する医療連携・在宅医療サポートセンターと連携して、在宅療養ネットワークの強化に取り組みます。また、高齢者の健康について総合的に支援を行う「高齢者みんな健康プロジェクト」を実施します。

2 認知症高齢者や見守りに関する支援の充実【新規】

認知症に早期に気づき適切な支援を受けられるようにするために、練馬区医師会と連携して「もの忘れ検診」を実施します。また、訪問支援事業や民生委員等と連携した見守りに加え、高齢者本人や介護するご家族に向けて、見守りICT機器の利用促進に取り組みます。

3 特別養護老人ホーム等の整備【充実】

特別養護老人ホームを3施設（276人分）増設・増床するほか、都市型軽費老人ホームなどの整備を行います。

4 練馬光が丘病院跡施設における複合施設の整備【充実】

医療・介護の複合施設の整備を進め、令和5年度に着工し、令和7年度中の開設を目指します。介護分野では、介護医療院、看護小規模多機能型居宅介護（共生型障害福祉サービス併設）、介護福祉士養成施設等を整備します。

5 練馬福祉人材育成・研修センターの充実【充実】

令和4年4月に、介護・障害分野の研修センターを統合し、介護サービスと障害福祉サービスの共通課題への対応力を強化します。

戦略計画 6

元気高齢者の活躍と健康づくり・介護予防の推進

令和 5 年度末の目標

高齢者が就労・地域活動等で活躍できる仕組みや身近な場所で健康づくり・介護予防に取り組める環境を整備

これまでの主な取組

1 「シニアセカンドキャリア応援プロジェクト」・「はつらつシニア応援プロジェクト」の実施

高齢者の起業を促進する「高齢者向け起業・創業セミナー」や、趣味や特技を活かした地域活動を応援する「はつらつシニア活躍応援塾」を開催しました。

2 高齢者の福祉分野での活躍を促進

元気高齢者が介護保険施設で清掃や洗濯などの軽作業を行う介護施設業務補助事業は、特別養護老人ホームのほか、認知症対応型グループホームや介護老人保健施設に業務範囲を広げ、就業を希望する高齢者が地域で活躍しています。

3 区独自の介護予防事業の拡充

地域住民が気軽に集い、介護予防や健康について学んだり相談できる地域の拠点「街かどケアカフェ」を、26か所に拡充しました。また、高齢者と地域団体をつなぐ「はつらつシニアクラブ」を18か所で実施し、多くの高齢者が参加しています。令和3年度から、健康課題を抱える高齢者を支援する「高齢者みんな健康プロジェクト」を開始しました。

新型コロナ感染拡大への対応

緊急事態宣言下においても、介護予防に取り組めるよう、「街かどケアカフェ」や「はつらつシニアクラブ」等について、開催規模を縮小するなど感染症対策を徹底し、順次再開しました。また、リハビリ専門職を活用したオンラインによる健康教室等を、はつらつセンターで開始しました。

今後の課題

コロナ禍で、高齢者の外出機会が減少し、フレイル^{*}等の問題が見えないところで深刻化することが懸念されており、身近な場で介護予防に取り組める環境づくりを進める必要があります。また、健康課題を抱える高齢者を適切な支援につなげる取組を強化する必要があります。

従来の対面式・集合形式での活動が制限されるなかでも、継続して介護予防に取り組める環境を整えることが必要です。また、コロナ禍を契機に、様々な手続きのオンライン化が進んでおり、不慣れな高齢者への支援の充実が必要です。

活力ある地域社会を維持するためには、就労を含め高齢者が積極的に社会活動に参加するための支援を充実していく必要があります。

※フレイル…加齢による心身の活力（筋力や認知機能など）や、社会的な側面（人との交流など）の活力が低下し、生活機能障害、要介護状態に陥りやすくなった状態

令和4・5年度の主な取組

1 「高齢者みんな健康プロジェクト」の充実【充実】

区が保有する医療・健診・介護等のデータを活用し、高齢者保健指導専門員と地域包括支援センターが連携して生活状況等を把握し、個別訪問や、教室事業の案内などによって、高齢者一人ひとりの状態に応じた支援を充実します。

2 街かどケアカフェの充実【充実】

交流・相談・介護予防の拠点となる「街かどケアカフェ」を、地域サロン等との協働や敬老館の機能転換により増設します。

3 オンラインによる介護予防事業の充実、スマート教室の実施【充実】

リハビリ専門職を活用したオンラインによる健康教室等を、敬老館や街かどケアカフェで展開していきます。また、高齢者がスマートフォンを使って、行政サービスの手続きや買い物等ができるよう、「スマート教室」を開催します。

4 シニアセカンドキャリア応援プロジェクトの充実【充実】

起業・創業に関するセミナーといった就労分野に加え、ボランティアなどの地域活動等に関する情報提供を行うなど、支援内容を充実します。

5 元気高齢者介護施設業務補助事業の拡充【充実】

元気高齢者が軽作業等の就労を行う介護施設等を拡大します。

施策の柱3 安心を支える福祉と医療のまち

区の基本姿勢

障害者の高齢化・重度化、家族の高齢化が進むなか、障害者一人ひとりの自立した地域生活をどのようにサポートしていくかが、大きな課題となっています。働きたい、日中活動の場が欲しい、グループホームで生活したいなど障害者のニーズを的確に把握するとともに、障害特性やライフステージに応じたサービスの提供が必要です。

生活保護受給世帯は増加傾向にあり、生活困窮者を含めた総合的な自立支援が求められています。新型コロナの影響で、生活困窮に関する相談が増加しています。なかでも、非正規就労の割合の高いひとり親家庭は影響を大きく受けています。生活困窮者の早期自立を支援するため、相談支援体制をこれまで以上に充実していきます。

区民の命と健康を守るため、引き続きPCR検査体制やワクチン接種体制を維持し、医療提供体制を確保することが不可欠です。また、今後起こりうる新興感染症や大規模災害等に適切に対応していくため、医師会、区内病院などの関係機関との情報共有や密接な連携を一層推進していく必要があります。

区の人口10万人当たりの一般・療養病床数は、23区平均の約3分の1と最も少ない状況ですが、これまでの取組により、平成26年には1,856床だった病床が令和7年度には2,805床にまで増える見込みです。高齢化の進展に伴う医療需要を見据え、引き続き病床の確保を進めるとともに、在宅医療提供体制を充実します。新興感染症、首都直下地震等の発生に備え、緊急性の高い重傷者にも対応できる三次救急レベルの医療機能の整備を促進します。

誰もが安心して暮らせ、未来に希望を持って生活できるまちの実現を目指し、福祉・医療サービスを一層充実させます。

施策の方向性

- ・障害者の暮らしを支える住まいの場や家族を支援する体制を確保する。
- ・障害者が多様で柔軟な働き方ができる環境をつくる。
- ・ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援する。
- ・新型コロナの対策を継続し、医療機関等との連携を強化する。
- ・病床確保と医療機能の拡充に向けた取組を進める。
- ・医師会、医療機関等と連携し、在宅医療の提供体制を充実する。
- ・コロナ禍であっても区民一人ひとりの健康づくりを応援する。

戦略計画 7

障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備

令和 5 年度末の目標

障害者が住み慣れた地域の中で、自立して暮らし続けることができるよう、障害特性に応じた住まい・相談・就労・障害福祉サービスの充実など、障害者のライフステージに応じたサービスを提供

これまでの主な取組

1 重度障害者への支援の充実

令和 3 年 2 月、北町 2 丁目に重度障害者グループホームなど多機能型の地域生活支援拠点を整備しました。また、令和 3 年 10 月に、大泉つつじ荘を重度障害者グループホームに転換するなど生活基盤の整備を進めています。

2 就労支援の充実・農福連携の推進

企業や支援機関との連携強化に取り組み、令和 2 年度は、福祉施設などから一般就労した障害者は年間 187 人でした。また、練馬の農を活かし、障害者が働く場の確保に取り組んでいます。

3 障害特性に応じたきめ細やかな対応

精神疾患の未治療者や治療中断者への訪問支援（アウトリーチ事業）を充実しました。また、こども発達支援センターにおいて、外出困難な重度障害児の居宅や保育所等への訪問事業を開始しました。

新型コロナ感染拡大への対応

福祉園などの施設では感染症対策を徹底しながらサービスを継続しました。施設の従事者等に対し、区独自の特別給付金を支給したほか、感染予防物品購入費用や PCR 検査費用などの補助を行いました。また、「感染予防アドバイザー」派遣による感染症予防対策の支援や、施設に罹患者が出た場合の、法人の枠を超えた応援体制構築に取り組みました。更に、障害者の一時宿泊先の確保、自宅へのヘルパー派遣事業など、自宅で障害者を介護している家族が新型コロナに罹患した場合の体制を整えました。

今後の課題

障害者の高齢化・重度化が進むなか、生活介護など必要な機能を有する日中活動の場所を確保する必要があります。また、障害者を介護する家族の高齢化も進んでいます。障害児を介護する家族などからも、負担が大きく、家族の休養を目的とした支援を求める声が多く寄せられており、家族の介護負担を軽減する取組を充実する必要があります。コロナ禍のなか、対面によらない相談支援の充実が必要となっています。

コロナ禍で、マスク着用により口の動きが見えないことなど、障害者のコミュニケーションに関する課題が明らかになっています。障害者一人ひとりの自立した地域生活を支えるため、障害特性に応じた情報提供や意思疎通手段の充実と、区民・事業者等の理解促進などが必要です。

令和4・5年度の主な取組

1 障害者とその家族を支える取組の推進 【新規】

旧高野台運動場用地に、民間事業者による福祉園を令和4年度に開設します。また、石神井町福祉園用地に多機能型地域生活支援拠点の整備を進めます。

障害者家族の負担軽減のため、共生型サービス*を活用したショートステイを区内特別養護老人ホームの空床を利用して開始します。また、練馬光が丘病院の空床を利用して、医療的ケアに対応したショートステイを新たに開始します。

2 障害児支援の充実 【新規・充実】

障害児を介護する家族の負担を軽減するため、こども発達支援センターで、障害児の一時預かり事業を開始します。また、オンラインによる相談支援や動画による療育プログラムの配信を実施します。学校・幼稚園・保育園等における医療的ケア児の受け入れを強化します。

3 (仮称) 練馬区障害者の意思疎通に関する条例の制定、関連事業の充実 【新規】

「(仮称) 練馬区障害者の意思疎通に関する条例」を制定し、ICTを活用した遠隔手話通訳や情報支援機器の利用支援、区民・事業者向けのコミュニケーションガイドラインの作成等の取組を開始します。

*共生型サービス…高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉サービスの両方の制度に位置付けられたサービス

戦略計画 8

ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援

令和 5 年度末の目標

誰もが未来に希望を持って生活できるよう、ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立に向けた支援を充実

これまでの主な取組

1 ひとり親家庭自立応援プロジェクトの展開

平成 28 年 4 月に「ひとり親家庭ニーズ調査」を実施しました。調査で把握した課題やニーズに対応するため、平成 29 年度に「ひとり親家庭自立応援プロジェクト」を開始しました。訪問型学習支援事業や自立支援プログラム事業など 23 区で最も多くの事業を実施しています。令和元年度には、離婚前後の課題解決のための弁護士の配置や、専門相談員による出張相談を開始し、令和 3 年 4 月から、養育費の確保に向けて、公正証書の作成費用等の助成を開始しました。

2 生活困窮世帯への自立支援の充実

就労、家計、生活一般などの相談に対応する生活サポートセンターの相談支援員や、求人開拓・事業者とのマッチング・就労定着支援を行う就労サポートを増員するなど、生活保護に至る前の生活困窮者の支援に取り組んでいます。

生活保護受給世帯の自立支援を強化するため、ケースワーカー等を増員し、令和元年度に適正な人員を確保しました。就労サポート、学習環境等に恵まれない子どもへ個別訪問する子ども支援員、高齢世帯の定期的な見守りなどを行う高齢者生活支援員を増員しました。

3 子育てや介護など複合的な課題への対応の強化

子育てや介護、生活困窮などの複合的な生活上の課題を抱える世帯に適切に対応するため、各相談窓口の役割分担や支援内容を調整する担当係を練馬総合福祉事務所に設置しました。担当が中心となって開催するケース検討会議を通じ、複合的な課題を抱える世帯へ各支援機関の役割を明確にした支援を行いました。調整困難ケース事例集の作成や福祉・保健関係機関合同研修会を実施しました。

新型コロナ感染拡大への対応

(1) 相談支援体制の強化

他区に先駆け、令和2年4月27日に生活相談センターを設置し、給付金や資金貸付、生活保護などの適切な支援につなげました。令和3年度には、生活サポートセンターの相談支援員を3名増員して12名体制とし、各種相談にきめ細やかに対応してきました。

(2) 国の特別定額給付金への対応

令和2年5月7日に専用センターを設置し、給付を開始するなど、早期支給に取り組みました。

(3) 生活困窮者への支援

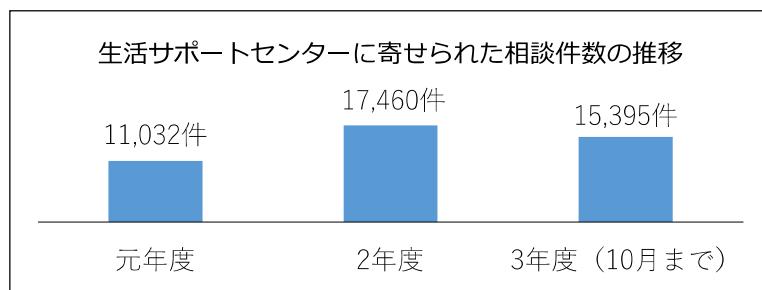
令和3年10月までに約31,700件の緊急小口資金等の特例貸付、約6,800件の住居確保給付金、約900件の生活困窮者自立支援金を支給しました。

区独自の取組として、令和2年度には、住居確保給付金だけでは家賃を賄いきれない世帯に対する生活再建支援給付金の支給に加え、就労センターを3名増員し、生活保護に至る前の支援を強化しました。令和3年度には、生活保護の新規受給世帯の増加に対応するため、ケースワーカーを7名、就労センターを更に3名増員しました。就職支援給付金を支給し、生活困窮から生活保護に至るまで、切れ目のない就労支援を実施しています。

また、コロナ禍において困窮する女性を支援するため、福祉事務所や保健相談所、男女共同参画センター等の区立施設や社会福祉協議会を通じ、生理用品を配布しました。

(4) ひとり親家庭への支援

区独自の取組として、令和2年5月からホームヘルプサービスの利用者負担金を無料化し、令和2年6月に児童扶養手当受給世帯に5万円を支給しました。令和3年8月から、資格取得を支援するため、高等職業訓練促進等給付金の対象資格等を拡充しました。



今後の課題

新型コロナの影響で、生活困窮に関する相談が増加しています。なかでも、非正規就労の割合の高いひとり親家庭は影響を大きく受けしており、実態を把握し、支援を充実することが必要です。

生活困窮者の早期自立を支援するため、相談支援体制をこれまで以上に充実する必要があります。生活サポートセンターへの相談件数は令和元年度の11,032件から、令和2年度は17,460件と、約60%増加しており、相談体制の充実が必要です。

表面化しにくいヤングケアラーの問題に対して、家庭の状況に応じた支援が求められています。

住居確保給付金の支給期間の終了等に伴い、今後、生活保護世帯の増加が見込まれています。住居確保給付金を受けている方の約8割が20代から40代であり、早期の自立に向けた就労支援が必要です。

令和4・5年度の主な取組

1 ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実【充実】

新型コロナが生活・就労・子育てに与えた影響など、家庭の状況について調査を実施し、調査結果を踏まえてニーズを把握し、ひとり親家庭の自立に向けた支援を充実します。

2 生活困窮者への相談支援体制の充実【新規・充実】

増加が見込まれる生活困窮者の生活相談に迅速かつ適切に対応するため、生活サポートセンターの相談支援員を更に増員します。定期的な出張相談を現在の石神井庁舎内で開始するとともに、より身近な場所でのアウトリーチ事業を開始することで、相談体制を充実します。また、石神井再開発ビル内への生活サポートセンターの設置に向けた調整も進めています。

ヤングケアラーを支援するため、教育、子育て、福祉など各部門が連携した取組を行っていきます。

3 生活保護受給世帯に対する自立支援の実施【継続】

生活保護の新規受給世帯の増加に対応し、きめ細やかなサポートを行うため、今後も適正なケースワーカーの人員を確保します。「就労自立の促進」「生活自立の促進」「次世代育成支援」「適正支給の強化」を4つの重点項目として、生活保護受給世帯の自立支援に取り組みます。特に就労支援については、ケースワーカーと就労サポーター、ハローワーク等が連携して、生活困窮から生活保護に至るまで、切れ目のない支援を実施していきます。

区独自の「ひとり親家庭自立応援プロジェクト」 を実施しています

ひとり親家庭ニーズ調査の実施（平成28年度）

主な結果と分析

相談体制

ひとり親の75%が
訪れる児童手当窓口
に相談窓口がない

生活

養育費の決め
をしていない
(51%)

就労

社会福祉士等の
国家資格を
取得したい
(49%)

子育て

進学の悩み(57%)、
しつけ・教育の悩み
(49%)がある

ひとり親家庭自立応援プロジェクトの開始（平成29年度）

■総合相談窓口

様々な相談に応じ、各種支援や他部署等へのつなぎ
を実施。

- ・総合相談窓口は児童手当窓口に隣接
- ・相談員はキャリアコンサルタント有資格者を2名配置
- ・平日夜間や土曜にも窓口を開設（予約制）

●弁護士による法律相談（令和元年度開始）

●専門相談員による出張相談（令和元年度開始）

- 支援サイト「ひとり親家庭支援ナビ」開設
- ひとり親家庭のしおり
発行 →



各種支援

生活を応援

- 家計相談
- 生活応援セミナー
- 養育費にかかる公正証
書作成費用等の助成
(令和3年度開始)

就労を応援

- 資格取得の支援（令和3
年度に対象資格を拡充）
- 就労支援セミナー
- ハローワークとの連携
- 自立支援プログラムに
よる個別支援
- 子どもの預かり支援

子育てを応援

- 訪問型学習支援
- 親子交流・ひとり親
家庭間交流の
支援



23区で最も多い26事業を展開（22区平均11.6事業）※令和3年4月現在

戦略計画 9

感染症対応力の強化と安心して医療が受けられる体制の整備

令和 5 年度末の目標

- 1 新型コロナウイルス感染症対応の経験を活かし、新興・再興感染症の発生に備えた感染症対応力の強化
- 2 高齢化の進展に伴う医療需要を見据え、入院から在宅医療に至るまで切れ目のないバランスのとれた医療提供体制を整備

これまでの主な取組

1 病床の確保

(1) 順天堂練馬病院の増床と医療機能の拡充

令和 3 年 4 月に、90 床増床に加え、手術室、ICU^{*1}、NICU^{*2} の増設、GCU^{*3} の新設、新たな診療科として心臓血管外科の開設等により、区民の要望が高い救急医療や小児・周産期医療等の医療機能を拡充しました。

(2) 練馬光が丘病院の移転・改築

令和 4 年度中の開院に向け、令和 2 年 6 月に建設工事に着手しました。

(3) 慈誠会・練馬高野台病院の整備

令和 4 年度中の開院に向け、令和 3 年 1 月に建設工事に着手しました。

(4) 練馬光が丘病院跡施設における複合施設の誘致

令和 2 年 12 月に、練馬光が丘病院跡施設活用基本計画に基づき整備運営事業者を選定し、医療・介護の複合施設を整備することとしました。

2 在宅医療の提供体制の充実

在宅医療の担い手となる医師や医療機関の支援を行う「医療連携・在宅医療サポートセンター」を、令和 3 年 4 月に練馬区医師会に設置しました。

*1 ICU … Intensive Care Unit の略。重篤な患者に対し、24 時間体制で高度な医療・看護を行う集中治療室

*2 NICU … Neonatal Intensive Care Unit の略。保育器や人工呼吸器、子ども用点滴器具等を備え、早産児や先天性疾患等を患った重症新生児を集中的に治療・ケアする治療室（新生児集中治療室）

*3 GCU … Growing Care Unit の略。NICU で治療を受け、低出生体重から脱した新生児や状態が安定してきた新生児などが、引き続きケアを受ける施設

新型コロナ感染拡大への対応

(1) コールセンターの設置

新型コロナウイルス感染症練馬区コールセンターを令和2年2月に開設し、これまでに5万件を超える区民からの相談を受けました。

(2) 保健所の人員体制の強化

保健所の人員体制を、令和元年度末の20人体制から、令和3年9月には121人体制まで増強しました。

(3) 病院や医療従事者への支援

新型コロナ感染患者の入院受入れやコロナ外来設置病院に対して、医療従事者の宿泊先の確保や特殊勤務手当の補助のほか、陽性患者の受入れ実績等に応じた支援を行いました。

(4) PCR検査体制の整備

区内5か所のコロナ外来設置病院、練馬区医師会の協力による130か所を超える診療所でのPCR検査実施体制を整えたほか、令和2年9月に、石神井公園駅西側高架下に「PCR検査検体採取センター」を設置しました。

(5) ワクチン接種体制の整備

身近な診療所での個別接種と集団接種をベストミックスした、ワクチン接種体制「練馬区モデル」を構築し、練馬区医師会、練馬区薬剤師会と協力して「早くて 近くて 安心」な接種の実現に取り組みました。国が先進事例として全国に紹介して以来、多くの自治体で採用されています。令和3年11月15日時点で、区全体の接種率は81.5%、高齢者の接種率は93.1%となっています。

円滑な接種に向け、区独自に各診療所のワクチン管理経費を支援しました。車いすを利用する高齢者や障害者の方などの接種会場への移動を支援するため、リフト付きタクシーによる送迎費用助成も実施しました。

(6) 自宅療養者への支援

生活支援用品の支給やパルスオキシメーターの貸与等を行いました。

自宅療養者への医療体制を強化するため、令和3年9月から、練馬区医師会、薬剤師会、訪問看護事業所と連携した「かかりつけ医等による健康観察」および「電話診療を中心とした在宅における医療支援」を開始しました。軽症等の方を受け入れ、酸素投与や抗体カクテル療法等を行う「練馬区酸素・医療提供ステーション」を光が丘第七小学校跡施設に設置しました。

今後の課題

区民の命と健康を守るため、引き続き PCR 検査体制やワクチン接種体制を維持し、医療提供体制を確保することが不可欠です。また、新興感染症※の拡大や大規模災害等に適切に対応していくため、医師会、区内病院などの関係機関との情報共有や密接な連携を一層推進していく必要があります。

新型コロナの感染拡大により、感染者対応に関する国・都・区の役割分担の問題点が浮き彫りとなりました。広域的対応が必要なものについては、国・都が責任をもってその役割を果たすよう、役割分担等のあり方について検討する必要があります。

練馬区は 73 万人以上の人口を抱えながらも、重篤な救急患者に対して高度な医療を総合的に提供する三次救急医療機関がありません。新興感染症の拡大時や、災害時に備えた医療提供体制を確保するためにも三次救急レベルの医療機能を整備することが求められています。

練馬区の人口 10 万人当たりの一般・療養病床数は、23 区で最も少なく、入院を必要とする区民の約 7 割が区外の病院に入院しています。今後の高齢化の進展に伴う医療需要を見据え、引き続き、必要な機能を備えた病床の確保を進めていく必要があります。

高齢者人口の増加に伴う要介護高齢者の増加により、今後は在宅医療へのニーズが高まることが予測されています。在宅医療を担う人材を増やすとともに、在宅医療体制を充実させる取組が必要です。

※新興感染症…最近になって新しく出現した感染症の総称

令和4・5年度の主な取組

1 新型コロナ対策の継続と感染症発生時の連携体制の強化 【新規】

引き続きPCR検査体制やワクチン接種体制の維持など、新型コロナ対策を継続します。また、区と、医療機関や福祉施設、保育園・学校等関係機関とのネットワークを強化するとともに、感染症発生時の情報共有や、相互支援のあり方を検討していきます。さらに、感染症対応に関する役割分担の見直しに向け、国や都に働きかけます。

2 新興感染症の拡大時や災害時に備えた医療体制の整備 【充実】

順天堂練馬病院において、新興感染症等拡大時の医療体制や三次救急レベルの医療機能の整備、災害時の応急処置等の対応スペース、備蓄物資等の保管場所の確保を促進します。

3 病床の確保 【充実】

(1) 練馬光が丘病院の移転・改築

高度急性期・急性期機能を充実するとともに、光が丘地域で初となる回復期機能の病床を有する457床の病院の整備を進め、令和4年度中の開院を目指します。また、感染症に対応できる陰圧病床等を整備します。

(2) 慈誠会・練馬高野台病院の整備

回復期・慢性期機能を有する218床の病院の整備を進め、令和4年度中の開院を目指します。

(3) 練馬光が丘病院跡施設における複合施設の整備

医療・介護の複合施設の整備を進め、令和5年度に着工し、令和7年度中の開設を目指します。医療分野では、区内初となる緩和ケア病床や地域包括ケア病床および療養病床を有する157床の病院を整備します。

(4) 新たな病院整備の検討

練馬区医療施策検討委員会からの提言を踏まえ、区内の病院配置状況を考慮しながら、今後の医療需要等を見据えた医療機能を有する新たな病院の誘致を目指します。

4 在宅医療提供体制の充実 【充実】

「医療連携・在宅医療サポートセンター」と連携しながら、在宅医療への新規参入の動機づけとなる研修の実施や他科連携支援体制構築の検討、グループ診療体制構築の検討を通じて在宅医療提供体制を充実します。また、新型コロナに係る自宅療養者への支援を継続します。

戦略計画 10

コロナ禍であっても、区民一人ひとりの健康づくりを応援

令和 5 年度末の目標

新型コロナウイルス感染症による健康リスクを低減し、区民や地域団体、事業者との協働により区民一人ひとりの健康づくりを応援

これまでの主な取組

1 みどり健康プロジェクトの実施

練馬区健康管理アプリ「ねりまちでくつくサプリ」は、ウォーキングコースの拡充や、上田市・東京あおば農業協同組合・食育応援店等とのコラボによるキャンペーンを行い、登録者数が 16,400 人を超えるました。

2 子どもの頃からの健康教育

順天堂練馬病院等と連携し、小・中学生向けがん予防啓発用のDVDを作成し、保健師による出張講座を実施しました。家族全体の健康づくりにつなげるため、子どもを通じて家庭に健康情報を発信しています。

3 こころの健康を支える地域づくり

ゲートキーパー養成講座を開催し、令和元年度から令和3年度の間に 796 名の方が受講しました。また、相談窓口案内パンフレットや、支援者向け「練馬区自殺予防対策の手引き」を作成し、広く区民に周知しました。

4 健診（検診）環境の充実

子育て中の方が健康診査を受診しやすくなるよう、保育サービスを実施しました。また、胃内視鏡検査受診機関を平成 30 年度 1 か所から令和 2 年度には 47 か所に増加しました。

新型コロナ感染拡大への対応

コロナ禍での区民の健康を支えるため、これまで対面で実施してきた運動や食など健康に関する各種講座等やゲートキーパー養成講座を、Web 会議システム「Zoom」を活用して動画で配信しました。

また、健診（検診）会場の感染予防策を徹底して、安心して受診できるようご案内しました。

今後の課題

新型コロナの影響により、自宅で過ごす時間が増え、こころと身体の健康リスクが高まっています。運動不足や食の改善など、楽しみながら行う区民の健康づくりを推進する必要があります。また、区では女性や若者の自殺が増加傾向にあることを踏まえ、対応を強化する必要があります。

コロナ禍で、健診(検診)受診率の更なる低下が懸念されています。疾病や生活習慣病の早期発見・早期治療のために、引き続き、受診率の向上に取り組む必要があります。

50歳以下のがん患者の約7割が仕事を辞めずに治療を続けていると言われています。検診の受診率を向上させるとともに、がん患者が住み慣れた地域で自分らしく療養生活を続けるための支援を充実する必要があります。

令和4・5年度の主な取組

1 みどり健康プロジェクトの充実【充実】

区内スポーツ関連事業者等と連携し、特典が得られる健康インセンティブ事業を実施するなど、ねりまちでくなくサプリを充実します。

民間企業・健康関連団体と連携し、動画プラットフォーム「YouTube」を活用して禁煙、がん、糖尿病、女性の健康等様々なテーマでオンラインによる健康イベントを開催し、楽しく気軽に健康について学ぶ機会を提供します。

2 こころの健康づくり対策の拡充【充実】

自殺対策を支える人材（ゲートキーパー）の役割を学ぶための動画を配信するほか、区の自殺の傾向を踏まえ、理美容業界や飲食店等、女性や若者が利用する業種を対象に研修を実施します。また、こころの健康に関するホームページの内容を充実し、情報にアクセスしやすい環境を整備します。

3 健診（検診）受診環境の充実【新規・充実】

受診日を指定できるインターネット予約システムを導入します。また、会場での保育サービスを拡充し、骨粗しょう症の検診および予防教室を開始します。

4 がんを早期に見つけ、がんと共に生きる区民を支える【新規】

自分が受けられるがん検診が一目でわかるよう受診券のチケット化を進めます。区、順天堂練馬病院のがん相談支援センター、患者団体、支援者などで構成するがん患者支援連絡会を設置し、ニーズ調査の結果を踏まえ、患者のQOL向上に向けた取組を検討します。

施策の柱4 安全・快適、みどりあふれるまち

区の基本姿勢

練馬区は、都市化が急激に進んだため、道路・鉄道などのインフラ整備が著しく遅れています。直近の区民意識意向調査でも、最も力を入れて欲しい施策として、「都市インフラの整備」が1位に選ばれています。都市計画道路の整備等は、完了まで年月を要する事業であり、計画的に進めていく必要があります。コロナ禍により、住民の皆様との協議に際し工夫が必要ですが、事業進捗に応じて丁寧に説明し、理解に努めながら、着実に進めています。あわせて、地震や豪雨災害による被害を最小限に抑えるため、地域ごとのリスクに応じた防災力を向上させる取組を進めます。

区内の民有地のみどりは、一貫して減少を続けており、既存のみどりを守るだけでなく、新たなみどりを増やす取組が求められます。行政の取組だけで、みどりを守り、増やすことは不可能です。区民とともに、みどりに恵まれた環境を未来へつなぐ取組を進めます。

国は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「脱炭素社会」の実現を目指すことを表明しました。区は目標達成に向けて環境施策を総合的に展開するとともに、区民・事業者との協働をさらに推進していきます。

安全で快適な、みどりあふれるまちの実現を目指し、区民と手を携えながら積極的に取り組んでいきます。

施策の方向性

- ・建物の耐震化・不燃化や狭い道路の拡幅等、災害に強いまちづくりを進める。
- ・流域対策を進めるとともに、河川や下水道の整備を東京都に要請する。
- ・都市計画道路の整備、西武新宿線の連続立体交差化を着実に進める。
- ・大江戸線の延伸の早期実現に向けて取組を進める。
- ・公園や都市計画道路の整備により、みどりのネットワークを形成する。
- ・区民とともにみどりを守り育てるムーブメントの輪を広げる。
- ・区民・事業者との協働により脱炭素の取組を推進する。

戦略計画 11

地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」

令和 5 年度末の目標

地域ごとに異なる災害リスクに応じた「攻めの防災」を進め、地震や水害による被害を軽減し、「災害に強く、逃げないですむまち」の整備を推進

これまでの主な取組

1 地震・火災に対する防災まちづくりの推進

老朽木造住宅が密集し、地震発生時の建物倒壊や延焼の危険性が高い地域で密集住宅市街地整備促進事業に取り組んでいます。令和元年度までに江古田北部地区、北町地区の事業が完了しました。現在は貫井・富士見台地区で道路拡幅等を進め、桜台東部地区で事業着手にむけた住民協議に取り組んでいます。これらに次ぐ危険性が懸念される田柄、富士見台駅南側、下石神井の3地区を、区独自に「防災まちづくり推進地区」に位置づけ、狭い道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去促進などに集中して取り組んでいます。

災害時の特定緊急輸送道路に指定されている道路の沿道建築物の耐震化は、令和3年度には96%まで進みました。

2 水害への対策（河川、下水道の早期整備および流域対策の強化）

石神井川、白子川、旧田柄川沿いの3地区に雨水貯留浸透施設を設置しました。令和2年度に「練馬区総合治水計画」を改定し、時間75ミリまでの降雨に対応することとしました。また、東京都が整備を進めている第二田柄川幹線は、令和3年度に完成する予定です。

3 地域危険度の啓発とリスクに即した訓練

水害リスクの高い3地区をモデルとして選定し、地域住民と協働で「地域別防災マップ」を作成し、マップを活用した訓練に取り組んでいます。また、「防災の手引」と「練馬区水害ハザードマップ」を全面改定し、令和元年度に全戸配付しました。

新型コロナ感染拡大への対応

避難所の感染症対策を強化するため、非接触型体温計やフェイスシールド等を新たに備蓄し、マスクや消毒液等を増量しました。また、避難拠点運営マニュアルを改訂し、感染症対策を新たに盛り込み、訓練を実施しました。

今後の課題

首都直下地震や火災等による被害を軽減するため、引き続き、密集住宅市街地整備促進事業等を着実に進めていく必要があります。また、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化は96%まで進みましたか、一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化は80%にとどまっており、重点的に取り組んでいく必要があります。

近年多発する局地的な集中豪雨に備えるため、雨水浸透施設の設置などの雨水流出抑制対策を着実に進める必要があります。また、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の方々が、円滑に避難できるよう支援する必要があります。

令和4・5年度の主な取組

1 地震・火災に対する防災まちづくりの推進【継続】

密集住宅市街地整備促進事業に取り組んでいる貫井・富士見台地区、桜台東部地区、および防災まちづくり推進地区に指定した3地区において、地域住民への丁寧な周知啓発等に取り組み、道路の拡幅、建築物の不燃化、危険なブロック塀等の撤去など、災害に強いまちづくりを推進します。

一般緊急輸送道路沿道建築物の所有者を個別訪問し、建築物の倒壊による道路閉塞の危険性について、図面や写真等を用いて丁寧に説明を行い、耐震改修の重要性・緊急性への理解を得ながら、耐震化を促進します。

2 水害への対策（河川、下水道の早期整備および流域対策の強化）【継続】

公園などの公共施設を活用し、雨水浸透施設を設置します。雨水貯留浸透施設の機能維持と長寿命化を図るため、適切な維持管理を推進します。また、河川や下水道の整備を引き続き東京都に対し要請していきます。

3 要配慮者利用施設および避難行動要支援者への支援【新規】

石神井川流域の洪水浸水想定区域内にある社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設のうち、特に水害リスクの高い地域にある施設には、避難確保計画の作成段階から区が積極的に関わり訓練の実施などを支援します。また、避難行動要支援者名簿に登録されている方の個別避難計画の作成を検討します。

4 地域別防災マップの作成・訓練の実施【充実】

地域の災害リスクや防災情報をまとめた地域別防災マップを、引き続き水害リスクの高い地区から地域住民と協働で作成します。マップを活用した訓練を実施し、地域の防災力を強化します。

戦略計画 12

みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備

令和 5 年度末の目標

- 1 質の高い都市空間の創出や交通の円滑化、防災機能の向上を実現する都市計画道路の整備、西武新宿線の立体化の促進
- 2 大江戸線延伸の事業化、みどりバスの再編による公共交通の充実

これまでの主な取組

1 都市計画道路の整備

「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において、優先整備路線に位置付けられた路線の事業化を進めています。区内の優先整備路線※18.5km のうち、令和 3 年度までに 5 路線 7 区間の約 3.9km を新たに事業着手しました。

2 西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）の立体化

東京都や鉄道事業者、沿線区市と連携し、連続立体交差化計画と関連する側道や交通広場などの計画について、令和 3 年 11 月に都市計画決定しました。

3 大江戸線の延伸

国の交通政策審議会答申および都の広域交通ネットワーク計画を受けて、東京都が令和 3 年 3 月に公表した「『未来の東京』戦略」において、大江戸線の延伸は事業着手に向けた位置付けが明記されました。

東京都との実務的協議を実施し、延伸の意義や必要性、混雑対策および必要な施設など事業化に向けた検討を行っています。

大江戸線延伸推進基金は、令和元年度までに目標額 50 億円の積み立てを完了しました。

4 みどりバス再編等による公共交通空白地域改善の推進

令和 3 年度までにみどりバスのバス停を 3 箇所増設しました。また、道路整備にあわせて、一部ルートの切り替えを行いました。

新型コロナ感染拡大への対応

事業計画等の説明会は、定員制限や回数を多くするなど、対策を講じて実施しました。また、バス事業者に感染予防物品購入費等の助成を行いました。

※優先整備路線…都市計画道路のうち令和 7 年度までに優先的に整備すべき路線

今後の課題

災害に強く、安全・安心な暮らしを支える都市インフラの整備には長い年月が必要であり、計画的に進めていくことが必要です。

新型コロナの感染拡大防止に配慮しつつ、事業の進捗に合わせて丁寧な説明を行ながら、都市計画道路の整備や西武新宿線の立体化、大江戸線の延伸などの各事業を着実に進めていく必要があります。

都市インフラの整備状況等にあわせて、みどりバスルートの再編等を行い、公共交通空白地域の改善に取り組んでいく必要があります。

令和4・5年度の主な取組

1 都市計画道路の整備【継続】

優先整備路線について、新たに約3.5kmの事業着手に向けて取り組みます。

引き続き、東京都施行路線については早期整備を働きかけ、区施行路線については着実に整備を進めます。

2 西武新宿線の立体化【継続】

東京都や鉄道事業者、沿線区市と連携し、連続立体交差事業および鉄道付属街路等の事業に着手します。

駅周辺のまちづくりや交差する都市計画道路の整備を進めます。

3 大江戸線の延伸【継続】

引き続き、駅・トンネル構造、車両の留置施設等延伸に必要な施設や収支採算性の確保など、事業化に向けて東京都と実務的協議を進めます。あわせて、新駅予定地周辺など沿線のまちづくりを進めます。

4 みどりバス再編等による公共交通空白地域改善の推進【充実】

道路整備にあわせた保谷ルートの再編や、練馬光が丘新病院の移転に伴うルートの延伸を行います。また、みどりバスの増便やバス停の新設等について、バス事業者と協議を行い、公共交通空白地域の改善を進めます。

戦略計画 13

魅力にあふれ利便性に富んだ駅前と周辺のまちづくり

令和 5 年度末の目標

連続立体交差事業、鉄道の延伸などにあわせ、多くの人々でにぎわう駅前空間の創出や快適に安心して買い物ができる商業空間の整備

これまでの主な取組

1 西武新宿線沿線のまちづくり

上石神井駅周辺では、交通広場を含む外環の 2 の用地取得を進めるとともに、地区計画の策定や建築物の共同化について、地域の方々と検討しています。

武蔵関駅周辺では、交通広場の都市計画を決定するとともに、補助 230 号線の事業認可取得に向けた測量に着手しました。

上井草駅周辺（下石神井四丁目地区）では、商店街通りの整備等のまちづくりについて、地域の方々と協議を進めています。

2 大江戸線新駅予定地周辺のまちづくり

大江戸線延伸地域の 4 地区（約 90.1ha）で地区計画を決定しました。

（仮称）大泉学園町駅予定地周辺では、駅前広場の整備と商業施設等の充実を目指した建築物の共同化など、権利者等と検討しています。

3 地域の拠点である駅周辺のまちづくり

石神井公園駅周辺では、令和 2 年 12 月に駅南口西地区市街地再開発事業および駅南地区地区計画変更について都市計画決定しました。平和台駅周辺では、放射 35 号線の整備事業の進捗にあわせて地区計画を決定しました。

4 鉄道駅や周辺のバリアフリーの充実

2 ルート目のエレベーター・ホームドアの設置、エスカレーター整備など更なるバリアフリー化を目指し、鉄道事業者と協議を進めています。また、駅と主要な公共施設を結ぶ経路のバリアフリー整備を進めています。

新型コロナ感染拡大への対応

まちづくり協議会等は、資料の事前配布や動画配信の活用による書面開催、開催時間の短縮、Web 会議方式など、工夫を講じて実施しました。

今後の課題

多くの人々で賑わう駅前空間の創出や、快適で暮らしやすい住環境の実現のため、道路や鉄道などの整備にあわせ、まちづくりを着実に進めていくことが必要です。

新型コロナの感染拡大防止に配慮しつつ、まちづくり協議会や説明会の開催方法を工夫し、地域の方々とともに取り組むことが必要です。

様々な人が利用する駅や公共施設等は、誰もが安全で使いやすくなるよう、より一層のバリアフリー化が必要です。また、駅とこれら施設を結ぶ経路の整備も必要です。

令和4・5年度の主な取組

1 西武新宿線沿線のまちづくり【継続】

上石神井駅周辺では、地区計画を都市計画決定します。また、外環の2の用地取得や建築物の共同化についての検討を進めます。

武蔵関駅周辺では、交通広場と補助230号線の事業認可を取得します。また、地区計画の策定、建築物の共同化について検討を進めます。

上井草駅周辺（下石神井四丁目地区）では、引き続き、商店街通りの整備等のまちづくりについて協議を進めます。

2 大江戸線新駅予定地周辺のまちづくり【継続】

大泉町二丁目、補助233号線沿道では地区計画を活用したまちづくりを進めます。（仮称）大泉学園町駅予定地周辺では駅前広場の計画や建築物の共同化などについて、検討を進めます。

3 地域の拠点である駅周辺のまちづくり【継続】

石神井公園駅周辺では、駅南口西地区市街地再開発事業が円滑に進むよう、引き続き、準備組合の取組を支援します。また、南口商店街においては、変更決定した地区計画に基づいた街並み整備に向けて協議を進めます。

氷川台駅周辺など放射36号線沿道では、幹線道路沿道にふさわしい土地利用を促し、周辺環境と調和したまちづくりについて協議を進めます。

4 鉄道駅や周辺のバリアフリーの充実【継続】

区内各駅へのホームドアや光が丘駅と小竹向原駅の2ルート目のエレベーター設置について、鉄道事業者等の動向を踏まえ働きかけていきます。光が丘駅周辺ではエスカレーター等の設置工事や、駅と移転後の練馬光が丘病院を結ぶ経路のバリアフリー整備を行います。

戦略計画 14

練馬のみどりを未来へつなぐ

令和 5 年度末の目標

練馬のみどりに満足している区民の割合 80%を目指し、みどりのネットワーク形成と区民とともにみどりを守り育てる仕組みづくりを推進

これまでの主な取組

1 みどりのネットワークの形成

みどりの拠点となる公園づくりを進めるため、令和 3 年度に四季の香ローズガーデンを大幅にリニューアルし、大泉学園町希望が丘公園を全面開園しました。また、長期プロジェクトである稻荷山公園の基本計画素案を策定しました。

身近な公園として、子どもたちによるワークショップや地域の方々からの提案をもとに整備に取り組んできた上石神井こもれび公園を開園しました。

東京都が整備する練馬城址公園は、都、区、民間事業者で締結した覚書に基づき、区の求める「緑と水」、「広域防災拠点」、「にぎわい」の機能を備えた公園の実現に向け設計等が進められています。

練馬の原風景と言える屋敷林等の重要な樹林地を保全するため、所有者と合意形成を図り、新たに 3 か所を都市計画緑地として決定しました。

2 みどりを育むムーブメントの輪を広げる

令和 3 年度から地域住民による落ち葉清掃の試行を一部の保護樹林で開始したほか、公園や憩いの森の区民管理を拡充しました。

つながるカレッジねりまに、草花の基礎知識・植栽デザイン・グループ活動のコツなどを学べる「コミュニティ・ガーデナーコース」を令和 2 年度に開設しました。

練馬区みどりを育む基金は、複数の事業から応援したいメニューを選択できるようリニューアルしたことでの寄付件数が約 4 倍に増加しました。寄付の一部は、四季の香ローズガーデンの整備等に活用しました。

新型コロナ感染拡大への対応

公園整備に向けたオープンハウスや都市計画の説明会の開催にあたり、定員の設定や、来場の事前予約制、回数増など、対策を講じて実施しました。

今後の課題

みどりのネットワークの拠点となる公園や、みどり豊かな幹線道路の整備により、公共のみどりは増えていますが、区のみどりの約75%を占める民有地のみどりは、相続時の税が負担となることから生産緑地や樹林地が宅地化されるなど、減少傾向にあります。

引き続き、公園の整備や幹線道路の整備にあわせたみどりのネットワークの形成を進めるとともに、民有地のみどりを維持し続けられる方策を考える必要があります。

練馬の特色であるみどりを地域の財産として育むために、所有者だけではなく、区民がみどりに関する活動に関わりやすい仕組みづくりを進め、地域全体でみどりを育むムーブメントの輪を広げていく必要があります。

令和4・5年度の主な取組

1 みどりのネットワークの形成 【継続】

長期プロジェクトである稻荷山公園、大泉井頭公園の整備に向けた検討を進めます。石神井松の風文化公園の拡張に着手し、スポーツ施設を整備します。

練馬城址公園は、区の求める機能を備えた公園の実現に向け、引き続き東京都や関係者と調整していきます。

みどりの実態調査の結果をふまえ、特に希少な樹林地については所有者との合意形成を進め、都市計画緑地として確保します。

2 みどりを育むムーブメントの輪を広げる 【充実】

みどりの活動のすそ野を広げるために、つながるカレッジねりま卒業生など意欲のある区民に向けて、みどりに関する活動や求人情報を発信し、活動に結び付ける仕組みづくりを進めます。

つながるカレッジねりまに、憩いの森の管理に必要な知識や技術を学べるコースを開講し、憩いの森の区民管理の拡充を進めます。

保護樹林などの民有樹林地の落ち葉清掃に地域住民が積極的に取り組む活動を広げます。

練馬区みどりを育む基金に憩いの森の区民管理や保護樹林の清掃活動など、区民協働事業を寄付先とするメニューを新設し、練馬の樹林地の保全につなげます。

戦略計画 15

脱炭素社会の実現に向けた総合的な環境施策の展開

令和 5 年度末の目標

2050 年までの脱炭素社会の実現に向け、区民・事業者と協働して、総合的な環境施策を展開

これまでの主な取組

1 避難拠点のエネルギーセキュリティの確保

避難拠点（区立小・中学校）の緊急電源として活用するため、公用車に EV（電気自動車）10 台と FCV（燃料電池自動車）2 台を導入しました。また、自動車メーカーおよび販売事業者 2 社と、災害時における電気自動車等の提供について協定を締結するとともに、区民が所有する EV 等を活用する「災害時協力登録車制度」を創設しました。

5 校の避難拠点に太陽光発電設備と蓄電池を設置しました。

2 自立分散型エネルギー社会への取組の推進

これまでに、家庭や事業所が設置した太陽光発電設備等 9,625 件に補助を行い、13,007t-CO₂ の温室効果ガスを削減しました。

また、順天堂練馬病院で発電した電力の一部を災害時に隣接する医療救護所（石神井東中学校）へ供給できるよう「地域コジェネレーションシステム」を令和 2 年度に整備しました。

北保健相談所に太陽光発電設備と蓄電池を設置しました。光が丘区民センターは、分散型・再生可能エネルギー設備の普及実証モデル事業として位置付け、設置の準備を進めています。

3 省エネルギーへの取組

区立施設 23 か所で使用する電力を、清掃工場の再生可能エネルギーを活用した電力に切り替えました。

環境イベントや講演会、エコライフチェックなどを通じ、省エネ機器や省エネ型ライフスタイルの普及啓発を行いました。

新型コロナ感染拡大への対応

環境講演会の Web 配信や e ラーニング形式の学習コンテンツの活用、SNS による情報発信などにより、環境教育・啓発の場を継続的に確保しました。

今後の課題

国は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「脱炭素社会」の実現を目指し、2030年度までに温室効果ガスを2013年度の値から46%削減する目標を表明しました。目標達成に向けて環境施策を総合的に展開し、区民・事業者との協働をさらに推進する必要があります。

令和3年6月のプラスチック資源循環促進法の制定を受けて、プラスチック廃棄物の排出抑制、再資源化等の取組の強化が求められています。

令和4・5年度の主な取組

1 脱炭素社会の実現に向けた環境基本計画の策定 【新規】

2050年までの脱炭素社会の実現に向け、「環境基本計画2020」に「エネルギー・ガバナンス」などの既存計画も組み入れ、新たな計画を策定します。

2 区民や事業者との協働による脱炭素の取組の推進 【充実】

家庭・業務部門の温室効果ガスの排出削減を加速するため、再生可能エネルギー等の導入にかかる補助制度をより効果が高まるように見直します。

区民、地域、学校、事業者、民間団体等、あらゆる主体との協働により環境教育・啓発を推進し、脱炭素の行動につなげます。

3 先進技術の導入・運用 【充実】

順天堂練馬病院に続き、移転・改築後の練馬光が丘病院と光が丘秋の陽小学校との間に「地域コジエネレーションシステム」を整備します。

令和3年度から田柄特別養護老人ホームで実施している「超高効率燃料電池システム」のモデル事業で、省エネルギー効果を検証します。

区内に水素ステーションが立地していることを活かし、水素エネルギーの活用を検討します。

4 区の率先した取組 【充実】

公用車は計画的にEV等の電動車[※]に切り替えます。

区立施設への再生可能エネルギー設備の導入を加速するとともに、使用する電力について、環境に配慮した調達を拡大します。

5 ごみの減量・資源化の推進 【新規】

不燃ごみに含まれる金属類等を選別・資源化する不燃ごみ資源化事業を開始します。

プラスチックの資源循環を一層促進するため、今後国から示される手引きに基づき排出抑制や再資源化の取組を進めます。

※電動車…電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド車(PHV)、ハイブリッド車(HV)

施策の柱5 いきいきと心豊かに暮らせるまち

区の基本姿勢

コロナ禍により、事業環境が大きく変化し、事業活動におけるデジタル化の必要性が高まっています。商店街は、区民の身近にあるからこそ持っている魅力を発揮し、賑わいを創出する必要があります。

身近に農業を体感できる、農の魅力があふれる暮らしも幸せを感じることの一つです。練馬区は、東京という大都市の都心近くに立地しながら、生活と融合した生きた農業が営まれている、世界でも稀な都市です。令和元年に開催した世界都市農業サミットで得られた知見を活かし、練馬の都市農業の魅力を発信するとともに、農地の保全や区民が農に親しむ取組の充実が欠かせません。

練馬区は、みどり豊かな住宅都市だからこそ、豊かな文化芸術が花開く可能性があります。都心に行かずとも身近に楽しめる文化芸術が、まちづくりと一緒に展開されることで、練馬ならではの都市文化が花開きます。区立美術館を文化芸術の拠点にふさわしい施設に全面リニューアルするとともに、令和5年の「ワーナー ブラザース スタジオツアー東京-メイキング・オブ ハリー・ポッター」開設にあわせワーナー ブラザースとも連携し、練馬ならではの映像文化をテーマとしたまちづくりに取り組みます。

中小企業支援、商店街振興、都市農業振興、文化芸術・スポーツ振興など、区民が暮らしに潤いや幸せを感じる、魅力あふれるまちを目指して取組を進めます。

施策の方向性

- ・事業活動のデジタル化・商店街の賑わい創出に取り組む。
- ・都市農業が持つ魅力と可能性をさらに発信する。
- ・農地の保全や区民が農に親しむ取組を充実する。
- ・みどり豊かなまちと一緒にした練馬独自の新しい美術館を創造する。
- ・優れた文化芸術を楽しめる魅力的なイベントを展開する。
- ・練馬ならではの映像文化をテーマとしたまちづくりに取り組む。
- ・スポーツ施設の整備を進め、多くの人がスポーツに参加できる機会を充実する。

戦略計画 16

地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり

令和 5 年度末の目標

74万人の人口を擁する住宅都市としての特性を活かした、中小企業の事業活動の活性化と商店街の魅力づくり

これまでの主な取組

1 創業への総合的な支援の充実

練馬ビジネスサポートセンターを拠点に、創業セミナー、創業支援融資、商店街空き店舗入居促進事業などの創業支援策を実施してきました。令和 2 年度からは創業を目指す新たな人材を育成するため、若者を対象としたセミナーを開始するなど支援策を充実しました。

令和元年度以降、練馬ビジネスサポートセンターを利用した創業者数は100名を超えていました。

2 販路拡大など企業活動の活性化

区内産業の魅力を区民に周知する「産業見本市」および事業者間の商取引チャンスの拡大につなげる「商談交流会」を実施するほか、「事業承継」をテーマとしたセミナーを実施するなど、企業活動の活性化に向けた支援を行いました。

3 商店街や個店の魅力づくり

商店主等が講師になり、プロならではの知識や情報を伝える「まちゼミ」や、パン屋や和菓子屋などの個店が連携して行う商品開発・イベントなどの取組を支援しました。

新型コロナ感染拡大への対応

(1) 資金繰りへの支援

令和2年3月から、売上が減少した事業者に対して、低利で信用保証料を全額補助する区独自の「新型コロナウイルス感染症対応特別貸付」を開始し、4,000件を超える融資が実行されています。

令和3年5月からは、新たな資金需要や返済計画の組み直しに対応する「借換特別貸付」を開始しました。既に170件を超える融資が実行されています。

(2) 経営相談体制の強化

事業者からの様々な経営に関する相談に応えるため、令和2年度は、練馬ビジネスサポートセンターの相談員を増員し、休日相談やオンライン相談などを実施しました。

また、令和2年度に、感染症対策と事業活動の両立に課題を抱える区内事業者を支援するため、「ウィズコロナサポート事業」を実施し、中小企業診断士による事業所への出張相談と出張相談において必要とされた感染症対策などの経費の一部を補助しました。延べ427件の出張相談、112件の補助を行いました。

(3) 商店街への支援

令和2・3年度に、練馬区商店街連合会が実施するプレミアム付商品券事業を支援しました。令和2年度はプレミアム率を過去最高となる30%とし、発行総額8億4,500万円の商品券は完売となりました。令和3年度の実施にあたっても、プレミアム率を30%としています。

また、商店街が実施する感染拡大防止のための物品購入費用やイベント等に係る経費の補助を拡充しました。

令和3年12月には、商店街をはじめとする区内対象店舗でキャッシュレス決済サービスを利用した際に20%のポイントを還元する事業を実施します。

今後の課題

コロナ禍により、非接触・非対面を前提とした取引が急速に浸透するなど事業活動をめぐる環境は大きく変化しています。区内事業者からは、「営業活動や会議をオンラインで行いたい」、「新たにＥＣサイトを構築したい」といった声が増える一方、デジタル化のノウハウや人材の不足がみられます。経営の効率化や生産性の向上につながる事業活動のデジタル化を支援する必要があります。

また、経済への影響の長期化が見込まれるなか、事業者の売り上げにつなげるため、販路拡大に向けた支援の充実が求められています。

コロナ禍で商店街の利用者が減少しています。商店会からは、「ホームページやＳＮＳを活用して情報発信に力を入れたい」、「キャッシュレス決済に取り組みたい」といった声があります。新たな顧客を獲得しようとする商店会や個店の意欲的な取組を支援し、商店街の魅力を高めていくことが重要です。

また、店主の高齢化などを背景とした店舗の閉店が課題となっています。これまでのイベント実施や空き店舗対策への支援に加え、商店街の活性化や賑わいを創出するための新たな取組への支援が求められています。

令和4・5年度の主な取組

1 事業活動のデジタル化への総合的な支援 【新規】

練馬ビジネスサポートセンターへの専門相談員の配置、融資制度の新設などにより、受発注・会計・顧客情報などを一括管理するシステムの導入や、ＥＣサイトの構築、ホームページやＳＮＳを活用した販路拡大などのデジタル化の取組に対する総合的な支援を行います。

2 オンライン商談交流会などによる販路拡大への支援 【充実】

商談交流会の実施回数を増やし、農商連携をはじめとしたテーマ設定、オンラインによる実施など内容を充実することで、事業者の販路拡大を支援します。

3 (仮称)スマート商店街プロジェクトの展開 【新規】

練馬区商店街連合会・練馬区産業振興公社と連携し、動画やＳＮＳ等の活用により商店街や個店の魅力を発信し、新たな顧客獲得につながる取組を支援します。商店街のキャッシュレス化など、消費行動の変化への取組を支援します。

4 空き店舗を活用した商店街の賑わい創出をサポート 【新規】

商店街の複数の空き店舗を活用して新たに出店しようとする事業者を、商店会がサポートする取組を支援します。事業者の商店会への加入を促進し、賑わい創出と活性化につなげます。

戦略計画 17

生きた農と共に存する都市農業のまち練馬

令和 5 年度末の目標

練馬の魅力である都市農業を振興し、多面的な機能を持つ都市農地を保全する

これまでの主な取組

1 世界都市農業サミットの開催

都市農業の魅力と可能性を世界に発信するため、令和元年度に世界都市農業サミットを開催しました。ニューヨーク、ロンドン、ジャカルタ、ソウル、トルontoの海外 5 都市から招いた農業者や研究者等と都市農業の意義を共有し、「サミット宣言」を発表しました。サミット開催にあわせ、ねりマルシェやねりまワールドフェスティバルなど多彩なイベントを開催しました。

2 都市農地の保全に向けた取組の推進・都市農業経営の支援

特定生産緑地制度^{*}の周知を積極的に進め、令和 4・5 年に指定から 30 年を迎える生産緑地について、対象の 9 割を超える指定を行いました。

東京あおば農業協同組合と連携し、生産緑地貸借制度の周知やマッチングを進め、これまでに 16 件の貸借が成立しました。

3 区民が農に親しむ取組の充実

高松一・二・三丁目地区と南大泉三・四丁目地区の 2 地区が指定されている「農の風景育成地区」において、地域住民による農の魅力を PR する事業や収穫体験などの活動を支援してきました。高松地区では令和 2 年度に（仮称）農の風景公園の整備に着手しました。

庭先直売所、区内産農産物を使用している飲食店、マルシェ等の情報を発信するアプリ「とれたてねりま」を令和 3 年 11 月にリリースしました。

農産物の収穫や加工・販売作業に携わる障害者施設を拡充するため、練馬区障害者就労支援センター（レインボーワーク）と連携し、マッチング等の支援をしてきました。

新型コロナ感染拡大への対応

コロナ禍で、身近な農を体験できるイベントは中止や規模の縮小を余儀なくされました。その中でも、区民が新鮮な農産物を購入できる機会となるよう、区役所アトリウムで区内農業者によるマルシェを 14 回開催しました。

*特定生産緑地制度…生産緑地は指定後 30 年が経過すると区への買取申出ができるようになります。
生産緑地法の改正により、この買取申出開始時期を 10 年間延長する制度が創設されました。

今後の課題

コロナ禍で、都市の中で身近に農を感じられ、新鮮な農作物を購入できる都市農業の評価が高まっています。世界都市農業サミットに参加した国内外の都市との連携を強め、都市農業の魅力を更に発信していくことが必要です。

都市農地を保全するには、農業者の営農を支援するとともに、地域住民の理解を深めていく必要があります。生産緑地の貸借制度等の更なる活用と、区民が農に親しむ取組の拡充が求められています。

高松地区と南大泉地区の2地区が指定されている「農の風景育成地区」の魅力の向上・発信に努めるとともに、今後の地区的保全・育成のあり方について、地域の農業者や住民の皆様とともに検討していく必要があります。

令和4・5年度の主な取組

1 (仮称) 全国都市農業フェスティバルの開催 【新規】

世界都市農業サミットに参加した国内都市との連携を強化し、都市農業の魅力を更に発信するため、(仮称) 全国都市農業フェスティバルを開催します。

2 生産緑地の貸借制度を活用した農地保全の推進等 【充実】

生産緑地の貸借制度を活用し、営農の継続に課題を抱える農業者と、経営規模を拡大したい農業者のマッチングを進め、農地保全を推進します。

都市農地を保全する新たな仕組みづくりについて、引き続き検討します。

3 農の風景育成地区における取組の推進 【充実】

農の風景育成地区に指定されている高松地区および南大泉地区において、地域住民による農地保全活動を引き続き支援します。高松地区では、(仮称) 農の風景公園を開設します。

4 野菜の収穫体験事業のブランド化 【新規】

区内で野菜の収穫体験を実施している農園に対し、統一したネーミングによるブランド化を行い、PRします。区民が収穫体験をより身近に感じられるよう、情報発信には「とれたてねりま」アプリも活用します。

5 地域住民と農とのつながりを深める取組の推進 【充実】

農産物の収穫や加工・販売作業に携わる障害者施設を更に拡大していく、農福連携の取組を推進します。

子どもたちの都市農業に係る理解を深めるため、小学校において農業者と連携した体験学習を充実します。

戦略計画 18

練馬ならではの都市文化を楽しめるまち

令和 5 年度末の目標

みどり豊かなまちの中で、都心に行かずとも身近に楽しめる文化芸術活動が、ハードのまちづくりと一体となって展開される。こうした 74 万人の住宅都市にふさわしい、練馬ならではの都市文化を花開かせる

これまでの主な取組

1 練馬独自の新しい美術館の創造に向けた検討

令和元年度に、金沢 21 世紀美術館長等を歴任した秋元雄史氏を美術館長に迎えました。館長、地元町会・商店会、学識経験者などで構成される検討委員会からの提言を基に、令和 3 年度中に美術館再整備基本構想を策定します。

2 地域における情報拠点としての図書館のあり方の検討

学識経験者、関係団体委員、区民公募委員などで構成される「(仮称) これからの図書館構想策定検討委員会」からの報告を受け、図書館構想の策定に着手しました。

3 四季を感じ、誰もが楽しめる年中行事を開催

「みどりの風 練馬薪能」では、人間国宝である狂言師の野村万作氏のほか、区ゆかりの多数の能楽師による格調高い公演を実現しました。「真夏の音楽会」では、世界的なヴァイオリニストである大谷康子氏と日本最高峰のフルオーケストラとの共演を実現しました。

4 ねりまの歴史を活かした映像文化のまちづくり

練馬の映像文化の歴史や映画の魅力を伝えるため、区ゆかりの映画俳優による対談をオンラインで配信する「ねりま映画サロン」等を実施しました。また、映像∞文化のまち構想を策定しました。

5 練馬の魅力を効果的に発信

農産物の収穫や食を楽しめる体験型ツアーの実施、練馬の地域資源をテーマごとに発信する観光ガイド「練馬カプセル」の発行、区ゆかりのアニメキャラクターを活用したデザインマンホール蓋の設置など、練馬ならではの魅力を発信しました。

新型コロナ感染拡大への対応

コロナ禍により、多くの文化イベントも中止や延期となりました。その中でも、人数制限など感染症対策を行いながらイベントを開催し、可能な限り区民が文化芸術に触れる機会を提供してきました。また、参加型イベントの「こどもアートアドベンチャー」を自宅で楽しめるよう工夫して実施しました。

今後の課題

コロナ禍による社会生活の変化に柔軟に対応しながら、身近なところで質の高い文化芸術に触れられる機会を継続して提供していくことが求められています。

区立美術館は、7,000点を超える収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足しています。中村橋駅周辺施設の統合・再編にあわせて、再整備基本構想に基づき、新たな美術館の整備を進める必要があります。

区立図書館は、社会状況の変化や多様化する区民ニーズを踏まえて、今後の方針を引き続き検討する必要があります。

令和5年には、「ハリー・ポッター」シリーズの世界観と映画製作の醍醐味が楽しめる「ワーナー ブラザース スタジオツアー東京-メイキング・オブ ハリー・ポッター」がとしまえん跡地に開設されます。区の新たな映像文化の拠点となるスタジオツアー施設と連携し、練馬の魅力発信や地域活性化の取組を進める必要があります。

令和4・5年度の主な取組

1 美術館の全面リニューアルに着手 【充実】

基本構想（素案）で掲げる「まちと一緒にした美術館」、「本物のアートに出会える美術館」、「併設の図書館と融合する美術館」の3つのコンセプトの実現に向け、サンライフ練馬の敷地とあわせて全面改築します。

2 「(仮称) これからの図書館構想」の策定 【新規】

構想を策定し、地域における情報拠点としての図書館のあり方を示します。

3 身近な場所で文化芸術に触れられる機会の創出 【充実】

日本最高峰の奏者によるクラシックコンサート「真夏の音楽会」や、石神井の森を借景とした「みどりの風 練馬薪能」など、身近な場所で優れた文化を体験できるイベントを引き続き実施していきます。

4 練馬ならではの映像文化プロジェクトの実施 【新規】

令和5年のスタジオツアー施設開設にあわせ、練馬ならではの地域資源を活かした映像文化事業を実施します。また、周辺の商店会や町会などを含めた多様な主体と連携しながら、地域の活性化に取り組みます。

映像文化に関する特設ホームページ「映像∞文化のまち ねりま」を本格稼働し、映像文化に関わる発見と創造を幅広く発信します。

5 練馬の魅力を効果的に発信 【充実】

地域ごと、目的別に合わせた見どころを巡るコンセプトツアーや観光ガイド「練馬カプセル」の内容を充実し、農産物の収穫、公園や庭園などの区内の地域資源にスポットをあて、練馬ならではの魅力を発信します。

戦略計画 19

豊かなみどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち

令和 5 年度末の目標

スポーツ施設の整備を進め、多くの人が参加できる機会を提供し、誰もが身近な場所でスポーツを楽しめるまちを実現

これまでの主な取組

1 練馬区初 公認陸上競技場「練馬総合運動場公園」

平成 31 年 4 月に、練馬区初となる公認陸上競技場「練馬総合運動場公園」をリニューアルオープンし、中高生の公認記録会を開催しました。

2 区民ニーズを踏まえたスポーツ施設の整備

大泉さくら運動公園に車椅子テニスに対応した庭球場を新設しました。大泉学園町希望が丘公園多目的運動場を拡張、人工芝化し、夜間照明を設置するなどのリニューアルを行いました。光が丘体育館のアリーナを車椅子バスケットボールなどの障害者スポーツにも対応できる床に改修しました。

3 ユニバーサルスポーツフェスティバルの充実

障害の有無に関わらず、誰もが身近にボッチャなどのスポーツを「見る・知る・体験できる」ユニバーサルスポーツフェスティバルを、令和元年度には光が丘体育館と上石神井体育館で開催しました。

4 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組

練馬総合運動場公園で、「聖火リレー点火セレモニー」を行いました。オリンピックではデンマークの、パラリンピックではエクアドルのホストタウンとなり、区民と選手団とのオンラインによる交流や選手団に対する練習会場の提供などを行いました。

新型コロナ感染拡大への対応

コロナ禍により、練馬こぶしハーフマラソンや区民体育大会を始めとしたイベントも中止、延期や縮小となりました。その中でも、人数制限など感染症対策を行いながら体育館や運動場を安心して利用いただけるようにするなど、区民がスポーツに親しむ機会を可能な限り提供しました。

今後の課題

コロナ禍においても、誰もがスポーツを身近に楽しめる環境を充実するためには、区民ニーズを踏まえたスポーツ施設の整備を進める必要があります。

また、感染症対策を講じながら、より多くの人がスポーツを楽しめるようには、中止、延期や縮小となったイベントを再開していくことが求められています。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、パラスポーツが注目されており、障害のある方もない方もスポーツを楽しめる機会の充実が求められています。

令和4・5年度の主な取組

1 区民ニーズを踏まえたスポーツ施設の整備 【充実】

石神井松の風文化公園の拡張工事にあわせて、スポーツ施設の設計に着手します。みどり豊かな環境の中で文化やスポーツを楽しめる公園となるよう、フットサル・テニス兼用コートの他、スケートボード等ができる広場を整備します。

2 誰もがスポーツに参加できる機会の充実 【継続】

地域体育館でのパラスポーツ教室の開催など、障害の有無にかかわらず身近な場所でスポーツを楽しめるよう、体験会や教室のイベントの実施に取り組みます。

障害のある方がスポーツを楽しめる環境を充実するため、パラスポーツにかかる指導員の育成に取り組みます。また、指導員の資質を向上するため、上級・中級の指導員資格の取得を進めます。

3 練馬こぶしハーフマラソンの開催 【継続】

日本陸上競技連盟の定めるガイドライン等に基づいて事業内容や規模を検討し、感染症対策を講じて、練馬こぶしハーフマラソンを開催します。

施策の柱6 区民とともに区政を進める

区の基本姿勢

地域社会のあり様や住民意識の変化とともに、地域の現場が抱える課題は多様化・複雑化しており、様々なニーズが生まれています。新たなニーズは、行政だけで対応できるものではありません。区と区民や団体などが適切な役割分担の下で協働することが重要です。

地域の現場では、町会・自治会をはじめ、NPO・ボランティア団体などが地域の課題をわが事として考え、自発的に活動する動きが広がりつつあります。こうした取組を、区政の広範な分野に拡げ、区政を「参加と協働」から「参加から協働へ」と深化させ、練馬ならではの住民自治を創造していきます。コロナ禍で多くの活動に制約が出ていますが、様々な工夫により町会・自治会をはじめ多くの地域活動団体の活動が進むよう支援し、協働の取組を推進します。

区はこれまで、「またない」「まごつかない」「何度も書かない」窓口の実現に向け、目に見える形で窓口改革を進めてきました。

新型コロナの感染拡大防止と区民の更なる利便性向上のため、非接触・非対面ができる手続きを拡大します。対面での対応が求められる場面では、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな窓口サービスを提供します。

コロナ禍において、テレワークやWeb会議など、デジタル技術の活用が急速に広がり、区民生活に不可欠となっています。こうした中、行政のデジタル化は民間に比べて大きく遅れています。

多様化する区民のニーズにこたえ、必要な行政サービスを確保するため、区のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、区民サービスの質の向上と更なる業務効率化を実現します。

施策の方向性

- ・町会・自治会のデジタル活用を支援する。
- ・区民協働の取組を推進する。
- ・来庁しなくても手續ができるサービスを拡大する。
- ・区への支払いにおけるキャッシュレス決済を拡大する。
- ・（仮称）お悔やみ窓口を設置する。
- ・区のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進する。

戦略計画 20

区民協働による住民自治の創造

令和 5 年度末の目標

地域に根差した区民の自発的な活動が、区内の至るところで活発に行われるよう、協働の取組を推進

これまでの主な取組

1 町会・自治会の活性化

区民事務所や協定を締結した不動産事業者の窓口で、転入者へ町会・自治会への加入案内のリーフレットを配布しています。町会・自治会の運営方法や日々の活動に役立つ実践例などをまとめた「町会・自治会運営ハンドブック」を令和 2 年 3 月に作成しました。

2 区民や団体の皆様と区が一体となって課題を解決

(1) 「つながるカレッジねりま」の開講

地域活動に参加したい区民の背中を後押しするため「つながるカレッジねりま」を令和 2 年 9 月に開講し、福祉・防災・農・みどり・環境の 5 つの学習コースを設けました。区民協働交流センターに「つながる窓口」を設置し、カレッジ修了生を町会・自治会を始めとした団体とマッチングし、地域で活動する人材を輩出しています。

(2) 地域おこしプロジェクトの充実

区民の自由な発想から生まれたアイデアの具現化を支援する「地域おこしプロジェクト」は現在までに 7 つのプロジェクトを実施してきました。区の若手職員を現場に派遣してプロジェクトの目標達成を支援し、3 年間の支援が終了した後も、「ねりまワインプロジェクト」や地域情報誌「しもねり・かわら版」など地域における継続的な活動に発展しています。

(3) 「練馬つながるフェスタ」の実施

対面で開催していた「練馬つながるフェスタ」はオンラインで開催し、地域活動団体の活動を区民に周知し、団体同士が交流できる場を確保しました。

新型コロナ感染拡大への対応

町会・自治会や地域活動団体に対しては、オンラインツールを活用した事例の紹介など、活動の継続支援を行ってきました。

今後の課題

コロナ禍により、町会・自治会をはじめ多くの地域活動団体は集客型のイベントなどを見直しています。「対面の機会が減り、情報発信に苦慮している」といった声も寄せられ、SNS等を活用した活動の広報やオンラインツールを活用したイベント開催などへの支援が求められています。地域活動団体の活動が継続・発展できるような支援が必要です。

一方で、地域活動はオンライン上だけで完結するものではなく、対面による交流も欠かせない要素です。対面での活動の場を広げていけるように団体を支えていく必要があります。

イベント開催等が中止になる中、事業継続の鍵となる資金面、人材確保等で課題を抱える団体が増えており、支援の強化が求められています。

令和4・5年度の主な取組

1 町会・自治会のデジタル活用支援 【新規】

先進的にSNS等の活用に取り組んでいる町会・自治会の活動をまとめた事例集を作成し、他の町会・自治会の情報発信に活用できるよう、情報提供します。

SNS等を活用した町会・自治会活動を支援するため、町会・自治会を対象としてデジタル活用について学べる講習会を実施します。また、継続的な活用を支援するために、専門知識をもったアドバイザーを派遣します。

2 「練馬つながるフェスタ」の地域開催 【新規】

地域で活動する団体をその地域の区民が知ることができるよう、また、地域の団体同士がつながることができるよう、これまで区民・産業プラザで開催していた「練馬つながるフェスタ」を、区立図書館などを会場として、6か所の地域で開催します。

3 地域活動団体の事業基盤を強化 【充実】

コロナ禍で収入が減り、経済的打撃を受けている団体の資金面における基盤強化に向けて、クラウドファンディングの活用や物販の販路拡大など資金調達に関するセミナーを実施します。また、練馬ビジネスサポートセンターが行う中小企業診断士による経営相談へつなぐなど、団体の事業継続への支援を充実させます。

4 「つながるカレッジねりま」の充実 【充実】

コロナ禍においても修了生が各分野で活躍できるよう、町会・自治会等の地域団体に働きかけ、活動体験の場を確保していきます。また、みどり分野では憩いの森の管理に必要な知識や技術を学べるコースを開講し、憩いの森の区民管理の拡充を進めます。

戦略計画 21

窓口から区役所を変える

令和 5 年度末の目標

区民視点での窓口改革を推進し、窓口サービスへの区民満足度を向上

これまでの主な取組

「またない」「まごつかない」「何度も書かない」窓口の実現への取組

1 「窓口情報提供システム」の導入

窓口の混雑情報をインターネットで確認できる「窓口情報提供システム」を、区民事務所、税務課、国保年金課、保育課などで令和 2 年 1 月から稼働させ、現在 18 か所で運用しています。

2 区民事務所のフロアマネージャー増員・練馬区民事務所レイアウト変更

手続きをスムーズにご案内するため、令和 2 年 4 月にフロアマネージャーを練馬・石神井・光が丘・大泉区民事務所で増員しました。

令和 2 年 9 月に練馬区民事務所のレイアウトを改善するとともにゲートサインを設置し、来所者に分かりやすくご利用いただけるようにしました。

3 区民事務所に申請書一括作成システムを導入

転入や転出等の手続きの際、氏名などが印字された複数の申請書を一括で作成する「申請書一括作成システム」を令和 3 年 1 月に導入しました。

4 住民税・国民健康保険料等の納付にキャッシュレス決済を導入

いつでも支払いができるよう、住民税や国民健康保険料等の納付にモバイルレジクレジット、LINE Pay 等のキャッシュレス決済を順次導入しました。

5 マイナンバーカード交付体制の強化

令和 2 年度にマイナンバーカードの交付枚数が急増したため、交付ブースを増設し体制を強化しました。

新型コロナ感染拡大への対応

混雑を防ぐため、保育園の入園相談やマイナンバーカード交付を区ホームページから予約ができるようになりました。

手続きのオンライン化を推進するため、その妨げとなる押印の見直しに取り組み 1,483 件廃止し、全手続き（2,800 件）の 85%（2,391 件）で押印を不要としました。

今後の課題

区では住民税や国民健康保険料等の支払いにキャッシュレス決済を導入してきましたが、証明書発行手数料等の窓口での支払いでは導入が進んでいません。また、書面や対面でのやりとりを前提としている手続きが多く、オンライン申請が可能な手続きは、15%程度にとどまっています。新型コロナの感染拡大防止と区民の利便性向上を目指し、今後さらに非接触・非対面でできる手続き等を拡大する必要があります。

一方で説明を受けながら手続きをしたい、必要な手続きがわからないといった対面での対応が求められる場合があります。区民の皆様に直接対応する窓口では、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かなサービスの提供が求められます。

令和4・5年度の主な取組

1 各種証明書の発行手数料等のキャッシュレス化 【新規】

住民票や印鑑証明書など各種証明書の発行手数料や、乳幼児一時預かり事業の利用料の支払いにキャッシュレス決済を導入します。QRコード決済や、交通系ICカード決済等、利用者の多いキャッシュレス決済を中心に検討を進めます。

2 オンライン申請の推進 【充実】

窓口に行くことが難しい子育てや介護に携わる方々、働く世代などが、時間や場所を選ばずに必要な手続き等ができるようオンライン申請を推進します。推進にあたっては、都下の自治体が共同で運営する「東京共同電子申請・届出サービス」や、国が運営する「マイナポータル」等を積極的に活用します。

3 (仮称) お悔やみ窓口の設置 【新規】

多岐にわたるお悔やみに関する手続きについて、専用の案内窓口を設置します。窓口では、必要な手続きを特定し、それに伴う申請書・案内書を提供するとともに、必要に応じて関係機関へ繋げるなど、ご遺族の手続きを支援しています。

戦略計画 22

DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

令和 5 年度末の目標

区民サービスの向上と業務の効率化を実現するデジタル・トランスフォーメーションの推進

これまでの主な取組

令和 2 年 3 月に情報化基本計画を策定し、「デジタル化による区民サービスの向上と効率的な区政運営の推進」を基本理念に掲げ、下記の 4 つの目標のもと、取組を進めてきました。

1 いつでも、どこでも、簡単・便利な窓口サービスの実現

窓口の混雑状況をインターネットで確認できる「窓口情報提供システム」を区民事務所や税・国保・保育の窓口などで令和 2 年 1 月から稼働させ、現在 18 か所で運用しています。転入等の手続きの際に氏名や住所などが印字された複数の申請書を一括して発行する「申請書一括作成システム」を令和 3 年 1 月から各区民事務所に導入しました。

住民税や国民健康保険料等の納付にモバイルレジクレジット、LINE Pay 等のキャッシュレス決済を順次導入しました。

2 ICT を活用した安心して心豊かに暮らせるまちの実現

スマホ等で健診記録を確認できる「電子母子手帳アプリ（令和 4 年 3 月稼働予定）」の準備を進めています。

令和 2 年 10 月から練馬区 LINE 公式アカウントを開設し、保育施設の検索や AI チャットボットによる問合せ対応、保育指數シミュレーションなどができる保活支援サービスを順次開始しました。

令和 2 年 12 月から、防災無線の放送内容の「ねりま情報メール」への自動配信と区公式ホームページへの自動掲載を開始しました。

3 業務改革の徹底

内部事務のデジタル化を進めるため、文書管理、庶務事務、財務会計を取り扱う総合システムを令和 2 年度に導入しました。電子決裁率が 1 % から 85% に向上し、紙の使用量削減、文書保管場所の省スペース化等、事務の効率化が進みました。

税業務の入力作業や特定健診結果の確認作業等 24 業務に RPA[※]を導入し、作業時間を 855 時間（削減率▲70%）削減しました。

※RPA…Robotic Process Automation の略。人間が手作業で行っているパソコン操作を、ソフトウェアロボットを使って自動化する仕組み

4 デジタル社会に向けた基盤整備

マイナンバーカードの普及を促進するため、令和2年度に交付ブースの増設など交付体制を強化し、オンライン申請補助サービスの拡大やマイナポイントの予約・申込支援窓口を開設しました。交付率は44.3%（令和3年11月1日現在）に向上しました。

令和元年度から住民税業務へのAI導入に向けた実証実験を実施し、税額計算の確認作業にかかる時間を約1,450時間から約680時間（53.1%減）まで短縮しました。

新型コロナ感染拡大への対応

（1）押印の見直し

手続きのオンライン化を推進するため、その妨げとなる押印の見直しに取り組み、1,483件を廃止して全手続き（2,800件）のうち85%（2,391件）で押印を不要としました。

（2）AIチャットボットを活用した情報提供

令和2年5月に新型コロナに係る生活支援や特別定額給付金の問合せ対応、情報提供を行う「練馬区生活相談チャット」を導入しました。また、令和3年3月に新型コロナウイルスワクチン接種の問合せ対応を行う「相談チャット」を導入しました。

（3）講座や相談等におけるオンライン化の推進

タブレット端末200台とWeb会議システムを導入し、オンラインによる講座・説明会、相談・交流事業を「練馬こどもカフェ」、「つながるカレッジねりま」など71事業（令和2年度）で実施するとともに、審査会・研修会等をWebで開催しました。

（4）全児童生徒へのタブレットパソコンの配備

当初の予定を前倒しして、令和3年2月に区立小・中学校の全児童生徒へタブレットパソコンを配備しました。

（5）テレワーク環境の整備

100台分のテレワークシステムを構築し、令和3年2月から、主に内部事務を取り扱う部署で試行運用を開始しました。

今後の課題

新型コロナの対応において、特別定額給付金の申請システム不備など、行政のデジタル化の遅れが顕在化しました。国は、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を目指して、デジタル庁を設置し、デジタル・ガバメントの取組を加速しています。地方自治体も、限られた財源、職員で多様化する区民ニーズにこたえ、必要な行政サービスを確保するために、制度やサービス、業務、組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく「DX（デジタル・トランスフォーメーション）」が求められています。

1 区民サービスの向上に向けて

① テレワークや Web 会議、オンライン手続き、キャッシュレス決済など、非対面・非接触のデジタル技術の活用が社会全体で急速に広がり、区民生活に不可欠となっています。

しかし、区の手続きのオンライン化は全体の 15%程度に留まっています。書面・対面を前提とした本人確認や申請者等への説明など、従来の業務プロセスを見直す必要があります。

これまで税や国民健康保険料の支払いにキャッシュレス決済を導入してきましたが、今後、各種証明書の発行手数料など、多くの区民が利用する窓口等でのキャッシュレス化を進める必要があります。

また、地域社会の活性化に向けて、事業活動や地域活動などのデジタル化の促進も必要です。

② デジタル化を進めるうえでは、デジタル技術を十分に活用できる人とできない人の間で格差が生じないよう、誰もがデジタルサービスを利用できるようにすることが重要です。

2 業務の効率化に向けて

① 国は、住民基本台帳、個人住民税など、区が行う 18 事務について、令和 7 年度末までに、国が作成する標準仕様書に適合した標準システムに移行することを求めています。区は、システムを円滑に移行しつつ、区民サービスの向上と業務の効率化に取り組む必要があります。

② これまでの AI や RPA の導入効果や課題を踏まえ、今後、他の業務への拡大に向けて、より効果的な運用方法を検討する必要があります。テレワークの拡大に向けて、試行の効果等を検証しながら、環境整備を進める必要があります。

3 DX を推進する体制の整備に向けて

- ① DX を加速するためには、専門的な知見を持つ外部人材の登用など、体制を強化する必要があります。また、職員一人ひとりがデジタル技術やデータを活用できる知識・能力を身に着ける必要があります。

令和4・5年度の主な取組

1 区民の視点に立ったサービスの展開【新規・充実】

デジタル技術を活用し、区民の視点に立って、サービスの利便性や質の向上に取り組みます。

【各戦略計画における取組（再掲）】

① 手続きのオンライン化の推進

窓口に行くことが難しい子育てや介護に携わる方々、働く世代などが、時間や場所を選ばずに必要な手続き等ができるようにしていきます。

- 保育園入園申請のオンライン化（戦略 1）
- 健診（検診）のインターネット予約システムの導入（戦略 10）
- 自転車駐車場の定期利用の Web 申請導入（戦略 12・年度別取組計画）
- 申請・届出の全庁的なオンライン化の推進（戦略 21）

② キャッシュレス化の推進

利便性の向上と感染リスクの低減を図るために、多くの方が利用する窓口での支払い等で、順次キャッシュレス化を拡大します。

- 各種証明書の発行手数料等のキャッシュレス化（戦略 21）

③ オンライン事業・相談の充実

働く世代や外出しにくい方も、非対面・非接触で実技指導が受けられ、相談、交流などができるよう、講座・説明会等のオンライン配信・相談などを拡充します。

- リハビリ専門職を活用したオンラインによる介護予防事業の充実（戦略 6）
- オンライン相談などによる障害児支援の充実（戦略 7）
- ICT を活用した障害者の意思疎通に関する支援の充実（戦略 7）
- オンラインによる健康イベントの開催（戦略 10）

④ ICT を活用した教育内容の充実

教育効果の高い授業を実施できるよう、ICT 教育の充実に向けた環境整備に取り組みます。

- 教員全体の ICT 活用能力の向上（戦略 4）
- 教育ネットワーク回線の充実（戦略 4）
- 教員用タブレットパソコンの配備（戦略 4・年度別取組計画）
- デジタル教科書の導入に向けた検討（戦略 4・年度別取組計画）

⑤ 情報発信手段の充実

新たなアプリや Web サイトを活用し、区民一人ひとりに合ったきめ細かい情報提供や効果的な情報発信を進めます。

- 保育所等の利用における保護者との連絡手段の ICT 化（戦略 1）
- （仮称）ねりま子育て支援アプリの導入（戦略 2）
- ゲートキーパーの役割を学ぶための動画配信（戦略 10）
- 「とれたてねりま」アプリを活用した農の情報発信（戦略 17）
- 映像文化に関する特設ホームページ「映像∞文化のまち ねりま」の本格稼働（戦略 18）

⑥ 地域社会のデジタル化支援

区内事業者、商店街、町会・自治会などのデジタル化を支援します。

- 事業活動のデジタル化への総合的な支援（戦略 16）
- オンライン商談交流会などによる販路拡大への支援（戦略 16）
- （仮称）スマート商店街プロジェクトの展開（戦略 16）
- 町会・自治会のデジタル活用支援（戦略 20）

⑦ データの利活用によるきめ細かい支援

医療、健診、介護など、区が保有する様々なデータを活用し、一人ひとりの状況に合わせたプッシュ型の支援を行います。

- 「高齢者みんな健康プロジェクト」の充実（戦略 6）

⑧ 高齢者等のデジタル利活用の支援

高齢者などデジタル機器に不慣れな方もデジタルサービスを十分に活用できるよう、スマホ教室や相談会等を充実するとともに、高齢者本人や介護するご家族に向けて利用できる民間サービスの情報を提供します。

- 見守り I C T 機器の利用の促進（戦略 5）
- 高齢者を対象としたスマホ教室の実施（戦略 6）

2 業務の改革【新規・充実】

紙や対面を前提とした業務のあり方の見直しを行い、デジタル化による業務の改革を推進します。

○自治体システムの標準化

国の標準仕様に適合したシステムの構築と並行して、申請手続きのオンライン化の拡大など区民サービスの向上と、業務プロセスの見直しを進めます。

○AI・RPA・BPRの活用による業務効率化

AIやRPAなどの優良な導入事例の共有や、研修の充実等により、全庁での活用を促進します。BPR[※]の手法を活用して、ミスが発生しやすい作業手順の改善や業務フローの効率化を進めます。

○テレワーク環境の整備・LAN環境整備方針の策定

テレワークの試行状況を踏まえ、効果や課題等を整理し、本格実施に向けた検討を進めます。モバイルワークやペーパーレス会議等の実施に向けた無線LANの構築など、LAN環境の整備方針を策定します。

※BPR…Business Process Re-engineering の略。業務手順の可視化、分析、課題抽出を行い、業務プロセスを抜本的に見直し、結合・最適化する業務改革の手法

3 DXを推進する体制の整備【新規・充実】

区のDX推進方針を策定するとともに、日々進歩するデジタル技術を存分に活用できる人材の確保、職員の育成に取り組みます。

○DX推進方針の策定

DXの取組を総合的かつ効果的に、全庁をあげて推進していくための方針を策定します。

○専門人材の活用

国の施策や先進自治体の事例などに詳しい外部人材の登用に向けた検討や、デジタル技術の知見を有する専門技術員の増員など、体制の充実を図ります。

○人材の育成

職員の意識を改革し、DXの実現に必要な能力を習得するため、デジタルリテラシーの向上に向けた体系的な研修体制を構築します。

卷末資料

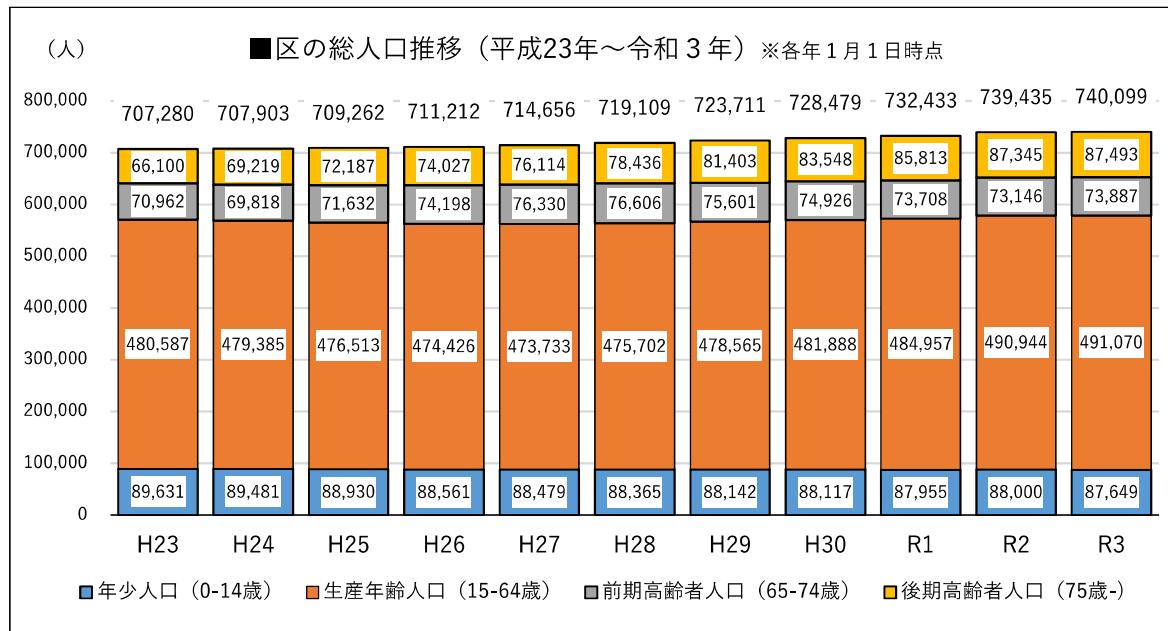
1 人口動向

1 練馬区の人口動向

(1) 人口の推移(平成 23 年～令和 3 年)

①区の総人口の推移

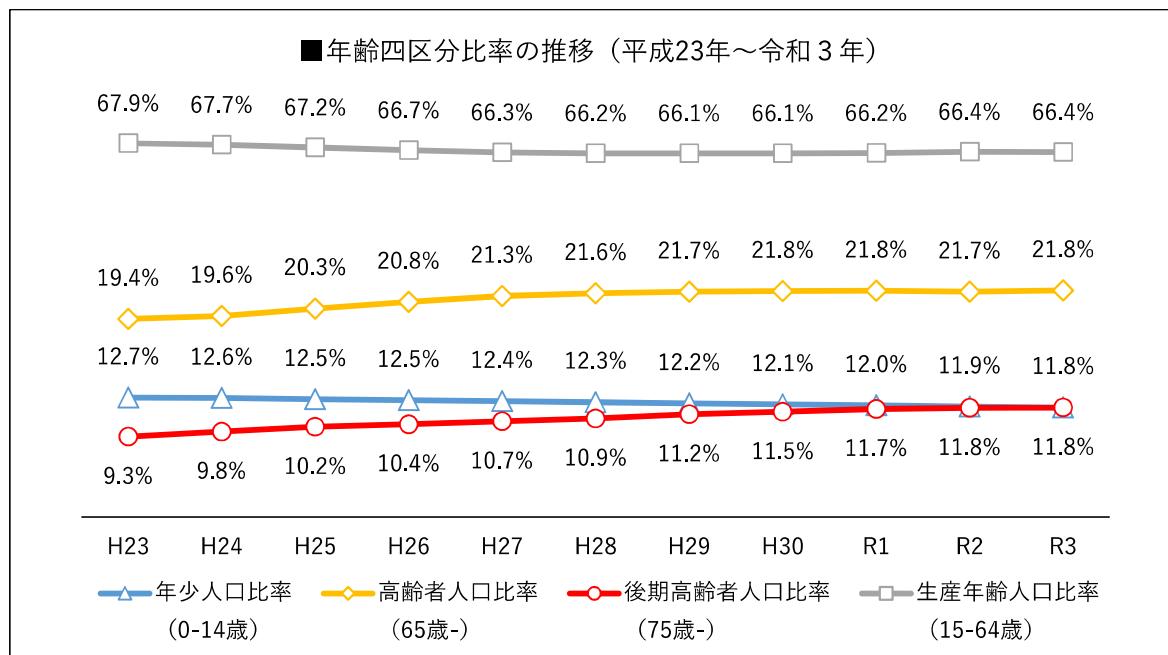
総人口は一貫して増加しています。令和元年は 7,000 人を超える増となり、令和 2 年 4 月に 74 万人を突破しました。しかし、コロナ禍の令和 2 年は 664 人の増に留まるなど、増加傾向が鈍化しています。



(出典) 練馬区「住民基本台帳人口」より作成

②年齢構成で見てみると……

総人口を 4 つの年齢区分別の構成比で見てみると、後期高齢者人口比率が上昇している一方、年少人口比率は一貫して低下しています。少子高齢化が確実に進んでいます。



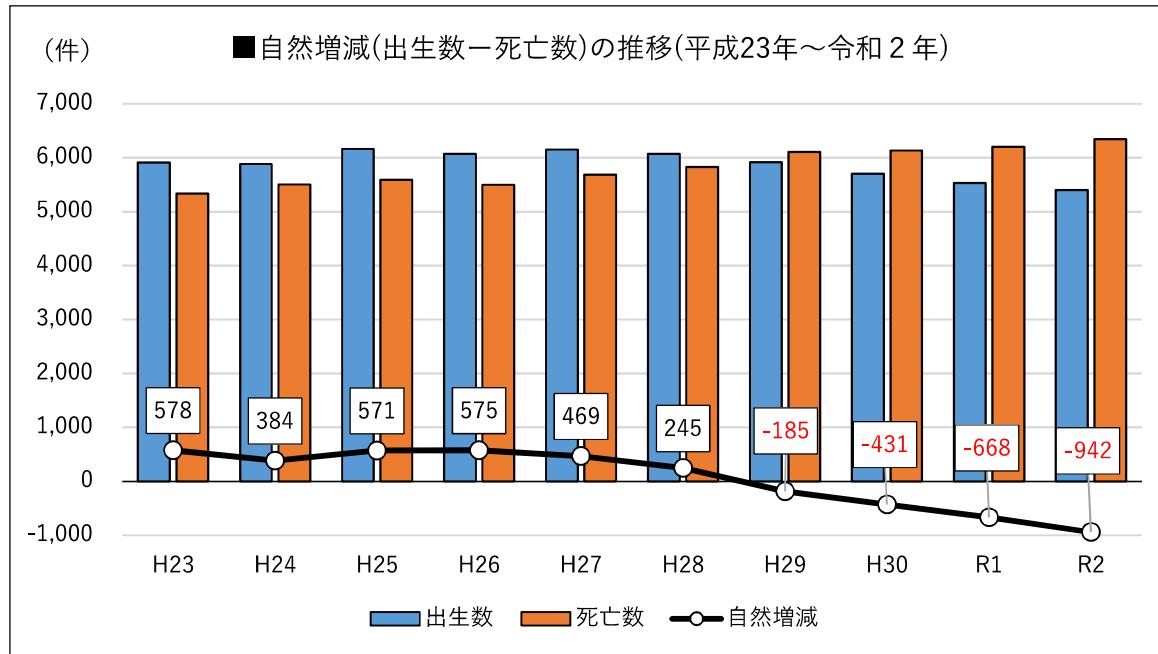
(出典) 練馬区「住民基本台帳人口」より作成

(2) 人口増加の要因

人口が増減する要因には、「①自然動態（出生・死亡）によるもの」と「②社会動態（転入・転出）によるもの」の二つがあります。

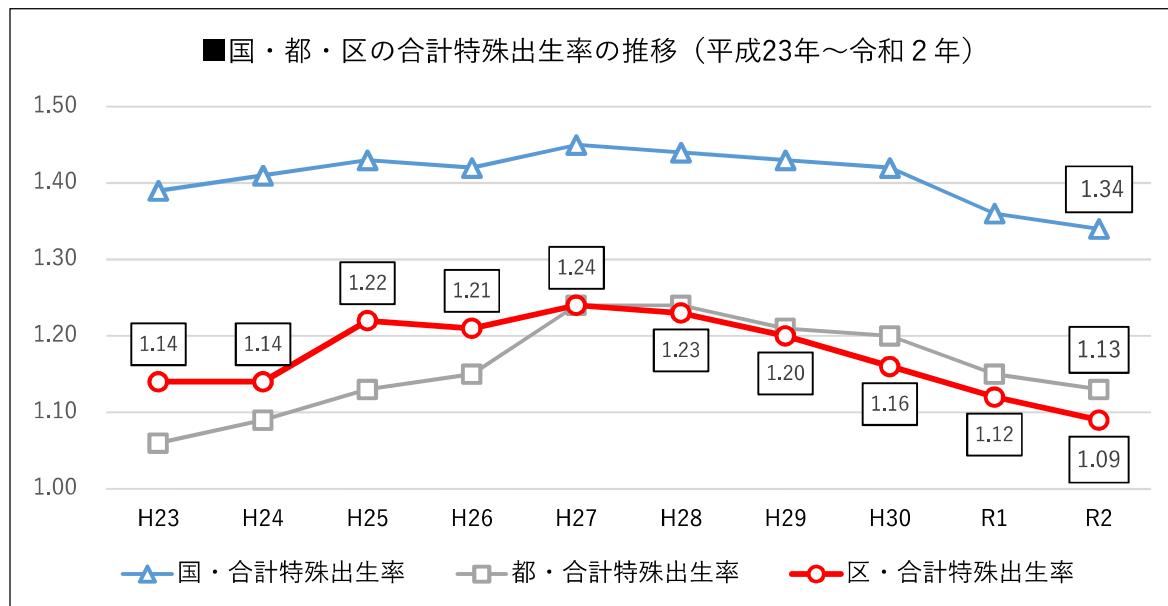
①自然動態の状況

出生数は6,000人前後で推移してきましたが、平成28年ごろから減少傾向にあります。一方、死亡数は年々増加しています。平成29年に初めて自然減に転じ、その後減少幅が拡大しています。



(出典) 東京都福祉保健局「人口動態統計」より作成

区の合計特殊出生率※は、平成28年に都を下回り、その後下落傾向が続いています。

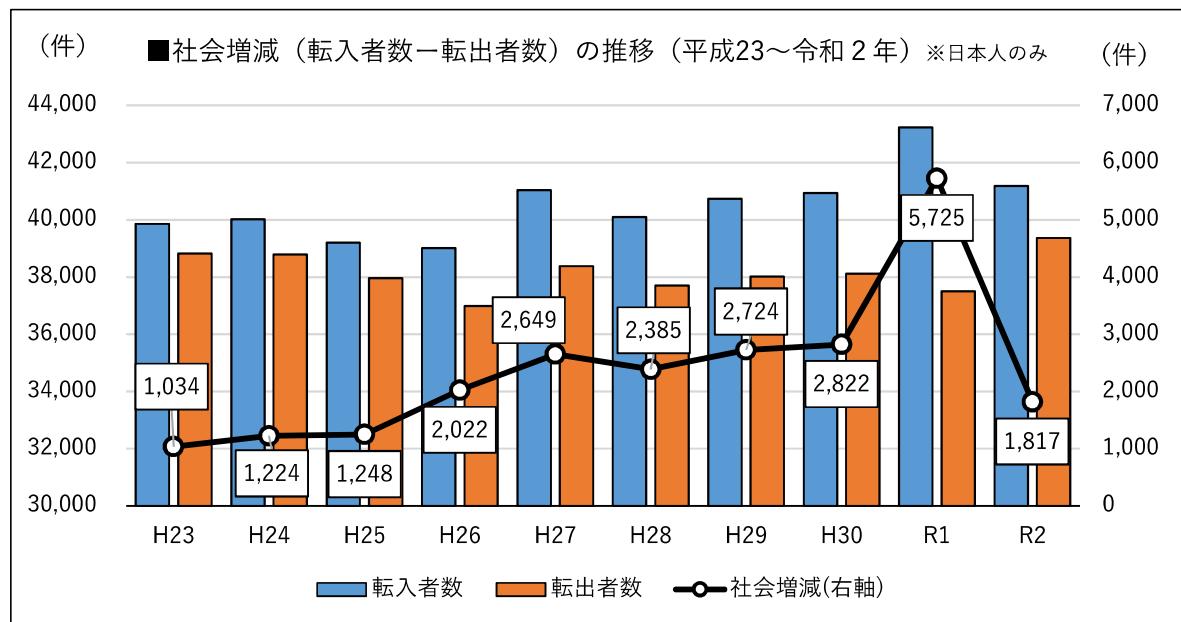


(出典) 「ねりまの保健衛生」より作成

※合計特殊出生率…15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

②社会動態の状況

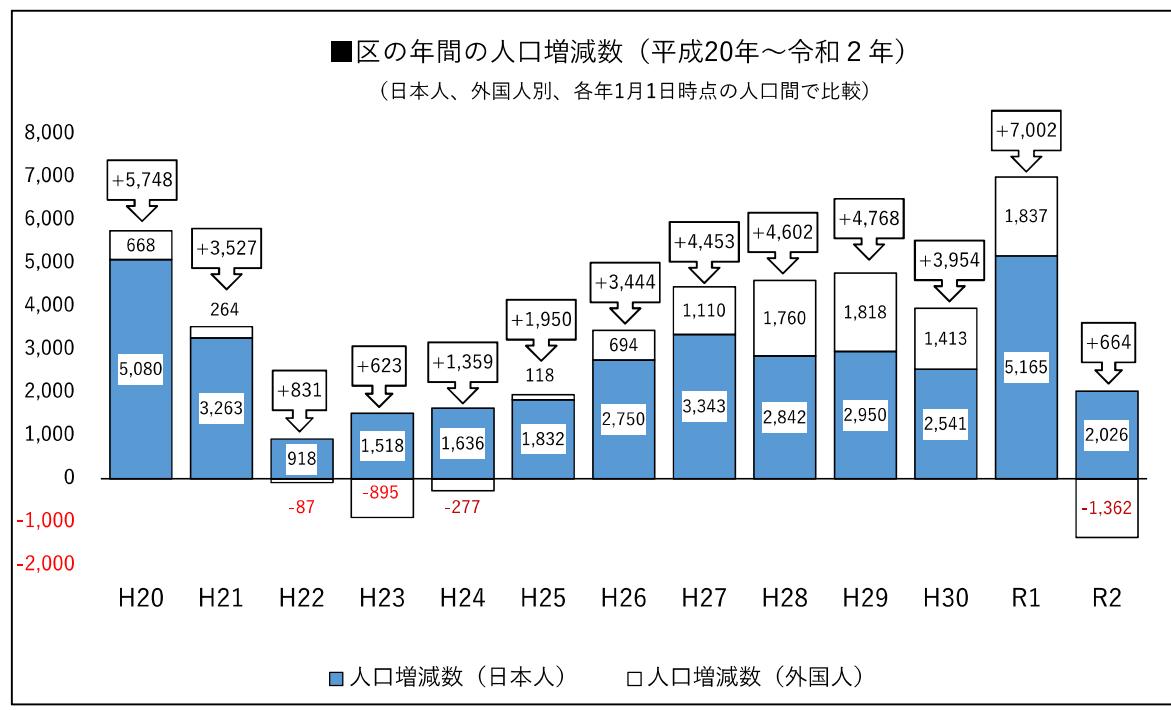
平成 23 年以降転入超過が続いているですが、新型コロナ感染拡大の影響を受け、令和 2 年は令和元年より転入者数が減少し、転出者数が増加しています。



(出典) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」より作成

③直近の人口増加の特徴

外国人人口は、東日本大震災の影響により一時的に減少しましたが、その後増加傾向が続き、平成 27 年以降は 1,000 人を超える増加が続いてきました。しかし、令和 2 年には外国人が 1,362 人減少するなど、新型コロナ感染拡大の影響を大きく受けています。

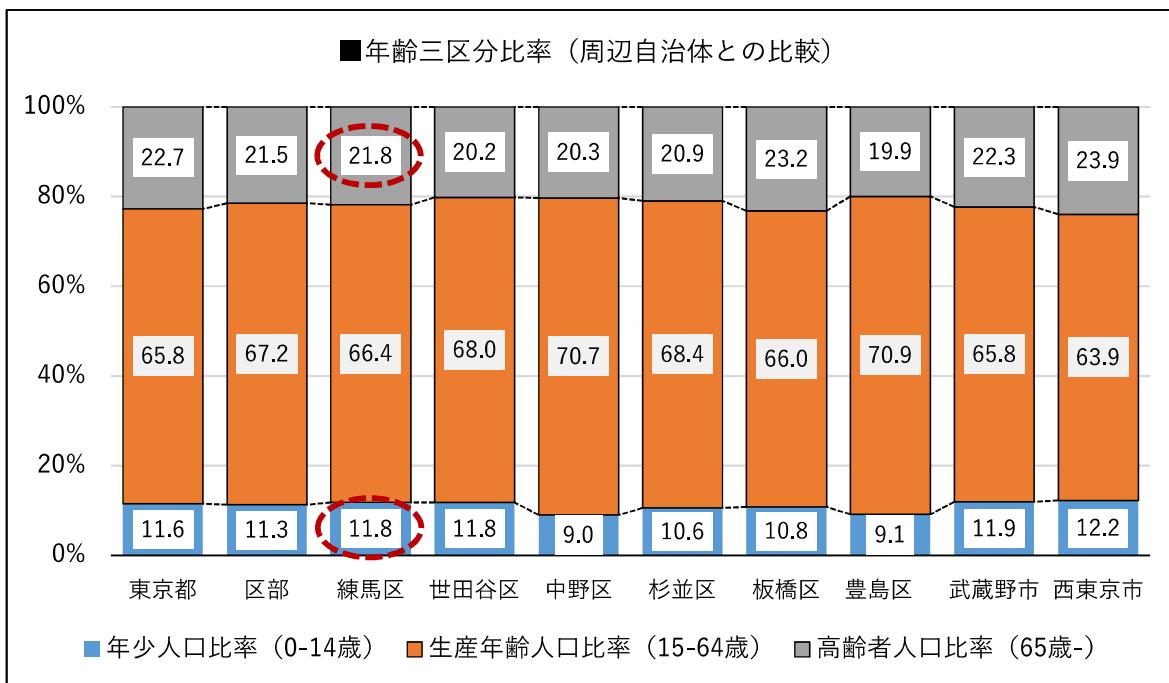


(出典) 練馬区「住民基本台帳人口」より作成

2 練馬区の人口の特徴

(1) 周辺自治体との比較 ~年齢構成比でみてみると~

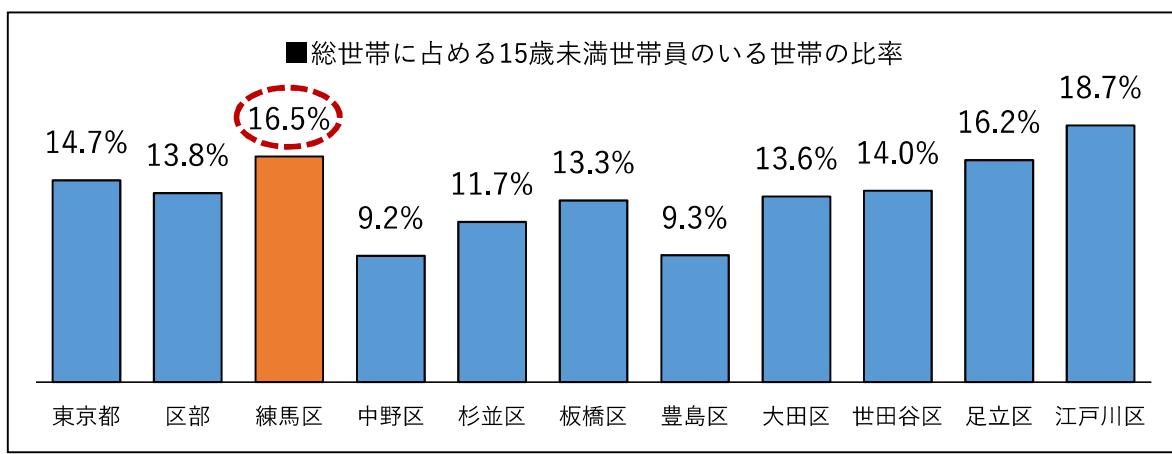
練馬区と周辺自治体の人口を年齢三区分別の構成比率で比較しています。区部平均と比較すると、年少人口比率が高い一方で、高齢者人口比率は若干高くなっています。



(出典) 東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口(令和3年1月)」より作成

(2) 周辺自治体との比較 ~「子育て世帯」が多い~

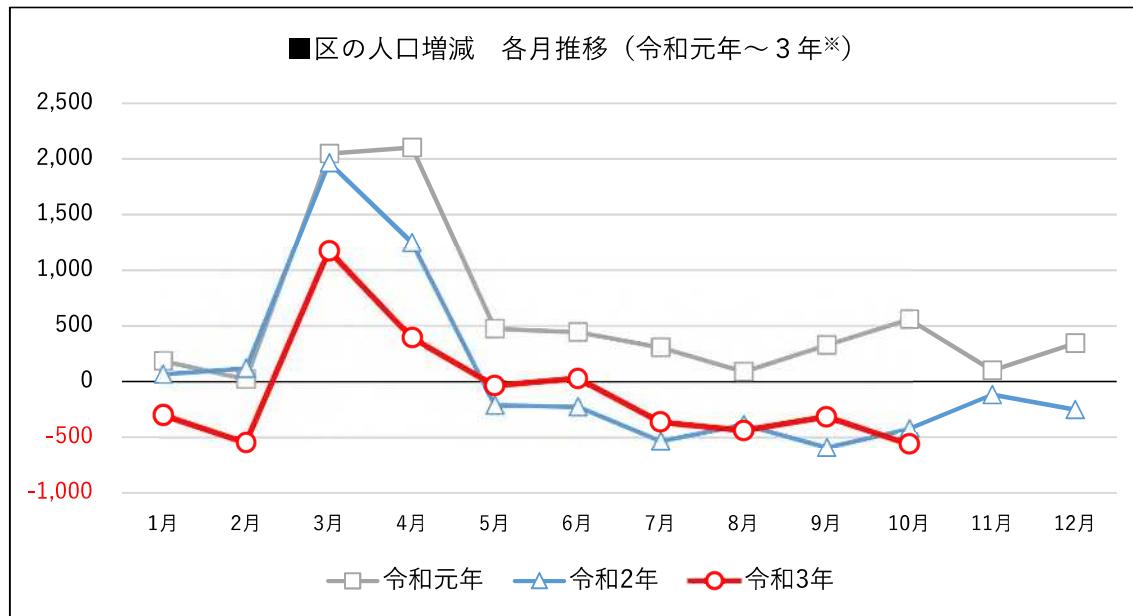
総世帯に占める「15歳未満世帯員のいる世帯」の比率でみると、16.5%と比較的高い値となっています。練馬区は子育て世帯の多い自治体と言えます。



(出典) 総務省「平成27年国勢調査」より作成

3 直近の人口動向

区の人口は、例年3・4月に進学・就職に伴う転入により人口が大きく増加する傾向にあります。令和元年は3・4月に人口が大きく増加し、それ以外の月も全て人口増でした。一方、令和3年は3・4月に人口が増加しましたが例年よりも少なく、7月以降は人口減が続いています。



※令和3年は1月から10月までの推移

(出典) 練馬区「住民基本台帳人口」より作成

新型コロナの影響により、区の人口増を支えてきた区外からの転入超過と外国人人口のいずれもが減少しています。令和3年11月1日時点の区の人口は、令和3年1月1日時点の人口より984人減少しており、この傾向が続ければ令和3年は人口減に転じる可能性もあります。

コロナ禍による人口動向の変化が一時的なものなのか、長期的なものなのか、今後の動向を注視していく必要があります。

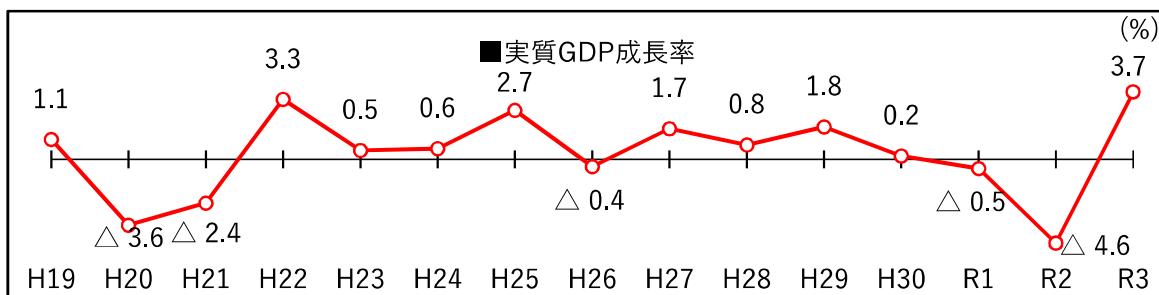
卷末資料

2 財政狀況

1 日本経済の情勢

(1) 経済

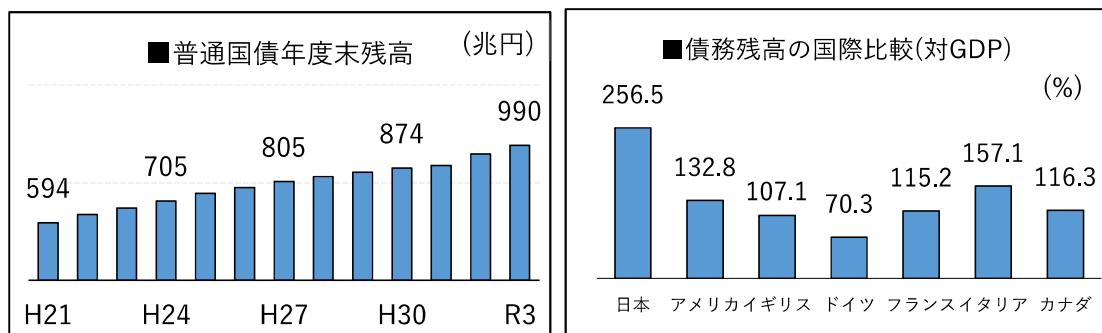
新型コロナの急速な感染拡大により、令和2年度の国内総生産(GDP)の対前年度成長率は、戦後2番目の落ち込みとなるマイナス4.6%、令和3年度は3.7%が見込まれます。



(出典)令和元年度まで「内閣府国民経済計算」、令和2年度以降「令和3年度内閣府年央試算」

(2) 国の財政状況

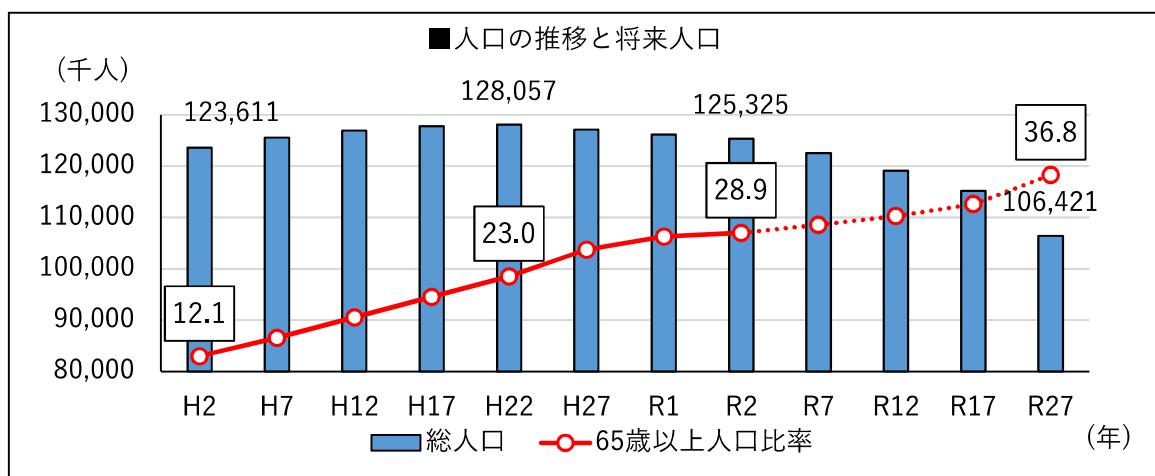
国の普通国債残高は累増し、債務残高の対GDP比は先進諸国で最悪の水準が見込まれます。



いずれも(出典)「日本の財政関係資料(令和3年10月財務省)」より作成

(3) 人口動向

世界で最も早く少子高齢化が進行しており、労働力の不足や、経済的な競争力の低下などの諸問題の深刻化が懸念されています。



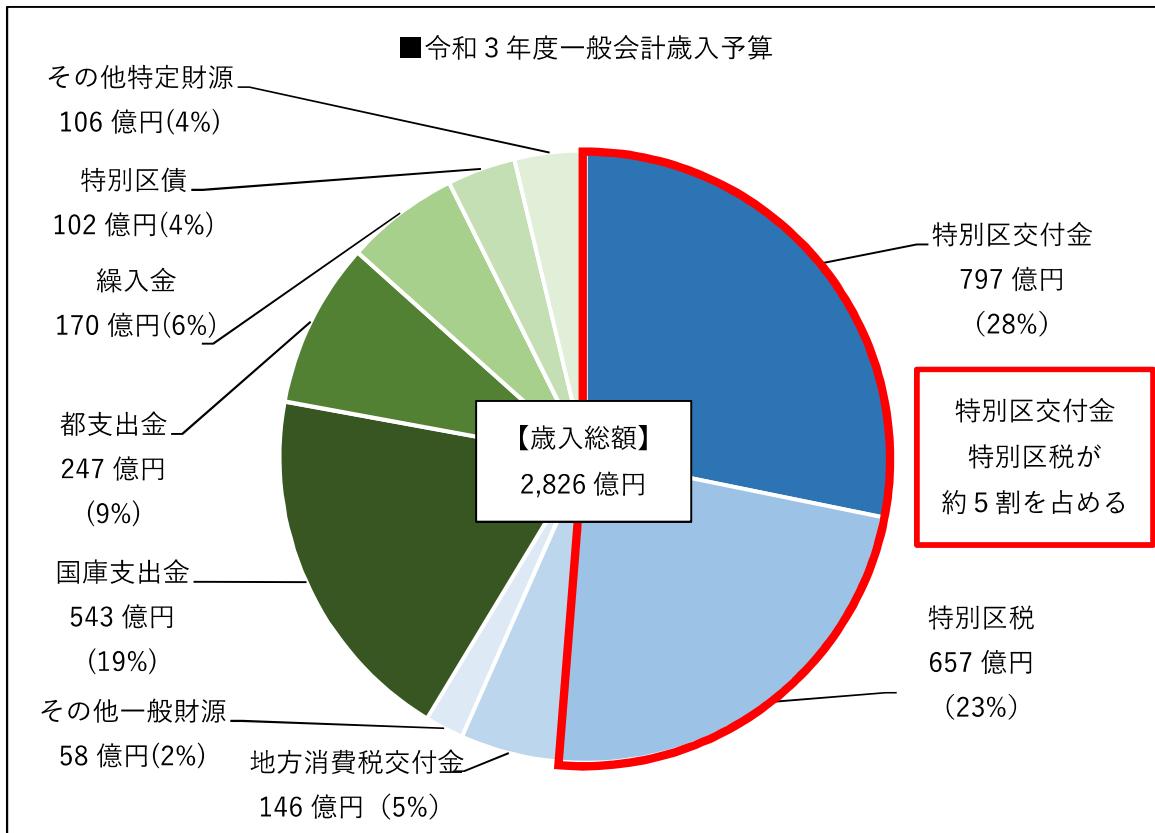
(出典)「日本の統計 2021 (総務省統計局)」より作成

2 区財政の状況

(1) 歳入の状況

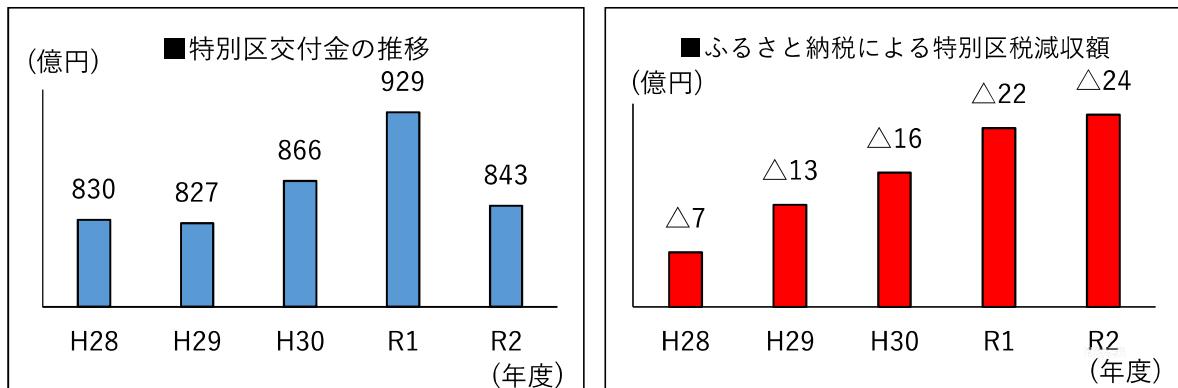
① 歳入構造

区の歳入の約 5 割は景気動向の影響を受けやすい特別区交付金と特別区税が占めています。



② 不合理な税制改正の影響

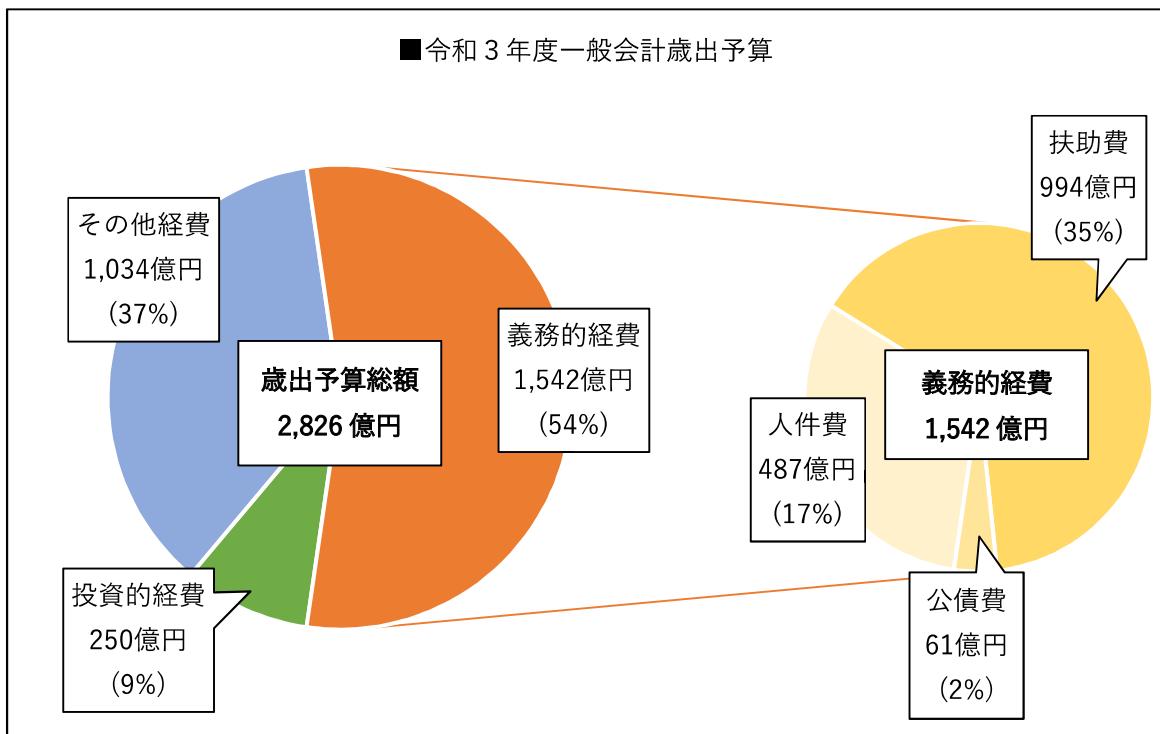
令和2年度決算では、特別区交付金は、地方法人税の一部国税化の影響により、交付額が前年度から 86 億円減少しました。特別区税は、ふるさと納税の影響により、24 億円の減収となりました。



(2) 岁出の状況

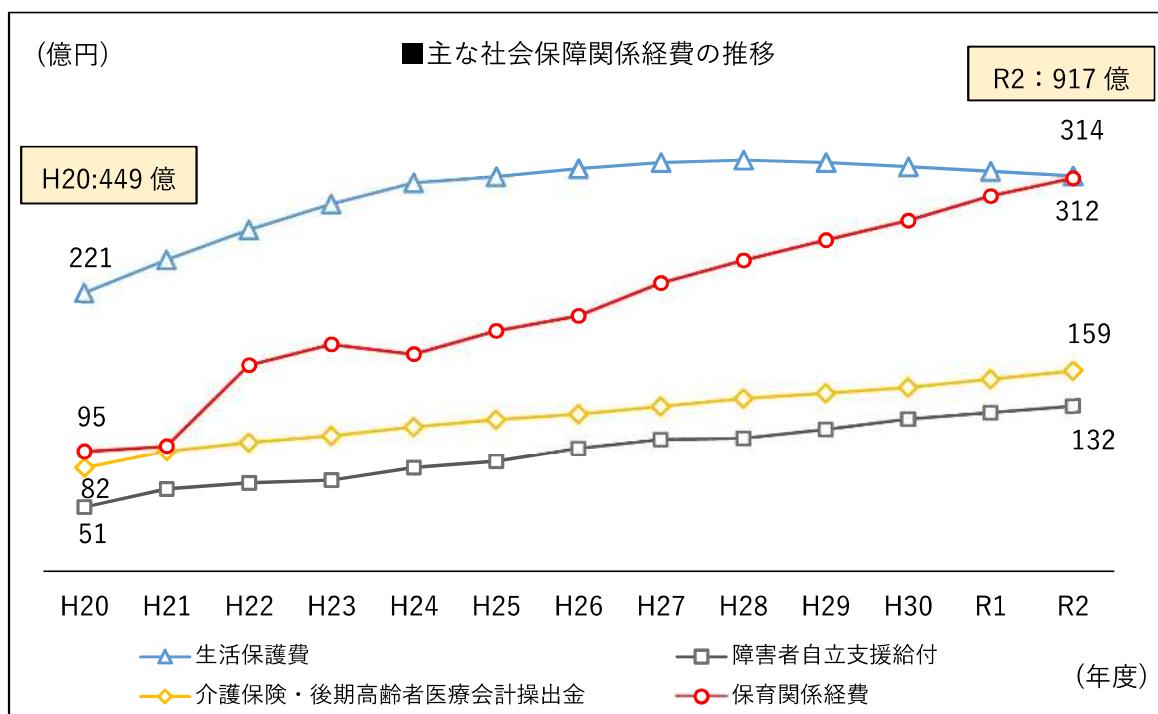
① 岁出構造

区の裁量で削減が困難な義務的経費が約6割であり、このうち大半を扶助費が占めています。



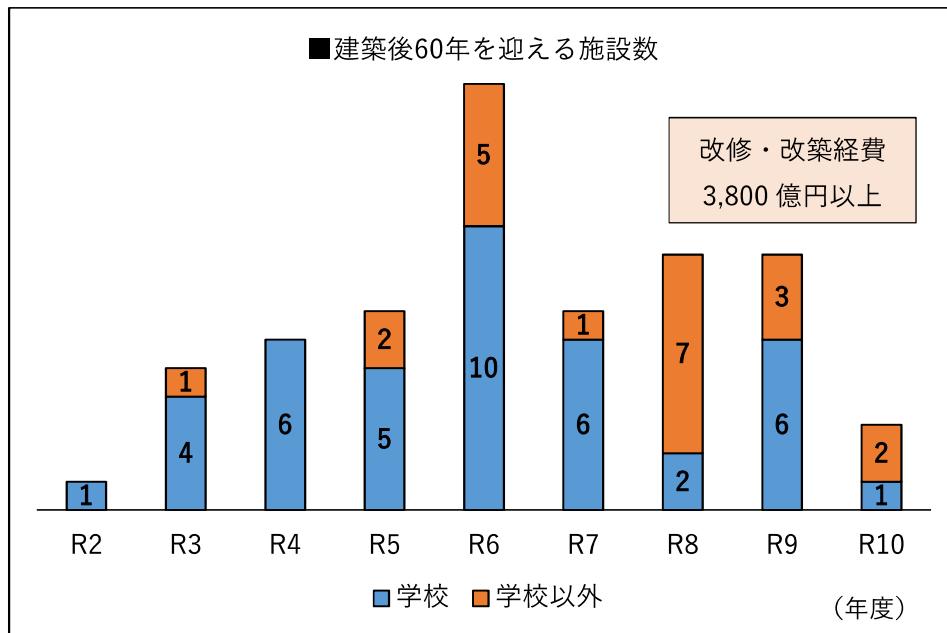
② 社会保障関係経費の増加

保育関係経費を中心とする、主な社会保障関係費は10年間余で倍増しています。今後も少子高齢化の進展により、増加が続く見込みです。



③ 老朽化が進む公共施設への対応経費の増加

高度経済成長期に建設した区立施設が更新時期を迎えており、これらの施設すべての改修・改築経費は3,800億円以上要する見込です。

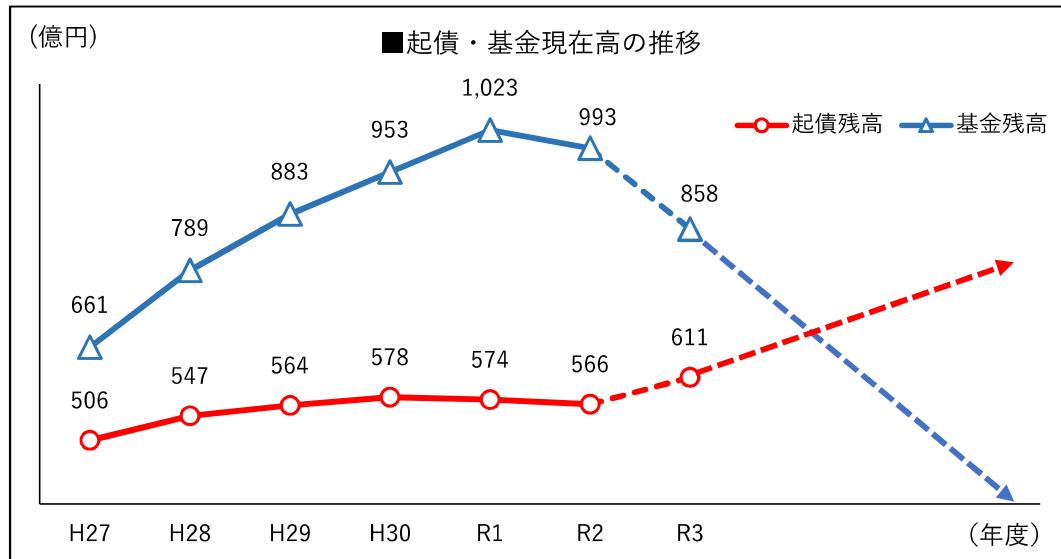


(3) 起債と基金の状況

令和3年度当初予算編成では、新型コロナの感染拡大による経済の落ち込みが想定されるなか、基金・起債を合わせて270億円を活用しました。

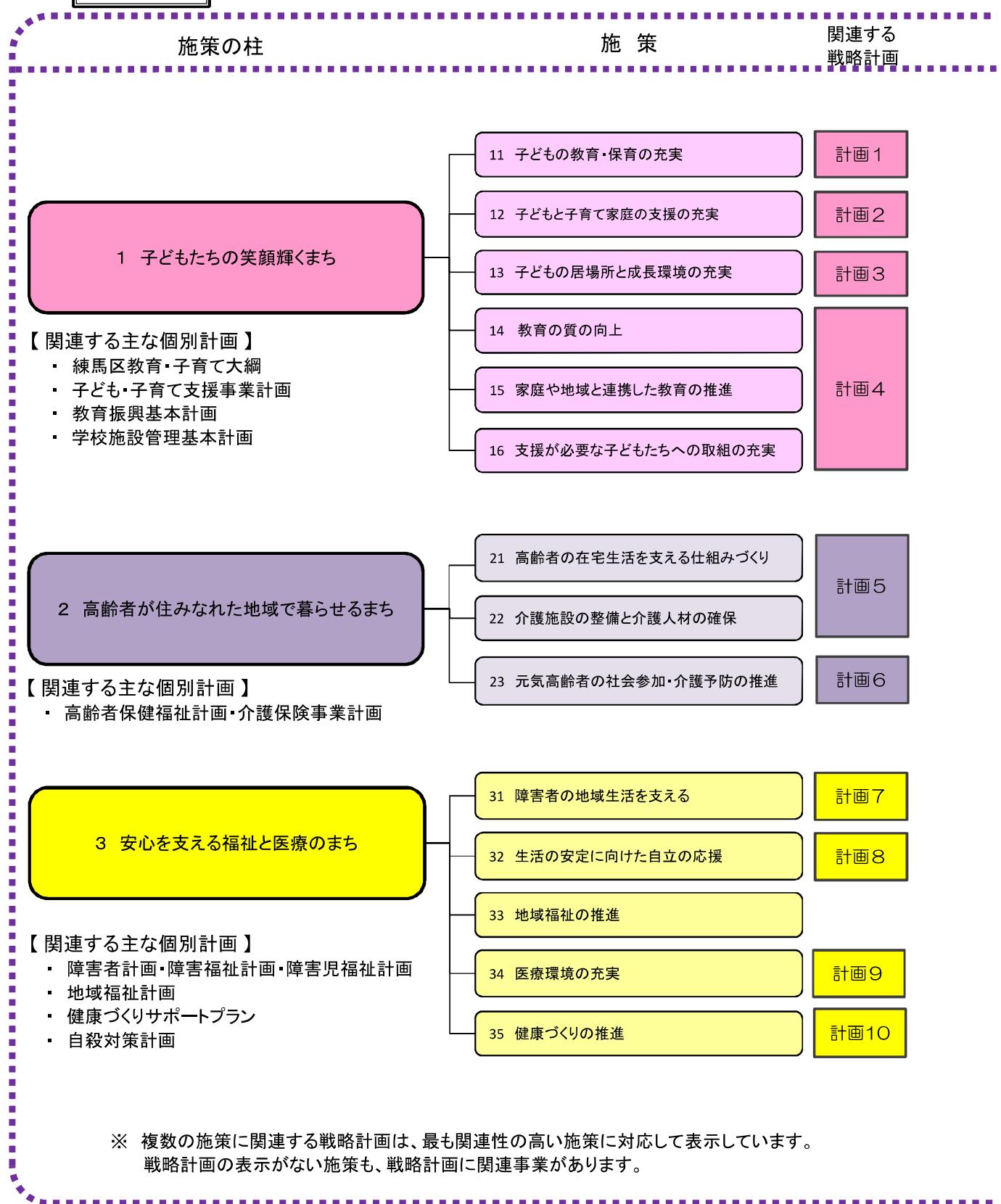
令和3年度は既に3度の補正予算を編成しており、これらへの基金の活用と合わせると、令和3年度末の基金現在高は858億円に減少し、起債残高は611億円に増加する見込みです。

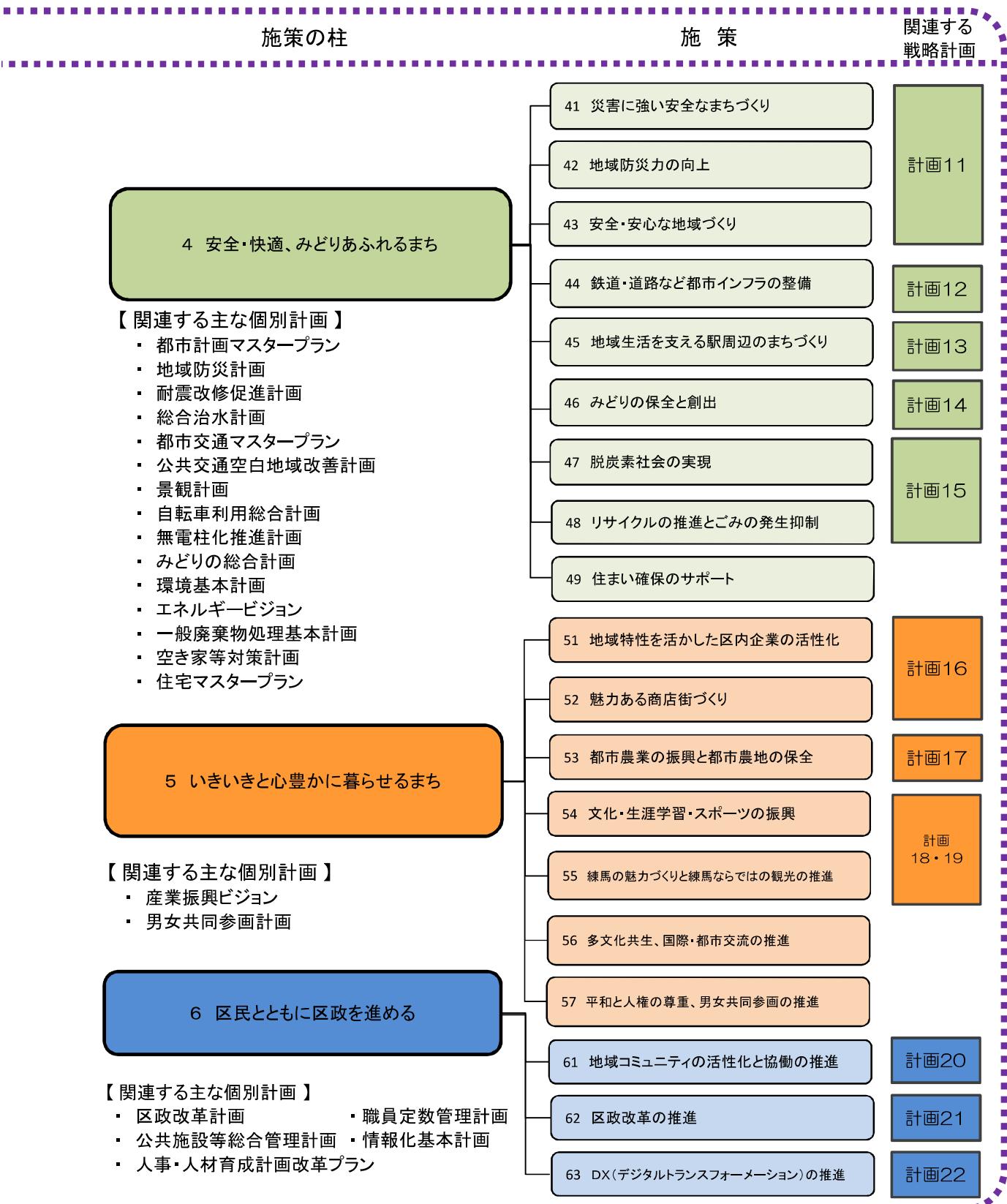
この先、コロナ禍からの経済回復が遅れ、同じペースで基金・起債の活用を続けざるを得なくなった場合、数年で基金は底をつき、起債残高が膨大な金額となることが懸念されます。



参考

施策の体系と戦略計画・個別計画の関連図





参考

第2次みどりの風吹くまちビジョンとSDGs

SDGsとは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略であり、令和12（2030）年を年限とする国際目標です。SDGsは、持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成され、先進国を含む全ての国々の共通目標となっています。

国は、地方自治体に対し、SDGsを原動力とした地方創生の推進を求めており、区としては、第2次みどりの風吹くまちビジョンを中心にあらゆる施策を通して取り組んでいます。



SDGsに掲げる17のゴール



1 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



2 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



4 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。



6 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。



8 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。



10 人や国の不平等をなくそう
各国内及び各国間の不平等を是正する。



11 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



12 つくる責任つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する。



13 気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



14 海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



15 陸の豊かさも守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。



16 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



17 パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第2次みどりの風吹くまちビジョン改定アクションプランにおける戦略計画とSDGsのゴール

| 施策の柱および戦略計画 | 特に関連するSDGsのゴール |
|------------------------------------|----------------|
| 施策の柱1 子どもたちの笑顔輝くまち | |
| 戦略計画1 子育てのかたちを選択できる社会の実現 | 3, 4, 5 |
| 戦略計画2 子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実 | 1, 3, 5 |
| 戦略計画3 すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり | 3, 5 |
| 戦略計画4 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成 | 1, 3, 4 |
| 施策の柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち | |
| 戦略計画5 高齢者地域包括ケアシステムの確立 | 3 |
| 戦略計画6 元気高齢者の活躍と健康づくり・介護予防の推進 | 3, 8 |
| 施策の柱3 安心を支える福祉と医療のまち | |
| 戦略計画7 障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備 | 3, 8 |
| 戦略計画8 ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援 | 1, 3, 4 |
| 戦略計画9 感染症対応力の強化と安心して医療が受けられる体制の整備 | 3 |
| 戦略計画10 コロナ禍であっても、区民一人ひとりの健康づくりを応援 | 3 |
| 施策の柱4 安全・快適、みどりあふれるまち | |
| 戦略計画11 地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」 | 9, 11, 13 |
| 戦略計画12 みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備 | 9, 11 |
| 戦略計画13 魅力にあふれ利便性に富んだ駅前と周辺のまちづくり | 9, 11 |
| 戦略計画14 練馬のみどりを未来へつなぐ | 11, 13, 15 |
| 戦略計画15 脱炭素社会の実現に向けた総合的な環境施策の展開 | 7, 12, 13 |
| 施策の柱5 いきいきと心豊かに暮らせるまち | |
| 戦略計画16 地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり | 8, 9 |
| 戦略計画17 生きた農と共存する都市農業のまち練馬 | 11, 13, 15 |
| 戦略計画18 練馬ならではの都市文化を楽しめるまち | 4 |
| 戦略計画19 豊かなみどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち | 3 |
| 施策の柱6 区民とともに区政を進める | |
| 戦略計画20 区民協働による住民自治の創造 | 17 |
| 戦略計画21 窓口から区役所を変える | 17 |
| 戦略計画22 DX（デジタル・トランسفォーメーション）の推進 | 9, 17 |

第2次みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン 【素案】

令和3年（2021年）12月

発行 練馬区 企画部 企画課

所在地 〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所 本庁舎 6階

電話 03-3993-1111（代表）

FAX 03-3993-1195

練馬区ホームページ <https://www.city.nerima.tokyo.jp/>

第2次 みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン (年度別取組計画)【素案】

令和4年度(2022年度)

•

令和5年度(2023年度)

令和3(2021)年12月

練馬区

<目次>

| | | |
|-------------------------------------|-------|-----|
| 年度別取組計画の見方 | | 2 |
| 施策の柱 1 子どもたちの笑顔輝くまち | | |
| 戦略計画 1 子育てのかたちを選択できる社会の実現 | | 4 |
| 戦略計画 2 子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実 | | 9 |
| 戦略計画 3 すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり | | 13 |
| 戦略計画 4 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成 | | 15 |
| 施策の柱 2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち | | |
| 戦略計画 5 高齢者地域包括ケアシステムの確立 | | 26 |
| 戦略計画 6 元気高齢者の活躍と健康づくり・介護予防の推進 | | 32 |
| 施策の柱 3 安心を支える福祉と医療のまち | | |
| 戦略計画 7 障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備 | | 38 |
| 戦略計画 8 ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援 | | 45 |
| 戦略計画 9 感染症対応力の強化と安心して医療が受けられる体制の整備 | | 48 |
| 戦略計画 10 コロナ禍であっても、区民一人ひとりの健康づくりを応援 | | 52 |
| 施策の柱 4 安全・快適、みどりあふれるまち | | |
| 戦略計画 11 地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」 | | 56 |
| 戦略計画 12 みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備 | | 64 |
| 戦略計画 13 魅力にあふれ利便性に富んだ駅前と周辺のまちづくり | | 78 |
| 戦略計画 14 練馬のみどりを未来へつなぐ | | 83 |
| 戦略計画 15 脱炭素社会の実現に向けた総合的な環境施策の展開 | | 88 |
| 施策の柱 5 いきいきと心豊かに暮らせるまち | | |
| 戦略計画 16 地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり | | 92 |
| 戦略計画 17 生きた農と共に存する都市農業のまち練馬 | | 95 |
| 戦略計画 18 練馬ならではの都市文化を楽しめるまち | | 99 |
| 戦略計画 19 豊かなみどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち | | 103 |
| 施策の柱 6 区民とともに区政を進める | | |
| 戦略計画 20 区民協働による住民自治の創造 | | 106 |
| 戦略計画 21 窓口から区役所を変える | | 109 |
| 戦略計画 22 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進 | | 113 |

年度別取組計画の見方

【見本】

1 ねりっこクラブの全小学校での実施

小学校の施設を活用して、「学童クラブ」と「ひろば事業」のそれぞれの機能や特色を維持しながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を実施し、すべての小学生に安全かつ充実した放課後や長期休業中の居場所を提供します。早期の全校実施を目指します。

ねりっこクラブを実施していない学校では、夏休み居場所づくり事業を実施し、児童の居場所を確保していきます。

| No. 3 - 1 | | 年度別の取組計画 | | |
|--------------------|-----------|----------|-------|--------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| ねりっこクラブの実施 計52校 | 計37校 | 8校 開始 | 7校 開始 | 15校 開始 |
| 夏休み居場所づくり事業の実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課

令和3年12月時点の組織名を記載しています。

- ✓ 改定アクションプランで新たに追加した取組には「」マークを付けました。

例1：事業自体を新たに年度別取組計画として位置付けた取組の場合

(2) 障害児保育および医療的ケアの充実

私立保育所での障害児保育巡回指導を開始し、地域型保育施設への区独自の障害児受入加算を設けており、引き続き障害児保育サービスの充実を図ります。

また、医療的ケア児支援法の成立を受け、令和4年度から医療的ケア児の入園に係る選考について、一般児童より先に選考を行う「優先選考」方式を導入します。

例2：事業の一部を新たに年度別取組計画として位置付けた取組の場合

| 2 - 5 | | 年度別の取組計画 | | |
|-----------------------------------|-----------|----------|-------|------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 子ども家庭支援センターによる支援体制の充実 | | | | |
| 地域子ども家庭支援センター分室 (上石神井) 開設準備 | | | 開設準備 | 開設準備 |

施策の柱 1

子どもたちの笑顔輝くまち

令和4・5年度の取組

1 家庭での子育て支援サービスの充実

親子が気軽に交流できる子育てのひろばの拡充等に取り組み、安心して子育てができる環境を整備します。石神井公園南口西地区市街地再開発事業等による区西部地域での乳幼児一時預かり事業の新たな開設に向け調整を図ります。また、利便性の向上を図るため、キャッシュレス決済を導入します。

| 1 - 1 | | 年度別の取組計画 | | |
|---|-------------------------------|------------|-------|------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 子育てのひろば事業 | | | | |
| 子育てのひろば 計28か所 | 計26か所 | 1か所開設 | 1か所開設 | 2か所開設 |
| 外遊び型子育てのひろば (おひさまびよびよ) 計8か所 | 計7か所 | | 1か所開設 | 1か所開設 |
| 発達に不安のある親子のひろば事業 (のびのびひろば) 月2回実施(5か所) | 月2回実施(4か所) 月1回または2回実施(1か所) | 月2回実施(5か所) | 実施 | 月2回実施(5か所) |
| 大きな公園などを活用した外遊び事業の実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 乳幼児一時預かり事業 | | | | |
| 区西部地域への開設に向けた調整 | | 調整 | 調整 | 調整 |
| キャッシュレス決済導入 | | 検討 | 導入 | 導入 |
| ファミリーサポート事業 軽度障害児受け入れ実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

事 業 実 施 課 : こども家庭部 子育て支援課、練馬子ども家庭支援センター

2 練馬こどもカフェの充実

民間カフェ等が無償で提供する店舗スペースを活用し、地域の幼稚園教諭や保育士等による保護者向けの子育て講座、育児相談等や乳幼児向けの教育サービスを実施し、在宅子育て世帯への支援を充実します。

また、自主的に子育て講座等を運営するカフェを、区が練馬こどもカフェとして認定する制度を創設します。

| 1 - 2 | | 年度別での取組計画 | | |
|------------------|-----------|-----------|-------|------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 練馬こどもカフェ 計8か所 | 計6か所 | 1か所開始 | 1か所開始 | 計2か所 |
| 認定制度の創設 | | 試行・検証 | 創設 | 創設 |

事 業 実 施 課 : こども家庭部 こども施策企画課

3 保育サービスの充実

(1) 保育所の拡充

待機児童数ゼロが当たり前のものとして定着できるよう私立認可保育所の整備等を進め、定員を拡大するとともに、様々な子育ての形を選択できる社会の実現を目指します。

私立認可保育所の誘致を進めるとともに、区立保育園の委託の拡大により延長保育事業を充実し、多様な保育ニーズに対応します。

区立保育園の改築に合わせ、定員の拡大を図ります。

| 1 - 3 | | 年度別取組計画 | | |
|--|--------------------------------------|---------|-------|--------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| [認可保育所] 計197所 (定員16,786人) ¹ | 計197所 (定員16,599人) ^{1, 2} | 調整 | 調整 | 調整 |
| 延長保育 計165所 | 計157所 | 8所開始 | 調整 | 8所開始 |
| 上石神井第三保育園の改築による定員増 | 解体工事 | 工事 | 工事 | 工事(一部) |

1 … 翌年度4月1日時点の数値

2 … 開設初年度は空きの多い4・5歳児の定員を抑制するため、令和3年度整備園（令和4年4月開設）は381人の定員で開設し、段階的に568人に拡大していきます。

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課、保育課、保育計画調整課

(2)障害児保育および医療的ケアの充実

私立保育所での障害児保育巡回指導を開始し、地域型保育施設への区独自の障害児受入加算を設けており、引き続き障害児保育サービスの充実を図ります。

また、医療的ケア児支援法の成立を受け、令和4年度から医療的ケア児の入園に係る選考について、一般児童より先に選考を行う「優先選考」方式を導入します。

| 1 - 4 | | 年度別の取組計画 | | |
|------------------------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 新支援方針の策定、実施【再掲】 ¹ | 現行方針の検証 | 策定 | 実施 | 実施 |
| 私立保育所等における障害児受入数の拡大 | 開始 | 拡大 | 拡大 | 拡大 |
| 医療的行為を必要とする児童への医療的ケアの充実 | 実施 | 充実 | 実施 | 充実 |

1…計画4 事業No.4 - 16の再掲

事 業 実 施 課 : 教育振興部 学務課、こども家庭部 子育て支援課、保育課

4 「練馬こども園」の充実

区独自の幼保一元化の取組として、年間を通して9時間から11時間の預かり保育や3歳未満児の子どもの保育を行う私立幼稚園を「練馬こども園」として認定しています。保護者の就労形態やニーズの多様化に応えるため、引き続き拡大を図り、練馬ならではの幼保一元化を目指します。

| 1 - 5 | | 年度別の取組計画 | | |
|-----------------|-----------|----------|-------|------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 練馬こども園 計27園 | 計25園 | 1園認定 | 1園認定 | 2園認定 |
| 区立幼稚園3園の練馬こども園化 | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 |

事 業 実 施 課 : こども家庭部 こども施策企画課、教育振興部 学務課

5 ICTを活用した保育関連サービスの拡充

子育て世帯の負担軽減と利便性向上を図るため、マイナポータル¹を活用し、保育園入園申請のオンライン手続を導入します。

また、令和5年度までに、区内保育所のICT導入率100%を目指します。

| 1 - 6 | | 年度別取組計画 | | |
|--------------------|-----------|---------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 保育園入園申請のオンライン手続の導入 | 検討 | 導入 | 実施 | 実施 |
| 保育所のICT化推進 | | | | |
| 区立園(直営)のICT導入 | 導入準備 | 導入 | 実施 | 実施 |
| 区立園(委託)のICT導入 | 19園で導入 | 3園で導入 | 4園で導入 | 実施 |
| 私立園等へのICT導入補助 | 実施 | 実施 | | 実施 |

1 マイナポータル… 各個人がマイナンバーカードによる認証を行うことで、パソコンやスマートフォンから利用できるインターネット上の専用サイトです。やりとり履歴（情報提供等記録表示）やあなたの情報（自己情報表示）、ぴったりサービス（子育てに関するサービス検索・オンライン申請）等の機能があります。

事 業 実 施 課 : こども家庭部 保育課、保育計画調整課

令和4・5年度の取組

1 乳幼児親子の身近な相談場所の拡充

乳幼児を抱える保護者が身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができる環境を整備します。

| 2 - 1 | | 年度別の取組計画 | | |
|---|-----------------------------------|------------|-------|------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 外遊び型子育てのひろば事業 (おひさまびよびよ) (8か所) 相談員の配置 計8か所 | 計7か所配置 | | 1か所配置 | 1か所配置 |
| 児童館学童クラブ室を活用した子育てひろば(にこにこ) (17か所) 相談員の配置 計6か所 | 計2か所配置 | 2か所配置 | 2か所配置 | 4か所配置 |
| 発達に不安のある親子のひろば事業 (のびのびひろば) (5か所)【再掲】 ¹ 月2回実施(5か所) | 月2回実施(4か所) 月1回または2回実施 (1か所) | 月2回実施(5か所) | 実施 | 月2回実施(5か所) |

1…計画1 事業No.1 - 1の再掲

事 業 実 施 課 : こども家庭部 子育て支援課、練馬子ども家庭支援センター

2 成長発達に関わる相談サポート体制の充実

妊娠や子育ての不安感や孤立感を軽減するために妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を充実します。

妊娠・子育て相談員による全ての妊婦との面談・支援を引き続き実施します。また、産後ケア事業は利用可能日数や実施施設を増やし、拡充します。多胎世帯に対しては、さらに利用可能日数を増やします。区外にも実施施設を拡大します。

子どもの成長・発達に不安や悩みを抱える保護者に対し、速やかに相談に応じられるよう、心理相談員を保健相談所にさらに配置します。心理相談員による家庭訪問等を実施し、相談体制を充実します。

| 2 - 2 | | 年度別取組計画 | | |
|---------|-----------------------------|--------------|-----------|-------|
| 令和5年度目標 | | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| | 妊娠・子育て相談員による全ての妊婦との面談・支援の実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | 産後ケア事業の充実 | 実施 | 充実 | 実施 |
| | 保健相談所の相談体制の充実 | 心理相談員の配置(6名) | 配置相談体制の充実 | 実施 |

事業実施課：健康部 健康推進課

3 母子健康電子システムの運用

妊婦健診や乳幼児健診等の結果を電子化して記録する母子健康電子システムの運用を開始します。ご家庭の事情に合わせてどこの保健相談所でも健診や相談を受けられるようになります。健診等の結果を、保護者などが「電子母子手帳アプリ」¹から閲覧・共有できるようになります。

| 2 - 3 | | 年度別の取組計画 | | |
|---------------|-------------------------------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 母子健康電子システムの運用 | 母子健康電子システムの構築 電子母子手帳アプリの開始 | 運用 | 運用 | 運用 |

1 電子母子手帳アプリ… 健診記録や予防接種のスケジュール、育児のアドバイスなど、子育て情報の取得がスマートフォンで手軽に出来るアプリ

事 業 実 施 課 : 健康部 健康推進課、保健相談所

4 子育て支援アプリの導入

希望する子育て支援サービスを「知る・探す・申し込む」が簡単にできる「(仮称)ねりま子育て支援アプリ」を導入します。また、導入にあたっては「電子母子手帳アプリ」と連携し、利便性を向上させます。

| 2 - 4 | | 年度別の取組計画 | | |
|-------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 子育て支援アプリの構築 | - | 検討 | 構築 | 構築 |

事 業 実 施 課 : 健康部 健康推進課、こども家庭部 こども施策企画課

5 児童相談体制「練馬モデル」の充実

子どもや子育て家庭が地域で安心して暮らし続けられるようにするため、地域におけるきめ細かく継続的な支援を行います。

虐待の再発防止等支援事業として、一時保護解除後の家庭復帰ケースなどへの訪問支援を、本庁の子ども家庭支援センターに加え地域の子ども家庭支援センターが実施します。

また、本庁の子ども家庭支援センター内に虐待対応拠点を設置しており、都区の連携による児童相談体制を充実します。

| 2 - 5 | | 年度別の取組計画 | | |
|-----------------------------------|-----------|----------|-------------|------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 子ども家庭支援センターによる支援体制の充実 | | | | |
| 地域子ども家庭支援センター分室 (上石神井) 開設準備 | | | 開設準備 | 開設準備 |
| 虐待の再発防止等 支援事業の実施 | | 開始 | 実施 | 実施 |
| 施設型子どもショートステイ事業等の充実 | 実施 | 充実(乳児) | 更なる充実に向けた検討 | 充実 |
| 家庭型子どもショートステイ事業の実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 専門職員の増員 | 増員 | 増員 | 増員 | 増員 |
| 都区連携による迅速かつ一貫した児童虐待対応の推進 | | | | |
| 練馬区虐待対応拠点における都児童相談センターとの連携強化 | 設置 | 充実 | 充実 | 充実 |

事 業 実 施 課 : こども家庭部 練馬子ども家庭支援センター

令和4・5年度の取組

1 ねりっこクラブの全小学校での実施

小学校の施設を活用して、「学童クラブ」と「ひろば事業」のそれぞれの機能や特色を維持しながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を実施し、すべての小学生に安全かつ充実した放課後や長期休業中の居場所を提供します。早期の全校実施を目指します。

ねりっこクラブを実施していない学校では、夏休み居場所づくり事業を実施し、児童の居場所を確保していきます。

| 3 - 1 | | 年度別の取組計画 | | |
|--------------------|-----------|----------|-------|--------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| ねりっこクラブの実施 計52校 | 計37校 | 8校 開始 | 7校 開始 | 15校 開始 |
| 夏休み居場所づくり 事業の実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課

2 障害児および医療的ケアが必要な児童の受入れ体制の充実

学童クラブの入会を希望する障害児や医療的ケアが必要な児童が、安心して学童クラブでの生活を送れるよう、医療的ケア児枠の新設や看護師の配置等、受入れ体制を充実します。

| 3 - 2 | | 年度別の取組計画 | | |
|----------------------------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 新支援方針の策定、 実施【再掲】 ¹ | 現行方針の検証 | 策定 | 実施 | 実施 |
| 障害児等受入れ体制の充実 | | 充実 | 充実 | 充実 |

1…計画4 事業No.4 - 16の再掲

事業実施課：教育振興部 学務課、こども家庭部 子育て支援課、保育課

3 キッズ安心メールの利用拡大

ねりっこクラブ、学童クラブ、児童館等で利用されている「キッズ安心メール」を全小学校のひろば室へ設置します。

| 3 - 3 | | 年度別の取組計画 | | |
|---------------------------------|-----------|----------|-------|-------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| キッズ安心メールの全小学校ひろば室への設置 計65校設置 | 計46校設置 | 10校設置 | 9校設置 | 19校設置 |

事 業 実 施 課 : こども家庭部 子育て支援課

| 関連する事業 |

1 児童館の機能の見直し

小学生の居場所となる「ねりっこクラブ」の拡大に合わせ、児童館等の機能を見直します。

中学生・高校生向け事業を充実します。

学童クラブ室を活用した子育てのひろば「にこにこ」へ相談員を配置し、乳幼児と保護者向けのサービスの充実を図ります。

地域の子育て関連施設や地域のイベントで出前児童館を開催し、地域における子育て支援の拠点として区民や地域団体との連携を強化します。

| 3 - 4 | | 年度別の取組計画 | | |
|---|-----------|----------|-------|-------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 中学生・高校生向け事業の充実 | 実施 | 充実 | 充実 | 充実 |
| 児童館学童クラブ室を活用した子育てひろば(にこにこ) (17か所)【再掲】 ¹ | | | | |
| 相談員の配置 計6か所 | 計2か所配置 | 2か所配置 | 2か所配置 | 4か所配置 |
| 出前児童館の充実 | 実施 | 充実 | 充実 | 充実 |

1 ……計画2 事業No.2 - 1の再掲

事 業 実 施 課 : こども家庭部 子育て支援課

令和4・5年度の取組

1 教育の質の向上

(1)ICTを活用した教育活動の推進

各校におけるICT活用推進リーダーを育成する研修の実施とICT支援員や「教育ICT実践事例集」の活用により、教員全体のICT活用能力を高めます。また、通信環境を整備しICTを活用した教育効果の高い授業を実施していきます。

| 4 - 1 | | 年度別の取組計画 | | |
|------------------|--------------------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 教員全体のICT活用能力の向上 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 教育ネットワーク回線の充実 | 実施 | 充実 | - | 充実 |
| 教員用タブレットパソコンの配備 | 全児童生徒へタブレットパソコンの配備 | 配備 | - | 配備 |
| デジタル教科書の導入に向けた検討 | - | 検討 | 検討 | 検討 |

事業実施課：教育振興部 教育施策課、教育指導課

(2)学校図書館管理員の全校配置

区立小中学校の学校図書館において、より統一した対応を図り、充実するため、業務委託による学校図書館管理員を全校に配置します。

| 4 - 2 | | 年度別の取組計画 | | |
|-------------|-----------|----------|-------|------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 学校図書館管理員の配置 | 配置 | 全校配置 | | 全校配置 |

事業実施課：教育振興部 教育指導課

(3) 小中学校の改築等の推進

築50年以上の学校施設が半数以上を占めており、児童・生徒の安全で快適な教育環境を保持するため、計画的な改築・改修が必要です。施設の長寿命化の適否を判断し、長寿命化に適する建物は、原則として築60年を目途に長寿命化改修を行い、目標使用年数を80年とします。その他の建物は、築60年を目指して改築します。

| 4 - 3 | | 年度別取組計画 | | |
|---------------------------------------|------------|---------|-------|--------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 関町北小学校 工事(完了) | 工事 | 工事 | 工事 | 工事(完了) |
| 上石神井北小学校 工事(一部) | 実施設計 工事 | 工事 | 工事 | 工事(一部) |
| 旭丘小学校 旭丘中学校 ¹ 工事(一部) | 実施設計 | 実施設計 | 工事 | 工事(一部) |
| 向山小学校 実施設計 | | 基本設計 | 実施設計 | 実施設計 |
| 田柄中学校 実施設計 | | 基本設計 | 実施設計 | 実施設計 |
| 練馬東小学校 基本設計 | | | 基本設計 | 基本設計 |
| 豊溪小学校 基本設計 | | | 基本設計 | 基本設計 |
| 石神井南中学校 長寿命化改修設計 | | | 設計 | 設計 |

1 ……旭丘小学校・旭丘中学校は、施設一体型小中一貫教育校として設置

事業実施課：教育振興部 学校施設課

(4)小中学校体育館の空調設備の整備

既存の小中学校体育館に空調設備を整備します。併せて、体育館改築時にも同様に空調設備を整備します。

| 4 - 4 | | 年度別の取組計画 | | |
|-----------|-----------|----------|-------|-----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 設置完了 計72校 | 計40校 | 16校 | 16校 | 32校 |

事 業 実 施 課 : 教育振興部 学校施設課

(5)小中学校トイレの改修

小中学校のトイレは、平成29年度までに1系統目の改修を終了しました。今後は、未改修の2系統目以降のトイレについて、便器洋式化、床ドライ化、配管取替、バリアフリー化等の整備を進めています。

| 4 - 5 | | 年度別の取組計画 | | |
|---------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 調整 | 計13校 | 調整 | 調整 | 調整 |

事 業 実 施 課 : 教育振興部 学校施設課

(6)区立学校の適正配置

今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方に関する新たな基本方針を検討します。

| 4 - 6 | | 年度別の取組計画 | | |
|------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 新たな基本方針の検討 | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 |

事 業 実 施 課 : 教育振興部 教育施策課

(7) 小中一貫教育の推進

小中一貫教育推進

これまで、小中一貫教育の研究・実践を全校で行ってきました。これらの取組の検証と成果をもとに、9年間を見通した取組プログラムを作成し、小中一貫教育の更なる推進を図ります。

旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の整備

旭丘小学校・旭丘中学校の2校を先行して改築し、小中一貫教育校の設置に向けて、引き続き、保護者や地域の意見を聞きながら取り組んでいきます。

| 4 - 7 | | 年度別の取組計画 | | |
|----------------------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 小中一貫教育の取組プログラムの作成 | 研究・実践 | 検証 | 作成 | 作成 |
| 旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の整備 | | | | |
| 地域との調整 | 調整 | 調整 | 調整 | 調整 |
| 工事 | 実施設計 | 実施設計 | 工事 | 工事 |

事業実施課： 教育振興部 教育施策課、教育指導課

(8) 若手教員の育成の強化

ベテラン教員の大量退職や35人学級編制の実施、小学校教科担任制の導入等に伴い、若手教員の大量採用が見込まれます。若手教員の実践的な指導力の向上を図るため、研修内容を充実します。また、教育アドバイザー(元校長)の配置を拡大し、若手教員のサポート体制を強化します。

| 4 - 8 | | 年度別の取組計画 | | |
|---------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 若手教員研修の充実 | 実施 | 充実 | 実施 | 充実 |
| 教育アドバイザーの配置拡大 | 配置 | 拡大 | 拡大 | 拡大 |

事業実施課： 教育振興部 教育指導課

(9)教員の働き方改革

教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、児童生徒一人ひとりに応じた指導を充実するため「練馬区立学校(園)の教員の働き方改革推進プラン」に基づき、教員の業務改善(働き方改革)を引き続き進めます。

教員サポート人材の配置拡大

副校長補佐およびスクール・サポート・スタッフの配置を拡大します。

部活動指導員の配置拡大

部活動指導員の配置を拡大します。

| 4 - 9 | | 年度別の取組計画 | | |
|---------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 教員サポート人材の配置拡大 | 配置 | 拡大 | 拡大 | 拡大 |
| 部活動指導員の配置拡大 | 配置 | 拡大 | 拡大 | 拡大 |

事 業 実 施 課 : 教育振興部 教育指導課

(10)英語教育の充実

グローバル社会でたくましく生き抜く「英語力」と「コミュニケーション能力」の基礎を身に付けた児童・生徒の育成を目標に、小・中学校連続した英語教育を実施します。

「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能のバランスのとれた英語力の向上を目指すため、中学校2年生に続き小学校高学年に、英語4技能検定を導入します。また、令和4年度から、中学1年生を対象とした夏季イングリッシュキャンプを実施します。

| 4 - 10 | | 年度別の取組計画 | | |
|--------------------------------|-----------|----------|----------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 英語4技能検定の実施 中学校2年生 小学校高学年 | 実施 | 実施 開始 | 実施 実施 | 実施 |
| 夏季イングリッシュキャンプの実施 | 検討 | 試行 | 実施 | 実施 |

事 業 実 施 課 : 教育振興部 教育指導課、保健給食課

2 家庭や地域と連携した教育の推進

(1) 家庭や地域との協働による学校運営と教育活動の推進

地域と協働した学校運営の推進

地域未来塾をはじめとする、これまで行ってきた「学校・地域連携事業」のあり方を検証し、地域と連携した教育活動をさらに充実するために、区ならではの家庭や地域と協働した学校運営について研究します。

地域未来塾の充実

学習習慣が十分身に付いていない児童・生徒を対象として、放課後の空き教室等で学習支援を行う「地域未来塾」の実施校を拡大します。

農業者と連携した体験学習の充実

区の特色である都市農業を生かした小学校での学習モデルの作成や、希望する学校への農業者の紹介を通じて、農業者と連携した体験学習を充実します。

| 4 - 11 | | 年度別取組計画 | | |
|-----------------|-------------|---------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 地域と協働した学校運営 | 検討 | 検証 | 検証 | 検証 |
| 地域未来塾の拡大 | 実施 (79校) | 拡大 | 拡大 | 拡大 |
| 農業者と連携した体験学習の充実 | 実施 | 充実 | 充実 | 充実 |

事業実施課： 教育振興部 教育指導課

(2)校外学習の見直し・充実

コロナ禍での校外学習の安全実施や少年自然の家の老朽化等を踏まえ、校外学習(移動教室・臨海学校)や校外学習施設のあり方等の見直し・充実に向けた検討を進め、方針を策定しました。令和4年度から方針に基づき精査し、実施します。

| 4 - 12 | | 年度別の取組計画 | | |
|-----------------------------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 新方針に基づく校外学習の実施 | 方針の策定 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 小学校 中学校 | | | | |
| 夏季イングリッシュキャンプの実施【再掲】 ¹ | 検討 | 試行 | 実施 | 実施 |

1…計画4 事業No.4 - 10の再掲

事 業 実 施 課 : 教育振興部 保健給食課、教育指導課

(3)学校安全対策の拡充

学校への不審者の侵入を未然に防ぎ、万一侵入された場合でも被害を出さないよう、教育委員会配置の学校防犯指導員による、教職員・保護者向けの不審者対応訓練を引き続き実施します。また、登下校時の安全を確保するため、学校・保護者・警察等と合同で行っている通学路点検に子どもの視点も取り入れる工夫をするなど、地域と連携した児童・生徒の安全を守るための施策を実施します。

| 4 - 13 | | 年度別の取組計画 | | |
|-------------------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 学校、保護者、地域との連携を強化した対策の実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

事 業 実 施 課 : 教育振興部 教育総務課

3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

(1)不登校対策の充実

練馬区教育委員会不登校対策方針に基づき、様々な課題を抱える子どもへのサポート体制の充実を図ってきましたが、不登校児童・生徒数は依然増加しています。

令和3年度および4年度にかけて不登校の実態や児童・生徒をとりまく環境を把握する調査を実施します。調査結果とこれまでの取組について分析と検証を行い、不登校対策を見直します。

また、児童・生徒に配備されたタブレットパソコン等を利用して、令和3年度に開始したオンライン相談に加え、学習指導協力員による不登校児童・生徒への学習支援を新たに開始します。

| 4 - 14 | | 年度別の取組計画 | | |
|------------------------|----------------|------------------------|-------|-----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 不登校対策の見直し | 実態調査 (追跡調査) | 実態調査 (支援環境調査) 分析 | 見直し | 見直し |
| ICTを活用した相談・ 学習支援の実施 | 一部実施 | 開始 | 実施 | 実施 |

事 業 実 施 課 : 教育振興部 学校教育支援センター

(2)学習支援事業「中3勉強会」の実施

経済的な支援を必要とする家庭の中学生を対象に、基礎学力の定着を目的とした学習支援を行います。

| 4 - 15 | | 年度別の取組計画 | | |
|-------------------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 中3勉強会 (7か所) 年間80回 | 年間80回 | 実施 | 実施 | 実施 |

事 業 実 施 課 : 教育振興部 学校教育支援センター

(3)学校等における医療的ケア児への新たな支援方針の策定

令和3年6月に医療的ケア児支援法が成立したことを受け、福祉、医療と連携し、医療的ケア児に対する新たな方針を策定し、方針に基づく支援を実施します。

| 4 - 16 | | 年度別の取組計画 | | |
|-------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 新支援方針の策定、実施 | 現行方針の検証 | 策定 | 実施 | 実施 |

事業実施課：教育振興部 学務課

4 小学校就学前からの切れ目のない取組を展開

(1)幼保小連携の推進

幼児教育・保育、小学校教育に携わる職員が、円滑な接続を目指すため、平成30年度に「ねりま接続期プログラム」を作成し、取組を進めてきました。令和3年度に国が公表した「幼児教育スタートプラン」を受け、接続期における教育を強化するため「ねりま接続期プログラム」を改定します。

| 4 - 17 | | 年度別の取組計画 | | |
|------------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 「ねりま接続期プログラム」の改定 | 実施 | 検討 | 改定 | 改定 |

事業実施課：教育振興部 教育施策課

(2)家庭教育支援事業の実施

家庭教育に関する悩みを軽減させるため、令和元年度に多種多様な学びの場や相談窓口等を紹介する家庭教育支援リーフレットを作成し、取組を進めてきました。家庭教育支援の充実を図るため、子育て・教育に関する様々な情報を集約し、児童生徒用タブレットなど、オンラインを活用した情報発信を行い、保護者と子どもたちが共に学ぶ機会を提供します。

| 4 - 18 | | 年度別取組計画 | | |
|----------------------|-----------|---------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 児童生徒用タブレット等を活用した情報発信 | 検討 | 開始 | 実施 | 実施 |

事業実施課：教育振興部 教育施策課

施策の柱 2

高齢者が住みなれた地域で
暮らせるまち

令和4・5年度の取組

1 地域包括支援センターの増設・移転・担当区域見直し

地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターをより身近な地域で利用しやすい窓口とするため、区立施設等への増設、移転、担当区域の見直し等を行います。

| 5 - 1 | | 年度別の取組計画 | | |
|--------------------------|-----------|----------------------|---------|----------------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 地域包括支援センターの増設・移転・担当区域見直し | | | | |
| 2か所増設 | | 2か所増設準備 | 2か所増設 | 2か所増設 |
| 1か所移転準備 | | | 1か所移転準備 | 1か所移転準備 |
| 担当区域見直し (練馬・大泉圏域) | | 担当区域見直し (練馬・大泉圏域) | | 担当区域見直し (練馬・大泉圏域) |

事業実施課：高齢施策担当部 高齢者支援課

2 地域における見守り体制・在宅療養ネットワークの強化

(1) ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業の実施

ひとり暮らし高齢者および高齢者のみ世帯が地域で孤立することのないよう、地域包括支援センターの訪問支援員が、ひとり暮らし高齢者等の自宅を訪問し、介護予防や相談等必要な支援につなげます。

民生・児童委員と連携して「ひとり暮らし高齢者等実態調査」を実施し、調査結果を活用して支援を行っていきます。

| 5 - 2 | | 年度別の取組計画 | | |
|-------------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 訪問支援員による個別訪問支援の実施 | 強化 | 実施 | 実施 | 実施 |
| ひとり暮らし高齢者等実態調査の実施 | 実施・検証 | 実施 | 実施 | 実施 |

事業実施課：高齢施策担当部 高齢者支援課

(2) 高齢者見守りの推進

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の在宅生活を支援するため、緊急通報システム、生活リズムセンサー、電話訪問、定期訪問、配食サービスによる見守りと緊急時の自宅への駆けつけサービスを一体的に提供する「高齢者在宅生活あんしん事業」を実施します。

緊急通報システムによる通報のほか、配食の利用時に高齢者の異変が察知された場合や、同居していない家族から要請があった場合に、駆けつけサービス(警備員による自宅の鍵開け、救急車要請による救援)を行います。

認知症により自宅に戻れなくなった方を発見する位置情報提供システム(GPS)利用料助成の促進に取り組むほか、見守りICT機器の活用事例を紹介する講座を実施します。

| 5 - 3 | | 年度別の取組計画 | | |
|-------------------------------|-----------|----------|----------|----------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 高齢者在宅生活あんしん事業 利用者 年間2,500人 | 年間2,100人 | 年間2,300人 | 年間2,500人 | 年間2,500人 |
| 見守りICT機器の利用の促進 | | | | |
| 位置情報提供システム(GPS)利用料助成 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 見守りICT機器活用事例紹介講座の開催 | | 検討・開始 | 実施 | 実施 |

事 業 実 施 課 : 高齢施策担当部 高齢者支援課

(3) 在宅療養ネットワークの構築

地域包括支援センターが中心となって実施する多職種連携会議や、地域の医療・介護事業者等が実施する認知症事例検討会等を通して、医療と介護が連携した在宅療養ネットワークを構築します。

| 5 - 4 | | 年度別の取組計画 | | |
|-------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 多職種連携会議等の実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

事 業 実 施 課 : 高齢施策担当部 高齢者支援課

(4)認知症高齢者への支援の充実

認知症に早期に気づき適切な支援を受けられるようにするために、練馬区医師会と連携して、70歳および75歳の区民を対象に、区内医療機関で認知機能検査等を実施します。検査結果に応じて、地域包括支援センターが専門医療機関の受診や介護予防事業など、その方に合った適切な支援につなぎます。あわせて、検診対象年齢以外の方へも自己チェックを働きかけ、早期の気づきにつなげています。

また、認知症センター養成講座や地域での勉強会を通じて、認知症への理解普及を進めます。認知症の方本人やご家族の声を聞く「本人ミーティング」、認知症センター等とともに本人が地域活動を行うチームオレンジ活動を通じて、認知症への理解をさらに深めていきます。

| 5 - 5 | | 年度別取組計画 | | |
|--------------------------|-----------|---------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| もの忘れ検診の実施 | 開始 | 実施 | 実施 | 実施 |
| チームオレンジ活動の実施(認知症センターの活用) | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

事 業 実 施 課 : 高齢施策担当部 高齢者支援課

3 特別養護老人ホーム等の施設整備・在宅サービスの充実

(1) 特別養護老人ホーム等の施設の整備

常時介護が必要な高齢者が安心して暮らせる施設として、民設の特別養護老人ホームの建設費の一部補助を行い、整備を促進します。整備にあたっては、既存施設の活用や民有地に限らず公有地での整備も進めています。

介護者が一時的に介護できない場合に、介護が必要な高齢者を介護者に代わって介護するための施設として、民設の特養併設短期入所生活介護(ショートステイ)施設の整備補助を行います。

身体機能の低下などで、自立した生活に不安がある高齢者向けの設備がある住まいとして、民設の都市型軽費老人ホームの整備補助を行い、整備を促進します。

| 5 - 6 | | 年度別の取組計画 | | |
|---|---------------------|-----------------------------|----------------|---|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 特別養護老人ホーム 計38施設 (定員2,878人) ¹ | 計36施設 (定員2,614人) | 2施設 ² (147人分) | 1施設 (129人分) | 3施設 (276人分) (累計 38施設) ³ (定員 2,890人) |
| 短期入所生活介護 (ショートステイ) 計43施設 (定員452人) ¹ | 計41施設 (定員412人) | 2施設 ² (15人分) | 1施設 (13人分) | 3施設 (28人分) (累計 42施設) ³ (定員 440人) |
| 都市型軽費老人ホーム 計17施設 (定員330人) | 計14施設 (定員270人) | 2施設 (40人分) | 1施設 (16人分) | 3施設 (56人分) (累計 17施設) ⁴ (定員 326人) |

1… 練馬区 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画（令和3～5年度）の整備計画数

2… 1施設は既存施設の増床の計画

3… 令和5年度目標との差分12人分については、令和3年度末の時点で、ショートステイから特別養護老人ホームへ転換したことによります。特別養護老人ホームに併設されているショートステイの割合が、都・区の基準である1割を超えていた場合は、利用率や運営事業者の意向等を踏まえ、特別養護老人ホームへの転換を認めています。

4… 令和5年度目標との差分4人分については、事業者との調整結果

事 業 実 施 課 : 高齢施策担当部 高齢社会対策課

(2)練馬光が丘病院跡施設における複合施設の整備¹【再掲】

練馬光が丘病院跡施設を活用し、医療・介護の複合施設の整備を進め、令和7年度中の開設を目指します。移転後の練馬光が丘病院と連携し、急性期から在宅生活に至るまで切れ目のない医療・介護サービスを目指します。介護分野では、区内初の介護医療院に加え、都内初となる障害福祉サービスも提供する看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護福祉士養成施設を整備します。

| 9 - 5の再掲 | | 年度別の取組計画 | | |
|---------------------|--|-------------------|-----------------|---------------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 工事(一部) ² | 基本設計 ² 実施設計 ² | 実施設計 ² | 工事 ² | 工事(一部) ² |

1… 計画9 事業No.9 - 5の再掲

2… 設計および工事は共同事業体「J S K グループ」が実施します。

地域医療担当部 医療環境整備課
事 業 実 施 課 : 福祉部 障害者施策推進課
 高齢施策担当部 高齢社会対策課、介護保険課

(3)在宅サービスの充実

要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域生活を支援するサービスを提供する拠点の整備を進めます。

| 5 - 7 | | 年度別の取組計画 | | |
|-----------------------------------|-------------------|---------------|-------|---------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| グループホーム 計40か所 (定員698人) | 計37か所 (定員644人) | 3か所 (54人分) | | 3か所 (54人分) |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 計16か所 | 計13か所 | 1か所 | 2か所 | 3か所 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 計9か所 (定員257人) | 計6か所 (定員170人) | 3か所 (87人分) | | 3か所 (87人分) |

事 業 実 施 課 : 高齢施策担当部 介護保険課

(4)住まい確保支援事業の充実

高齢者や障害者・ひとり親家庭が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、不動産団体と連携して、入居相談、物件情報提供を行う住まい確保支援事業を実施します。また、情報提供のみでは住まいの確保が困難な方を対象に、世帯状況に応じた支援を居住支援法人に委託する伴走型支援を実施します。

| 5 - 8 | | 年度別の取組計画 | | |
|-----------------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 住まい確保支援事業 伴走型支援の実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

事 業 実 施 課 : 都市整備部 住宅課
高齢施策担当部 高齢者支援課

(5)介護人材の確保・育成・定着

複合化・複雑化した区民の生活上の課題に対応する人材の確保・育成を促進するため、練馬福祉人材育成・研修センター事業と練馬障害福祉人材育成・研修センター事業を統合します。

区内で必要とされる介護人材の安定的な確保・育成・定着につなげられるよう、事業者の支援や介護従事者の資格取得助成などを引き続き行います。

| 5 - 9 | | 年度別の取組計画 | | |
|--|-----------|---------------|-----------|---------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 練馬福祉人材育成・研修センター事業と練馬障害福祉人材育成・研修センター事業の統合 | 統合準備 | 統合 | | 統合 |
| 介護人材の確保・育成・定着 | | | | |
| 練馬福祉人材育成・研修センターの利用者 年間 3,700人 | 年間 3,000人 | 年間 3,700人 | 年間 3,700人 | 年間 3,700人 |
| 区独自の介護従事者養成研修の修了者 年間 240人 | 年間 150人 | 年間 240人 | 年間 240人 | 年間 240人 |
| 元気高齢者による介護施設業務補助事業【再掲】 ¹ 対象施設の拡大 | 実施 | 実施 対象施設の拡大 | 実施 | 実施 対象施設の拡大 |
| 資格助成の利用者 年間 320人 | 年間 300人 | 年間 320人 | 年間 320人 | 年間 320人 |
| 外国人介護職員 向け支援 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

1… 計画6 事業No.6 - 3の再掲

事 業 実 施 課 : 高齢施策担当部 高齢社会対策課
福祉部 障害者サービス調整担当課

令和4・5年度の取組

1 「シニアセカンドキャリア応援プロジェクト」の充実

高齢者の就業機会を拡大するために、次の事業を行います。

(1) シニア職場体験事業

就労意欲のある高齢者に職場体験の場を提供することで、高齢者と企業の相互理解を進め、中小企業などにおける高齢者雇用を促進します。

(2) シニアセカンドキャリア応援事業

概ね60歳以上の区民が、高齢期においても、いきいきと生活できるよう、就職や起業、地域活動などを学ぶとともに、関連する区の事業などを紹介し、個別に相談する機会を設けます。

| 6 - 1 | | 年度別の取組計画 | | |
|--------------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 就職支援セミナー・職場体験の実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| シニアセカンドキャリア応援事業の充実 | 実施 | 充実 | 実施 | 充実 |

事 業 実 施 課 : 高齢施策担当部 高齢社会対策課

2 「はつらつシニア応援プロジェクト」の充実

高齢者がこれまでに得た知識や技術を効果的に教える手法を学ぶ講座を開催します。講座修了者のうち希望者を対象に、区立施設などで一般の参加者を相手に講師体験教室を実施するとともに、講師登録名簿に掲載し、はつらつセンターや敬老館で講師を行うなど、社会参加の促進と活躍の場づくりを支援します。令和4年度からはオンライン講座も開始し、ニーズに合わせ定員を拡大します。

| 6 - 2 | | 年度別の取組計画 | | |
|-----------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| はつらつシニア活躍応援塾の充実 | 実施 | 充実 | 実施 | 充実 |

事 業 実 施 課 : 高齢施策担当部 高齢社会対策課

3 元気高齢者介護施設業務補助事業の拡充

元気高齢者が軽作業等の就労を行う介護施設等を拡大し、地域で活躍する高齢者を増やします。

| 6 - 3 | | 年度別の取組計画 | | |
|-------------------------------|-----------|---------------|-------|---------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 元気高齢者による介護施設業務補助事業 対象施設の拡大 | 実施 | 実施 対象施設の拡大 | 実施 | 実施 対象施設の拡大 |

事 業 実 施 課 : 高齢施策担当部 高齢社会対策課

4 「高齢者みんな健康プロジェクト」の充実

区が保有する医療・健診・介護等のデータを活用し、区に配置する高齢者保健指導専門員と地域包括支援センターが連携して、高齢者の健康について総合的な支援を行う「高齢者みんな健康プロジェクト」を実施します。後期高齢者の糖尿病重症化予防やフレイル予防の支援、健診未受診者への働きかけを個別訪問により行うほか、地域の教室事業等を行い、高齢者の健康の保持・増進につなげます。

| 6 - 4 | | 年度別の取組計画 | | |
|------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 個別訪問事業等の充実 | 開始 | 充実 | 充実 | 充実 |
| 講座・教室事業の開催 | 開始 | 実施 | 実施 | 実施 |

事 業 実 施 課 : 高齢施策担当部 高齢者支援課

5 区独自の介護予防事業の充実

(1)街かどケアカフェ¹の充実

交流・相談・介護予防の拠点となる街かどケアカフェを、出張所跡施設活用や敬老館の機能転換により増設するとともに、地域団体が運営するサロン等を活用した街かどケアカフェを展開します。また、地域包括支援センターが、地域集会所等で出張型の街かどケアカフェ事業を実施します。

| 6 - 5 | | 年度別の取組計画 | | |
|---------------------------------------|-----------|----------|------------------|------------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 常設型 出張所跡施設活用、敬老館の機能転換による開設 計6か所 | 計5か所 | 1か所開設準備 | 1か所開設 1か所開設準備 | 1か所開設 1か所開設準備 |
| 地域サロン型 計31か所 | 計25か所 | 3か所増 | 3か所増 | 6か所増 |
| 出張型 区立施設等での実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

1… 高齢者をはじめとする地域の方がふらっと立ち寄り、お茶を飲みながら介護予防について学んだり、健康について相談することができる地域の拠点

事 業 実 施 課 : 高齢施策担当部 高齢者支援課

(2)はつらつシニアクラブの充実

高齢者が元気なうちから自動的に介護予防に取り組むためのきっかけづくりを進めるために、「はつらつシニアクラブ」事業を実施し、高齢者の身体状況を知るための測定会と、専門的見地から健康面のアドバイスを行うとともに、体操などの健康づくりに取り組む地域団体と高齢者のマッチングを行います。高齢者みんな健康プロジェクトやもの忘れ検診等と連携して介護予防への取組が必要な高齢者を早期に発見し、適切な支援へつなげます。

| 6 - 6 | | 年度別の取組計画 | | |
|---------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 参加者数 年間1,800人 / 36回 | 年間1,800人 / 36回 | 年間1,800人 / 36回 | 年間1,800人 / 36回 | 年間1,800人 / 36回 |
| 実施箇所数 計18か所 | 計18か所 | 計18か所 | 計18か所 | 計18か所 |

事 業 実 施 課 : 高齢施策担当部 高齢社会対策課

(3) 主体的に取り組む介護予防

介護予防と日常生活の支援を一体的に行う「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施し、多様な介護予防事業を充実していきます。

練馬区オリジナル三体操(練馬区健康いきいき体操・ねりま お口すっきり体操・ねりま ゆる×らく体操)を活用し、高齢者のフレイル予防に取り組みます。体操を区民・施設・団体へ幅広く普及するために、指導員派遣を実施するとともに、CDやDVDを活用し継続して体操に取り組めるよう支援します。また、普及に協力するボランティアの育成や活動を支援することにより、区民主体の介護予防活動推進を図ります。

介護予防に取り組むサークルヘリハビリ専門職のアドバイザーを派遣することにより、地域における介護予防活動を支援します。

区独自の多様な訪問型サービス(指定事業者による訪問サービス、シルバーサポート事業)や通所型サービス(指定事業者による通所サービス、短期間集中して専門職による指導を行う筋力向上トレーニング事業、住民主体で実施する食のほっとサロン事業)などの介護予防・生活支援サービスを提供します。

| 6 - 7 | | 年度別の取組計画 | | |
|---|------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 練馬区オリジナル三体操の普及のためのボランティア育成事業の継続、育成環境の充実 | 練馬区オリジナル三体操の普及・ボランティア育成事業の実施 | 新規登録者数の増加 | 新規登録者数の増加 | 新規登録者数の増加 |
| リハビリ専門職派遣 年間65団体 | 年間65団体 | 年間65団体 | 年間65団体 | 年間65団体 |
| 介護予防・生活支援サービス 利用者数 年間5,960人 | 年間5,700人 | 年間5,840人 | 年間5,960人 | 年間5,960人 |

事 業 実 施 課 : 高齢施策担当部 高齢社会対策課
健康部 健康推進課

(4) オンラインツールを活用した介護予防・フレイル予防事業の充実

コロナ禍にあっても高齢者が自宅で、心身機能の維持に取り組めるよう、リハビリ専門職等を活用し、オンラインによる介護予防・フレイル予防の講座を令和3年度から開始しました。はつらつセンターを拠点として敬老館や街かどケアカフェにも拡大していきます。

| 6 - 8 | | 年度別の取組計画 | | |
|------------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 介護予防・フレイル予防事業の充実 | 開始 | 実施 | 充実 | 充実 |

事 業 実 施 課 : 高齢施策担当部 高齢社会対策課

6 デジタル格差解消を目指した取組の推進

はつらつセンターや敬老館で実施している、スマートフォン、パソコン教室に加え、東京都が実施する「高齢者向けスマートフォン利用普及啓発事業」を活用しスマホ教室を各館で開催することで、高齢者のデジタル格差解消を目指します。また、令和4年度以降も、はつらつセンターや敬老館で、スマホ教室を継続するとともに、高齢者がスマートフォン等の操作に関して、気軽に相談できるようにします。

| 6 - 9 | | 年度別の取組計画 | | |
|-----------------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| スマートフォン利用普及啓発・活用支援の実施 | 開始 | 実施 | 実施 | 実施 |

事 業 実 施 課 : 高齢施策担当部 高齢社会対策課

施策の柱 3

安心を支える福祉と医療のまち

令和4・5年度の取組

1 重度障害者への支援の充実

(1)住まいの確保

(仮称)高野台福祉園の開設後、石神井町福祉園を廃止し、跡地に民間事業者が整備・運営する重度障害者グループホームを整備します。

中軽度障害者に対応したグループホームを、民間事業者への整備費補助や空室(マンション等)の活用により、2か年で60室整備します。

| 7 - 1 | | 年度別の取組計画 | | |
|--|--------------|----------------------------|---|---|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 石神井町福祉園用地での重度障害者グループホームの整備 関係機関調整・設計 ¹ | 関係機関調整 | 石神井町福祉園 除却設計 運営事業者選定 | 石神井町福祉園 除却工事 関係機関調整・設計 ¹ | 石神井町福祉園 除却工事(完了) 関係機関調整・設計 ¹ |
| 中軽度障害者グループホーム 60室整備 計597室 | 計177室(計563室) | 30室 | 30室 | 60室 |

1… 設計は、民間事業者が行います。

事 業 実 施 課 : 福祉部 障害者施策推進課

(2)医療的ケアに対応したショートステイの整備

医療的ケアをしている家族の負担を軽減するため、練馬光が丘病院の移転・改築に合わせ、医療的ケアに対応したショートステイを整備します。

また、その他の施設での実施に向けた検討を行います。

| 7 - 2 | | 年度別の取組計画 | | |
|---------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 練馬光が丘病院における開設 | 開設準備 | 開設 | | 開設 |
| その他施設との調整 | | 調整 | 調整 | 調整 |

事 業 実 施 課 : 福祉部 障害者施策推進課

(3) 共生型サービスを活用したショートステイの充実

障害者が身近な場所でサービスを受けられるよう、共生型サービス¹を活用し、区内特別養護老人ホームにショートステイ(短期入所)を整備します。その運営状況を検証しながら、拡大に向けた検討を進めます。

| 7 - 3 | | 年度別の取組計画 | | |
|------------------|-----------|----------|-------|-------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 計2事業所 (1事業所増) | 1事業所 | 検証 | 1事業所増 | 1事業所増 |

1… 高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくなるため、介護保険と障害福祉サービスの両方の制度に位置付けられたサービス。

事 業 実 施 課 : 福祉部 障害者施策推進課

(4) 日中活動の場・福祉園の整備

旧高野台運動場用地に、民間事業者が整備・運営する(仮称)高野台福祉園を整備します。医療的ケアの必要な重症心身障害者の通所事業や、介護する家族の高齢化によりニーズの高まっている入浴サービスを実施します。

| 7 - 4 | | 年度別の取組計画 | | |
|---------------|--|-----------------------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| (仮称)高野台福祉園の開設 | 実施設計 ¹ 工事(一部) ¹ | 工事 ¹ 開設 | | 開設 |

1… 実施設計・工事は、民間事業者が行います。

事 業 実 施 課 : 福祉部 障害者施策推進課

(5) 居宅訪問型児童発達支援事業¹の実施

こども発達支援センターで従来から実施している相談、通所訓練事業に加え、居宅訪問型児童発達支援を令和2年度から開始しました。これにより相談から支援まで切れ目のない支援を実施し、障害児支援の充実を図ります。

| 7 - 5 | | 年度別の取組計画 | | |
|------------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 居宅訪問型児童発達支援事業の実施 | 充実 | 実施 | 実施 | 実施 |

1… 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与および生活能力の向上のために必要な訓練を居宅で行う事業

事 業 実 施 課 : 福祉部 障害者サービス調整担当課

(6) 地域生活支援拠点の整備

障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域生活支援拠点を整備します。

面的整備型

障害者地域生活支援センターと大泉つつじ荘・しらゆり荘を中心とし、民間事業所とも連携した面的な体制整備を強化します。

多機能拠点整備型

石神井町福祉園用地で整備予定の重度障害者グループホームに、ショートステイと相談機能を付加した「多機能拠点整備型」の地域生活支援拠点を整備します。

| 7 - 6 | | 年度別取組計画 | | |
|---|-----------|----------------------------|---|---|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 障害者地域生活支援センターを中心とした「面的整備型」 | 充実 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 重度障害者グループホームと一体となった「多機能拠点整備型」 | | | | |
| 石神井町福祉園用地での整備 関係機関調整・設計 ¹ 【再掲】 ² | 関係機関調整 | 石神井町福祉園 除却設計 運営事業者選定 | 石神井町福祉園 除却工事 関係機関調整・設計 ¹ | 石神井町福祉園 除却工事(完了) 関係機関調整・設計 ¹ |

1 … 設計は、民間事業者が行います。

2 … 計画7 事業No.7-1の再掲

事 業 実 施 課 : 福祉部 障害者施策推進課

2 就労支援の充実・農福連携の推進

障害特性や個々の能力に応じた多様な働き方が出来るよう、企業や支援機関との連携を強化し、安定した就労へ結びつけます。

就労の継続が難しい障害者の生活面の課題(生活リズムや体調の管理等)に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援事業を実施します。

練馬ならではの農を活かし、障害者の方々による農作物の収穫や加工・販売作業を拡充することで、障害者が働く場の確保を図ります。また、障害者施設と農業者等が協働で行う福祉連携農園について検討します。

障害者施設の工賃向上を図るため、経営コンサルタントを派遣し、自主生産品の販路拡大や商品開発の強化を支援します。

| 7 - 7 | | 年度別取組計画 | | |
|---------------------------------|-----------|---------|---------|---------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 福祉施設等から一般就労した年間の障害者数 年間 210人 | 年間 200人 | 年間 200人 | 年間 210人 | 年間 210人 |
| 就労定着支援事業の利用者数 年間 174人 | 年間 160人 | 年間 166人 | 年間 174人 | 年間 174人 |
| 農福連携の推進 | | | | |
| 農福連携作業に携わる障害者施設数 計14施設 | 計12施設 | 1施設増 | 1施設増 | 2施設増 |
| 福祉連携農園の検討 | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 |
| 経営コンサルタント派遣事業の実施 | 検討 | 開始 | 実施 | 実施 |

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

3 障害特性に応じたきめ細やかな対応

(1)(仮称)練馬区障害者の意思疎通に関する条例の制定および関連事業の充実

聴覚障害や視覚障害など、個々の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を充実することにより、共生社会の実現を目指し、「(仮称)練馬区障害者の意思疎通に関する条例」を令和4年度に制定します。

また、障害当事者や障害者団体、事業者の意見をもとに、「ICTを活用した遠隔手話通訳設置事業」「情報支援機器の利用支援事業」「コミュニケーション理解促進事業」「失語症者向け意思疎通支援者派遣事業」などの意思疎通支援事業を順次実施します。

| 7 - 8 | | 年度別の取組計画 | | |
|---------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 条例の制定 | 検討 | 制定 | | 制定 |
| 関連事業の充実 | | 開始 | 充実 | 充実 |

事 業 実 施 課 : 福祉部 障害者施策推進課

(2)精神障害者等への支援の充実

精神障害者の方への地域理解を促進するためのリーフレット、および当事者や家族が地域資源を知るための居場所マップを作成します。

精神科病院の長期入院患者等の実態調査を行い、関係機関会議で検討し、地域移行・定着を支援します。

| 7 - 9 | | 年度別の取組計画 | | |
|----------------------|-----------|---------------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 地域理解の促進と居場所に関する情報の発信 | 検討 | 開始 | 充実 | 充実 |
| 長期入院患者等の地域移行・定着の支援 | 調査 | 関係機関会議設置・支援検討 | 開始 | 開始 |

事 業 実 施 課 : 健康部 保健相談所

(3)高齢化等に対応するための福祉作業所等の機能の見直し

障害者の高齢化等に対応するため、区立福祉作業所を民営化する際に、生活介護事業を開始します。

| 7 - 10 | | 年度別の取組計画 | | |
|--------------------|-----------|----------------|-------|----------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 福祉作業所における生活介護事業の開始 | 検討 | 1か所開始 1か所調整 | 1か所調整 | 1か所開始 1か所調整 |

事 業 実 施 課 : 福祉部 障害者施策推進課

(4)保育所等訪問支援事業¹の実施

こども発達支援センターで従来から実施している相談、通所訓練事業に加え、保育所等訪問支援を令和2年度から開始しました。これにより相談から支援まで切れ目のない支援を実施し、障害児支援の充実を図ります。

| 7 - 11 | | 年度別の取組計画 | | |
|---------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 保育所等訪問支援事業の実施 | 充実 | 実施 | 実施 | 実施 |

1… 障害児が通所する保育所等を支援員が訪問し、障害児への専門的なサポートおよび職員等への助言を行い、集団生活への適応につなげる事業

事 業 実 施 課 : 福祉部 障害者サービス調整担当課

(5)障害児一時預かり支援事業等の実施

区在住の障害児および発達に心配のある児童の保護者が、疾病などの理由により一時的に保育が必要となった際に、こども発達支援センターで一時預かり支援事業を実施し、児童とその保護者の健康、福祉の増進を図ります。

こども発達支援センターで実施している相談事業の発達相談および医療相談をオンラインでも実施します。また、こども発達支援センターの通所訓練事業の療育内容をホームページで動画配信します。

| 7 - 12 | | 年度別の取組計画 | | |
|-----------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 障害児一時預かり支援事業の実施 | 検討 | 開始 | 実施 | 実施 |
| 相談事業等のオンライン化 | 検討 | 開始 | 実施 | 実施 |

事 業 実 施 課 : 福祉部 障害者サービス調整担当課

(6)介護人材の確保・育成・定着¹【再掲】

複合化・複雑化した区民の生活上の課題に対応する人材の確保・育成を促進するため、練馬福祉人材育成・研修センター事業と練馬障害福祉人材育成・研修センター事業を統合します。

| 5 - 9 の再掲 | | 年度別に取組計画 | | |
|--|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 練馬福祉人材育成・研修センター事業と練馬障害福祉人材育成・研修センター事業の統合 | 統合準備 | 統合 | | 統合 |

1… 計画5 事業No.5 - 9 の再掲

事 業 実 施 課 : 高齢施策担当部 高齢社会対策課
福祉部 障害者サービス調整担当課

令和4・5年度の取組

1 ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実

新型コロナが生活・就労・子育てに与えた影響など、ひとり親家庭の状況について調査を実施し、調査結果を踏まえてニーズを把握し、自立に向けた支援策を充実します。

| 8 - 1 | | 年度別の取組計画 | | |
|---------|--------------|----------|--------|-----------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 支援策の充実 | 養育費確保支援事業の実施 | 調査の実施 | 支援策の充実 | 調査の実施 支援策の充実 |

事 業 実 施 課 : 福祉部 生活福祉課

2 生活困窮者への相談支援体制の充実

増加が見込まれる生活困窮者の生活相談に迅速かつ適切に対応するため、生活サポートセンターの相談支援員を更に増員します。定期的な出張相談を新たに石神井庁舎内でも開始します。また、街かどケアカフェといった、より身近な場所でのアウトリーチ事業も開始し、相談体制を充実します。今後、石神井公園駅南口西地区市街地再開発事業による、区西部地域へのセンター設置に向けた調整を進めます。

| 8 - 2 | | 年度別の取組計画 | | |
|----------------------|-----------|----------|-------|-----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 支援体制の強化 相談支援員計14名 | 相談支援員計12名 | 1名増 | 1名増 | 2名増 |
| 出張相談・アウトリーチ相談の実施 | | 開始 | 実施 | 実施 |

事 業 実 施 課 : 福祉部 生活福祉課

3 学習支援事業「中3勉強会」の実施¹【再掲】

経済的な支援を必要とする家庭の中学生を対象に、基礎学力の定着を目的とした学習支援を行います。

| 4 - 15の再掲 | | 年度別の取組計画 | | |
|-------------------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 中3勉強会 (7か所) 年間80回 | 年間80回 | 実施 | 実施 | 実施 |

1… 計画4 事業No.4 - 15の再掲

事 業 実 施 課 : 教育振興部 学校教育支援センター

4 生活保護受給世帯に対する自立支援の実施

生活保護の新規受給世帯の増加に対応し、きめ細かなサポートを行うため、ケースワーカー等を増員してきました。今後も適正なケースワーカー等の人員を確保します。「就労自立の促進」「次世代育成支援」「生活自立の促進」「適正支給の強化」の4つを重点項目として、生活保護世帯の自立支援に取り組みます。特に就労支援については、ケースワーカーと就労サポート、ハローワーク等が連携して、生活困窮から生活保護に至るまで、切れ目のない支援を実施していきます。

| 8 - 3 | | 年度別の取組計画 | | |
|---------------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 生活保護受給世帯に対する自立支援の実施 | 充実 | 実施 | 実施 | 実施 |

事 業 実 施 課 : 福祉部 生活福祉課

5 児童相談体制「練馬モデル」の充実¹【再掲】

子どもや子育て家庭が地域で安心して暮らし続けられるようにするために、地域におけるきめ細かく継続的な支援を行います。

虐待の再発防止等支援事業として、一時保護解除後の家庭復帰ケースなどへの訪問支援を、本庁の子ども家庭支援センターに加え地域の子ども家庭支援センターが実施します。

また、本庁の子ども家庭支援センター内に虐待対応拠点を設置しており、都区の連携による児童相談体制を充実します。

| 2 - 5の再掲 | | 年度別取組計画 | | |
|-----------------------------------|-----------|---------|-------------|------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 子ども家庭支援センターによる支援体制の充実 | | | | |
| 地域子ども家庭支援センター分室 (上石神井) 開設準備 | | | 開設準備 | 開設準備 |
| 虐待の再発防止等支援事業の実施 | | 開始 | 実施 | 実施 |
| 施設型子どもショートステイ事業等の充実 | 実施 | 充実(乳児) | 更なる充実に向けた検討 | 充実 |
| 家庭型子どもショートステイ事業の実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 専門職員の増員 | 増員 | 増員 | 増員 | 増員 |
| 都区連携による迅速かつ一貫した児童虐待対応の推進 | | | | |
| 練馬区虐待対応拠点における都児童相談センターとの連携強化 | 設置 | 充実 | 充実 | 充実 |

1… 計画2 事業No.2 - 5の再掲

事 業 実 施 課 : こども家庭部 練馬子ども家庭支援センター

令和4・5年度の取組

1 練馬区感染症ネットワークの構築

これまで区は、平時から保健所、区内病院、練馬区医師会、練馬区歯科医師会、練馬区薬剤師会が参加する「新型インフルエンザ等医療対策連絡会」を実施し、新型インフルエンザに関する情報共有や発生時対応訓練を行ってきました。新型コロナの発生と感染拡大を受け、院内感染の際に医療機関同士が支援する体制や、福祉施設、保育園・学校等における、患者発生時の情報共有が十分でなく、感染が拡大するなど様々な課題が明らかになりました。

これらを踏まえ、令和4年度から、「新型インフルエンザ等医療対策連絡会」に、訪問看護ステーション、福祉施設、保育園や学校等をメンバーに加え、「(仮称)練馬区感染症ネットワーク会議」に改組し、情報共有や各関係機関の相互支援のあり方を検討します。

さらに、各関係機関と迅速に感染症情報を共有する仕組みについて、国や都の動向を注視し検討します。

| 9 - 1 | | 年度別の取組計画 | | |
|-------------------|--|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 練馬区感染症ネットワーク会議の充実 | 高齢者施設での研修 福祉施設、保育園・学校等の所管課との連絡会 医療機関等へのアンケート実施 | 実施 | 充実 | 充実 |
| 感染症の情報を共有する仕組みの検討 | | 検討 | 検討 | 検討 |

事業実施課：健康部 保健予防課

2 新興感染症の拡大時や災害時に備えた医療体制の整備

新興感染症の拡大時や、首都直下型地震等の発生に備えるためにも、災害拠点病院である順天堂練馬病院において、三次救急レベルの医療機能を整備する必要があります。整備に当たってはさらなる増築が必要ですが、現在の敷地および建築規制の下では困難な状況です。課題の解決に向け、東京都など関係機関と協議を進めます。

| 9 - 2 | | 年度別の取組計画 | | |
|---------|-----------|----------|-------|-------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 調整・協議 | 調整 | 調整・協議 | 調整・協議 | 調整・協議 |

事業実施課： 地域医療担当部 医療環境整備課

3 病床の確保

(1) 練馬光が丘病院の移転・改築

平成30年3月に策定した練馬光が丘病院改築基本構想に基づき、移転・改築を進め、令和4年度中の開院を目指します。高度急性期・急性期機能を充実とともに、光が丘地域で初となる回復期機能の病床を有する457床の病院の整備を進めます。また、災害時等の応急治療に必要な設備の整備や、緊急用ベッド等の設置スペースの確保を促進します。

| 9 - 3 | | 年度別の取組計画 | | |
|-----------|-----------------|--|-------|-----------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 開院 | 工事 ¹ | 工事 ¹ 設備整備 ¹ 開院 | | 開院 |
| 整備費補助(完了) | 整備費補助 | 整備費補助 | | 整備費補助(完了) |

1… 工事および設備整備は「公益社団法人 地域医療振興協会」が実施します。

事業実施課： 地域医療担当部 医療環境整備課

(2)慈誠会・練馬高野台病院の整備

旧高野台運動場用地に回復期・慢性期機能を有する218床の病院の整備を進め、令和4年度中の開院を目指します。

| 9 - 4 | | 年度別の取組計画 | | |
|-------------------------|-----------------|-----------------------|-------|-------------------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 開院 | 工事 ¹ | 工事 ¹ 開院 | | 開院 |
| 設備整備費補助(完了) 利子補給(一部) | | 設備整備費補助 | 利子補給 | 設備整備費補助(完了) 利子補給(一部) |

1… 工事は「医療法人社団 慈誠会」が実施します。

事業実施課：地域医療担当部 医療環境整備課

(3)練馬光が丘病院跡施設における複合施設の整備

練馬光が丘病院跡施設を活用し、医療・介護の複合施設の整備を進め、令和7年度中の開設を目指します。移転後の練馬光が丘病院と連携し、急性期から在宅生活に至るまで切れ目のない医療・介護サービスを目指します。医療分野では、区内初となる緩和ケア病床や地域包括ケア病床および療養病床を有する157床の病院を整備します。

| 9 - 5 | | 年度別の取組計画 | | |
|-----------------|--|-------------------|--------------------------|------------------------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 工事(一部) | 基本設計 ¹ 実施設計 ¹ | 実施設計 ¹ | 工事 ¹ | 工事(一部) ¹ |
| 改修工事費負担金の支出(一部) | | 調整 ² | 改修工事費負担金の支出 ² | 改修工事費負担金の支出(一部) ² |

1… 設計および工事は共同事業体「J S Kグループ」が実施します。

2… 事業の進捗状況等を踏まえ、負担金の額および支出時期を決定します。

地域医療担当部 医療環境整備課

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課
高齢施策担当部 高齢社会対策課、介護保険課

(4) 新たな病院整備の検討

練馬区医療施策検討委員会からの提言を踏まえ、区内の病院配置状況を考慮しながら、今後の医療需要等を見据えた医療機能を有する新たな病院の誘致を目指します。

| 9 - 6 | | 年度別の取組計画 | | |
|-------------|-----------|----------|-------|-------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 関係機関との調整・協議 | 調整・協議 | 調整・協議 | 調整・協議 | 調整・協議 |

事業実施課：地域医療担当部 医療環境整備課

4 在宅医療提供体制の充実

在宅で医療と介護が必要となったときに誰もが安心して療養生活が送れるよう、令和3年4月に開設した練馬区医師会医療連携・在宅医療サポートセンターと連携しながら、在宅医療への新規参入の動機づけとなる研修の実施や他科連携支援体制構築の検討、グループ診療体制の構築の検討を通じて在宅医療提供体制を充実します。

| 9 - 7 | | 年度別の取組計画 | | |
|-----------------------------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 練馬区医師会医療連携・在宅医療サポートセンターとの連携、事業の検討 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

事業実施課：地域医療担当部 地域医療課

令和4・5年度の取組

1 地域で取り組む健康づくり

(1)みどり健康プロジェクトの充実

「練馬らしさ」や「練馬の魅力」と「健康づくり」を組み合わせた「みどり健康プロジェクト」を企画します。
ねりまちでくなくサブリ

コロナ禍の自粛生活における不活発解消のために、区内事業所等と連携した健康インセンティブ事業を実施します。

また、練馬健康管理アプリ「ねりまちでくなくサブリ」のウォーキングコース等のコンテンツ(内容)を充実し、日常生活の中で取り組める健康づくりを後押しします。

オンラインによる健康イベントの開催

民間企業・健康関連団体と連携し、区民が自ら健康づくりに取り組むきっかけを提供するため
に、楽しく気軽に健康について学ぶ健康イベントを新たにオンライン形式で開催します。

| 10 - 1 | | 年度別の取組計画 | | |
|---|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 健康インセンティブ事業の実施 | | | 実施 | 実施 |
| 練馬健康管理アプリ「ねりまちでくなくサブリ」 コンテンツの充実・アプリ周知の推進 | 充実 | 充実 | 充実 | 充実 |
| オンラインによる健康イベントの開催 | | 実施 | 実施 | 実施 |

事 業 実 施 課 : 健康部 健康推進課

(2) 子どもの頃からの健康教育

区オリジナルのがん教育教材(DVD)を活用し、区内小中学校の協力を得て、がん予防教室を行います。参加した子どもが、家族とがんについて話し合えるワークシートを作成し、がん予防教室を充実します。

| 10 - 2 | | 年度別の取組計画 | | |
|------------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 小中学校でのがん教育の実施・拡充 | 実施 | 充実 | 充実 | 充実 |

事 業 実 施 課 : 健康部 健康推進課

(3) こころの健康づくり対策の拡充

自殺対策に欠かせないゲートキーパーの役割を担う人材の育成を充実します。
 悩みを抱える人が相談や支援につながるよう、相談窓口の周知や「練馬区自殺予防対策の手引き」を作成するとともに、相談を受ける機関の連携を強化します。
 こころの健康の保持・増進のため、こころの健康に関する情報の発信と、情報へのアクセスをしやすい環境を整備します。

| 10 - 3 | | 年度別取組計画 | | |
|--------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| ゲートキーパーの養成 | | | | |
| ゲートキーパーの役割を学ぶための動画の配信 | | 開始 | 実施 | 実施 |
| ゲートキーパー養成講座 計14回実施 (受講者延べ700人) | 年7回実施 (受講者350人) | 年7回実施 (受講者350人) | 年7回実施 (受講者350人) | 計14回実施 (受講者延べ700人) |
| 支援・相談体制の強化 | 充実 | 充実 | 充実 | 充実 |

事業実施課：健康部 保健予防課

2 健診(検診)受診環境の充実

練馬区医師会や医療機関の協力の下で、仕事や子育て等で忙しい方も受診しやすいよう、健診会場の保育サービスを充実し、インターネットでの申し込みや、受けられる検診が一目でわかる一人ひとりに応じた受診券をお送りするなど、環境整備を進めます。また、要介護の要因となる高齢者の骨折を減少させるため、骨粗しょう症検診および予防教室を実施します。

| 10 - 4 | | 年度別取組計画 | | |
|--------------------|-----------|---------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 受診環境の整備 | | | | |
| インターネット予約システムの導入 | 導入準備 | 導入 | 実施 | 実施 |
| 健診会場の保育サービスの充実 | 実施 | 充実 | 充実 | 充実 |
| がん検診受診券のチケット化 | | 検討 | 開始 | 開始 |
| 骨粗しょう症検診および予防教室の実施 | | 開始 | 実施 | 実施 |

事業実施課：健康部 健康推進課

3 がんと共に生きる区民を支える

がん患者が住み慣れた地域で治療と子育て・仕事などの両立ができるよう、患者やその家族を支援するため、がん患者支援連絡会を設置します。がん患者支援に関するニーズ調査を実施し、がん患者支援連絡会での検討を踏まえ、がん患者への支援事業を検討します。また、地域の専門機関や患者団体等と連携しながら、がんに関する情報の提供や講演会の開催、相談場所の周知など、がん患者のQOL向上に向けた取組を行います。

| 10 - 5 | | 年度別取組計画 | | |
|--------------------------------|-----------|---------|-------|-------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| がん患者支援連絡会の実施 | | 開始 | 実施 | 実施 |
| ニーズ調査の実施と支援事業の検討 | 検討 | 調査 | 検討 | 調査・検討 |
| 順天堂練馬病院がん相談支援センターとの連携事業の実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 受診環境の整備 | | | | |
| がん検診受診券のチケット化[再掲] ¹ | | 検討 | 開始 | 開始 |

1 … 計画10 事業No.10 - 4 の再掲

事業実施課：健康部 健康推進課

施策の柱 4

安全・快適、みどりあふれるまち

令和4・5年度の取組

1 地震・火災に対する防災まちづくりの推進

(1) 木造住宅密集地域における道路・公園の整備と不燃化の推進

老朽木造住宅が密集する地域の改善を、密集住宅市街地整備促進事業(密集事業)等により進めます。

貫井・富士見台地区は、地区計画を定め、新たな防火規制(新防火規制)¹区域の指定などを進めるとともに、道路拡幅等に取り組みます。

桜台東部地区は、新たに密集事業に着手し、道路整備に向けた取組を進めます。

| 11 - 1 | | 年度別の取組計画 | | |
|-----------|-----------------------------|-------------------|-------------------|---------------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 貫井・富士見台地区 | 地区計画決定(一部) | 地区計画素案検討(一部) | 地区計画素案・原案作成(一部) | 地区計画決定(一部) |
| | 新防火規制区域の指定(一部) ² | 合意形成 ² | 合意形成 ² | 指定(一部) ² |
| | A路線 用地買収(一部) | 用地買収 | 用地買収 | 用地買収(一部) |
| | 1号線 用地買収(一部) | 用地買収 | 用地買収 | 用地買収(一部) |
| | 富士見台駅周辺交通施設 用地買収 | 買収に向けた関係機関調整 | 用地買収 | 用地買収 |
| | | | | |
| 桜台東部地区 | 地区計画素案検討 | 重点地区まちづくり計画案の検討 | 重点地区まちづくり計画決定 | 地区計画素案検討 |
| | 密集事業の整備計画策定 | 密集事業の整備計画検討 | 密集事業の整備計画策定 | 密集事業の整備計画策定 |
| | 新規整備路線測量 | | 測量 | 測量 |
| | | | | |

1 新防火規制…地域の防火性を高めることを目的に、東京都建築安全条例に基づき建物を建てる際に一定の防火構造以上とする新たな防火規制の手法です。

2…地区計画と同じ区域を対象にします。

事 業 実 施 課 : 都市整備部 防災まちづくり課

(2) 防災まちづくり推進地区における改善事業

密集住宅市街地整備促進事業を実施する2地区に加え、これに次ぐ危険性が懸念される3地区(田柄、富士見台駅南側、下石神井)を区独自に「防災まちづくり推進地区」として位置づけ、老朽木造住宅の建替え促進、狭い道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去など、集中的に取組を進めています。新たな防火規制(新防火規制)¹区域の指定を行い、防火性を高めます。

| 11 - 2 | | 年度別の取組計画 | | |
|-----------------|-----------|-------------|-------|-------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 地区における改善事業の実施 | 周知・助成 | 周知・助成 | 周知・助成 | 周知・助成 |
| 新防火規制区域の指定(3地区) | 合意形成 | 指定 (3地区) | | 指定 (3地区) |

1 新防火規制…地域の防火性を高めることを目的に、東京都建築安全条例に基づき建物を建てる際に一定の防火構造以上とする新たな防火規制の手法です。

事業実施課：都市整備部 防災まちづくり課、建築課
危機管理室 危機管理課

(3) 建築物の耐震化

建築物の耐震化を促進することにより、災害に強い安全なまちとし、震災から区民の生命および財産を守ります。

特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対して耐震改修工事を個別に働きかけ、耐震化は、96%¹まで進みました。耐震化率80%¹の一般緊急輸送道路沿道建築物に重点を置きながら、災害時医療機関、分譲マンション等の更なる耐震化を促進します。また、戸建住宅の所有者へ積極的に啓発を行い、耐震化を促進します。

| 11 - 3 | | 年度別の取組計画 | | |
|---|-------------------------|-------------------|-------------------|--------------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 特定緊急輸送道路沿道の耐震化 | | | | |
| 実施設計 ² 100件/101件 耐震改修 ² 82件/101件 | 99件/101件 80件/101件 | 1件 | 1件 1件 | 1件 2件 |
| 一般緊急輸送道路沿道、災害時医療機関等、その他の耐震助成 | | | | |
| 耐震診断 計145件 実施設計 計 38件 耐震改修 計 56件 | 計125件 計 28件 計 36件 | 10件 5件 10件 | 10件 5件 10件 | 20件 10件 20件 |
| 住宅の耐震助成 | | | | |
| 耐震診断 計902件 実施設計 計878件 耐震改修 計789件 | 計842件 計818件 計689件 | 30件 30件 50件 | 30件 30件 50件 | 60件 60件 100件 |

1…新耐震建築物を含む耐震化率です。

2…「実施設計」や「耐震改修」には、耐震性ありと判明したものや建物を除却したものを含みます。

事業実施課：都市整備部 防災まちづくり課

(4) 危険なブロック塀等の撤去促進

震災時におけるブロック塀等の倒壊による人的被害を防止し、安全で災害に強いまちを実現するため、危険なブロック塀等の撤去に取り組みます。所有者への戸別訪問や撤去に要する費用の一部を助成し、促進します。

| 11 - 4 | | 年度別の取組計画 | | |
|--------------------------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 危険なブロック塀等撤去 周知・助成 (助成件数 計781件) | 周知・助成 (助成件数 計311件) | 周知・助成 (助成件数 220件) | 周知・助成 (助成件数 250件) | 周知・助成 (助成件数 470件) |

事業実施課：危機管理室 危機管理課

(5) 都市計画道路事業に合わせた延焼遮断帯の形成

都市計画道路事業に合わせた沿道まちづくりにおいて防火地域の指定を行うことで、沿道建築物の不燃化を誘導し、延焼遮断帯の形成を図ります。

| 11 - 5 | | 年度別の取組計画 | | |
|------------------|----------------------------------|----------|---------|---------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 防火地域の指定 (8地区) | 指定(4地区) (補助230号線沿道、放射35号線沿道等) | 指定(1地区) | 指定(3地区) | 指定(4地区) |

事業実施課：都市整備部 都市計画課

2 水害への対策（河川、下水道の早期整備および流域対策の強化）

令和2年度に改定した練馬区総合治水計画に基づき、道路や公園など公共施設を活用した雨水浸透施設の設置を進めます。

河川の未改修区間の早期事業化や下水道幹線施設の整備について東京都に働きかけます。

| 11 - 6 | | 年度別の取組計画 | | |
|----------------------------------|-----------|----------|-------|-----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 総合治水計画に基づく雨水浸透施設の設置工事の実施 計8か所 | 4か所 | 2か所 | 2か所 | 4か所 |
| 河川改修の早期実施・下水道幹線施設整備等の東京都への要請 | 要請 | 要請 | 要請 | 要請 |

事業実施課：土木部 計画課

3 地域危険度の啓発とリスクに即した訓練

(1) 洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の訓練支援

石神井川流域の洪水浸水想定区域内にある社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設のうち、特に水害リスクの高い地域にある施設には、避難確保計画の作成段階から区が積極的に関わり、訓練の実施などを支援します。

| 11 - 7 | | 年度別の取組計画 | | |
|---------|-----------|----------|-------|-----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 8施設 | | 4施設 | 4施設 | 8施設 |

事業実施課：危機管理室 防災計画課

(2) 地域別防災マップの作成・訓練の実施

地域の災害リスクや防災情報をまとめた地域別防災マップを引き続き、水害リスクの高い地区から地域住民と協働で作成します。マップを活用した訓練を実施し、地域の防災力を強化します。

水害リスクの高い地区(対象14か所)のうち、未作成の11か所について個別に働きかけ、マップ作成を着実に進めます。

| 11 - 8 | | 年度別の取組計画 | | |
|--------------------|--------------------|------------------|------------------|------------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 計9地区作成 計6地区訓練実施 | 計3地区作成 計2地区訓練実施 | 3地区作成 1地区訓練実施 | 3地区作成 3地区訓練実施 | 6地区作成 4地区訓練実施 |

事業実施課：危機管理室 区民防災課

(3) 避難行動要支援者の安否確認体制の強化と個別避難計画の作成

災害時に自力で避難することが困難な方をあらかじめ登録する「避難行動要支援者名簿」の情報を探します。また、要支援者の安否確認等支援活動を確実・迅速に行える体制を構築するため、名簿を活用した訓練を実施します。また要支援者の個別避難計画を、課題検討・整理したうえで順次作成します。

| 11 - 9 | | 年度別の取組計画 | | |
|-------------------------|-----------|----------|--------------------|--------------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 避難行動要支援者名簿の全件調査、全件更新の実施 | 名簿の更新 | 名簿の更新 | 名簿の全件調査 全件更新の実施 | 名簿の全件調査 全件更新の実施 |
| 避難行動要支援者名簿を活用した訓練の実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 個別避難計画の作成 | 検討 | 検討・作成 | 作成 | 作成 |

事業実施課： 危機管理室 区民防災課
福祉部 管理課

(4) 備蓄物資の充実および倉庫整備

被害想定や過去の震災の教訓を踏まえ、発災時に必要な食料・飲料水等の備蓄物資を充実します。令和3年度までに避難拠点用の備蓄物資を充実しました。引き続き帰宅困難者用の備蓄物資を充実します。併せて、物資を備蓄するための備蓄倉庫を整備します。

| 11 - 10 | | 年度別の取組計画 | | |
|--------------------|------------------------|----------|-------|----------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 備蓄物資拡充 (帰宅困難者用) | | | | |
| 食料等 計98,300人分 | 計84,300人分 ¹ | 14,000人分 | | 14,000人分 |
| 備蓄倉庫整備 | | | | |
| 計23か所 | 計22か所 | 検討 | 1か所 | 1か所 |

1...都備蓄分含む

事業実施課： 危機管理室 防災計画課

(5) ねりま防災カレッジ事業の充実

区民の防災意識の向上と地域の防災リーダーを育成するため、ねりま防災カレッジで講座や講習会を実施します。受講者の増加を図るため、受講しやすい環境整備に取り組み、一部の講座や講習会をオンラインでも開催します。

また、臨場感あふれるVR(仮想現実)を取り入れた起震車体験と発災体験ツアーを区民に手軽に体験してもらい、防災意識の向上を図ります。

| 11 - 11 | | 年度別の取組計画 | | |
|------------------|-----------|----------|--------|----------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 年間受講者数 1,100人 | 800人 | 1,000人 | 1,100人 | 延べ2,100人 |
| VR防災体験の実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

事 業 実 施 課 : 危機管理室 区民防災課

(6) 区民防災組織等の取組支援

区内の各地域で活動している区民防災組織に対し、訓練計画段階から様々な相談に応じるなど積極的な支援を行い、新型コロナ感染拡大の影響によって減少した訓練参加者数の増加を図ります。

| 11 - 12 | | 年度別の取組計画 | | |
|---------------------------|-----------|----------|---------|-----------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 防災訓練年間 参加者数 50,000人 | 14,500人 | 27,000人 | 50,000人 | 延べ77,000人 |

事 業 実 施 課 : 危機管理室 区民防災課

| 関連する事業 |

1 都市インフラの計画的更新

令和2年度に改定した練馬区橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に予防修繕を行い、中長期的な維持管理費用の抑制や補修費用の平準化、耐震性も含めた安全性の確保を図ります。

令和3年度に改定する練馬区公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の遊具の予防保全型管理を行います。

水俣条約への対応や省エネルギー化を図るため、水銀ランプ(公園灯1,681基、街路灯19,997基)は、令和3年度までに全基LED等に更新が完了しました。今後は、公園灯、街路灯の蛍光灯等のLED化を進めます。

道路工事にあわせて污水・雨水枠の取付管を陶製管から硬質塩化ビニル管に取り替え、道路陥没を抑制します。

| 11 - 13 | | 年度別の取組計画 | | |
|-------------------------------------|---------------------|----------|----------|-----------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 橋梁 | | | | |
| 設計 計27橋 工事 計31橋 | 設計 計21橋 工事 計23橋 | 4橋 5橋 | 2橋 3橋 | 6橋 8橋 |
| 公園遊具 | | | | |
| 更新 計233基 | 計212基 長寿命化計画改定 | 6基 | 15基 | 21基 |
| 公園灯・街路灯の省エネ化 | | | | |
| 公園灯 省エネ化 120基 | 水銀灯の省エネ化 1,681基 | 60基 | 60基 | 120基 |
| 街路灯 省エネ化 3,800基 | 水銀灯の省エネ化 19,997基 | 1,900基 | 1,900基 | 3,800基 |
| 道路陥没対策 枠取付管取替(道路工事) 延長46,400m | 延長36,400m | 延長5,000m | 延長5,000m | 延長10,000m |

事業実施課：土木部 道路公園課、維持保全担当課、計画課

2 地域の安全対策の推進

地域防犯防火連携組織の充実

「地域の安全は地域で協力して守る」という考え方に基づき、小学校の学区域を単位として、町会やPTAなどの各地域の団体が、防犯・防火に係る取組や事件発生時の対応等について連携して自立的な活動を行うことができる組織づくりを支援します。

防犯カメラ設置促進

自主的に防犯・防火活動を行う町会・自治会、商店会などの地域団体に対し、防犯カメラの設置・更新費用の一部を助成し、区内の設置台数の増加を図ります。維持管理についても助成を行い、防犯カメラの適正管理を支援します。

| 11 - 14 | | 年度別に取組計画 | | |
|---|-----------|----------------|----------------|-----------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 地域防犯防火連携組織 計42学区域 | 計36学区域 | 3学区域設立 | 3学区域設立 | 6学区域設立 |
| 防犯カメラ設置 新規100台 (計1,007台) 更新40台 | 計907台 | 新規50台 更新20台 | 新規50台 更新20台 | 新規100台 更新40台 |

事 業 実 施 課 : 危機管理室 危機管理課

令和4・5年度の取組

1 都市計画道路の整備

(1) 都市計画道路の整備(区施行)

区が施行する都市計画道路の整備を着実に進めます。

| 12 - 1 | | 年度別の取組計画 | | |
|---|--------------|--|---|---|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 都市計画道路の整備 事業完了 2区間 事業中 7区間 | | | | 事業完了 2区間 事業中 7区間 |
| 補助132号線 期 整備(完了) | 設計 整備 | 整備 | | 整備(完了) |
| 補助135号線および補助232号線 (大泉学園駅南側地区) 取組方針策定 重点地区まちづくり計画案の検討 合意形成活動 測量 生活再建支援事業 | | 取組方針策定 重点地区まちづくり計画案の検討区域の指定 合意形成活動 測量 生活再建支援事業 | 重点地区まちづくり計画案の検討 合意形成活動 測量 生活再建支援事業 | 取組方針策定 重点地区まちづくり計画案の検討 合意形成活動 測量 生活再建支援事業 |
| 補助135号線 (補助156号線 交差部) 設計 用地買収(一部) | 事業認可 用地買収 | 用地買収 | 設計 用地買収 関係機関調整 | 設計 用地買収(一部) |
| 補助135号線 (補助230号線 交差部) 用地買収(一部) | 用地買収 | 用地買収 | 用地買収 | 用地買収(一部) |

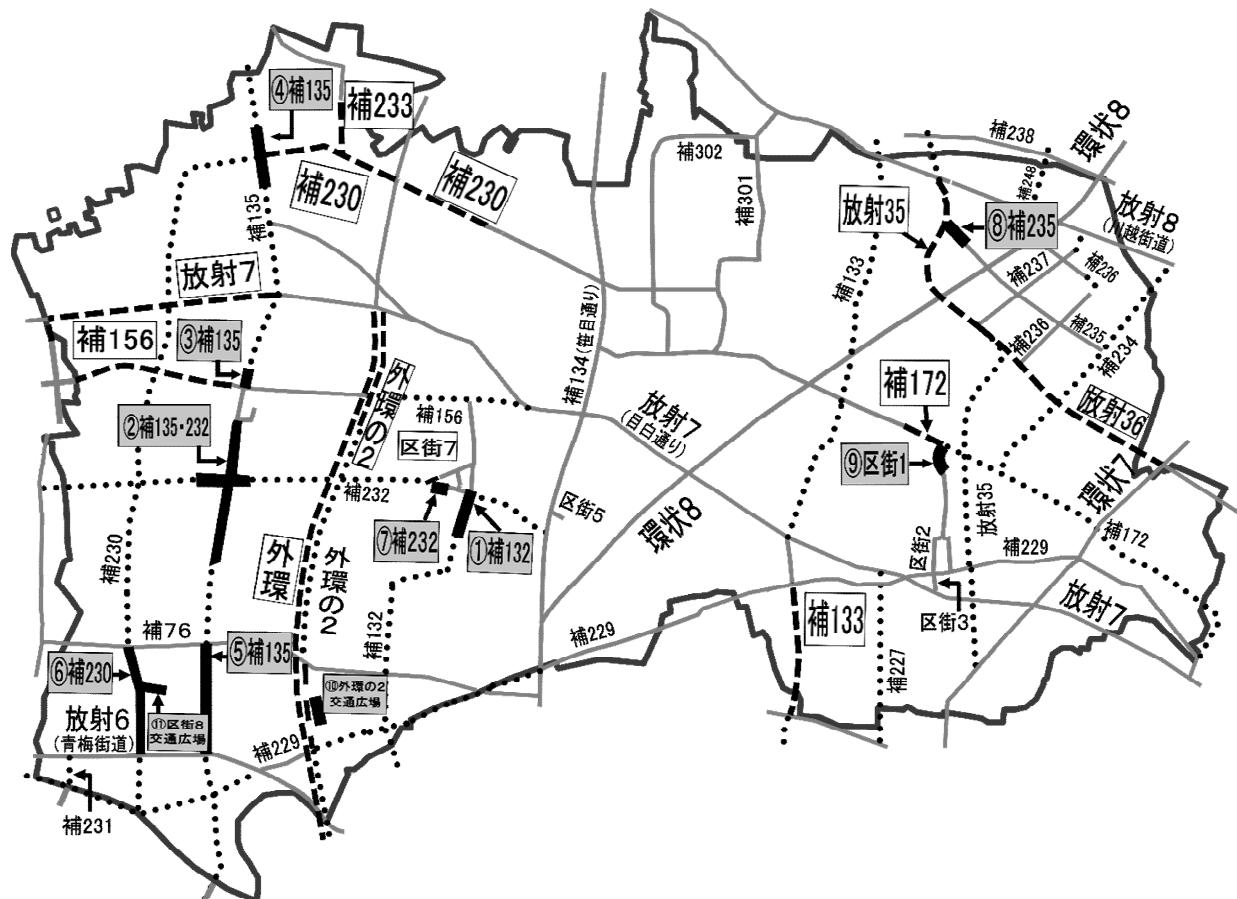
| 12 - 1 続き | | 年度別に取組計画 | | |
|----------------------------------|------------|--------------------|-------------------|--------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 補助135号線 (青梅街道～新青梅街道間) 測量 | 関係機関調整 | 関係機関調整 | 測量 | 測量 |
| 補助230号線 (青梅街道～新青梅街道間) 事業認可 | 測量 | 設計 | 事業認可 ¹ | 事業認可 |
| 補助232号線 -2期 用地買収(一部) | 設計 事業認可 | 用地買収 | 用地買収 | 用地買収(一部) |
| 補助235号線 整備(完了) | 整備 | 整備 | | 整備(完了) |
| 区画街路1号線 整備(一部) | 整備 | 設計 整備 関係機関調整 | 整備 関係機関調整 | 設計 整備(一部) |
| 外環の2(上石神井駅交通広場) 用地買収(一部) | 用地買収 | 用地買収 | 用地買収 | 用地買収(一部) |
| 区画街路8号線 (武蔵関駅交通広場) 事業認可 | 都市計画決定 | 測量 設計 | 事業認可 ¹ | 事業認可 |

1…事業認可是令和4年度から5年度を予定しています。

事 業 実 施 課 : 土木部 計画課、特定道路課
都市整備部 交通企画課、新宿線・外環沿線まちづくり課

【都市計画道路の整備実施路線箇所図】

(令和4年3月末見込み)



【凡例】

| | |
|----------------------|------------|
| 都市計画道路の整備実施路線箇所(区施行) | [Redacted] |
|----------------------|------------|

| 路線図 | ○路線名 | 都市計画道路 (整備実施路線 区施行) |
|-----|------|------------------------|
| | 路線名 | 都市計画道路 (事業中 区施行以外) |
| | 路線名 | 主な都市計画道路 |

| | | |
|------------------------|----------------|------------|
| 都市 計 画 道 路 | 完成 | [Redacted] |
| | 事業中 (区施行以外) | [Redacted] |
| | 計画線 | [Redacted] |

(2)外環道および外環の2沿道地区のまちづくりと外環の2の整備促進

外環道および外環の2の整備にあわせ、沿道にふさわしい土地利用を促し、周辺環境と調和したまちづくりを進めます。

南北交通の円滑化や快適な都市環境の創出に資する外環の2の早期整備を東京都に働きかけます。

| 12 - 2 | | 年度別の取組計画 | | |
|--|-------------------------------------|------------------------------------|-----------------|-----------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 沿道のまちづくり | | | | |
| <外環道大泉JCT周辺地区> 地区計画原案作成 | 地区計画素案検討 | 地区計画素案作成 | 地区計画原案作成 | 地区計画原案作成 |
| <外環の2沿道(新青梅街道～前原交差点間)> 重点地区まちづくり計画案の検討 | 重点地区まちづくり計画の手続きの準備 まちづくり協議会の設立準備 | 重点地区まちづくり計画の検討区域の指定 まちづくり協議会の設立 | 重点地区まちづくり計画案の検討 | 重点地区まちづくり計画案の検討 |
| <外環の2沿道(上石神井駅周辺)> 【再掲】 ¹ 地区計画決定 | 地区計画素案・原案作成 | 地区計画決定 | | 地区計画決定 |
| <外環道青梅街道IC周辺地区> 重点地区まちづくり計画案の検討 | 重点地区まちづくり計画の手続きの準備 まちづくり協議会の設立準備 | 重点地区まちづくり計画の検討区域の指定 まちづくり協議会の設立 | 重点地区まちづくり計画案の検討 | 重点地区まちづくり計画案の検討 |
| 外環の2整備促進 | | | | |
| <千川通り～新青梅街道間> 整備促進 | 整備促進 | 整備促進 | 整備促進 | 整備促進 |
| <その他の区間> 事業化に向けた働きかけ | 働きかけ | 働きかけ | 働きかけ | 働きかけ |

1…計画13 事業No.13 - 1の再掲

事 業 実 施 課 : 都市整備部 新宿線・外環沿線まちづくり課、交通企画課

(3) 放射35号線沿道地区および放射36号線沿道地区のまちづくり

放射35号線沿道では、平和台駅付近において環状8号線を地下で横断する通路を整備し、歩行者の利便性の向上を図ります。

放射36号線沿道では、幹線道路沿道にふさわしい土地利用を促し、周辺環境と調和したまちづくりを進めるため、地区計画を定めます。

平和台駅および氷川台駅付近では、駅周辺に必要な交通施設の整備を東京都に働きかけます。

| 12 - 3 | | 年度別の取組計画 | | |
|---|--------------|---|---|---|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 放射35号線沿道 | | | | |
| <仮称環状8号線横断地下通路> 整備(一部) | 整備 | 整備 | 整備 | 整備(一部) |
| <平和台駅周辺交通施設> 整備 ¹ (完了) | 関係機関調整 | 整備促進 | 整備 ¹ | 整備 ¹ (完了) |
| 放射36号線沿道 | | | | |
| <沿道周辺地区> 地区計画決定(一部) 地区計画素案作成(一部) ² | 地区計画素案作成(一部) | 地区計画原案作成(一部) 地区計画素案検討(一部) ² | 地区計画決定(一部) 地区計画素案作成(一部) ² | 地区計画決定(一部) 地区計画素案作成(一部) ² |
| <氷川台駅周辺交通施設> 関係機関調整 | 関係機関調整 | 関係機関調整 | 関係機関調整 | 関係機関調整 |

1…東京都施行

2…令和3年度末の現況欄に記載している地区計画とは別の区域です。

事 業 実 施 課 : 都市整備部 東部地域まちづくり課

(4) 補助156号線沿道等のまちづくり

補助156号線沿道にふさわしい土地利用を促し、周辺環境と調和したまちづくりを進めます。なお、保谷駅前地区では、令和元年度に南口駅前通り沿道の街並みルールが策定され、駅前にふさわしい街並みの実現に向けた取組が進められています。

| 12 - 4 | | 年度別の取組計画 | | |
|---------------|-----------------|-----------------|---------------|---------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 重点地区まちづくり計画決定 | 重点地区まちづくり計画案の検討 | 重点地区まちづくり計画案の作成 | 重点地区まちづくり計画決定 | 重点地区まちづくり計画決定 |
| 地区計画素案検討 | | | 地区計画素案検討 | 地区計画素案検討 |

事 業 実 施 課 : 都市整備部 西部地域まちづくり課

2 西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業および側道整備事業

西武新宿線(井荻駅～西武柳沢駅間)約5.1kmの区間の高架化により、19箇所の踏切を除却し、交通渋滞を解消するとともに踏切事故をなくし、鉄道により分断されていた市街地の一体化を図ります。鉄道に沿った側道の整備により、住環境の保全や地域の利便性の向上を図ります。

| 12 - 5 | | 年度別の取組計画 | | |
|--|-----------|-----------------|-------------------------|-------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 連続立体交差事業 および側道整備事業 ¹ 事業認可に向けた調整 | 都市計画決定 | 調整 ² | 調整 ² | 調整 |
| 側道整備事業 ³ 事業認可 | 都市計画決定 | 測量 | 設計 事業認可 ² | 事業認可 |
| 沿線区市とまちづくりの取組等について連携・協議 | 連携・協議 | 連携・協議 | 連携・協議 | 連携・協議 |

1…東京都施行

2…事業認可是令和4年度から5年度を予定しています。

3…練馬区施行

事 業 実 施 課 : 都市整備部 交通企画課、新宿線・外環沿線まちづくり課、土木部 計画課

3 大江戸線の延伸

駅・トンネル構造等の具体的な計画や費用負担のあり方など実務的な協議を東京都と進め、早期着工を目指し、事業化の諸手続の促進を図ります。あわせて、区民や各種団体と一体となった促進活動を引き続き展開します。

また、基金の活用方法については、東京都との協議やまちづくりの具体化を踏まえて検討します。

| 12 - 6 | | 年度別の取組計画 | | |
|------------|-----------|----------|-------|------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 諸手続の促進 | 促進 | 促進 | 促進 | 促進 |
| 促進活動 | 促進活動 | 促進活動 | 促進活動 | 促進活動 |
| 基金の活用方法の検討 | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 |

事 業 実 施 課 : 都市整備部 大江戸線延伸推進課

4 みどりバスの再編等による公共交通空白地域改善の推進

「公共交通空白地域改善計画」に基づき、みどりバス・路線バスの再編等に取り組みます。

道路整備にあわせた保谷ルートの再編や、練馬光が丘新病院の移転に伴うルート延伸(保谷・北町・氷川台ルート)を実施します。

| 12 - 7 | | 年度別取組計画 | | |
|------------------|------------------------|------------------|-------|------------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| みどりバスの再編 | 再編に向けた調整(保谷・大泉・南大泉ルート) | 再編(保谷・北町・氷川台ルート) | 検討 | 再編(保谷・北町・氷川台ルート) |
| みどりバスの増便 | 一部増便 | 増便要請 | 増便要請 | 増便要請 |
| みどりバス停留所の新設 | 新設(1箇所) | 新設 | 新設 | 新設 |
| 既存路線バスの再編等に向けた検討 | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 |

事業実施課：都市整備部 交通企画課

| 関連する事業 |

1 生活幹線道路の整備

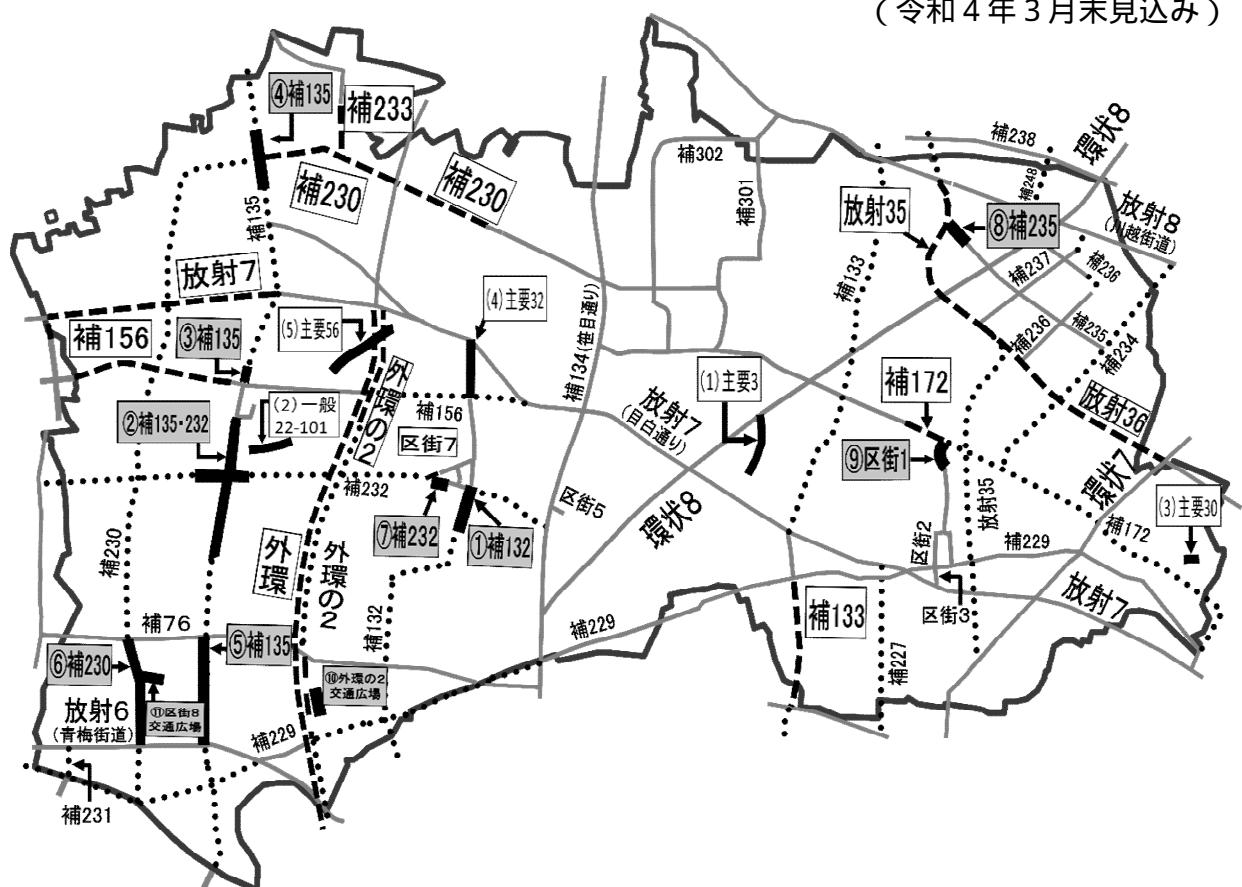
都市計画道路を補完し、地区の主要な道路となる生活幹線道路を整備します。

| 12 - 8 | | 年度別に取組計画 | | |
|--|-----------|----------------------|----------------------|----------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 生活幹線道路の整備 | | | | |
| 事業中 5区間 | | | | 事業中 5区間 |
| (1) 練馬主要区道3号線 用地買収(一部) 設計 | 用地買収 | 用地買収 設計 関係機関調整 | 用地買収 設計 関係機関調整 | 用地買収(一部) 設計 |
| (2) 練馬一般区道22-101号線3工区および練馬主要区道39号線 用地買収(一部) | 用地買収 | 用地買収 | 用地買収 | 用地買収(一部) |
| (3) 練馬主要区道30号線 関係機関調整 | 関係機関調整 | 関係機関調整 | 関係機関調整 | 関係機関調整 |
| (4) 練馬主要区道32号線 整備(一部) | 設計 整備 | 設計 整備 関係機関調整 | 整備 関係機関調整 | 設計 整備(一部) |
| (5) 練馬主要区道56号線 整備(一部) | 整備 | 用地買収 整備 | 用地買収 | 用地買収 整備(一部) |

事 業 実 施 課 : 土木部 計画課、特定道路課

【都市計画道路および生活幹線道路の整備実施路線箇所図】

(令和4年3月末見込み)



【凡例】

| | |
|---------------------------------------|------------|
| 都市計画道路(区施行) および生活幹線道路の 整備実施路線箇所 | [REDACTED] |
|---------------------------------------|------------|

| 路線図 | ○路線名 | 都市計画道路 (整備実施路線 区施行) |
|-----|-----------------------|------------------------|
| | ()路線名 | 生活幹線道路 (整備実施路線) |
| 路線名 | 都市計画道路 (事業中 区施行以外) | 主な都市計画道路 |

| | | |
|------------------------|----------------|-------------|
| 都市 計 画 道 路 | 完成 | — |
| | 事業中 (区施行以外) | — — — |
| | 計画線 | • • • • • • |

2 自転車駐車場の整備

道路の整備等で廃止・縮小が見込まれる自転車駐車場の代替整備を進めます。

自転車駐車場の定期利用に係るWeb申請を導入します。

| 12 - 9 | | 年度別の取組計画 | | |
|--------------------------------|----------------------|----------------------------|----------------------|----------------------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 自転車駐車場整備 | | | | |
| 平和台駅地上 | 関係機関調整 | 関係機関調整 | 関係機関調整 | 関係機関調整 |
| 氷川台駅周辺 | 用地折衝 関係機関調整 整備 | 用地折衝 関係機関調整 整備(420台) | 用地折衝 関係機関調整 整備 | 用地折衝 関係機関調整 整備(420台) |
| 武蔵関駅周辺 | | 用地折衝 関係機関調整 | 用地折衝 関係機関調整 整備 | 用地折衝 関係機関調整 整備 |
| 自転車駐車場 定期利用の Web申請導入(一部) | | 試行 | 導入(一部) | 導入(一部) |

事 業 実 施 課 : 土木部 交通安全課

3 シェアサイクルの利用拡大に向けた取組(次期社会実験の実施)

平成29年10月から光が丘地区および大泉・石神井・上石神井地区において、シェアサイクルの社会実験を実施してきました。

次期社会実験では、区全域での実施の拡大と他自治体との相互乗り入れを図るため、自主的に運営する事業者を改めて募集し、駅前等の公共用地を駐車用地として提供し、サイクルポートの増設を支援します。

また、シェアサイクルの走行記録を活用した、交通安全に寄与する方策等について検討します。

ねりまタウンサイクルは、利用状況や自転車、施設の老朽化等を踏まえ、事業の見直しを検討します。

| 12 - 10 | | 年度別の取組計画 | | |
|-------------------------------------|-----------|-----------------|---------------------|---------------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 次期社会実験による事業効果等検証 | | 次期社会実験開始 | 次期社会実験継続 事業効果等検証 | 次期社会実験継続 事業効果等検証 |
| 公共用地提供によるシェアサイクルのポート増設 ¹ | | 増設 | 増設 | 増設 |
| 走行記録の活用の検討 | | 交通安全に寄与する方策等の検討 | 交通安全に寄与する方策等の検討 | 交通安全に寄与する方策等の検討 |

1…ポートの設置は事業者が実施

事 業 実 施 課 : 土木部 交通安全課

4 自転車レーンの整備

国や東京都などの事業主体とも連携し、都市計画道路の整備等にあわせて、自転車レーンを整備します。

| 12 - 11 | | 年度別取組計画 | | |
|---------------|-----------|---------|---------|---------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 関係機関への働きかけ・調整 | 働きかけ・調整 | 働きかけ・調整 | 働きかけ・調整 | 働きかけ・調整 |
| 整備内容の検討・調整 | 検討・調整 | 検討・調整 | 検討・調整 | 検討・調整 |

事業実施課：土木部 交通安全課、計画課

5 無電柱化の推進

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を目的として、都市計画道路・生活幹線道路の整備やまちづくり等にあわせて無電柱化を推進します。

| 12 - 12 | | 年度別の取組計画 | | |
|--|--|----------------------|----------------------|---|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 無電柱化 【事業完了】12路線 (延長3,261m) | 【事業完了】10路線 (延長2,661m) 【事業中】 14路線 | | | 【事業完了】2路線 (延長600m) 【事業中】 14路線 |
| 道路新設等に伴い無電柱化する路線 | | | | |
| 補助132号線 期 整備(完了) | 設計 整備 | 整備 | | 整備(完了) |
| 補助135号線(補 助156号線交差部) 設計 用地買収(一部) | 事業認可 用地買収 | 用地買収 | 設計 用地買収 関係機関調整 | 設計 用地買収(一部) |
| 補助135号線(補 助230号線交差部) 用地買収(一部) | 用地買収 | 用地買収 | 用地買収 | 用地買収(一部) |
| 補助230号線(青 梅街道～新青梅街 道間) 事業認可 | 測量 | 設計 | 事業認可 ¹ | 事業認可 |
| 補助232号線 - 2期 用地買収(一部) | 設計 事業認可 | 用地買収 | 用地買収 | 用地買収(一部) |
| 補助235号線 整備(完了) | 整備 | 整備 | | 整備(完了) |
| 区画街路1号線 整備(一部) | 整備 | 設計 整備 関係機関調整 | 整備 関係機関調整 | 設計 整備(一部) |
| 外環の2(上石神 井駅交通広場) 用地買収(一部) | 用地買収 | 用地買収 | 用地買収 | 用地買収(一部) |
| 練馬主要区道2号 線 (貫井・富士見台地区A 路線)[再掲] ² 用地買収(一部) | 用地買収 | 用地買収 | 用地買収 | 用地買収(一部) |
| 練馬主要区道3 号線 用地買収(一部) 設計 | 用地買収 | 用地買収 設計 関係機関調整 | 用地買収 設計 関係機関調整 | 用地買収(一部) 設計 |

| 12 - 12 続き | | 年度別の取組計画 | | |
|-------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------|----------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 練馬主要区道32号線 整備(一部) | 設計 整備 | 設計 整備 関係機関調整 | 整備 関係機関調整 | 設計 整備(一部) |
| 練馬主要区道56号線 整備(一部) | 整備 | 用地買収 整備 | 用地買収 | 用地買収 整備(一部) |
| 既存道路を無電柱化する路線 | | | | |
| 補助235号線 整備(一部) | 整備 | 整備 | 設計 整備 | 設計 整備(一部) |
| 補助237号線 関係機関調整 | 関係機関調整 | 関係機関調整 | 関係機関調整 | 関係機関調整 |
| 補助301号線(主要区道17号線) 設計 路線指定 | | 設計 | 設計 路線指定 | 設計 路線指定 |
| 補助301号線 (主要区道88号線) 整備(一部) | 路線指定 | 設計 | 整備 | 設計 整備(一部) |
| 区画街路1号線 (一般区道12-423号線) 設計 | | 関係機関調整 | 設計 | 設計 |
| 練馬主要区道6号線(期) 整備(一部) | 設計 整備 | 設計 整備 | 設計 整備 | 設計 整備(一部) |
| 石神井公園駅南口商店街通りの整備 ³ 設計 | 街並み整備と無電柱化に向けた地域協議 | 検討 | 設計 | 設計 |

1…事業認可是令和4年度から5年度を予定しています。

2…計画11 事業No.11-1の再掲

3…計画13 事業No.13-5の再掲

事 業 実 施 課 : 土木部 計画課
都市整備部 西部地域まちづくり課、防災まちづくり課

令和4・5年度の取組

1 西武新宿線沿線まちづくり

(1) 上石神井駅周辺地区のまちづくり

駅前では市街地再開発事業や建築物の共同化について、事業計画の検討を進めます。外環の2沿道にふさわしい土地利用を促し、周辺環境と調和したまちづくりを進めるため、地区計画を定めます。

| 13 - 1 | | 年度別の取組計画 | | |
|------------------------------|-------------|----------|----------|----------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 駅前のまちづくり | | | | |
| 事業計画検討支援 | 事業計画検討 | 事業計画検討 | 事業計画検討支援 | 事業計画検討支援 |
| 権利者組織の設立 | | 設立準備 | 設立 | 設立 |
| 外環の2沿道 まちづくり | | | | |
| 地区計画決定 | 地区計画素案・原案作成 | 地区計画決定 | | 地区計画決定 |
| 交通広場の整備 【再掲】 ¹ | | | | |
| 用地買収(一部) | 用地買収 | 用地買収 | 用地買収 | 用地買収(一部) |

1…計画12 事業No.12-1の再掲

事 業 実 施 課 : 都市整備部 新宿線・外環沿線まちづくり課
土木部 計画課、特定道路課

(2) 武蔵関駅周辺地区のまちづくり

駅周辺にふさわしい土地利用を促進するため、地区計画を定めます。また、駅前では建築物の共同化について、検討を進めます。

交通広場の事業着手に向けた準備に取り組みます。

| 13 - 2 | | 年度別の取組計画 | | |
|---|-----------|----------|--------------------|---------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 駅周辺のまちづくり | | | | |
| 地区計画決定 | 地区計画素案検討 | 地区計画素案作成 | 地区計画原案作成 地区計画決定 | 地区計画決定 |
| 建築物共同化 検討区域の決定 | 検討 | 検討 | 検討区域の決定 | 検討区域の決定 |
| 交通広場の整備 【再掲】 ¹ 事業認可 | 都市計画決定 | 測量 設計 | 事業認可 ² | 事業認可 |
| 補助230号線(青梅 街道～新青梅街道 間) 【再掲】 ¹ 事業認可 | 測量 | 設計 | 事業認可 ² | 事業認可 |

1…計画12 事業No.12 - 1の再掲

2…事業認可是令和4年度から5年度を予定しています。

事 業 実 施 課 : 都市整備部 新宿線・外環沿線まちづくり課
土木部 計画課、特定道路課

(3) 上井草駅周辺地区のまちづくり

商店街通りの整備や建築物の規制・誘導などのまちづくりについて協議を進めます。また、引き続き隣接する杉並区と連携して、まちづくりに取り組みます。

| 13 - 3 | | 年度別の取組計画 | | |
|---------------------|--------------|----------------|----------------|----------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 下石神井四丁目地区のまちづくり | | | | |
| 地区計画素案作成 杉並区との調整 | 事業計画検討 調整 | 地区計画素案検討 調整 | 地区計画素案作成 調整 | 地区計画素案作成 調整 |

事 業 実 施 課 : 都市整備部 新宿線・外環沿線まちづくり課

2 大江戸線新駅予定地周辺のまちづくり

大江戸線延伸の導入空間となる補助230号線等の整備にあわせ、延伸地域のまちづくりを引き続き進めます。また、(仮称)大泉学園町駅予定地周辺では、駅前広場の計画や建築物の共同化などについて、検討を進めます。

| 13 - 4 | | 年度別の取組計画 | | |
|--|-----------------|---------------------------|----------|----------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 地区計画決定 | | | | |
| <大泉町二丁目地区> | | | | |
| 地区計画決定 | 地区計画素案検討 | 地区計画素案・原案作成 | 地区計画決定 | 地区計画決定 |
| <補助233号線沿道地区> | | | | |
| 地区計画素案作成 | 重点地区まちづくり計画案の検討 | 重点地区まちづくり計画決定 地区計画素案検討 | 地区計画素案作成 | 地区計画素案作成 |
| (仮称)大泉学園町駅予定地周辺のまちづくり | | | | |
| 事業計画検討 | 事業手法検討 | 事業手法決定 事業計画検討 | 事業計画検討 | 事業計画検討 |
| 補助135号線 (補助230号線交差部) [再掲] ¹ | | | | |
| 用地買収(一部) | 用地買収 | 用地買収 | 用地買収 | 用地買収(一部) |

1…計画12 事業No.12 - 1の再掲

事 業 実 施 課 : 都市整備部 大江戸線延伸推進課
土木部 計画課、特定道路課

3 地域の拠点である駅周辺のまちづくり

(1)石神井公園駅周辺地区のまちづくり

駅前にふさわしい土地利用を促進するため、補助232号線(南口交通広場～富士街道の区間)の事業化を見据え、南口西地区市街地再開発事業の支援を行います。再開発事業にあわせて、石神井庁舎から駅前の再開発ビルに、区民生活に密着した行政サービスの機能を移転します。

補助132号線や関連する道路の整備を行うとともに南口商店街においては、変更決定した地区計画に基づいた街並み整備に向けて協議を進めます。

| 13 - 5 | | 年度別取組計画 | | |
|--|--------------------|--------------|-----------|-----------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 南口西地区市街地再開発事業 再開発事業施行支援 | 組合設立認可申請の調整 | 組合設立(事業計画)認可 | 再開発事業施行支援 | 再開発事業施行支援 |
| 商店街通りの整備 街並み整備計画の策定 無電柱化の設計 | 街並み整備と無電柱化に向けた地域協議 | 検討 検討 | 策定 設計 | 策定 設計 |
| 補助132号線 期〔再掲〕 ¹ 整備(完了) | 設計 整備 | 整備 | | 整備(完了) |
| 補助232号線 - 2期〔再掲〕 ¹ 用地買収(一部) | 設計 事業認可 | 用地買収 | 用地買収 | 用地買収(一部) |

1…計画12 事業No.12 - 1の再掲

事 業 実 施 課 : 都市整備部 西部地域まちづくり課
土木部 計画課、特定道路課

4 鉄道駅や周辺のバリアフリーの充実

(1)鉄道駅および駅周辺のバリアフリー化

光が丘駅と小竹向原駅への、2ルート目のバリアフリー化された経路の確保に取り組みます。また、駅ホームの安全性確保のため、ホームドア未整備駅へのホームドア整備を鉄道事業者へ働きかけます。

| 13 - 6 | | 年度別の取組計画 | | |
|--|---------------------------|-------------------------|-------------------|-----------------------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 2ルート目のバリアフリー化 | | | | |
| 光が丘駅 エレベーター整備に向けた調整 エスカレーターの整備(完了) スロープ等の整備(完了) | 働きかけ・調整 整備の準備 整備の準備 | 働きかけ・調整 整備 整備(完了) | 働きかけ・調整 整備(完了) | 働きかけ・調整 整備(完了) 整備(完了) |
| 小竹向原駅 エレベーター整備に向けた調整 | 働きかけ・調整 | 働きかけ・調整 | 働きかけ・調整 | 働きかけ・調整 |
| ホームドア整備に向けた調整 | | 働きかけ・調整 | 働きかけ・調整 | 働きかけ・調整 |

事 業 実 施 課 : 都市整備部 交通企画課、建築課

(2)駅と公共施設を結ぶ経路のバリアフリー化

平成30年度に策定した「公共施設へのアクセスルートユニバーサルデザインガイドライン」に基づき、駅と主要な公共施設を結ぶ経路(アクセスルート)の指定を行い、バリアフリー化の整備を進めていきます。移転後の練馬光が丘病院等のアクセスルートについてバリアフリー整備を行います。

アクセスルート未指定の施設については、新たに指定します。

| 13 - 7 | | 年度別の取組計画 | | |
|--------------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| アクセスルートのバリアフリー化の推進 | 推進 | 推進 | 推進 | 推進 |
| アクセスルートの指定 | | 検討 | 指定 | 指定 |

事 業 実 施 課 : 都市整備部 建築課
土木部 計画課
福祉部 管理課

令和4・5年度の取組

1みどりのネットワークの形成

(1)みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクト

「稻荷山公園」は「武蔵野の面影」、「大泉井頭公園」は「水辺空間の創出」をテーマに、みどりのネットワークの拠点としての機能を充実させるため、都市計画公園区域に決定されている未開設部分の整備の準備を進めます。

| 14 - 1 | | 年度別の取組計画 | | |
|--------------|-------------|-------------|--------------|--------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 稻荷山公園 | | | | |
| 関係機関調整 | 関係機関調整 | 関係機関調整 | 関係機関調整 | 関係機関調整 |
| 稻荷山公園実施計画策定 | 稻荷山公園基本計画策定 | 稻荷山公園実施計画策定 | | 稻荷山公園実施計画策定 |
| 事業・測量説明会 | | | 事業・測量説明会 | 事業・測量説明会 |
| 現況測量 | | | 現況測量 | 現況測量 |
| 大泉井頭公園 | | | | |
| 関係機関調整 | 関係機関調整 | 関係機関調整 | 関係機関調整 | 関係機関調整 |
| 大泉井頭公園基本計画策定 | | | 大泉井頭公園基本計画策定 | 大泉井頭公園基本計画策定 |

事業実施課：土木部 道路公園課

(2)練馬城址公園をにぎわいの拠点に

練馬城址公園は、区の求める「緑と水」、「広域防災拠点」、「にぎわい」の機能を備えた公園の実現に向け、引き続き整備主体である東京都や関係者と調整します。

| 14 - 2 | | 年度別の取組計画 | | |
|-----------------|------------------|----------|------------|------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 公園整備に向けた東京都との調整 | 整備計画決定 事業認可取得 | 調整 | 調整 一部開園 | 調整 一部開園 |

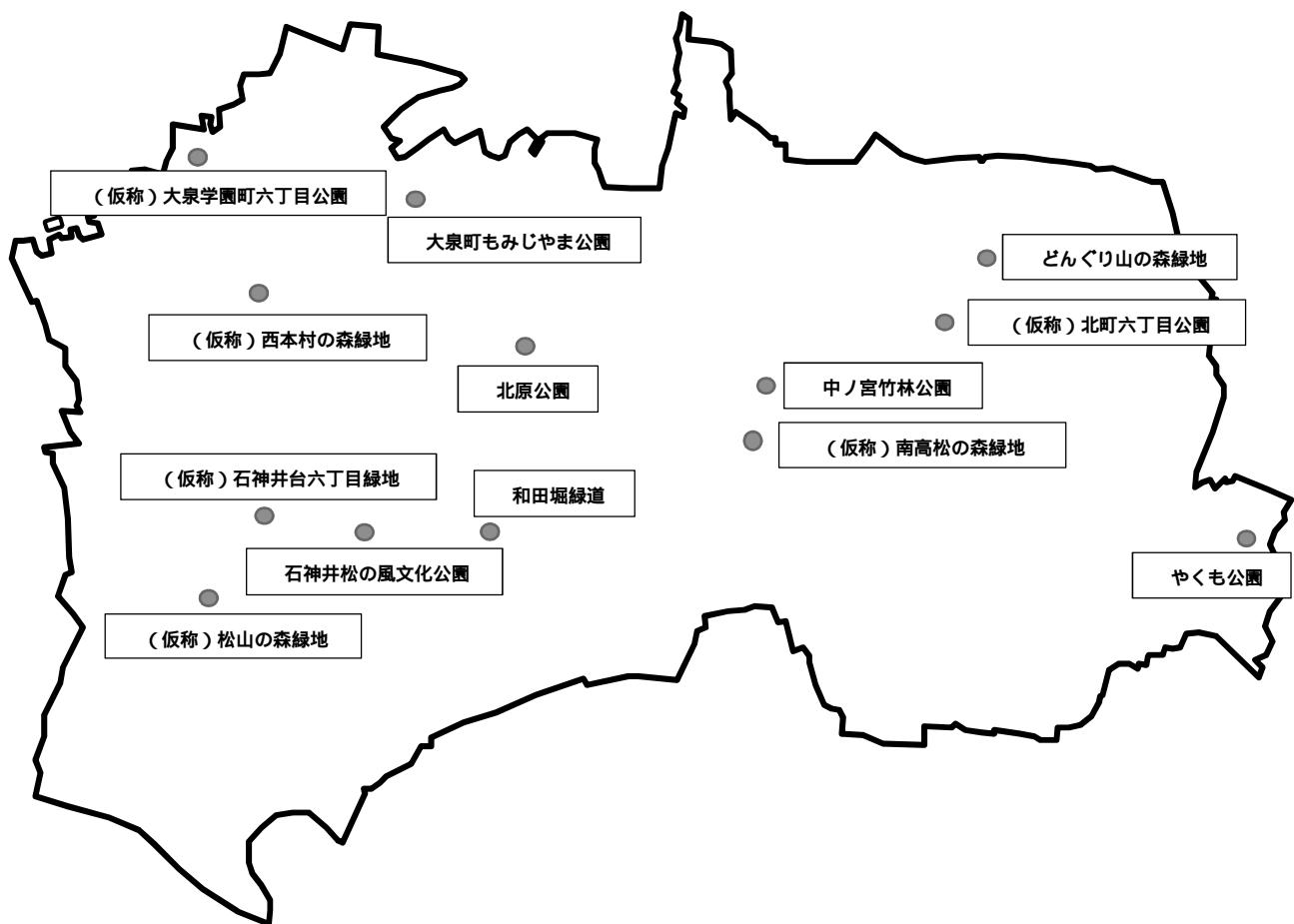
事業実施課：企画部 企画課

(3) 特色ある公園等の整備

スポーツができる公園や地域のみどりを活かした公園など拠点となる大規模で特色ある公園、暮らしに潤いをもたらす身近な公園を整備します。

| 14 - 3 | | 年度別の取組計画 | | |
|--|--------------|--------------------|--------------|--|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 整備完了 4か所 新設 1か所 拡張 2か所 改修 1か所 | | | | 整備完了 4か所 新設 1か所 拡張 2か所 改修 1か所 |
| 新設 6か所 | | | | 整備完了 1か所 設計 2か所 用地買収 3か所 |
| (仮称)石神井台六丁目緑地 | | 事業認可 | 用地買収 設計 | 設計(完了) |
| (仮称)大泉学園町六丁目公園 | | | 事業認可 用地買収 | 用地買収 |
| (仮称)南高松の森緑地 | | 事業認可 用地買収 設計 | 整備 | 整備(完了) |
| (仮称)北町六丁目公園 | | 事業認可 用地買収 | 設計 | 設計(完了) |
| (仮称)西本村の森緑地 | | | 事業認可 用地買収 | 用地買収 |
| (仮称)松山の森緑地 | | | 事業認可 用地買収 | 用地買収 |
| 拡張 6か所 | | | | 整備完了 2か所 設計 2か所 用地買収 1か所 測量 1か所 |
| 北原公園 | 事業認可 | 用地買収 設計 | 整備 | 整備(完了) |
| 石神井松の風文化公園 | | 事業認可 | 設計 | 設計(一部) |
| 大泉町もみじやま公園 | 事業認可 | 用地買収 設計 | 整備 | 整備(完了) |
| どんぐり山の森緑地 | 事業認可 用地取得 | 測量 | 設計 | 設計(完了) |
| やくも公園 | | 事業認可 用地買収 | 測量 | 測量 |
| 中ノ宮竹林公園 | | | 用地買収 | 用地買収 |
| 改修 1か所 | | | | 整備完了 1か所 |
| 和田堀緑道 | 設計 | 整備 | | 整備(完了) |

【公園整備箇所図】



(4) 都市インフラの整備におけるみどりの創出

国や東京都などの事業主体とも連携し、都市計画道路や河川の整備にあわせ、街路樹等による緑化を進め、みどりの創出に取り組みます。

また、幹線道路が整備され、その沿道まちづくりを進める際にも、公園・緑地を整備し、みどりの創出を図ります。

| 14 - 4 | | 年度別取組計画 | | |
|----------------------|---------------|------------------------------------|---------|--|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 都市インフラの整備にあわせたみどりの創出 | 関係機関への働きかけ・調整 | 働きかけ・調整 | 働きかけ・調整 | 働きかけ・調整 ・放射35・36号線 ・外環の2 など ・石神井川河川改修 |
| | 整備内容の検討・調整 | 検討・調整 ・補助230号線 (青梅街道～新青梅街道間) | 検討・調整 | 検討・調整 ・補助230号線 (青梅街道～新青梅街道間) |

事業実施課： 都市整備部
土木部

(5) 重要な樹林地の保全

みどりの実態調査の結果をふまえて、適用すべき保全制度について所有者との合意形成を図ります。特に稀少な樹林地については、都市計画緑地として決定します。

| 14 - 5 | | 年度別の取組計画 | | |
|----------------|-----------|----------|--------|--------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 合意形成活動 | 合意形成活動 | 合意形成活動 | 合意形成活動 | 合意形成活動 |
| 都市計画決定 計9か所 | 計6か所 | 1か所 | 2か所 | 3か所 |

事業実施課：環境部 みどり推進課

(6) みどりの美しい街並みづくり

みどりを増やし守るために、みどりの協定締結団体を対象に、沿道や街区単位での支援を行います。

大泉学園通りのサクラ並木の健全度を診断し、必要に応じて精密診断を行います。その結果に基づき伐採・植替えなどを行い健全な樹木を維持します。

| 14 - 6 | | 年度別の取組計画 | | |
|---|-----------|-----------------------------|-------|-----------------------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 緑化取組 計25か所 | 計21か所 | 2か所 | 2か所 | 4か所 |
| サクラ並木の維持 外観診断34本 精密診断34本 更新 計82本 | | 外観診断34本 精密診断34本 更新 5本 | | 外観診断34本 精密診断34本 更新10本 |
| | 更新 計72本 | | 更新5本 | |

事業実施課：環境部 みどり推進課
土木部 維持保全担当課

2 みどりを育むムーブメントの輪を広げる

練馬のみどりの4分の3を占める民有地のみどりを地域で守り育むため、保護樹林等の落ち葉清掃を地域住民等で取り組む活動を広げます。

区民による公園管理や花壇管理を拡大し、地域のニーズに応じた利活用を促進します。

区民による憩いの森の管理を拡大し、樹林地の保全や利活用を促進します。

つながるカレッジねりまのみどり分野に、憩いの森などの樹林地を守る活動に必要な知識と技術を学び、卒業後は活動の中心的な役割を担える人材を育成するための「(仮称)ねりまの森サポートコース」を新設します。

つながるカレッジねりまの卒業生など意欲のある区民に向けて、みどりに関する活動や求人情報を発信し、活動に結び付ける仕組みづくりを進めます。

複数の事業から応援したいメニューを選択できるようにリニューアルした、練馬区みどりを育む基金を引き続き活用していきます。

| 14 - 7 | | 年度別の取組計画 | | |
|---------------------------------|---------------------------------|--------------|-----------|-----------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 個人のみどりを地域で守る活動の拡充 | モデル事業実施(3か所) | モデル事業実施(6か所) | 本格実施 | 本格実施 |
| 公園の区民管理の拡充 区民管理 23団体・32か所 | 関係団体への働きかけ 区民管理 23団体・32か所 | 働きかけ | 働きかけ | 働きかけ |
| 憩いの森の区民管理の拡充 区民管理 9か所 | 区民管理3か所 | 区民管理開始3か所 | 区民管理開始3か所 | 区民管理開始6か所 |
| みどりを守り育てる人材や団体の育成 | | | | |
| コミュニティ・ガーデナーコースの実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| (仮称)ねりまの森サポートコースの実施 | | 開講 | 実施 | 実施 |
| マッチングの仕組みづくりの推進 | | 推進 | 推進 | 推進 |
| 練馬区みどりを育む基金の運用 | 基金の募集・活用 | 募集・活用 | 募集・活用 | 募集・活用 |

事 業 実 施 課 : 環境部 みどり推進課
土木部 道路公園課

令和4・5年度の取組

1 新たな環境基本計画の策定

2050年までの脱炭素社会の実現に向け、「環境基本計画2020」に「エネルギー・ビジョン」などの既存計画も組み入れ、新たな計画を策定します。

| 15 - 1 | | 年度別の取組計画 | | |
|--------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 新たな環境基本計画の策定 | 策定準備 | 計画策定 | 推進 | 推進 |

事業実施課：環境部 環境課

2 区民や事業者との協働による脱炭素の取組の推進

太陽光発電設備等の設備設置や住宅の断熱改修などへの補助は、社会状況や技術開発の進展を反映した効果的な制度となるよう、対象設備や補助額の見直しを行いながら実施します。

区民、地域、学校、事業者、民間団体等、あらゆる主体との協働により環境教育・啓発を推進し、省エネや省資源など脱炭素の行動につなげます。

| 15 - 2 | | 年度別の取組計画 | | |
|----------------------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の設置補助の充実 | 実施 | 充実 | 充実 | 充実 |
| 区民・事業者等との協働による環境教育・啓発の推進 | 実施 | 充実 | 充実 | 充実 |

事業実施課：環境部 環境課

3 先進技術の導入・運用

順天堂練馬病院に続き、移転・改築後の練馬光が丘病院と光が丘秋の陽小学校との間に「地域コジェネレーションシステム」を整備します。

令和3年度から田柄特別養護老人ホームで実施している「超高効率燃料電池システム」のモデル事業で省エネルギー効果を検証します。また、事業者との協働による新たな先進技術の実証実験を検討します。

| 15 - 3 | | 年度別取組計画 | | |
|---------------------------------|-----------|---------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 地域コジェネレーション ¹ の導入・運用 | | | | |
| 順天堂練馬病院 | 運用 | 運用 | 運用 | 運用 |
| 練馬光が丘病院 | 導入準備 | 導入 | 運用 | 運用 |
| 先進技術の活用 | | | | |
| 超高効率燃料電池導入効果検証 | 検証 | 検証 | | 検証 |
| 新たな実証実験の実施 | 検討 | 検討 | 実施 | 実施 |

1 地域コジェネレーション…災害拠点病院が天然ガス等を燃料として発電した電力を、災害時に近接医療救護所に融通するシステム。

事業実施課：環境部 環境課

4 区の率先した取組

公用車を計画的にEV等の電動車¹に切り替えます。
 電力の調達に係る環境配慮方針の改定や、電力の契約方法見直しにより、区立施設の環境に配慮した電力調達を拡大します。
 区立施設の改修・改築等にあわせ、太陽光発電設備と蓄電池のセット導入を推進します。

| 15 - 4 | | 年度別の取組計画 | | |
|-------------------------|------------------------|----------|-----------|-----------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 公用車の電動化の拡大 | 電動車 31台 | 10台 | 拡大 | 拡大 |
| 環境に配慮した電力調達の拡大 | 小中学校 98校 区立施設 63施設 | 拡大 | 拡大 | 拡大 |
| 区立施設へ太陽光発電設備と蓄電池をセットで導入 | 小中学校 計6か所 区立施設 計2か所 | 検討 | 1か所 検討 | 1か所 検討 |

1…電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、ハイブリッド車（HV）

事 業 実 施 課 : 環境部 環境課、教育振興部 学校施設課

5 ごみの減量・資源化の推進

不燃ごみに含まれる金属類等を選別・資源化する不燃ごみ資源化事業を開始します。
 すでに実施している容器包装プラスチックに加え、プラスチック資源循環促進法の制定を受けて、製品プラスチックの資源化について、今後国から示される手引きに基づき取組を進めます。

| 15 - 5 | | 年度別の取組計画 | | |
|-------------------------------|------------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 不燃ごみ資源化 | 施設整備 試行 | 実施 | 実施 | 実施 |
| プラスチック資源の分別回収・資源化 製品プラスチック | 検討 | 検討 | 実施 | 実施 |

事 業 実 施 課 : 環境部 清掃リサイクル課

施策の柱 5

いきいきと心豊かに暮らせるまち

令和4・5年度の取組

1 創業への総合的な支援の充実

練馬ビジネスサポートセンターを拠点に、創業への総合的な支援を充実します。

創業セミナー、創業ワンストップ相談および創業支援融資の実施により、区内での創業を促進するとともに、創業した事業者に対して、継続的に経営をサポートします。

若者向けの創業セミナーを実施し、創業を目指す新たな人材を育成します。

商店街空き店舗入居促進事業の実施により、空き店舗を活用した創業等を支援し、創業後も専門家による継続的な経営支援に取り組むとともに、商店街の活性化につなげます。

| 16 - 1 | | 年度別の取組計画 | | |
|-------------------------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 創業セミナー、創業ワンストップ相談および創業支援融資の実施 | | | | |
| 創業セミナーの実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 創業ワンストップ相談の実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 創業支援融資の実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 若者向け創業セミナーの実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 商店街空き店舗入居促進事業の実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

事 業 実 施 課 : 産業経済部 経済課

2 販路拡大など企業活動の活性化

デジタルを活用した経営の効率化、販路拡大等に取り組む事業者に対して、専門家による相談窓口の設置、資金繰り、セミナーの実施等の総合的な支援を行います。

産業見本市を通じて、優れた技術や特徴ある商品等、区内産業の魅力を多くの区民に周知するとともに、区内事業者等が参加する商談交流会を実施し、事業者間の商取引チャンスの拡大につなげます。商談交流会の実施回数を増やし、テーマの設定、オンラインによる実施等内容を充実します。

事業承継に取り組む事業者に対して、セミナー・個別相談会を実施します。

| 16 - 2 | | 年度別の取組計画 | | |
|----------------------------|---------------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| デジタル化支援の実施 | | | | |
| デジタル化相談の実施 | | 開始 | 実施 | 実施 |
| デジタル化等支援融資の実施 | | 開始 | 実施 | 実施 |
| デジタル化に係るセミナーの実施 | | 開始 | 実施 | 実施 |
| 企業間交流の活性化、販路拡大支援の実施 | | | | |
| 産業見本市の実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 商談交流会の充実 | 実施 | 充実 | 実施 | 充実 |
| 事業承継支援の実施 | セミナー・個別相談会の実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

事 業 実 施 課 : 産業経済部 経済課

3 商店街や個店の魅力づくり

まちゼミや個店連携支援など意欲ある個店の魅力向上につながる取組を支援します。
 動画やSNSなどを活用し、商店街自らが魅力を発信する取組を支援します。また、商店街のキャッシュレス化の促進など、消費行動の変化に対応する取組を支援します。
 商店街の複数の空き店舗を活用して新たに出店しようとする事業者を、商店会がサポートする取組を支援します。

| 16 - 3 | | 年度別取組計画 | | |
|-----------------------------|----------------------|-----------------------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| お客様が集まる個店づくり | | | | |
| まちゼミ支援の実施 | 中止 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 個店連携支援の実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 店舗改修支援の実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| (仮称)スマート商店街プロジェクトの展開 | | | | |
| 商店街の魅力発信支援事業の実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 商店街のキャッシュレス化促進支援事業の実施 | キャッシュレス決済ポイント還元事業の実施 | 商店街のキャッシュレス化促進支援事業の実施 | 実施 | 実施 |
| 空き店舗活用支援事業の実施 | 商店街空き店舗実態調査実施 | 空き店舗活用支援事業の実施 | 実施 | 実施 |

事業実施課：産業経済部 商工観光課

令和4・5年度の取組

1 世界都市農業サミットの成果を踏まえた施策の推進

令和元年度に開催した世界都市農業サミットで培った知見・ネットワークを活かし、都市農業の意義と可能性を更に発信します。

サミットへの国内参加都市との連携を強化し、都市農業の魅力を更に発信するため、(仮称)全国都市農業フェスティバルを開催します。

サミットへ参加した海外5都市とは、映像を通じた事例紹介やオンラインでの意見交換などにより交流を深化させます。

| 17 - 1 | | 年度別の取組計画 | | |
|----------------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| (仮称)全国都市農業フェスティバルの開催 | - | 開催準備 | 開催 | 開催 |
| 海外都市との連携・交流 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

事業実施課：都市農業担当部 都市農業課

2 都市農地の保全に向けた取組の推進

生産緑地の貸借制度を活用し、営農の継続に課題を抱える農業者と、経営規模を拡大したい農業者等のマッチングを進め、農地保全を推進します。

特定生産緑地制度の周知と指定を積極的に進め、生産緑地制度を活用した農地保全に引き続き取り組みます。

都市農地保全推進自治体協議会の会長区として、国に改善要望をしてきた農地制度や税制度について生産緑地の貸借が実質的に可能になるなどの要望が実現しました。引き続き、都市農地の保全に向けた制度改正を実現するため、国に働きかけを行います。

| 17 - 2 | | 年度別の取組計画 | | |
|-------------------|-----------|----------|---------|---------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 生産緑地貸借制度を活用した農地保全 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 特定生産緑地の周知・指定 | 周知・指定 | 周知・指定 | 周知・指定 | 周知・指定 |
| 制度改正に向けた取組の推進 | 国への要望活動 | 国への要望活動 | 国への要望活動 | 国への要望活動 |

事業実施課： 都市農業担当部 都市農業課
都市整備部 都市計画課

3 都市農業経営の支援

農業経営の改善に計画的に取り組む農業者を認定農業者・都市型認定農業者として認定し、経営改善に向けた取組を支援します。

生産緑地の貸借制度を活用して、経営規模を拡大したい農業者や新規就農者などに農地をあつせんします。

| 17 - 3 | | 年度別の取組計画 | | |
|--|-----------|----------|-------|------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 認定農業者・都市型認定農業者の新規認定 37経営体 | 31経営体 | 3経営体 | 3経営体 | 6経営体 |
| 生産緑地貸借制度を活用した農地保全 〔再掲〕 ¹ | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

1 … 計画17 事業No.17 - 2の再掲

事業実施課： 都市農業担当部 都市農業課

4 区民が農に親しむ取組の充実

農の風景育成地区に指定されている高松一・二・三丁目地区および南大泉三・四丁目地区において、地域住民による農地保全活動を引き続き支援します。また、農の風景の保全に向けた今後の考え方を検討します。高松一・二・三丁目地区では、(仮称)農の風景公園を整備します。

農業者と区民が触れ合うマルシェの開催を積極的に推進します。気軽に摘み取りが楽しめる「練馬果樹あるファーム」の開設・拡充を支援します。区内で野菜の収穫体験を実施している農園に対し、統一したネーミングによるブランド化を行い、PRします。情報発信には「とれたてねりま」アプリも活用します。

土に親しみながら、収穫の喜びを味わえる区民農園を、生産緑地の貸借制度等を活用して整備していきます。

障害者施設における農産物の収穫や加工・販売作業を拡充します。また、障害者施設と農業者等の協働で行う福祉連携農園について検討します。

高齢者の健康づくりに農とのふれあいを積極的に取り入れていきます。

子どもたちの都市農業に係る理解を深めるため、小学校において農業者と連携した体験学習を充実します。

| 17 - 4 | | 年度別の取組計画 | | |
|--|-----------|----------|-------|------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 農の風景育成地区制度を活用した農地の保全 | | | | |
| 農の風景育成地区における取組支援 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 農の風景の保全に向けた考え方の検討 | - | 検討 | 検討 | 検討 |
| (仮称)農の風景公園の整備 | 整備 | 整備・開設 | 運営 | 運営 |
| 新鮮な農作物を手に入れる、農を気軽に体験できる環境整備 | | | | |
| マルシェの実施・支援 | 拡充 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 練馬果樹あるファームの開設・拡充支援 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 情報発信 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 野菜収穫体験事業のブランド化・情報発信 | - | 調査・検討 | 実施 | 実施 |
| 区民農園の整備 2園設計 | 計3園整備 | 候補地検討 | 2園設計 | 2園設計 |
| 農福連携の推進 | | | | |
| 農福連携作業に携わる障害者施設数 計14施設 【再掲】 ¹ | 計12施設 | 1施設増 | 1施設増 | 2施設増 |
| 福祉連携農園の検討 【再掲】 ² | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 |
| 農を活用した高齢者の健康づくり | 検討 | 実施 | 実施 | 実施 |

| 17 - 4続き | | 年度別取組計画 | | |
|--------------------------------------|-----------|---------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 農業者と連携した体験学習の充実 [再掲] ³ | 実施 | 充実 | 充実 | 充実 |

- 1 … 計画7事業No.7-7の再掲
 2 … 計画7事業No.7-7の再掲
 3 … 計画4事業No.4-11の再掲

事 業 実 施 課 : 都市農業担当部 都市農業課
 福祉部 障害者施策推進課
 高齢施策担当部 高齢社会対策課
 教育振興部 教育指導課

令和4・5年度の取組

1 美術館の全面リニューアルに着手

美術館再整備基本構想(素案)で掲げる「まちと一体となった美術館」、「本物のアートに出会える美術館」、「併設する図書館と融合する美術館」の3つのコンセプトの実現に向け、東京中高年齢労働者福祉センター(サンライフ練馬)の敷地とあわせて全面改築します。

美術館を核とした街並みの実現のため、地域の町会、商店街等と連携していきます。

| 18 - 1 | | 年度別の取組計画 | | |
|---------------|-----------|-------------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 再整備基本構想に基づく設計 | 構想の策定 | 設計者選定 設計 | 設計 | 設計 |

事業実施課： 地域文化部 文化・生涯学習課

2 身近な場所で文化芸術に触れられる機会の創出

日本最高峰の奏者によるクラシックコンサート「真夏の音楽会」、石神井の森を借景とした「みどりの風 練馬薪能」など、質の高い優れた文化イベントを引き続き実施します。

また、「こどもアートアドベンチャー」など子どもや若者たちが文化芸術に触れて、楽しめる機会の充実、「区民文化祭」など区民が自ら参加する文化活動の支援に引き続き取り組みます。

| 18 - 2 | | 年度別取組計画 | | |
|-------------------|------------------|---------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 質の高い文化芸術の鑑賞機会の創出 | 真夏の音楽会の実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | 練馬薪能の実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 区民自らが参加して楽しむ事業の実施 | 郷土芸能ねりま座の実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | こどもアートアドベンチャーの実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | 区民文化祭の実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

事 業 実 施 課 : 地域文化部 文化・生涯学習課

3 練馬ならではの映像文化プロジェクトの実施

「映像 文化のまち構想」に基づき、映画やアニメなどの映像文化をテーマとした、ソフト・ハードが一体となった夢のあるまちづくりに取り組みます。

「ワーナープラザース スタジオツアー東京-マイキング・オブハリー・ポッター」の令和5年の開設にあわせ、ワーナープラザースと連携し、練馬ならではの地域資源を活かした映像文化事業を実施します。また、周辺の商店会や町会などを含めた多様な主体と連携しながら、地域の活性化に取り組み、練馬の魅力を内外に発信していきます。

映像文化に関する特設ホームページ「映像 文化のまち ねりま」を本格稼働し、オンライン配信事業「ねりま映画サロン」の内容を充実させ、広く発信します。

練馬は漫画家が多く住むまちです。区ゆかりの漫画家の皆さんと連携し、大泉学園駅周辺に漫画にかかるギャラリーを整備します。

| 18 - 3 | | 年度別取組計画 | | |
|-------------------------|-------------------------------|---------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 映像文化事業の実施 | 「映像 文化のまち構想」策定 映像文化イベントの実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| スタジオツアー施設開設とあわせた練馬の魅力発信 | 検討 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 漫画にかかるギャラリーの整備に向けた検討 | - | 検討 | 検討 | 検討 |

企画部 企画課
事業実施課 : 産業経済部 商工観光課
地域文化部 文化・生涯学習課

4 練馬の魅力を効果的に発信

令和元年度に開催した世界都市農業サミットへの国内参加都市との連携を強化し、都市農業の魅力を更に発信するため、(仮称)全国都市農業フェスティバルを開催します。

地域ごと、目的別に合わせた見どころを巡るコンセプトツアーや観光ガイド「練馬カプセル」の内容を充実し、農産物の収穫、公園や庭園などの区内の地域資源にスポットをあて、練馬ならではの魅力を発信します。

| 18 - 4 | | 年度別の取組計画 | | |
|---|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| (仮称)全国都市農業フェスティバルの開催 【再掲】 ¹ | | 開催準備 | 開催 | 開催 |
| 体験型ツアーの充実 | 充実 | 充実 | 充実 | 充実 |
| 観光ガイドの充実 | 充実 | 充実 | 充実 | 充実 |

1 … 計画17 事業No.17 - 1の再掲

事 業 実 施 課 : 産業経済部 商工観光課
都市農業担当部 都市農業課

令和4・5年度の取組

1 区民ニーズを踏まえたスポーツ施設の整備

石神井松の風文化公園の拡張工事にあわせて、スポーツ施設の設計に着手します。みどり豊かな環境の中で文化やスポーツを楽しめる公園となるよう、フットサル・テニス兼用コートの他、スケートボード等ができる広場を整備します。

総合体育館は、安全安心に利用していただけるよう、特定天井改修工事を行います。

| 19 - 1 | | 年度別の取組計画 | | |
|----------------------|-----------|------------|-------|------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 石神井松の風文化公園におけるスポーツ施設 | 整備内容決定 | 調整 | 基本設計 | 基本設計 |
| 総合体育館 | | | | |
| 改築に向けた検討 | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 |
| アリーナ特定天井の改修 | | アリーナ特定天井改修 | | アリーナ特定天井改修 |

事業実施課：地域文化部 スポーツ振興課

2 誰もがスポーツに参加できる機会の充実

地域体育館でのパラスポーツ教室の開催など、障害の有無にかかわらず身近な場所でスポーツを楽しめるよう、体験会や教室のイベントの実施に取り組みます。

障害のある方がスポーツを楽しめる環境を充実するため、パラスポーツにかかる指導員の育成に取り組みます。また、指導員の資質を向上するため、上級・中級の指導員資格の取得を進めます。

| 19 - 2 | | 年度別の取組計画 | | |
|---------------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 誰もがスポーツを楽しめる取組の地域展開 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 障害者スポーツ指導員の確保・育成 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

事業実施課：地域文化部 スポーツ振興課

3 練馬こぶしハーフマラソンの開催

日本陸上競技連盟の定めるガイドライン等に基づいて事業内容や規模を検討し、感染症対策を講じて、練馬こぶしハーフマラソンを開催します。

| 19 - 3 | | 年度別取組計画 | | |
|-----------------|-----------|---------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 練馬こぶしハーフマラソンの開催 | 中止 | 実施 | 実施 | 実施 |

事業実施課：地域文化部 スポーツ振興課

施策の柱 6

区民とともに区政を進める

令和4・5年度の取組

1 町会・自治会のデジタル活用支援

先進的にSNS等の活用に取り組んでいる町会・自治会の活動をまとめた事例集を作成し、他の町会・自治会の情報発信に活用できるよう、情報提供します。

町会・自治会を対象としたデジタル活用についての講習会の実施や、専門知識を持ったアドバイザーの派遣を行います。

| 20 - 1 | | 年度別の取組計画 | | |
|-------------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 町会・自治会組織のデジタル活用支援 | 加入促進活動の実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

事業実施課：地域文化部 地域振興課、協働推進課

2 「練馬つながるフェスタ」の地域開催

地域で活動する団体をその地域の区民が知ることができるよう、また、地域の団体同士がつながることができるよう、これまで区民・産業プラザで開催していた「練馬つながるフェスタ」を、区立図書館など6か所の地域で開催します。

| 20 - 2 | | 年度別の取組計画 | | |
|--------------------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 「練馬つながるフェスタ」の地域開催 6か所 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

事業実施課：地域文化部 協働推進課

3 地域活動団体の事業基盤強化に向けた支援

区民協働交流センターで行っている地域活動団体に対する支援を、コロナ禍の課題を踏まえて充実します。

団体の資金面における基盤強化に向け、クラウドファンディングの活用や物販の販路拡大など資金調達に関するセミナーを開催するほか、練馬ビジネスサポートセンターが行う中小企業診断士による経営相談へつなぐなど、団体の事業継続への支援を充実させます。

| 20 - 3 | | 年度別の取組計画 | | |
|------------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 地域活動団体の事業基盤強化の支援 | 実施 | 充実 | 実施 | 充実 |

事 業 実 施 課 : 地域文化部 協働推進課

4 「つながるカレッジねりま」の充実

地域活動に参加したい区民の背中を後押しするため、パワーアップカレッジねりまや練馬Enカレッジなど既存の事業を再編・リニューアルし、福祉・防災・農・みどり・環境の5分野からなる「つながるカレッジねりま」を令和2年9月に開講しました。修了生が各分野で活躍できるよう、町会・自治会をはじめ、人材を求める団体とのマッチングを行っています。

令和4年度に、みどり分野で憩いの森の管理に必要な知識や技術を学べるコースを開講し、憩いの森の区民管理の拡充を進めます。

| 20 - 4 | | 年度別の取組計画 | | |
|------------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 「つながるカレッジねりま」の充実 | 実施 | 充実 | 実施 | 充実 |

事 業 実 施 課 : 地域文化部 協働推進課

5 地域おこしプロジェクトの実施

練馬の新しい魅力の創造や地域の課題解決に向けて、区民の自由な発想から生まれたアイデアの具現化を支援する「地域おこしプロジェクト」を実施します。区職員をプロジェクト推進担当として配置し、組織づくりなど事業運営に豊富な知識・経験を有する専門家とともに、地域に根差した主体的な活動の更なる展開を目指します。

| 20 - 5 | | 年度別取組計画 | | |
|----------------|-----------|---------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 地域おこしプロジェクトの実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

事 業 実 施 課 : 地域文化部 協働推進課

令和4・5年度の取組

1 「またない」「まごつかない」「何度も書かない」窓口の実現への取組

窓口の混雑状況を区ホームページから確認できる窓口情報提供システムを収納課に導入します。案内を正確・迅速に行うため、区民事務所のフロアマネージャーは、来庁された方に積極的に声をかけ、要件を確認し、必要な手続きを案内します。何度も書かない窓口の実現のため、申請書一括作成システムを活用し、転入・転出等の手続きの際に多岐にわたる申請書を一括して作成します。

| 21 - 1 | | 年度別の取組計画 | | |
|--------------------------|----------------------|----------------|-------|----------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 窓口情報提供システムの拡大 (計19か所) | 計18か所 (練馬区民事務所ほか) | 1か所導入 (収納課) | | 1か所導入 (収納課) |
| フロアマネージャーの常時配置 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 申請書一括作成システムの活用 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

事業実施課：区民部 区民事務所担当課、収納課

2 各種証明書の発行手数料等のキャッシュレス化

手続き件数が多い住民票や印鑑証明書など各種証明書の発行手数料にキャッシュレス決済を導入します。

乳幼児を連れていてもスムーズに支払いができるよう、乳幼児一時預かり事業の利用料の支払いにキャッシュレス決済を導入します。

住民税、軽自動車税、国民健康保険料の納付をいつでも、どこでも簡単にできるように、キャッシュレス決済の種類を拡大します。

| 21 - 2 | | 年度別取組計画 | | |
|---|-----------|---------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 各種証明書の発行手数料へキャッシュレス決済導入 | 検討 | 導入 | 実施 | 導入 |
| 乳幼児一時預かり事業の利用料へキャッシュレス決済導入 [再掲] ¹ | | 検討 | 導入 | 導入 |
| 住民税等の納付に使用できるキャッシュレス決済の拡大 | 拡大の検討 | 拡大 | 実施 | 拡大 |

1 ... 計画1 事業No.1 - 1の再掲

事 業 実 施 課 : 区民部 戸籍住民課、区民事務所担当課、税務課、収納課、国保年金課、
こども家庭部 練馬子ども家庭支援センター

3 オンライン申請の推進

区役所に行かなくても、パソコンやスマートフォンから手続ができるオンライン申請を拡大します。
国民健康保険料に導入したスマートフォン等から口座振替手続きができるWeb口座振替受付サービスを住民税や保育所保育料等の公金に拡大します。

デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードについては、国が令和4年度末に、全国民に行きわたることを目指しています。今後も増加が見込まれるマイナンバーカードの交付申請に対応するため、交付ブースの増設等を実施しました。引き続き、円滑なマイナンバーカードの交付促進に取り組みます。

| 21 - 3 | | 年度別取組計画 | | |
|------------------|-----------------|------------------|-------|------------------|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 全庁的なオンライン申請の推進 | 拡大 | 拡大 | 拡大 | 拡大 |
| Web口座振替受付サービスの拡大 | 導入 (国民健康保険料) | 拡大 (住民税ほか4公金) | 実施 | 拡大 (住民税ほか4公金) |
| マイナンバーカード交付促進 | 交付ブースの増設 | 実施 | 実施 | 実施 |

事業実施課：区政改革担当部 区政改革担当課、企画部 情報政策課、区民部 戸籍住民課、
区民事務所担当課、税務課、収納課、国保年金課、高齢施策担当部 介護保険課、
こども家庭部 子育て支援課、保育課

4 一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな窓口サービスの提供

多岐にわたるお悔やみに関する手続きについて、専用の案内窓口を設置し、ご遺族の手続きを支援していきます。

職員の窓口対応力向上や職場の課題解決に取り組むことのできる職員の育成を目的に、区民事務所等の窓口職場を対象として実施したワークショップ型研修を福祉部等の相談窓口職場へ拡大します。

さらに、窓口サービス診断等の調査結果を踏まえ、新たな窓口対応力向上研修を実施します。

| 21 - 4 | | 年度別取組計画 | | |
|---------------|-----------|---------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| (仮称)お悔やみ窓口の設置 | 検討 | 設置 | | 設置 |
| 窓口対応力向上研修の充実 | 充実に向けた検討 | 充実 | 充実 | 充実 |

事業実施課：人事戦略担当部 人材育成課、区民部 戸籍住民課

令和4・5年度の取組

1 区民の視点に立ったサービスの展開

デジタル技術を活用し、区民の視点に立って、サービスの利便性や質の向上に取り組みます。

| 22 - 1 | | 各戦略計画におけるデジタル化の取組【再掲】 |
|------------------------------------|-------------------------------|-----------------------|
| 取組項目 | 取組内容 | 計画 / 事業No. |
| 手続きのオンライン化の推進 | | |
| ICTを活用した保育関連サービスの拡充 | 保育園入園申請のオンライン手続の導入 | 計画1 / 事業No.1 - 6 |
| 健診(検診)受診環境の充実 | インターネット予約システムの導入 | 計画10 / 事業No.10 - 4 |
| 自転車駐車場の整備 | 自転車駐車場の定期利用のWeb申請導入 | 計画12 / 事業No.12 - 9 |
| オンライン申請の推進 | 全庁的なオンライン申請の推進 | 計画21 / 事業No.21 - 3 |
| | Web口座振替受付サービスの拡大 | |
| | マイナンバーカード交付促進 | |
| キャッシュレス化の推進 | | |
| 家庭での子育て支援サービスの充実 | 乳幼児一時預かり事業の利用料へキャッシュレス決済導入 | 計画1 / 事業No.1 - 1 |
| 各種証明書の発行手数料等のキャッシュレス化 | 各種証明書の発行手数料へキャッシュレス決済導入 | 計画21 / 事業No.21 - 2 |
| | 住民税等の納付に使用できるキャッシュレス決済の拡大 | |
| オンライン事業・相談の充実 | | |
| 母子健康電子システムの運用 | 母子健康電子システムの運用 | 計画2 / 事業No.2 - 3 |
| オンラインツールを活用した介護予防・フレイ儿予防事業の充実 | オンラインツールを活用した介護予防・フレイ儿予防事業の充実 | 計画6 / 事業No.6 - 8 |
| (仮称)練馬区障害者の意思疎通に関する条例の制定および関連事業の充実 | 遠隔手話通訳設置事業 | 計画7 / 事業No.7 - 8 |
| | 情報支援機器の利用支援事業 | |
| 障害児一時預かり支援事業等の実施 | 相談事業等のオンライン化 | 計画7 / 事業No.7 - 12 |
| みどり健康プロジェクトの充実 | オンラインによる健康イベントの開催 | 計画10 / 事業No.10 - 1 |
| ねりま防災カレッジ事業の充実 | 講習会等の一部オンライン化 | 計画11 / 事業No.11 - 11 |
| | VR防災体験の実施 | |
| 「またない」「まごつかない」「何度も書かない」窓口の実現への取組 | 申請書一括作成システムの活用 | 計画21 / 事業No.21 - 1 |

| ICTを活用した教育内容の充実 | | |
|----------------------------------|---|--------------------|
| ICTを活用した教育活動の推進 | 教員全体のICT活用能力の向上 教育ネットワーク回線の充実 教員用タブレットパソコンの配備 デジタル教科書の導入に向けた検討 | 計画4 / 事業No.4 - 1 |
| 不登校対策の充実 | ICTを活用した相談・学習支援の実施 | 計画4 / 事業No.4 - 14 |
| 家庭教育支援事業の実施 | 児童生徒用タブレット等を活用した情報発信 | 計画4 / 事業No.4 - 18 |
| 情報発信手段の充実 | | |
| ICTを活用した保育関連サービスの拡充 | 保育所のICT化推進 ・区立園(直営)のICT導入 ・区立園(委託)のICT導入 ・私立園等へのICT導入補助 | 計画1 / 事業No.1 - 6 |
| 子育て支援アプリの導入 | 子育て支援アプリの構築 | 計画2 / 事業No.2 - 4 |
| キッズ安心メールの利用拡大 | キッズ安心メールの全小学校ひろば室への設置 | 計画3 / 事業No.3 - 3 |
| みどり健康プロジェクトの充実 | 練馬健康管理アプリ「ねりまちでくてくサブリ」コンテンツの充実・アプリ周知の推進 | 計画10 / 事業No.10 - 1 |
| こころの健康づくり対策の拡充 | ゲートキーパーの役割を学ぶための動画の配信 | 計画10 / 事業No.10 - 3 |
| 区民が農に親しむ取組の充実 | 「とれたてねりま」アプリを活用した農の情報発信 | 計画17 / 事業No.17 - 4 |
| 練馬ならではの映像文化プロジェクトの実施 | 映像文化に関する特設ホームページ「映像文化のまち ねりま」の本格稼働 オンライン配信事業「ねりま映画サロン」の充実 | 計画18 / 事業No.18 - 3 |
| 「またない」「まごつかない」「何度も書かない」窓口の実現への取組 | 窓口情報提供システムの拡大 | 計画21 / 事業No.21 - 1 |
| 地域社会のデジタル化支援 | | |
| 販路拡大など企業活動の活性化 | 事業者のデジタル化相談窓口の設置、セミナーの実施 デジタル化等支援融資の実施 オンライン商談交流会などによる販路拡大への支援 | 計画16 / 事業No.16 - 2 |
| 商店街や個店の魅力づくり | 動画やSNSを活用した商店街自らが魅力を発信する取組の支援 商店街のキャッシュレス化促進への支援 | 計画16 / 事業No.16 - 3 |
| 町会・自治会のデジタル活用支援 | 町会・自治会組織のデジタル活用支援 | 計画20 / 事業No.20 - 1 |

| | | |
|---------------------|---|--------------|
| データの利活用によるきめ細かい支援 | | |
| 「高齢者みんな健康プロジェクト」の充実 | 個別訪問事業等の充実 講座・教室事業の開催 | 計画6／事業No.6-4 |
| 高齢者等のデジタル利活用の支援 | | |
| 高齢者見守りの推進 | 位置情報提供システム(GPS)利用料助成 見守りICT機器活用事例紹介講座の開催 | 計画5／事業No.5-3 |
| デジタル格差解消を目指した取組の推進 | スマートフォン利用普及啓発・活用支援の実施 | 計画6／事業No.6-9 |

2 業務の改革

紙や対面を前提とした業務のあり方の見直しを行い、デジタル化による業務の改革を推進します。

自治体システムの標準化

国の標準仕様に適合したシステムの構築と並行して、申請手続きのオンライン化の拡大など区民サービスの向上と、業務プロセスの見直しを進めます。

AI・RPAの活用による業務効率化

AIやRPA¹などの優良な導入事例の共有や、研修の充実等により、全庁での活用を促進します。

BPRの考え方を活用した事務の見直し

BPR²の手法を活用して、ミスが発生しやすい作業手順の改善や業務フローの効率化を進めます。

テレワーク環境の整備

テレワークの試行状況を踏まえ、効果や課題等を整理し、本格実施に向けた検討を進めます。

LAN環境整備方針の策定

モバイルワークやペーパーレス会議等の実施に向けた無線LANの構築など、LAN環境の整備方針を策定します。

| 22 - 2 | | 年度別の取組計画 | | |
|--------------------|-----------|----------|-------|----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| 自治体システムの標準化 | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 |
| AI・RPAの活用 | 拡充 | 拡充 | 拡充 | 拡充 |
| BPRの考え方を活用した事務の見直し | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| テレワーク環境の整備 | 試行 | 試行 | 導入 | 導入 |
| LAN環境整備方針の策定 | 検討 | 検討 | 策定 | 策定 |

1 RPA… Robotic Process Automationの略。人間が手作業で行っているパソコン操作を、ソフトウェアロボットを使って自動化する仕組み

2 BPR… Business Process Re-engineeringの略。業務手順の可視化、分析、課題抽出を行い、業務プロセスを抜本的に見直し、結合・最適化する業務改革の手法

3 DXを推進する体制の整備

区のDX推進方針を策定するとともに、日々進歩するデジタル技術を存分に活用できる人材の確保、職員の育成に取り組みます。

DX推進方針の策定

DX¹の取組を総合的かつ効果的に、全庁をあげて推進していくための方針を策定します。

専門人材の活用

国の施策や先進自治体の事例などに詳しい外部人材の登用に向けた検討や、デジタル技術の知見を有する専門技術員の増員など、体制の充実を図ります。

人材の育成

職員の意識を改革し、DXの実現に必要な能力を習得するため、デジタルリテラシーの向上に向けた体系的な研修体制を構築します。

| 22 - 3 | | 年度別取組計画 | | |
|------------------|-----------|---------|-------|-----|
| 令和5年度目標 | 令和3年度末の現況 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
| DX推進方針の策定 | 検討 | 検討 | 策定 | 策定 |
| 専門人材の活用 | | | | |
| 外部人材の登用 | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 |
| 専門技術員の増員 計2名 | 計1名 | 1名増 | | 1名増 |
| 人材の育成 | | | | |
| デジタル人材育成プログラムの実施 | 検討 | 検討 | 実施 | 実施 |

1 DX… デジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること

事業実施課：企画部 区政改革担当部 人事戦略担当部

第2次みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン (年度別取組計画)【素案】

令和3年(2021年)12月

発行 練馬区 企画部 企画課

所在地 〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所 本庁舎 6階

電話 03-3993-1111(代表)

FAX 03-3993-1195

練馬区ホームページ <https://www.city.nerima.tokyo.jp/>

参考資料 5

令和3年12月2日

企画部企画課

区政改革担当部区政改革担当課

公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和4年度・5年度）（素案）について

公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）に基づき、昨年度の緊急対策として見直した事業を含めて、改めて安全性の向上や財政負担の平準化などを基本に優先順位を精査し、令和4年度・5年度の2か年に取り組む内容を定めた実施計画を下記のとおり策定する。

記

1 実施計画素案

別添のとおり

2 区民意見反映制度に基づく意見の募集

（1）周知方法

- ア ねりま区報（12月11日号）への掲載
- イ 区ホームページへの掲載
- ウ 区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館、企画課での閲覧
- エ YouTube 練馬区公式チャンネルでの概要説明

（2）意見の募集期間

令和3年12月11日（土）から令和4年1月17日（月）まで

（3）意見の提出方法

持参、郵送、ファクス、電子メール、東京共同電子申請・届出サービス

3 オープンハウスの開催

| | | |
|-----------------|-------------|---------|
| 令和3年 12月 19日（日） | 14：30～16：30 | 早宮地域集会所 |
| 12月 20日（月） | 18：00～20：00 | ココネリ |
| 12月 22日（水） | 18：00～20：00 | 石神井庁舎 |
| 12月 26日（日） | 14：30～16：30 | 勤労福祉会館 |

令和4年 1月8日（土） 10：00～12：00 光が丘区民ホール
1月11日（火） 18：00～20：00 関区民ホール

4 今後のスケジュール

令和4年3月 実施計画（案）を報告
3月末 実施計画を策定

練馬区公共施設等総合管理計画 〔実施計画〕

令和 4 年度（2022 年度）・5 年度（2023 年度）

〈素案〉

令和 3 年（2021 年）12 月

練 馬 区

目次

| | |
|------------------------------|----|
| はじめに | |
| 1 実施計画の目的、位置づけ | 1 |
| 2 計画の内容 | 2 |
| 実施計画の見方 | 2 |
| 第1章 施設配置の最適化の推進 | |
| 1 機能の転換 | 4 |
| 2 統合・再編 | 4 |
| 3 複合化 | 4 |
| 第2章 リーディングプロジェクト | |
| 1 旧高野台運動場用地における病院と福祉園の整備 | 8 |
| 2 新たな小中一貫教育校の設置と周辺施設の集約 | 9 |
| 3 北保健相談所移転と周辺施設の集約 | 10 |
| 4 美術館の再整備にあわせた中村橋駅周辺施設の統合・再編 | 11 |
| 5 練馬春日町駅周辺施設の統合・再編 | 12 |
| 第3章 区立施設改修・改築等実施計画 | |
| 1 実施計画（改修・改築）改定の基本的な考え方 | 13 |
| 2 施設種別ごとの取組 | 14 |
| (1) 庁舎等 | 14 |
| (2) 保健相談所 | 16 |
| (3) 土木出張所、公園出張所 | 17 |
| (4) 文化・生涯学習施設 | 18 |
| (5) スポーツ施設 | 20 |
| (6) 産業振興・勤労者福祉施設、集会施設 | 21 |
| (7) 子どもと青少年の施設 | 22 |
| (8) 高齢者福祉施設 | 27 |
| (9) 障害者福祉施設 | 28 |
| (10) 地域の施設 | 29 |
| (11) 教育施設 | 30 |
| 3 跡施設・跡地の活用 | |
| (1) 光が丘第七小学校跡施設 | 34 |
| (2) 旧 春日町児童館・敬老館 | 34 |
| (3) 現 光が丘保管所（再利用家具置場） | 35 |

| | |
|--------------------------------|----|
| (4) 現 シルバー人材センター作業所 | 35 |
| (5) 田柄第二ストックヤード跡地 | 36 |
| (6) 現 光が丘病院施設 | 36 |
| 4 外郭団体や民間事業者へ貸し付けている施設等 | 37 |
| (1) 民営化した特別養護老人ホーム・デイサービスセンター等 | 37 |
| (2) 作業所・生活介護施設 | 38 |
| 第4章 委託・民営化実施計画 | |
| 1 区立施設の管理運営手法の基本的な考え方 | 39 |
| 2 施設種別ごとの取組 | 40 |
| (1) 子どもと青少年の施設 | 40 |
| (2) 高齢者福祉施設 | 45 |
| (3) 障害者福祉施設 | 46 |
| (4) 清掃関連施設 | 49 |
| (5) 教育施設 | 50 |
| (6) 文化・生涯学習施設 | 51 |

はじめに

1 実施計画の目的、位置づけ

平成 28 年 10 月に策定した区政改革計画に基づく個別計画として、平成 29 年 3 月に公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。総合管理計画では、区立施設や都市インフラの維持・更新、管理の総合的マネジメント方針を示しました。

区立施設のマネジメントは、単に施設の総量削減、コストの削減を目指すものではなく、社会の状況が大きく変化するなか、長期的な視点に立ち、練馬区の実情に即した望ましい施設の実現を目標としています。

実施計画は、区立施設のマネジメントをハード、ソフトの両面から推進するため、年度別の具体的な取組内容を定めるものです。

令和 2 年 3 月に、令和 2 年度から 5 年度までを計画期間として実施計画を策定し、取組を進めてきました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和 3 年度の予算編成にあたり、緊急対策として、改修や改築に着手していない事業を中心に、可能なものは延期するなど見直しを行いました。

本実施計画では、引き続き、新型コロナ感染症拡大の影響による厳しい財政の見通しを踏まえ、緊急対策として見直した事業も含めて、改めて安全性の向上や財政負担の平準化などを基本に優先順位を精査し、令和 4 年度、5 年度の取り組む内容を整理しています。

緊急対策で計画を見直した主な事業

改修：北町福祉作業所の大規模改修

生涯学習センター・練馬図書館の大規模改修

中村敬老館の工事（街かどケアカフェ・地域包括支援センターへの機能転換）

北大泉地区区民館の大規模改修

設計：美術館の設計

高野台敬老館の設計

西大泉地区区民館の基本設計

向山小学校の基本設計

田柄中学校の基本設計

2 実施計画の内容

実施計画では、区立施設の維持・更新、委託・民営化に関する年度別計画を明らかにしています。

道路や橋梁等の都市インフラは、「第2次みどりの風吹くまちビジョン」の「アクションプラン（年度別取組計画）」に記載しています。

【実施計画の見方】

| 取組の概要を紹介しています。 | | | |
|---|-----------------|-----------|-------------|
| (9) 障害者福祉施設 | | | |
| ① 福祉作業所 | | | |
| <p>北町福祉作業所は、大規模改修を行います。その際には、北保健相談所の移転に伴う空きスペースを活用し、利用者の高齢化や障害の重度化に対応するため、機能を拡充し、令和6年度から生活介護事業を開始します。</p> <p>大規模改修の際には、工事中の一時移転施設として光が丘第七小学校跡施設を活用します。<リーディングプロジェクト3></p> | | | |
| 5年度目標 | 3年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
| 【北町福祉作業所】 大規模改修 [再掲] | 実施設計 (令和2年度) | 4年度 工事 | 5年度 使用開始 |
| 事業実施課：福祉部 障害者施策推進課 | | | |
| 枠内の事業の完了年度を記載しています。 | | | |
| 令和3年12月1日時点の組織名を記載しています。 | | | |
| 第2章リーディングプロジェクトに掲載している施設を「再掲」としています。 | | | |

第1章 施設配置の最適化の推進

公共施設等総合管理計画に示した「施設配置の最適化方針」に基づき、改修・改築を進めるにあたっては、これまでの機能をそのまま更新するのではなく、「将来にわたって行政が確保すべき機能か」、「費用対効果の面で効率性はどうか」、「対象やサービス内容が他と重複していないか」、「現在の施設でないと提供できないサービスか否か」などの視点から見直します。そのうえで、つぎの3つの手法を組み合わせることにより、施設配置の適正化を推進します。

1 機能の転換

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮し、優先度が高い機能への転換を検討します。

機能の転換により、有効活用が困難な場合は、貸付や売却を検討します。

また、利用が限定的となっている施設は、より幅広い活用ができるよう、機能を転換します。

2 統合・再編

同種あるいは類似の施設が重複している区立施設は、施設の配置バランス・箇所数などを考慮し、公平性や良好なサービス提供の観点から統合・再編を実施します。現在の施設（場所・建物）でなくても提供できるサービスは、移転・集約を検討します。

地域施設（児童館、敬老館、地区区民館、地域集会所）は、統合・再編し、長期的には概ね中学校区に1か所程度になるよう、再配置を検討します。

3 複合化

大規模改修や改築の際には、周辺施設や新たな区民サービスの機能との複合化を検討します。複数の機能を一つの施設へ集約することで、施設規模の抑制・延床面積の削減を図りつつ、必要な機能を備えます。

また、まちづくりにあわせて、駅周辺への施設の集約を検討します。その際は、民間の資金、ノウハウの活用も含めて検討します。

小中学校は、改築にあわせて周辺施設との複合化を検討します。

【令和4・5年度の取組対象例】

| 施設名 | 取組内容 |
|--------------------------------------|--|
| ・石神井庁舎 | ・まちづくりにあわせて、区民生活に密着した行政サービスを再開発ビルへ移転し、その後の建物・敷地の有効活用を検討します。 |
| ・東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬） ・勤労福祉会館 | ・社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮しながら、機能を整理します。 ・サンライフ練馬は、令和7年度を目途に廃止します。引き続き必要な機能については代替を設けます。 ・勤労福祉会館は、今後のあり方を定めます。 |
| ・中村橋区民センター | ・トレーニング室など、サンライフ練馬の代替が確保できるよう、大規模改修の設計を行います。 |
| ・春日町青少年館 ・南大泉青少年館 | ・社会状況の変化に伴う区民ニーズや利用状況等を考慮しながら、必要な機能を検討し、今後のあり方を定めます。 ・春日町青少年館は、施設貸出機能を備えた春日町南地区区民館、春日町地域集会所との統合・再編を検討します。 |
| ・秩父青少年キャンプ場 | ・利用状況、立地環境、民間による類似施設の状況などを考慮しながら、今後の方向性を定めます。 |
| ・中村敬老館 ・高野台敬老館 | ・街かどケアカフェ、地域包括支援センターに機能転換します。 |
| ・春日町南地区区民館 | ・春日町青少年館、春日町地域集会所との統合・再編を検討します。 |
| ・春日町地域集会所 | ・春日町青少年館、春日町南地区区民館との統合・再編を検討します。 |
| ・旭丘小学校 ・旭丘中学校 ・栄町児童館 ・栄町敬老館 | ・新たな小中一貫教育校（旭丘小学校・旭丘中学校）の整備にあわせて、栄町児童館、栄町敬老館を複合化します。 ・栄町敬老館は、街かどケアカフェ、地域包括支援センターに機能転換します。 |
| ・下田少年自然の家 | ・施設の老朽化が進んでいるほか、臨海学校を中止することから廃止します。 |
| ・敬老館、地区区民館、厚生文化会館の浴室 | ・新型コロナ感染症の拡大防止のため休止をしている浴室の利用について、休止前の利用状況、再開の際に生じる修繕費、再開後の運営費等を考慮しながら、今後のあり方を検討します。 |

参考 【平成29年度以降の主な取組事例】

| 旧施設名 | 新たな活用内容 |
|--------------------------|----------------------------|
| 出張所（11か所） (平成29年3月廃止) | 地域包括支援センター6か所（平成29年4月から順次） |
| | 街かどケアカフェ4か所（平成29年4月から順次） |
| | 図書館資料受取窓口2か所（平成29年9月から） |
| 光が丘ひまわり学童クラブ（令和2年3月廃止） | 地域包括支援センター（令和3年3月から） |

※この他に現在進めている取組は、本実施計画の中で示しています。

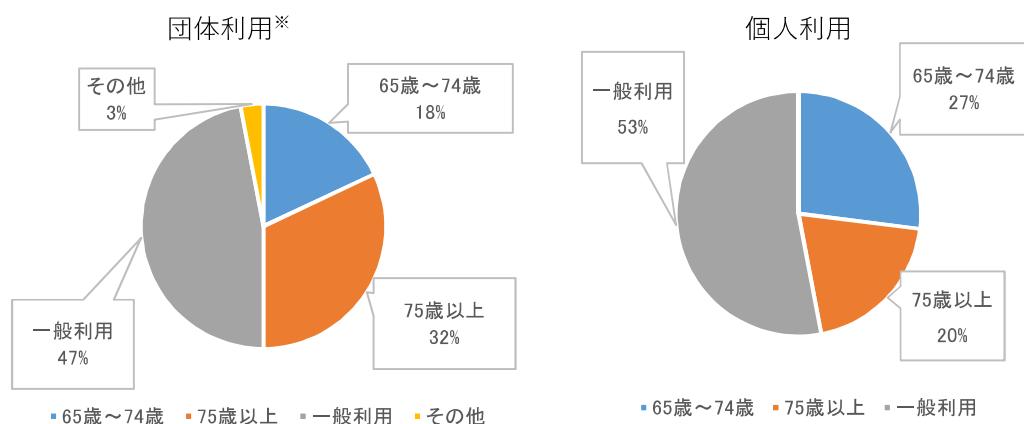
★ 施設の設置目的と利用実態について ★

公共施設は、それぞれ行政目的をもって整備してきました。しかし、社会状況の変化とともに区民ニーズも変化し、設置目的と利用実態が必ずしも一致しているとは言えない施設があります。

(1) 勤労者福祉施設

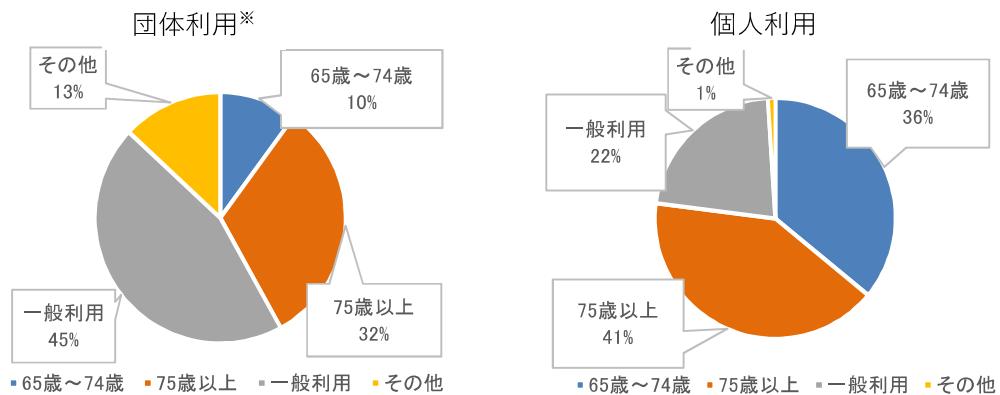
サンライフ練馬、勤労福祉会館は主に勤労者の福祉の向上を目的に設置していますが、勤労者だけでなく、幅広い年代の方が利用しており、とりわけ高齢者の利用が多くなっています。

〔サンライフ練馬の利用状況（令和元年度）〕



使用料の区別統計では、団体利用、個人利用とも 65 歳以上の利用が半分程度

〔勤労福祉会館の利用状況（令和元年度）〕



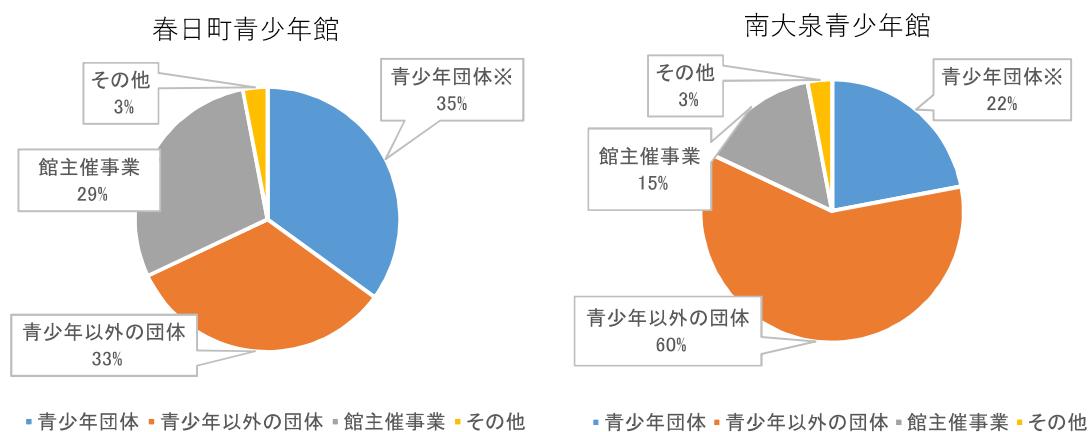
使用料の区別統計では、団体利用は 4 割強、個人利用は 7 割強が 65 歳以上の利用

※ 団体利用の 65 歳～74 歳、75 歳以上の区分は、10 名以上の団体で、構成員の半数以上が 65 歳～74 歳、75 歳以上の団体です。一般利用団体の構成員の中に 65 歳以上の方が含まれている場合もあります。

(2) 青少年館

青少年館は、青少年の健全育成を目的に設置していますが、勤労者福祉施設と同様に、幅広い年代の方が利用しています。

〔図：青少年館の団体別利用状況（令和元年度）〕



使用料の区分別統計では、春日町は3割強、南大泉では6割が青少年以外の利用

※ 青少年団体は、5名以上の団体で、構成員の半数以上が小学生以上30歳以下の団体です。

-課題-

勤労者福祉施設、青少年館とも、建設当初とは、社会状況が大きく変化し、施設の設置目的と利用実態があわなくなっています。

利用実態を踏まえ、類似機能を持つ施設との統合・再編や新たな区民ニーズに対応する施設への機能転換などを考える必要があります。

第2章 リーディングプロジェクト

1 旧高野台運動場用地における病院と福祉園の整備

旧高野台運動場用地に回復期・慢性期の機能を有する病院を誘致します。あわせて、同敷地に民間事業者が整備・運営する福祉園を誘致します。隣接する高野台防災備蓄倉庫は改築・拡張しました。

近接する石神井町福祉園は廃止し、跡地には、重度障害者グループホームを誘致します。誘致するグループホームは、ショートステイと相談機能を付加した「多機能拠点整備型」の地域生活支援拠点とします。

| 5年度目標 | 3年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|--|------------------------|--------------|-------|
| | | 4年度 | 5年度 |
| 旧高野台運動場用地 | | | |
| 【病院の誘致】 病院開設 ^{※1} | 工事 | 工事 開設 | — |
| 【福祉園の誘致】 福祉園開設 ^{※1} | 工事 | 工事 開設 | — |
| 【高野台防災備蓄倉庫】 改築・拡張 | 工事 使用開始 (平成30年度) | — | — |
| 【運動場既存建物】 建物の除却 | 建物の除却 (平成30年度) | — | — |
| 現 石神井町福祉園用地 | | | |
| 【石神井町福祉園】 建物の除却 | — | 除却設計 施設廃止 | 建物の除却 |
| 【重度障害者グループ ホーム誘致】 施設整備設計 ^{※1} | — | 運営事業者選定 | 設計 |

※1…設計・工事は事業者が実施

事業実施課：地域医療担当部 医療環境整備課

福祉部 障害者施策推進課

危機管理室 防災計画課

2 新たな小中一貫教育校の設置と周辺施設の集約

旭丘小学校、旭丘中学校は新たな小中一貫教育校として改築します。あわせて、老朽化している栄町児童館・敬老館を複合化し、新たな区民ニーズに応える児童館や街かどケアカフェ、地域包括支援センターに機能転換します。

| 5 年度目標 | 3 年度末 (見込み) | 2 か年計画 | |
|---|----------------|--------|------|
| | | 4 年度 | 5 年度 |
| 【旭丘小学校・旭丘中学校】 小中一貫教育校設置に向けた改築工事 | 実施設計 | 実施設計 | 工事 |
| 【児童館・街かどケアカフェ・地域包括支援センター】 小中一貫教育校と複合化し、移転・改築 | 実施設計 | 実施設計 | 工事 |

事業実施課：教育振興部 教育施策課、学校施設課

こども家庭部 子育て支援課

高齢施策担当部 高齢社会対策課、高齢者支援課

3 北保健相談所移転と周辺施設の集約

北保健相談所を平和台駅近くへ移転・改築し、あわせて、老朽化している春日町児童館・敬老館を複合化し、新たな区民ニーズに応える児童館や街かどケアカフェ、地域包括支援センターに機能転換しました。

北保健相談所の移転に伴う空きスペースは、北町福祉作業所の利用者の高齢化や障害の重度化に対応するため、機能を拡充し、令和6年度から生活介護事業を開始するとともに、シルバー人材センター作業所の移転先として活用します。北町福祉作業所の大規模改修の際には、工事中の一時移転施設として光が丘第七小学校跡施設を活用します。

| 5 年度目標 | 3 年度末 (見込み) | 2 か年計画 | |
|---|-----------------|--------|------------|
| | | 4 年度 | 5 年度 |
| (新) 北保健相談所 | | | |
| 【北保健相談所・児童館・街かどケアカフェ・地域包括支援センター】 複合化・移転・改築 | 開設 (令和3年度) | — | — |
| 北保健相談所の移転後の空スペース | | | |
| 【北町福祉作業所】 大規模改修 | 実施設計 (令和2年度) | 工事 | 使用開始 |
| 【シルバー人材センター作業所】 大規模改修 移転・使用開始 | 実施設計 (令和2年度) | 工事 | 移転 使用開始 |

事業実施課：高齢施策担当部 高齢社会対策課

福祉部 障害者施策推進課

4 美術館の再整備にあわせた中村橋駅周辺施設の統合・再編

美術館は、7,000点を超える収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足しています。再整備基本構想（素案）で掲げる「まちと一体となった美術館」、「本物のアートに出会える美術館」、「併設の図書館と融合する美術館」の3つのコンセプトの実現に向け、東京中高年齢労働者福祉センター（以下「サンライフ練馬」という。）の敷地とあわせて全面改築します。

貫井図書館は、美術館の改築にあわせて一体的に整備します。

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮し、サンライフ練馬は令和7年度を目途に廃止します。引き続き必要な機能については、代替を設けます。廃止後の敷地は、美術館の改築で活用します。

中村橋区民センターは、トレーニング室など、サンライフ練馬の代替が確保できるよう、大規模改修の設計を行います。大規模改修時に休止できない事業について、光が丘第七小学校跡施設やサンライフ練馬の部屋の一部を活用します。

| 5 年度目標 | 3 年度末 (見込み) | 2 か年計画 | |
|-----------------------------|----------------|--------------|------|
| | | 4 年度 | 5 年度 |
| 【美術館】 再整備基本構想に基づく改築に着手 | 構想の策定 | 設計者選定 設計 | 設計 |
| 【貫井図書館】 再整備基本構想に基づく改築に着手 | 構想の策定 | 設計者選定 設計 | 設計 |
| 【サンライフ練馬】 廃止に向けた調整 | 機能の整理 | 調整 | 調整 |
| 【中村橋区民センター】 大規模改修に着手 | 大規模改修の内容の決定 | 基本設計 実施設計 | 実施設計 |

事業実施課：地域文化部 文化・生涯学習課

教育振興部 光が丘図書館

産業経済部 経済課

福祉部 障害者サービス調整担当課

5 練馬春日町駅周辺施設の統合・再編

練馬春日町駅周辺には、施設貸出機能を備えた春日町青少年館、春日町南地区区民館、春日町地域集会所があり、各施設とも大規模改修が必要な時期となっています。

各施設の事業内容や利用状況等を踏まえ、新たな区民ニーズへの対応も考慮しながら、統合・再編や機能転換を検討し、改修・改築の方向性を定めます。

| 5 年度目標 | 3 年度末 (見込み) | 2 か年計画 | |
|--|----------------|--------|------|
| | | 4 年度 | 5 年度 |
| 【春日町青少年館・春日町南地区区民館・春日町地域集会所】改修・改築の方向性の決定 | 検討 | 検討 | 決定 |

事業実施課：こども家庭部 青少年課

地域文化部 地域振興課

第3章 区立施設改修・改築等実施計画

1 実施計画（改修・改築）改定の基本的な考え方

令和3年度の予算編成にあたり、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急対策として、改修や改築に着手していない事業を中心に、可能なものは延期するなど見直しを行いました。

本実施計画では、緊急対策として見直した事業も含めて、以下の考え方に基づき、令和4年度・5年度に取り組む事業を整理しました。

1 計画どおり進める事業

- (1) 既に工事等に着手している事業
- (2) 他の事業者（都、民間事業者）のスケジュールにあわせる必要がある事業
 - 石神井公園駅の再開発事業にあわせた石神井庁舎の機能の一部移転 など

2 優先して取り組む事業

- (1) 安全性の向上の観点から、早期に取り組む必要がある事業
 - 文化センター（特定天井）の改修 など
- (2) 財政負担の平準化の観点から、着実かつ計画的に進める必要がある事業
 - 学校施設の改築 など
- (3) 他の施策との関連で、着実に進める必要がある事業
 - サンライフ練馬を活用した中村橋区民センターの改修
 - 地域包括支援センターの移転・増設
 - 光が丘第七小学校跡施設を活用した障害者施設の改修
 - 学童クラブの校内化 など

3 上記以外の事業

上記1、2を優先したうえで、類似機能や近隣施設での同時休館回避、区全体の財政状況や改修・改築等にかかる財政負担の平準化の観点から時期を調整しながら計画化

2 施設種別ごとの取組

(1) 庁舎等

① 練馬区役所

区の行政機能の中核となる施設であり、あわせて区議会があります。災害時には防災拠点としての機能も担います。行政機能に滞りのないよう、計画的に改修を行っています。

東庁舎は区役所周辺の施設との統合・再編の可能性を含めて検討し、本庁舎と東庁舎の改修等の計画を検討します。

| 5 年度目標 | 3 年度末 (見込み) | 2 か年計画 | |
|-------------------|----------------|--------|------|
| | | 4 年度 | 5 年度 |
| 【本庁舎・東庁舎】改修等の計画検討 | 検討 | 検討 | 検討 |

事業実施課：総務部 総務課

② 石神井庁舎（石神井再開発ビル）

石神井庁舎は、様々な公共サービス機能を備えています。

石神井公園駅南口西地区の再開発事業にあわせて、駅前の再開発ビルに区民生活に密着した行政サービスである区民事務所、戸籍、国保、総合福祉事務所、地域包括支援センター、子ども家庭支援センターを移転します。あわせて、乳幼児一時預かり室、生活サポートセンターを新たに設置し、区民サービスの向上を図ります。

移転しない機能については、今後の方向性を検討します。

石神井庁舎の建物・敷地は、区民が活動・交流できる機能への転換など、有効活用に向けて、改修・改築や民間活力の活用等を検討します。

| 5 年度目標 | 3 年度末 (見込み) | 2 か年計画 | |
|-------------------|----------------|--------|--------|
| | | 4 年度 | 5 年度 |
| 再開発ビルへ移転する機能の決定 | 決定 | 調整 | 調整 |
| その他の機能の方向性の検討 | 検討 | 検討 | 検討 |
| 建物・敷地の有効活用の方針案の検討 | 検討 | 検討 | 方針案の検討 |

事業実施課：企画部 企画課

総務部 総務課

区民部 戸籍住民課、区民事務所担当課、国保年金課

福祉部 生活福祉課、石神井総合福祉事務所 高齢施策担当部 高齢者支援課

こども家庭部 練馬子ども家庭支援センター 都市整備部 西部地域まちづくり課

③ 中村北分館

区の情報処理センターとして引き続き活用するとともに、空きスペースの活用の方向性を決定します。なお、令和5年度に建物と敷地を買い取る方針です。

| 5 年度目標 | 3 年度末 (見込み) | 2 か年計画 | |
|--------------------|----------------|--------|--------------------|
| | | 4 年度 | 5 年度 |
| 空きスペース活用に向けた方向性の決定 | 検討 | 検討 | 建物・敷地の取得 方向性の決定 |

事業実施課：企画部 企画課、情報政策課

(2) 保健相談所

豊玉保健相談所は、併設の障害者地域生活支援センター等とあわせて、周辺施設との統合・再編の可能性を含めて検討します。

大泉保健相談所は、築30年以上経過し大規模改修が必要になることから、移転・改築の可能性も含めて検討します。

| 5 年度目標 | 3 年度末 (見込み) | 2 か年計画 | |
|--------------------------------|----------------|--------|------|
| | | 4 年度 | 5 年度 |
| 【豊玉保健相談所】 改修・改築等の方向性 の検討 | 検討 | 検討 | 検討 |
| 【大泉保健相談所】 検討 | 検討 | 検討 | 検討 |

事業実施課：健康部 健康推進課

(3) 土木出張所、公園出張所

東部土木出張所支所は、東京都下水道局の浸水対策整備事業に伴い、平成29年度に東京都が解体しました。令和4年度に、同じ敷地に改築します。

西部土木出張所と西部公園出張所は、石神井庁舎の将来的な建物・敷地の有効活用の検討にあわせて、今後の施設配置の方向性を検討します。

| 5 年度目標 | 3 年度末 (見込み) | 2 か年計画 | |
|---------------------------------|----------------|--------|------|
| | | 4 年度 | 5 年度 |
| 【東部土木出張所支所】 改築 ^{※1} | 実施設計 | 工事 | 開設 |
| 【西部土木出張所】 方向性の検討 | 検討 | 検討 | 検討 |
| 【西部公園出張所】 方向性の検討 | 検討 | 検討 | 検討 |

※1…設計・工事等は東京都が費用負担

事業実施課：土木部 道路公園課、維持保全担当課

(4) 文化・生涯学習施設

① 練馬文化センター

特定天井の改修や舞台等設備の更新など、大規模改修を行います。

| 5年度目標 | 3年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|------------------------|---------------|------------|-----|
| | | 4年度 | 5年度 |
| 特定天井の改修および 舞台等設備の更新 | 実施設計 | 実施設計 工事 | 工事 |

事業実施課：地域文化部 文化・生涯学習課

② 美術館

美術館は、7,000点を超える収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足しています。再整備基本構想（素案）で掲げる「まちと一体となった美術館」、「本物のアートに出会える美術館」、「併設の図書館と融合する美術館」の3つのコンセプトの実現に向け、サンライフ練馬の敷地とあわせて全面改築します。<リーディングプロジェクト4>

| 5年度目標 | 3年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|--------------------------|---------------|-------------|-----|
| | | 4年度 | 5年度 |
| 再整備基本構想に基づく改築に着手 [再掲] | 構想の策定 | 設計者選定 設計 | 設計 |

事業実施課：地域文化部 文化・生涯学習課

③ 生涯学習センター、同分館

類似のホール機能を持つ文化センターは、令和4年度から特定天井等の改修を実施するため、休館します。このため、生涯学習センターの大規模改修は、当面延期し、必要な改修を順次実施します。

生涯学習センター分館は、必要な機能を精査し代替機能を確保したうえで、廃止を検討します。

| 5年度目標 | 3年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|--------------------|---------------|--------|-----|
| | | 4年度 | 5年度 |
| 【生涯学習センター】改修 | 実施設計 | 工事（一部） | — |
| 【生涯学習センター分館】方向性の検討 | 検討 | 検討 | 検討 |

事業実施課：地域文化部 文化・生涯学習課

④ 図書館

練馬図書館は、併設の生涯学習センターとあわせて、大規模改修は当面延期し、必要な改修を行います。

貫井図書館は、併設の美術館の改築にあわせて一体的に整備します。<リーディングプロジェクト4>

| 5年度目標 | 3年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|-------------------------------------|---------------|-------------|-----|
| | | 4年度 | 5年度 |
| 【練馬図書館】改修 | 実施設計 | 工事（一部） | — |
| 【貫井図書館】美術館の再整備基本構想に基づく改築に着手 [再掲] | 構想の策定 | 設計者選定 設計 | 設計 |

事業実施課：教育振興部 光が丘図書館

(5) スポーツ施設

① 体育館・プール

石神井プールは、プール槽等を改修します。

総合体育館は、改築に向けて、効率的に整備するための事業方式や、現在地以外への移転の可能性も含めて検討します。

| 5 年度目標 | 3 年度末 (見込み) | 2 か年計画 | |
|----------------------|----------------|--------|--------|
| | | 4 年度 | 5 年度 |
| 【石神井プール】 プール槽等の改修 | — | 設計 | 工事（完了） |
| 【総合体育館】 改築に向けた検討 | 検討 | 検討 | 検討 |

事業実施課：地域文化部 スポーツ振興課

② 運動場等

石神井松の風文化公園の拡張工事にあわせて、スポーツ施設（フットサル・テニス兼用コートの他、スケートボード等ができる広場）の整備に着手します。

| 5 年度目標 | 3 年度末 (見込み) | 2 か年計画 | |
|------------------------------|----------------|--------|------|
| | | 4 年度 | 5 年度 |
| 【石神井松の風文化公園】 スポーツ施設の整備に着手 | 整備内容決定 | 調整 | 基本設計 |

事業実施課：地域文化部 スポーツ振興課

(6) 産業振興・勤労者福祉施設、集会施設

① 東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬）

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮し、サンライフ練馬は、令和7年度を目途に廃止します。引き続き必要な機能については、代替を設けます。

廃止後の敷地は、美術館の改築で活用します。<リーディングプロジェクト4>

| 5年度目標 | 3年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|----------|---------------|-------|-----|
| | | 4年度 | 5年度 |
| 廃止に向けた調整 | 機能の整理 | 調整 | 調整 |

事業実施課：産業経済部 経済課

② 勤労福祉会館

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮しながら、必要な機能を整理し、大規模改修に向けて、施設活用の今後の方向性を決定します。

| 5年度目標 | 3年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|-----------|---------------|-------|-----|
| | | 4年度 | 5年度 |
| 今後の方向性の決定 | 検討 | 検討 | 決定 |

事業実施課：産業経済部 経済課

(7) 子どもと青少年の施設

① 保育園

上石神井第三保育園は、都営住宅の建替えにあわせて改築します。

谷原保育園は、築55年が経過し、老朽化が進行していることから、近隣に民間保育園を誘致し、閉園の周知前に入園している在園児が全員卒園する令和8年度末を目途に閉園します。

その他、築50年以上で大規模改修が未実施の保育園については、必要な修繕を行なながら、周辺の保育園の整備状況や保育ニーズなどを勘案し、今後の方向性を検討します。

| 5 年度目標 | 3 年度末 (見込み) | 2 か年計画 | |
|---|----------------|---------------|--------|
| | | 4 年度 | 5 年度 |
| 【上石神井第三保育園】 改築 ^{※1} | — | 工事 | 工事 |
| 【谷原保育園】 閉園に向けた準備 | 調整 | 準備 | 準備 |
| 【谷原保育園近隣への 民間保育園の誘致】 施設整備工事 ^{※2} | 調整 | 運営事業者選定 設計 | 工事（完了） |
| 【築50年以上で大規模 改修未実施の保育園】 今後の方向性の検討 | 検討 | 検討 | 検討 |

※1…都営住宅の建替えに伴う新築 東京都主体で施工

※2…設計・工事は事業者が実施

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課、保育課、保育計画調整課

② 学童クラブ

上石神井北小学校は、敷地内の保育園跡施設を改修して学童クラブを設置するとともに、改築にあわせて校舎内に設置します。

南町小学校、練馬第三小学校、南田中小学校、大泉第四小学校、光が丘四季の香小学校は、校舎内に設置します。

関町北小学校および旭丘小学校は、改築にあわせて、校舎内に学童クラブを設置します。学童クラブを小学校内に設置する際には早期に「ねりっこクラブ」への移行を進めます。

その他学童クラブ3施設の校内化に着手します。

| 5年度目標 | 3年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|--|---------------|--------------|----------|
| | | 4年度 | 5年度 |
| 【上石神井北小学校内学童クラブ】 (保育園跡施設) 開設 (学校改築) 工事 | 設計 工事 | 工事 工事 | 開設 工事 |
| 【南町小学校内学童クラブ】 開設 | 設計 | 工事 | 開設 |
| 【練馬第三小学校内学童クラブ】 開設 | 設計 | 工事 | 開設 |
| 【関町北小学校内学童クラブ】 開設 | 工事 (学校改築) | 工事 (学校改築) | 開設 |
| 【南田中小学校内学童クラブ】 工事 | — | 設計 | 工事(完了) |

| 5 年度目標 | 3 年度末 (見込み) | 2 か年計画 | |
|----------------------|----------------|--------------|--------------|
| | | 4 年度 | 5 年度 |
| 【大泉第四小学校内学童クラブ】工事 | — | 設計 | 工事（完了） |
| 【光が丘四季の香小学校内学童クラブ】工事 | — | 設計 | 工事（完了） |
| 【旭丘小学校内学童クラブ】工事 | 設計 (学校改築) | 設計 (学校改築) | 工事 (学校改築) |
| その他令和 5 年度に工事に着手する施設 | — | — | 設計3校 |

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課

③ 子ども家庭支援センター

都営住宅（上石神井四丁目団地）の建替えにあわせて、地域子ども家庭支援センター分室を新設します。

| 5 年度目標 | 3 年度末 (見込み) | 2 か年計画 | |
|----------------------------------|----------------|--------|------|
| | | 4 年度 | 5 年度 |
| 地域子ども家庭支援センター分室の新設 ^{※1} | — | 工事 | 工事 |

※1…都営住宅の建替えに伴う新築 東京都主体で施工

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課、練馬子ども家庭支援センター

④ 児童館

栄町児童館は、新たな小中一貫教育校（旭丘小学校・旭丘中学校）の設置にあわせて複合化し、乳幼児と保護者や中学生・高校生向けのサービス等を充実します。<リーディングプロジェクト2>

| 5年度目標 | 3年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|---------------------------------------|---------------|-------|-----|
| | | 4年度 | 5年度 |
| 【栄町児童館】 小中一貫教育校と複合化し、移転・改築 [再掲] | 実施設計 | 実施設計 | 工事 |

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課

⑤ 青少年館

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況、児童館との類似機能を考慮しながら、必要な機能を検討し、今後のあり方を定めます。春日町青少年館は、周辺の春日町南地区区民館、春日町地域集会所との統合・再編を検討し、改修・改築の方向性を定めます。<リーディングプロジェクト5>

| 5年度目標 | 3年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|--|---------------|-------|-----|
| | | 4年度 | 5年度 |
| 【春日町青少年館】 機能の見直し、改修・改築の方向性の決定 [再掲] | 検討 | 検討 | 決定 |

事業実施課：こども家庭部 青少年課

⑥ 秩父青少年キャンプ場

利用状況、立地環境、民間による類似施設の状況などを考慮しながら、今後の方向性を定めます。

| 5 年度目標 | 3 年度末 (見込み) | 2 か年計画 | |
|-----------|----------------|--------|------|
| | | 4 年度 | 5 年度 |
| 今後の方向性の決定 | 検討 | 検討 | 決定 |

事業実施課：こども家庭部 青少年課

(8) 高齢者福祉施設

① 敬老館

栄町敬老館は、新たな小中一貫教育校（旭丘小学校・旭丘中学校）の設置にあわせて複合化し、街かどケアカフェと地域包括支援センターに機能転換します。<リーディングプロジェクト2>

中村敬老館は、街かどケアカフェと地域包括支援センターに機能転換します。

高野台敬老館は、生涯学習センター分館の一部を活用して移転し、街かどケアカフェと地域包括支援センターに機能転換します。

| 5年度目標 | 3年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|---------------------------------------|---------------|-------|--------|
| | | 4年度 | 5年度 |
| 【栄町敬老館】 小中一貫教育校と複合化し、移転・改築 [再掲] | 実施設計 | 実施設計 | 工事 |
| 【中村敬老館】 街かどケアカフェ・地域包括支援センターへの機能転換 | 設計 (令和2年度) | 工事 | 開設 |
| 【高野台敬老館】 街かどケアカフェ・地域包括支援センターへの機能転換 | 調整 | 設計 | 工事（完了） |

事業実施課：高齢施策担当部 高齢社会対策課、高齢者支援課

(9) 障害者福祉施設

① 福祉作業所

北町福祉作業所は、大規模改修を行います。その際には、北保健相談所の移転に伴う空きスペースを活用し、利用者の高齢化や障害の重度化に対応するため、機能を拡充し、令和6年度から生活介護事業を開始します。

大規模改修の際には、工事中の一時移転施設として光が丘第七小学校跡施設を活用します。<リーディングプロジェクト3>

| 5年度目標 | 3年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|----------------------------|-----------------|-------|------|
| | | 4年度 | 5年度 |
| 【北町福祉作業所】 大規模改修 [再掲] | 実施設計 (令和2年度) | 工事 | 使用開始 |

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

② 心身障害者福祉センター（中村橋区民センター内）

大規模改修に着手します。大規模改修の際には、工事中の一時移転施設として光が丘第七小学校跡施設を活用します。

| 5年度目標 | 3年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|------------------|-----------------|--------------|------|
| | | 4年度 | 5年度 |
| 大規模改修に着手 [再掲] | 大規模改修の 内容の決定 | 基本設計 実施設計 | 実施設計 |

事業実施課：福祉部 障害者サービス調整担当課

(10) 地域の施設

① 地区区民館

大規模改修未実施の施設について、順次改修を行います。

貫井地区区民館は、大規模改修にあわせて機能再編を検討します。

春日町南地区区民館は、周辺の春日町青少年館、春日町地域集会所との統合・再編や機能転換を検討し、改修・改築の方向性を定めます。<リーディングプロジェクト5>

| 5 年度目標 | 3 年度末 (見込み) | 2 か年計画 | |
|--------------------------------------|---------------------------|--------------|---------|
| | | 4 年度 | 5 年度 |
| 【北大泉地区区民館】 大規模改修 | 実施設計 (令和 2 年度) | 工事 | 工事 (完了) |
| 【東大泉地区区民館】 大規模改修 | 実施設計 | — | 工事 |
| 【貫井地区区民館】 大規模改修に着手 | 機能再編検討 大規模改修の 内容の決定 | 基本設計 実施設計 | 実施設計 |
| 【西大泉地区区民館】 大規模改修に着手 | — | — | 基本設計 |
| 【春日町南地区区民館】 改修・改築の方向性の 決定 [再掲] | 検討 | 検討 | 決定 |

事業実施課：地域文化部 地域振興課

② 地域集会所

春日町地域集会所は、周辺の春日町青少年館、春日町南地区区民館との統合・再編や機能転換を検討し、改修の方向性を定めます。<リーディングプロジェクト5>

| 5 年度目標 | 3 年度末 (見込み) | 2 か年計画 | |
|---------------------------------|----------------|--------|------|
| | | 4 年度 | 5 年度 |
| 【春日町地域集会所】 改修の方向性の決定 [再掲] | 検討 | 検討 | 決定 |

事業実施課：地域文化部 地域振興課

(11) 教育施設

① 小中学校

学校施設管理実施計画に基づき、概ね年間2校ずつ計画的に改築を進めていきます。改築にあたっては、周辺施設の複合化を検討します。

旭丘小学校・旭丘中学校の小中一貫教育校の設置や周辺施設の複合化に向けて、保護者や地域の意見を聞きながら取り組んでいきます。<リーディングプロジェクト2>

石神井南中学校は、長寿命化改修に着手します。

| 5年度目標 | 3年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|---|---------------|-------|--------|
| | | 4年度 | 5年度 |
| 【関町北小学校】 改築工事完了 | 工事 | 工事 | 工事(完了) |
| 【上石神井北小学校】 改築工事 | 工事 | 工事 | 工事 |
| 【旭丘小学校・旭丘中学校】 小中一貫教育校設置に向けた改築工事 [再掲] | 実施設計 | 実施設計 | 工事 |
| 【向山小学校】 改築工事に着手 | 調整 | 基本設計 | 実施設計 |
| 【田柄中学校】 改築工事に着手 | 調整 | 基本設計 | 実施設計 |
| 【練馬東小学校】 改築工事に着手 | — | 調整 | 基本設計 |
| 【豊溪小学校】 改築工事に着手 | — | 調整 | 基本設計 |
| 【石神井南中学校】 長寿命化改修に着手 | — | 調整 | 設計 |

事業実施課：教育振興部 教育施策課、学校施設課

② 少年自然の家

下田少年自然の家は、施設の老朽化が進んでいるほか、臨海学校を中止することから廃止します。

| 5 年度目標 | 3 年度末 (見込み) | 2 か年計画 | |
|------------------|----------------|--------|------|
| | | 4 年度 | 5 年度 |
| 【下田少年自然の家】 廃止 | 校外学習の 方針策定 | 調整 | 廃止 |

事業実施課：教育振興部 保健給食課

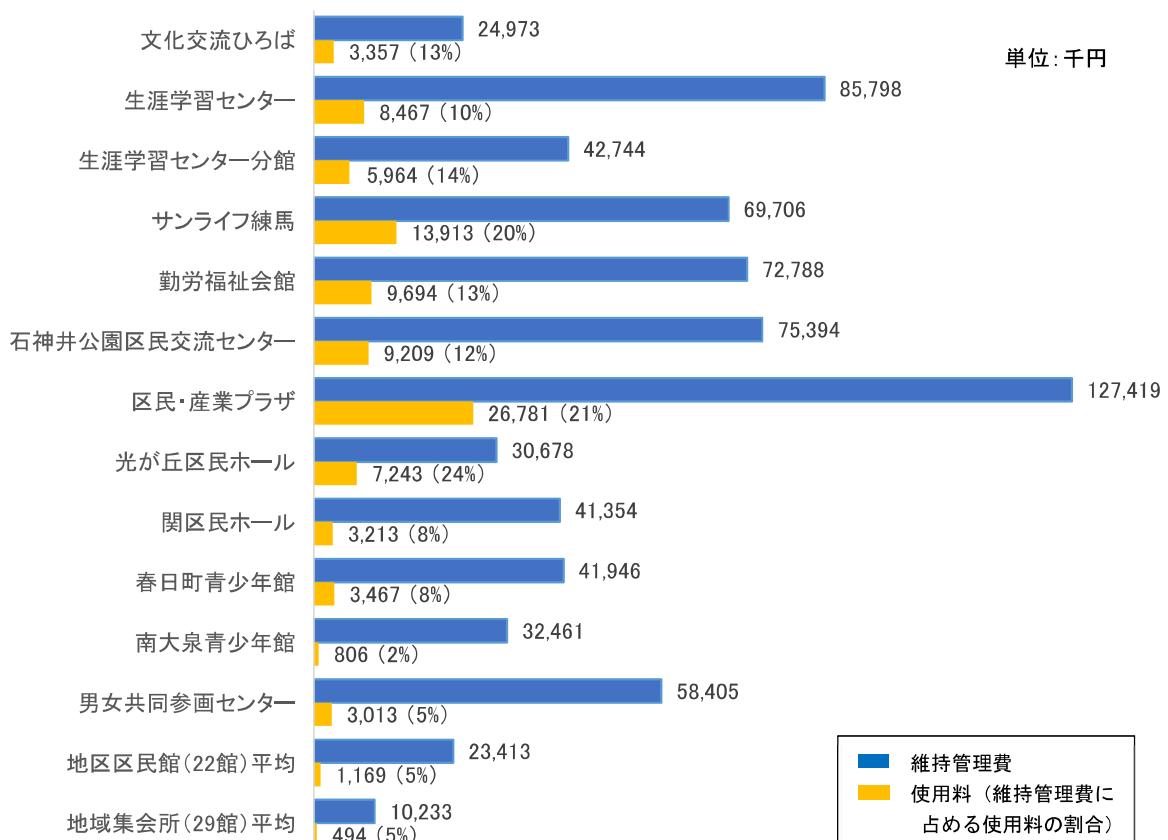
★ 施設の維持管理にかかる経費について ★

施設を維持管理し、運営していくためには、改修や改築に要する費用だけでなく、人件費、光熱水費、清掃費、設備の保守点検費、修繕費など、毎年、様々な費用が必要になります。これらの費用も考慮しながら、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立を図るため、区民全体の視点から施設のあり方を見直し、適切に施設を維持・更新していく必要があります。

ここでは、区民の皆様が会議やサークル活動等でご利用いただいている施設貸出機能を持つ主な施設を例に、維持管理にかかる経費等の現状をお示しします。

1 生涯学習センターやサンライフ練馬、区民ホール、青少年館、地区区民館、地域集会所（以下「集会施設」という。）などは、利用者から施設使用料をいただいています。しかし、年間の施設の維持管理費に対する使用料の割合はわずかであり、ほとんどは、施設を利用されない方も含めた区民全体の税金（公費）で賄われています。

〔表：主な集会施設の維持管理費等（令和元年度）〕



- ・維持管理費…光熱水費、消耗品、電話代、清掃費、設備保守点検、施設の維持管理・貸出にかかる人件費、修繕費等
- ・複合施設の光熱水費、電話代、清掃費、設備保守点検、修繕費等で明確に分けられない場合は面積按分
- ・面積按分では、類似施設と比較して著しい金額差が生じる場合は、類似施設の平均値で調整
- ・令和元年度に改修工事で休館していた施設は、平成 28 年度の維持管理費、使用料のデータを使用

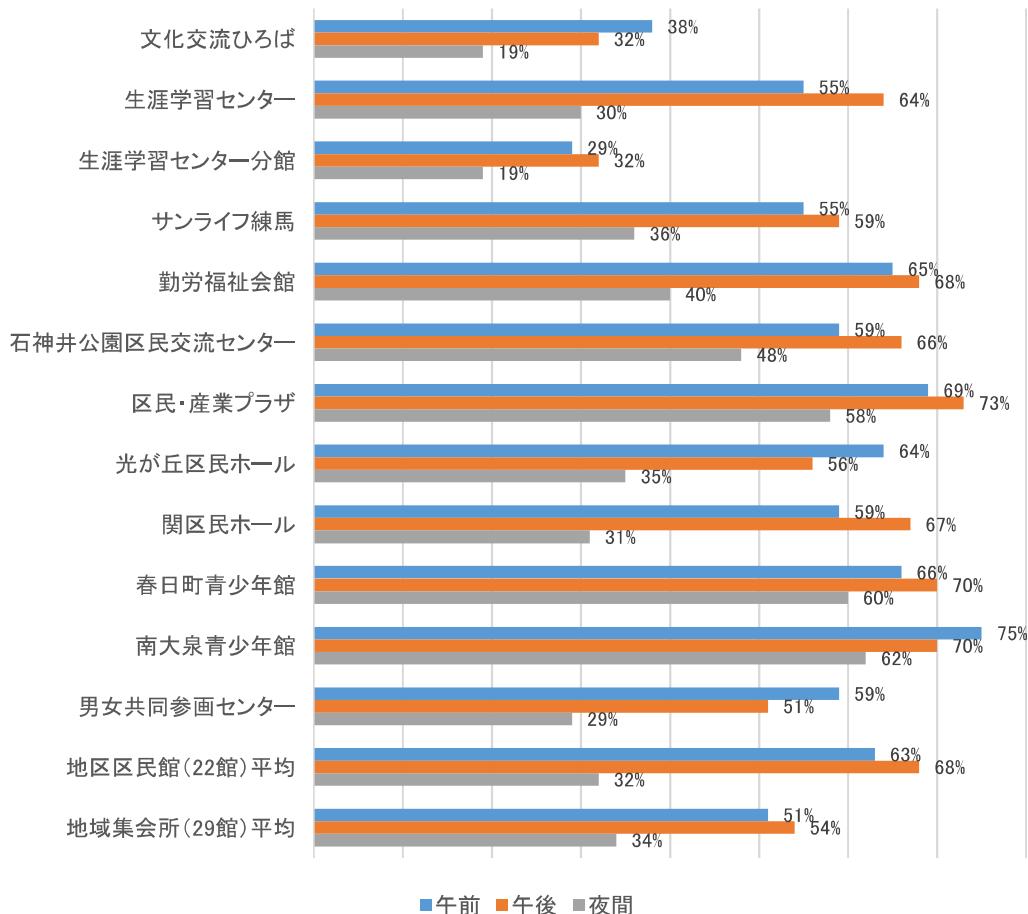
-課題-

施設の維持管理には、改修や改築にかかる経費だけでなく、毎年、多額な公費負担が必要です。納税者間の公平性の観点から、利用者だけでなく、利用されない方も含めて、将来にわたり維持すべき施設か考える必要があります。

維持する場合でも、施設の稼働率等を考慮し、近隣の同機能を持つ施設や部屋を集約することや、施設ごとに利用が低い時間帯は閉館するなど、効率的な運営を行っていく必要があります。

2 集会施設の稼働率は、施設によってばらつきがありますが、平均では午前は58%、午後は59%、夜間は38%となっています。

[表：主な集会施設の稼働率（令和元年度）]



3 跡施設・跡地の活用

(1) 光が丘第七小学校跡施設

令和2年度に、既存校舎を障害者福祉施設等の改修時における一時移転施設とするため改修しました。令和4年度から活用を開始します。なお、現在、「酸素・医療提供ステーション」として活用しています。今後の医療提供体制の整備状況により、計画が変更になる場合があります。

| 5年度目標 | 3年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|----------------------|-----------------|-------|-----|
| | | 4年度 | 5年度 |
| 障害者福祉施設等の一時移転施設として活用 | 工事完了 (令和2年度) | 活用 | 活用 |

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

(2) 旧春日町児童館・敬老館

現在、「はじめのいっぽ春日町」（児童発達支援、放課後等デイサービス）が活用しています。今後、田柄第二ストックヤード跡地に移転することから、新たな活用の方向性を定めます。

| 5年度目標 | 3年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|--------------|---------------|--------|--------------|
| | | 4年度 | 5年度 |
| 新たな活用の方向性の決定 | － | 事業所の移転 | 新たな活用の方向性の決定 |

事業実施課：企画部 企画課

(3) 現 光が丘保管所（再利用家具置場）

資源循環センターの拡張整備にあわせて光が丘保管所（再利用家具置場）を移転します。移転後は、新たな活用が見込めないため、建物は除却します。

| 5 年度目標 | 3 年度末 (見込み) | 2 か年計画 | |
|--------|----------------|-----------|-------|
| | | 4 年度 | 5 年度 |
| 建物の除却 | － | 光が丘保管所の移転 | 建物の除却 |

事業実施課：環境部 清掃リサイクル課

企画部 企画課

(4) 現 シルバー人材センター作業所

北保健相談所の移転に伴う空スペースを活用してシルバー人材センター作業所を移転します。移転後は防災備蓄倉庫として活用します。

| 5 年度目標 | 3 年度末 (見込み) | 2 か年計画 | |
|---------------|----------------|------------------|---------------|
| | | 4 年度 | 5 年度 |
| 防災備蓄倉庫として使用開始 | － | シルバー人材センター作業所の移転 | 防災備蓄倉庫として使用開始 |

事業実施課：危機管理室 防災計画課

(5) 田柄第二ストックヤード跡地

田柄第二ストックヤード跡地をこぶし事業所に貸し付けます。こぶし事業所が整備する施設に、旧北保健相談所、練馬区障害者就労支援室、旧春日町児童館の一部を使用している「やまびこ第二作業所」、「こぶし事業所」、「はじめのいっぽ春日町」を移転します。

旧北保健相談所と練馬区障害者就労支援室は、施設の老朽化が進んでいることから除却します。

| 5 年度目標 | 3 年度末 (見込み) | 2 か年計画 | |
|---------------|----------------|-------------------------|-------|
| | | 4 年度 | 5 年度 |
| 田柄第二ストックヤード跡地 | | | |
| 各事業所の移転・開設 | 工事※1 | 工事※1 開設 | — |
| 旧 北保健相談所 | | | |
| 建物の除却 | — | やまびこ第二作業所、 こぶし事業所の移転 | 建物の除却 |
| 練馬区障害者就労支援室 | | | |
| 建物の除却 | — | こぶし事業所の移転 | 建物の除却 |

※1…設計・工事は事業者が実施

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

企画部 企画課

(6) 現 光が丘病院施設

令和4年度に光が丘病院が光が丘第四中学校の跡地に移転します。移転後の病院は、民間事業者に新たに貸付け、医療と介護の複合施設として整備します。整備にあたっては、必要となる改修経費の一部を負担します。

| 5 年度目標 | 3 年度末 (見込み) | 2 か年計画 | |
|----------|----------------|--------|-----------------|
| | | 4 年度 | 5 年度 |
| 民間事業者へ貸付 | 事業者との基本協定の締結 | 調整 | 貸付 改修工事費負担※1 |

※1…事業の進捗状況等を踏まえ、負担する額および支払時期を決定

事業実施課：地域医療担当部 医療環境整備課

4 外郭団体や民間事業者へ貸し付けている施設等

(1) 民営化した特別養護老人ホーム・デイサービスセンター等

区立施設であった4つの特別養護老人ホーム・デイサービスセンターは、平成23年度に練馬区社会福祉事業団（以下「事業団」という。）に運営を移管し、民営化しました。民営化時の協定では、区の土地・建物を無償貸付し、建物の大規模改修は区が行うこととしていました。

その後、事業団と大規模改修について協議を進め、事業団の施設維持管理の主体性を高め、施設サービスの向上を図るために、令和3年度に建物を事業団へ無償譲渡し、事業団が主体的に改修を行い、区が経費の一部を補助することとしました。これに伴い、大泉特別養護老人ホームに併設の大泉ケアハウスは、事業団を運営主体として令和3年度に民営化しました。あわせて、区と事業団で新たに協定を締結しました。今後、協定に基づき、大規模改修の時期や区の財政支援のあり方について事業団と協議します。

また、大泉ケアハウスのあり方を事業団と検討した結果、今後、区民ニーズの高い特別養護老人ホーム等へ機能転換します。機能転換の時期については、大規模改修の時期を踏まえ、事業団と協議します。

| 5年度目標 | 3年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|-----------------------|---------------|-------|-----|
| | | 4年度 | 5年度 |
| 大規模改修の時期・財政支援のあり方等の協議 | 協定の締結 | 協議 | 協議 |

事業実施課：高齢施策担当部 高齢社会対策課

(2) 作業所・生活介護施設

区の施設としては使わなくなった建物等を民間の障害者施設に無償で貸し付けています。区は原則として施設の老朽化による改修・改築は行わず、順次、移転・家賃補助への移行、事業者への売却、事業者による現地での建替えなどを進めます。事業者と利用者の状況を考慮しながら、協議・調整を行います。

施設の移転等により生じた跡地は、他用途への転用または貸付・売却などにより有効活用を図ります。

| 5 年度目標 | 3 年度末 (見込み) | 2 か年計画 | |
|--------|----------------|--------|-------|
| | | 4 年度 | 5 年度 |
| 協議・調整 | 協議・調整 | 協議・調整 | 協議・調整 |

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

第4章 委託・民営化実施計画

1 区立施設の管理運営手法の基本的な考え方

- ◆ 民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うことを基本とします。
- ◆ 今後さらに委託や民営化を進め、サービスの向上を図るとともに行財政運営の効率化に取り組みます。
- ◆ 行政が最終的に責任を持つべき分野では、区民や事業者と協働して行政でなければ担えない役割を果たします。

管理運営手法選択の考え方

管理運営手法は、施設の業務内容に応じて選択することを基本とします。

個々の施設の業務だけでなく区全体の行政サービスのあり方、執行体制、財政負担などを総合的に検討し、最適な手法を選択していきます。

① 直営

法令等に規定がある施設や、隨時区の判断や直接的な関与が求められる業務を行う施設は、「直営」または「一部委託」とします。

② 民間委託

直営とすべき施設を除き、区立施設の管理運営は、民間が担うことを基本とします。

管理運営手法は、区の関与度、事業者の創意工夫の余地、併設施設の状況などを勘案し、「業務委託」または「指定管理者制度（公の施設※1に限る）」から選択します。

※1 「公の施設」とは、地方自治法において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定められている施設で、図書館、美術館、体育館、福祉園などがあります。
区役所庁舎や区民事務所など、行政の事務所は「公の施設」にはあたりません。

③ 民営化

民間委託後、一定期間安定的・継続的に良好な運営が行われ、サービス向上の観点から民間が担うことが望ましい施設については、民営化※2に取り組みます。

※2 区立施設の民営化とは、施設の設置・運営の主体が民間事業者となることです。
必ずしも、施設の土地や建物を民間事業者が所有して、独立採算により運営することを意味するものではありません。

2 施設種別ごとの取組

(1) 子どもと青少年の施設

① 保育園

区立保育園60園のうち、既に24園を業務委託しています。

令和11年度までに毎年2園ずつ業務委託による運営を開始し、計40園を業務委託で運営します。委託にあたっては、保護者への事前説明から事業者選定、準備委託を経て概ね3か年をかけます。

令和5年度までに4園を委託します。

| 5年度目標 | 3年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|-------------------------------|---------------|-------|-----|
| | | 4年度 | 5年度 |
| 【北町第二】 【石神井台】 令和4年度業務委託 | 準備委託 | 開始 | 実施 |
| 【氷川台第二】 【東大泉】 令和5年度業務委託 | 事業者選定 | 準備委託 | 開始 |

【令和6年度以降の保育園の運営業務委託計画】

| 目標 | 園名 | |
|------------|-------|---------|
| 令和6年度業務委託 | 高松 | 下石神井第三 |
| 令和7年度業務委託 | 旭町 | 南田中 |
| 令和8年度業務委託 | 貫井 | 上石神井 |
| 令和9年度業務委託 | 春日町 | 富士見台こぶし |
| 令和10年度業務委託 | 豊玉第三 | 光が丘第十一 |
| 令和11年度業務委託 | 光が丘第九 | 大泉学園 |

既に委託している24園については、2回まで委託契約を更新できるものとしています。更新の契約期間満了を迎える園は、再公募または民営化します。

業務委託後、安定的・継続的に良好な運営が行われ、運営事業者が民営化への意欲を示している場合、民営化を検討します。

当面は、土地・建物を区が所有し、建物が譲渡可能な保育園単独施設の園から民営化を進めます。この場合、施設維持管理における運営事業者の主体性を高め、これまで区立施設で提供してきたサービス水準を維持し、民営化移行時に区が必要とする保育サービスを実施するため、原則土地は無償貸付、建物は無償譲渡とします。

民営化にあたっては、在園児童への配慮として十分な期間を設けるとともに、保護者説明会を開催するなど、丁寧に進めます。このため、民営化公表から移行するまでの期間を5年間とします。ただし、運営事業者が期間の短縮を希望する場合は、民営化公表前に入園し、民営化後も在園する児童の保護者の理解を前提に、前倒しを検討します。

令和4、5年度に更新の契約期間満了を迎える園は、豊玉第二保育園、北町保育園、光が丘第四保育園、平和台保育園、高野台保育園です。

保育園単独施設である高野台保育園は、現在の運営事業者を運営主体として民営化します。民営化の時期については、運営事業者が期間の短縮を希望し、保護者の理解を得られたため、令和7年度とします。民営化に向けてサービス内容を運営事業者と協議します。高野台保育園以外の園は、令和4年度に事業者を再公募します。

令和6年度に更新の契約期間満了を迎える、光が丘第八保育園、向山保育園、石神井町つつじ保育園、東大泉第三保育園は、令和4年度に再公募または民営化するか運営方法を決定します。

| 5年度目標 | 3年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|--|---------------|---------|-----|
| | | 4年度 | 5年度 |
| 【高野台】 民営化に向けた協議 | 運営方法の決定 協議 | 協議 | 協議 |
| 【光が丘第八】 【向山】 【石神井町つつじ】 【東大泉第三】 運営方法の決定 | 検討・協議 | 運営方法の決定 | — |

事業実施課：こども家庭部 保育計画調整課

② 学童クラブ

区立学童クラブ89クラブのうち、ねりっこ学童クラブを含め、59クラブを業務委託しています。

学童クラブの業務委託と小学校内への設置を進め、小学校施設を活用して、「学童クラブ」と「ひろば事業」のそれぞれの機能と特色を維持しながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を早期に全小学校で実施することを目指しています。

学童クラブは、令和5年度までに9クラブを業務委託します。

ねりっこクラブは、小学校37校で業務委託により運営しています。令和5年度までに15校で開始します。ねりっこクラブを拡大します。

| 5年度目標 | 3年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|--------------------|------------------------|-------|------|
| | | 4年度 | 5年度 |
| 【学童クラブ】 業務委託の拡大 | 59クラブ業務委託 (直営30クラブ) | 5クラブ | 4クラブ |
| 【ねりっこクラブ】 拡大 | 37校で実施 | 8校 | 7校 |

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課

③ 子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センター5センターのうち、練馬子ども家庭支援センターは直営、練馬子ども家庭支援センター分室および関・貫井・大泉子ども家庭支援センターは業務委託、光が丘子ども家庭支援センターおよび同分室は指定管理者が運営しています。直営の練馬こども家庭支援センターは主に虐待対応を担い、その他のセンターは主に子育て支援サービスや相談支援を担っています。

虐待通告が急増する中、児童相談体制を強化するため、令和2年7月、都の児童相談所と区の子ども家庭支援センターの専門職員が協働で児童虐待などに対応する「練馬区虐待対応拠点」を練馬子ども家庭支援センター内に都区共同で設置しました。

児童を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、令和4年度から5つのセンターを練馬子ども家庭支援センター（以下「本庁センター」という。）と5か所の地域子ども家庭支援センター（以下「地域センター」という。）に再編し、直営で運営する本庁センターが地域センターを統括する体制とします。

あわせて、令和4年度から児童虐待の再発防止等支援事業を新たに地域センターへ業務委託します。業務の実施にあたり、光が丘子ども家庭支援センターおよび同分室の運営方法を指定管理者制度から業務委託へ変更します。

| 5年度目標 | 3年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|----------------------------------|---------------|-------|-----|
| | | 4年度 | 5年度 |
| 業務委託の拡大 (児童虐待の再発防止等支援事業) | 決定 | 拡大 | 実施 |
| 【地域子ども家庭支援センター光が丘・分室】 運営方法の変更 | 準備 | 開始 | 実施 |

事業実施課：こども家庭部 練馬子ども家庭支援センター

④ 児童館

児童館17館のうち、4館は指定管理者が運営しています。

小学生の居場所となる、ねりっこクラブの拡大にあわせて、乳幼児と保護者および中高生向け事業の充実を図るなかで機能を再検討し、施設配置の考え方を決定したうえで、運営方法を見直します。

| 5 年度目標 | 3 年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|------------------|----------------|-------|------|
| | | 4 年度 | 5 年度 |
| 機能および施設配置の考え方の決定 | 検討 | 検討 | 決定 |

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課

⑤ 青少年館

青少年館は、窓口業務を委託しています。

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況、児童館との類似機能を考慮しながら、必要な機能を検討し、今後のあり方を定めます。そのうえで、施設管理等の運営方法を決定します。

| 5 年度目標 | 3 年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|---------|----------------|-------|------|
| | | 4 年度 | 5 年度 |
| 運営方法の決定 | 検討 | 検討 | 決定 |

事業実施課：こども家庭部 青少年課

(2) 高齢者福祉施設

① デイサービスセンター

区立デイサービスセンター9施設は、すべて指定管理者が運営しています。

区内では民間のデイサービス事業所が200か所以上存在し、サービス内容も多様化しています。区立施設としての役割や機能および個々の施設形態を踏まえ、今後のあり方を検討し、運営方法を決定します。

| 5年度目標 | 3年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|---------|---------------|-------|-----|
| | | 4年度 | 5年度 |
| 運営方法の決定 | 検討 | 検討 | 決定 |

事業実施課：高齢施策担当部 高齢社会対策課

(3) 障害者福祉施設

① 福祉園

区立福祉園 7 園のうち、5 園は指定管理者が運営しています。

貫井福祉園は、令和 3 年度に指定管理期間が満了となります。委託後、安定的・継続的に良好な運営が行われているため、現在の指定管理者を運営主体として民営化します。民営化にあたっては、重度障害者の受入れ等これまで区立施設で提供してきたサービス水準を維持し、運営の安定性・継続性を確保するため、土地・建物を無償貸付とします。民営化に向けた準備期間中は、引き続き指定管理者制度を適用し、現在の指定管理者が施設運営を担います。令和 7 年度の民営化に向けて、サービス内容を指定管理者と協議します。

大泉町福祉園は、令和 4 年度に指定期間が満了となります。指定期間の満了を迎える福祉園については、施設改修の実施時期を踏まえ、運営方法を決定します。

| 5 年度目標 | 3 年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|----------------------|----------------|-------|------|
| | | 4 年度 | 5 年度 |
| 【貫井福祉園】 民営化に向けた協議 | 運営方法の決定 協議 | 協議 | 協議 |
| 【大泉町福祉園】 運営方法の決定 | 検討 | 決定 | — |

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

② 福祉作業所

区立福祉作業所 5 所は、すべて指定管理者が運営しています。

大泉福祉作業所、北町福祉作業所、貫井福祉工房は、委託後、安定的・継続的に良好な運営が行われているため、現在の指定管理者を運営主体として民営化します。民営化にあたっては、これまで区立施設で提供してきたサービス水準を維持・向上し、運営の安定性・継続性を確保するため、土地・建物を無償貸付とします。

大泉福祉作業所（大泉つつじ荘を含む。）は、令和 4 年度に民営化します。民営化後は、利用者の高齢化や障害の重度化に対応するため、機能を拡充し、生活介護事業を開始します。

北町福祉作業所は、令和 6 年度に民営化します。あわせて、利用者の高齢化や障害の重度化に対応するため、機能を拡充し、生活介護事業を開始します。

貫井福祉工房は、併設している貫井福祉園とともに、令和 7 年度の民営化に向けて、サービス内容を指定管理者と協議します。

白百合福祉作業所とかたくり福祉作業所は、令和 5 年度に指定期間が満了となるため、運営方法を決定するとともに、高齢化や重度化に対応した機能拡充を検討します。

| 5 年度目標 | 3年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|-------------------------------|---------------|-------|------|
| | | 4 年度 | 5 年度 |
| 【大泉福祉作業所】 民営化 生活介護事業の開始 | 協議 | 開始 | 一 |
| 【北町福祉作業所】 民営化に向けた協議 | 協議 | 協議 | 協議 |
| 【貫井福祉工房】 民営化に向けた協議 | 運営方法の決定 協議 | 協議 | 協議 |
| 【白百合福祉作業所】 運営方法の決定 | 検討 | 検討 | 決定 |
| 【かたくり福祉作業所】 運営方法の決定 | 検討 | 検討 | 決定 |

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

③ こども発達支援センター

こども発達支援センターは、相談事業、通所訓練事業、訪問事業を業務委託しています。

令和4年度から新たに実施する障害児一時預かり支援事業を委託します。

| 5年度目標 | 3年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|---------------------------|---------------|-------|-----|
| | | 4年度 | 5年度 |
| 業務委託の拡大 (障害児一時預かり支援事業) | 決定 | 拡大 | 実施 |

事業実施課：福祉部 障害者サービス調整担当課

④ 障害者グループホーム

区立障害者グループホーム2施設は、すべて指定管理者が運営しています。

大泉つつじ荘は、併設している大泉福祉作業所の民営化にあわせて、現在の指定管理者を運営主体として令和4年度に民営化します。民営化を見据え、令和3年10月からニーズが高い「重度障害者グループホーム」に転換しました。

民営化にあたっては、これまで区立施設で提供してきたサービス水準を維持・向上し、運営の安定性・継続性を確保するため、土地・建物は無償貸付します。

しらゆり荘は、令和5年度に指定期間が満了となるため、運営方法を決定します。

| 5年度目標 | 3年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|--------------------|---------------|-------|-----|
| | | 4年度 | 5年度 |
| 【大泉つつじ荘】 民営化 | 協議 | 開始 | — |
| 【しらゆり荘】 運営方法の決定 | 検討 | 検討 | 決定 |

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

(4) 清掃関連施設

① 清掃事務所

可・不燃ごみの収集作業の一部を業務委託しています。

収集作業の業務委託を順次拡大していきます。

| 5年度目標 | 3年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|---------|-----------------------|------------|-----|
| | | 4年度 | 5年度 |
| 業務委託の拡大 | 可・不燃ごみ収集 作業（28組）委託 | 拡大 (4組) | 検討 |

事業実施課：環境部 清掃リサイクル課

② 資源循環センター

資源循環センターの管理・運営は、環境まちづくり公社に業務委託しています。

資源循環センターを増築し、令和4年度から不燃ごみの資源化事業を新たに業務委託します。これに伴い、粗大ごみ関連事業および容器包装プラスチック関連事業等の委託事業を見直し、効率的かつ安定的な事業執行体制を構築します。

| 5年度目標 | 3年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|----------------------------|---------------|-------|-----|
| | | 4年度 | 5年度 |
| 業務委託の拡大 (不燃ごみ資源化事 業) | 決定 | 拡大 | 実施 |
| 効率的かつ安定的な事 業執行体制を構築 | 検討 | 実施 | 実施 |

事業実施課：環境部 清掃リサイクル課

(5) 教育施設

① 学校調理業務

全小学校65校・全中学校33校のうち、87校で業務委託を行っています。

調理の業務委託を順次拡大していきます。

| 5 年度目標 | 3年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|-------------------|----------------|-------|------|
| | | 4 年度 | 5 年度 |
| 業務委託の拡大 (学校調理) | 87校 (直営11校) | 2 校 | 拡大 |

事業実施課：教育振興部 教育総務課、保健給食課

② 学校用務業務

全小学校65校・全中学校33校のうち、79校で業務委託を行っています。

用務の業務委託を順次拡大していきます。

| 5 年度目標 | 3年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|-------------------|----------------|-------|------|
| | | 4 年度 | 5 年度 |
| 業務委託の拡大 (学校用務) | 79校 (直営19校) | 4 校 | 拡大 |

事業実施課：教育振興部 教育総務課

(6) 文化・生涯学習施設

① 図書館

区立図書館12館のうち、10館は指定管理者が運営しています。残る2館は一部業務を委託しています。

練馬図書館は施設の改修後、指定管理者制度の導入を予定していましたが、改修のスケジュールを見直したため、導入時期を調整します。

| 5年度目標 | 3年度末 (見込み) | 2か年計画 | |
|---------------------------|---------------|-------|-----|
| | | 4年度 | 5年度 |
| 【練馬図書館】 指定管理者制度導入時期の調整 | 調整 | 調整 | 調整 |

事業実施課：教育振興部 光が丘図書館

練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕

令和 4 年度(2022年度)・5 年度(2023年度)

<素案>

令和 3 年 (2021年) 12月

発行 練馬区 企画部 企画課

住所 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所 本庁舎 6 階

電話 (03)3993-1111(代表)

F A X (03)3993-1195

練馬区ホームページ <https://www.city.nerima.tokyo.jp>

令和 3 年 12 月 3 日
教育振興部教育施策課

練馬区教育振興基本計画の改定（素案）について

「練馬区教育振興基本計画（以下「計画」という。）」について、令和 3 年 3 月に改定された「練馬区教育・子育て大綱（以下「大綱」という。）」を踏まえ、下記のとおり改定する。

記

1 計画と大綱の策定・改定の経緯

平成 24 年度 計画の策定（計画期間：平成 24 年度～令和 3 年度）

平成 27 年度 大綱の策定

平成 29 年度 計画の改定

令和 2 年度 大綱の改定

2 改定の基本的な考え方

（1）計画期間

計画期間は、大綱の対象期間（おおむね 5 年間）に合わせて、令和 4 年度から 8 年度までの 5 年間とする。

（2）改定の趣旨

ア 大綱を踏まえて計画体系を見直す。

イ 令和 4 年度、5 年度の 2 か年に取り組む内容を定めた「改定アクションプラン」との整合を図る。

ウ 教育施策をめぐる状況の変化を踏まえて主な取組の内容を見直す。

3 「練馬区教育振興基本計画〔令和 4 年度～8 年度〕（素案）」について 別添のとおり

4 計画の構成

第 1 章 計画の基本的な考え方

第 2 章 施策の体系

第 3 章 教育施策の具体的な展開

取組の視点 1 教育の質の向上

取組の視点 2 家庭や地域と連携した教育の推進

取組の視点 3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

第 4 章 資料編

5 区民意見反映制度に基づく意見の募集

(1) 周知方法

- ア ねりま区報（12月11日号）への掲載
- イ 区ホームページへの掲載
- ウ 区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館、教育施策課での閲覧

(2) 意見の募集期間

令和3年12月11日（土）から令和4年1月17日（月）まで

(3) 意見の提出方法

持参、郵送、ファックス、電子メール、東京共同電子申請・届出サービス

6 今後のスケジュール

令和4年3月 練馬区教育振興基本計画〔令和4年度～8年度〕（案）を報告

3月末 練馬区教育振興基本計画〔令和4年度～8年度〕を策定

練馬区教育振興基本計画

令和4年度（2022年度）～8年度（2026年度）

（素案）

令和3年（2021年）12月

練馬区教育委員会

目 次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 計画の基本的な考え方..... | 1 |
| 1 計画の位置付け | 2 |
| 2 計画改定の趣旨 | 2 |
| 3 計画の目標と取組の視点 | 4 |
| 4 計画の推進体制 | 5 |
| 5 計画の期間 | 6 |
| 6 計画の対象・範囲..... | 6 |
| 第2章 施策の体系 | 7 |
| 第3章 教育施策の具体的な展開 | 13 |
| 取組の視点1 教育の質の向上..... | 14 |
| (1) 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実 | 14 |
| (2) 教員の資質・能力の向上..... | 27 |
| (3) 学校の教育環境の整備 | 31 |
| 取組の視点2 家庭や地域と連携した教育の推進..... | 36 |
| (1) 家庭教育への支援 | 36 |
| (2) 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働 | 39 |
| 取組の視点3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実 | 46 |
| (1) いじめ・不登校などへの対応 | 46 |
| (2) さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援 | 51 |
| (3) 障害のある子どもたちなどへの支援 | 54 |
| 第4章 資料編..... | 59 |
| 1 教育振興基本計画（平成30年度～令和3年度）目標達成状況 | 60 |
| 2 卷末資料 | 70 |



計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け

区では、平成27年3月、新しい区政運営の方向性を明らかにし、将来を見据えた戦略を提示するため「みどりの風吹くまちビジョン（以下、「ビジョン」といいます。）」を策定しました。平成31年3月には、新たな総合計画である「第2次みどりの風吹くまちビジョン（以下、「第2次ビジョン」といいます。）」を策定し、「子どもたちの笑顔輝くまち」を施策の柱のひとつとして掲げています。

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育に関する目標や施策の根本的な方針について、区長と教育委員会が協議し大綱を策定することと定められました。区では、総合教育会議¹で協議を重ね、平成28年2月に「練馬区教育・子育て大綱」（以下「大綱」といいます。）を策定しました。大綱では、ビジョンに掲げた教育と子育てのそれぞれの分野における施策の目標や取組の方向性を体系的に整理し、重点となる施策を示しています。

本計画は、第2次ビジョンの教育分野に関連した個別計画であり、大綱の施策の方針に基づき施策の具体的な実行計画を示すものです。大綱と教育振興基本計画をもって、教育基本法第17条第2項に基づく区における教育の振興のための施策に関する基本的な計画と位置付けます。

2 計画改定の趣旨

区では、平成24年5月に、平成24年度から令和3年度までを計画期間とする教育振興基本計画を策定しました。

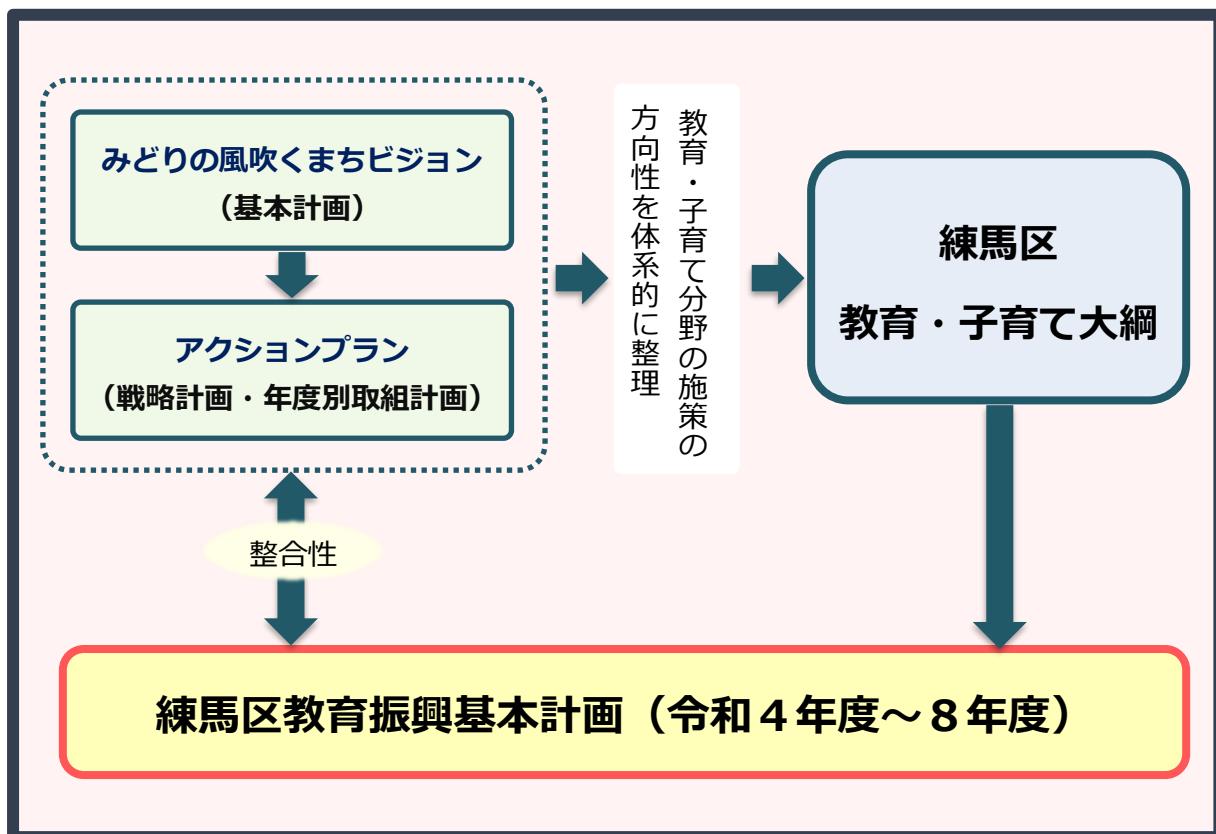
その後、平成28年2月の大綱の策定等を受け平成30年3月に計画を改定し、令和3年度までの主要な施策の方向性を示しました。

第2次ビジョンに合わせて策定された、具体的な実行計画であるアクションプランについては、令和4年3月に、令和4年度、5年度の2か年に取り組む内容を定めた「改定アクションプラン」を策定します。

本計画は、令和3年3月の大綱の改定を受け、大綱を踏まえて計画体系の見直しを行います。第2次ビジョンと大綱で示されている目標や方向性に基づき、重点施策の主な取組については、改定後のアクションプランと整合を図り、令和8年度までの目標を示します。

¹ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成27年4月1日施行）に伴い、教育に関する目標や施策の根本的な方針について、区長は教育委員会と協議することとされたことにより、平成27年4月に設置した会議体。

練馬区教育振興基本計画の位置付け



| | 取組の視点 | 重点施策 |
|------|--------------------|------------------------|
| 視点 1 | 教育の質の向上 | 学力、体力、豊かな心が調和した学びの充実 |
| | | 教員の資質・能力の向上 |
| | | 学校の教育環境の整備 |
| 視点 2 | 家庭や地域と連携した教育の推進 | 家庭教育への支援 |
| | | 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働 |
| 視点 3 | 支援が必要な子どもたちへの取組の充実 | いじめ・不登校などへの対応 |
| | | さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援 |
| | | 障害のある子どもたちなどへの支援 |

3 計画の目標と取組の視点

目標

夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成

● 取組の視点 1 教育の質の向上

子どもたちが困難を乗り越え、さまざまな課題を解決するためには、基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けるとともに、考える力、判断する力、表現する力を育成することが重要です。

「コロナ後」の新しい教育のあり方を念頭に、子どもたちの学びを保障し、一人ひとりに応じたきめ細かな教育をさらに進めることができます。

● 取組の視点 2 家庭や地域と連携した教育の推進

家庭教育は教育の原点です。豊かな人間性や人としてのよりよい生き方は、家庭生活の中で育まれ、地域社会での様々な人々との交流により身に付けることができます。

そのために、家庭教育を支援し、地域社会や関係機関、学校と一緒にとなって子どもたちの健全育成を進めることができます。

● 取組の視点 3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

子どもたちが、生まれ育つ環境や障害の有無に関わらず、等しく公平に、質の高い教育が受けられる環境を整えることが大切です。

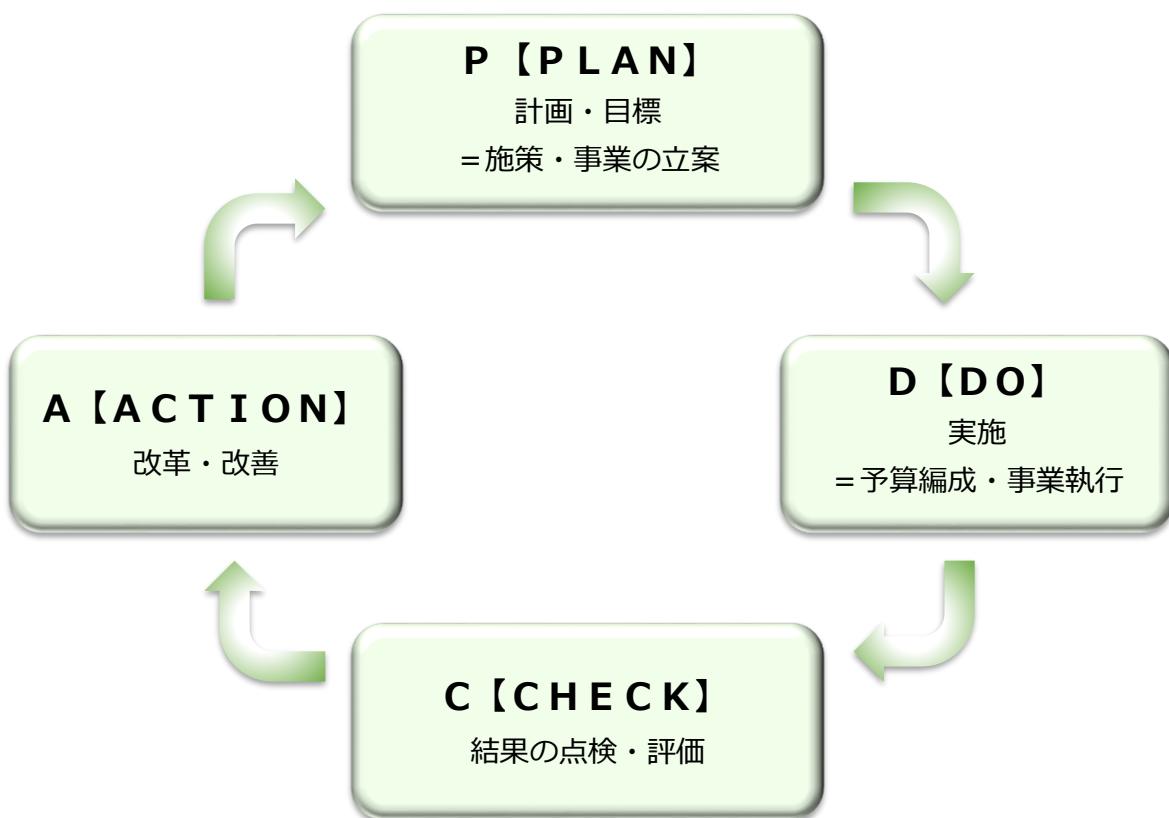
いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害です。また、不登校などにより、子どもたちが夢や目標に向かって学ぶ機会が失われることがあってはなりません。迅速で的確な対応が必要です。

「練馬区教育・子育て大綱（令和3年3月改定）」

4 計画の推進体制

本計画は、各施策の推進や取組の実施に当たり、定期的に実施状況の把握・点検を行い、その結果を計画の見直しに反映させていきます。

具体的には、計画を着実に推進していくため、P D C Aサイクル²により、目標の実現に向けた取組を行います。とりわけサイクルC【C H E C K】「結果の点検・評価」は、アクションプラン（年度別取組計画）の年度末進捗状況の点検・検証や教育委員会における「教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価」の仕組みにより、その結果を区議会へ報告し、区民の皆様に公表のうえ、年度ごとの計画の進捗の点検・評価を行います。計画内容と実態が大きく乖離した場合は、中間年に計画を見直します。



² Plan（計画・目標）→ Do（実施）→ Check（結果の点検・評価）→ Action（改革・改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。

5 計画の期間

本計画の期間は、大綱の対象期間（おおむね5年間）に合わせて、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

今後、令和6年度以降の新しいビジョン・アクションプランの策定に合わせて、中間年に計画の見直しを予定しています。

6 計画の対象・範囲

本計画は、小学校就学前の幼児と義務教育段階における区立小・中学校の児童・生徒を主な対象とするものです。

また、本計画は、学校教育と地域や家庭における教育を主な範囲とし、子育て関連施策で教育施策と連携して行う取組については、必要に応じこの計画に含めています。



施策の体系

本計画では、大綱に掲げられた3つの「取組の視点」および8つの「重点施策」に基づき、49の主な取組を下記のとおり体系化しています。

※赤字で記載している取組は、アクションプラン（年度別取組計画）掲載事業です。

取組の視点 1

教育の質の向上

重点施策 1

学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実

【取組内容】

1 小学校就学前の幼児教育を充実します。

2 幼稚園・保育所・小学校が連携して、育ちと学びの連続性を大切にします。

3 小学校と中学校の一貫教育を進め、義務教育9年間を見通した教育を実践します。

4 子どもたちの心を育む人権教育、道徳教育を推進します。

5 英語教育の充実を図り、グローバル社会をたくましく生き抜く資質・能力を持った子どもたちを育成します。

6 子どもたちの体力の向上を図り、食育などの健康づくりに取り組みます。

7 タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を実現します。

8 学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図ります。

【主な取組】

(1) 私立幼稚園・私立保育所等への助成

(2) 私立幼稚園等園児保護者負担の軽減

(1) 幼保小連携の推進

(1) 小中一貫教育の推進

(2) 旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の整備

(1) 人権教育の推進

(2) 道徳教育の推進

(1) 英語教育の充実

(1) 学校体育等の充実

(2) 児童・生徒の食育の推進

(1) ICTを活用した教育活動の推進

(1) 学校図書館管理員の全校配置

重点施策 2

教員の資質・能力の向上

【取組内容】

- 1 子どもたちの良さや伸びようとする力を引き出す教員を育成します。
- 2 授業力や生活指導の力はもちろん、いじめ・不登校をはじめ、様々な問題に対応する力を身に付けるため、研修等により教員の資質・能力の向上を図ります。
- 3 ICT 機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図ります。
- 4 教員が子どもたちと向き合う時間を増やします。

【主な取組】

(1) 若手教員の育成の強化

(1) 教育課題に応じた教員研修の充実

(1) 教員全体の ICT 活用能力の向上

(1) 教員の働き方改革

(2) 子どもと向き合うことができる環境整備

重点施策 3

学校の教育環境の整備

【取組内容】

- 1 学校の建物や設備の改修・改築を計画的に進め、子どもたちの学ぶ環境を整えます。
- 2 区立学校の適正配置に努め、学校規模によって教育内容に差が生じないようにします。
- 3 教育活動に支障がない範囲で学校施設を有効に活用します。
- 4 一人ひとりに応じたきめ細かな教育を実現するため、学級編制等のあり方について、国等の動向を注視しながら検討を進めます。

【主な取組】

(1) 小中学校の改築等の推進

(2) 小中学校体育館の空調設備の整備

(3) 小中学校トイレの改修

(1) 区立学校の適正配置

(1) 学校施設と周辺区立施設の複合化

(1) 児童数の推計に基づく普通教室の確保

取組の視点 2

家庭や地域と連携した教育の推進

重点施策 1

家庭教育への支援

【取組内容】

- 1 学校や教育委員会がオンラインの活用を通じて様々な情報を家庭に提供するなど、多様な家庭教育支援を行います。
- 2 家庭と、学校・教育委員会が協力しながら、問題を解決できる体制を強化します。

【主な取組】

- (1) 家庭教育支援事業の実施
- (1) 関係機関の連携の強化

重点施策 2

学校運営や教育活動における家庭や地域との協働

【取組内容】

- 1 子どもたちの安全を守るため、学校・保護者・地域の連携をさらに強化します。
- 2 家庭・地域の学校教育への参画を促進し、地域社会との協働による学校運営を目指します。
- 3 子どもたちが身近な地域社会で様々な体験学習ができる環境を整えます。

【主な取組】

- (1) 学校安全対策の拡充
- (1) 地域未来塾の拡大
(2) 地域と協働した学校運営
- (1) 地域行事への参加の促進
(2) 伝統・文化への理解の促進
(3) 農業者と連携した体験学習の充実
(4) 校外学習の見直し・充実

取組の視点3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

重点施策1 いじめ・不登校などへの対応

【取組内容】

1 いじめ・不登校などに対して、未然防止・早期対応につながる効果的な取組を学校、教育委員会、関係機関が一体となって進めます。

2 早い段階から専門的知識をもつ人材を活用して、いじめ問題の解決にあたります。

3 不登校児童・生徒の学習機会を保障するため、適応指導教室を充実するとともにICT機器の活用を図ります。

4 不登校児童・生徒の実態を詳細に調査し、より効果的な不登校対策に取り組みます。

【主な取組】

(1) 教育相談体制の充実

(2) いじめ撲滅に向けた取組の強化

(3) 不登校対策の一層の推進

(1) スクールロイヤー制度の活用

(1) 適応指導教室の充実

(2) ICTを活用した相談・学習支援の実施

(1) 不登校対策の見直し

重点施策2 さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援

【取組内容】

1 家庭環境などにより、様々な問題を抱える子どもたちや家庭に対し、福祉や保健などの関係機関が相互に協力して、一人ひとりにあった生活支援や学習支援を行います。

2 外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実します。

【主な取組】

(1) 就学援助の実施

(2) 学習支援事業「中3勉強会」の実施

(1) 就学案内や就学先確認の充実

(2) 日本語等指導講師派遣の実施

重点施策3

障害のある子どもたちなどへの支援

【取組内容】

1 子どもたちや教員が障害に対する理解をより深めるよう、取組を充実します。

2 ICT 機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を進めます。

3 医療的ケアをはじめ特別な支援が必要な子どもと家庭に対し、保育・教育・福祉・保健などの関係機関が一体となって、切れ目のない支援を行います。

【主な取組】

(1) 障害に対する理解の促進

(2) 教員の専門性の向上

(1) ICT を活用した学習支援および子どもたち同士の交流の推進

(1) 学校等における医療的ケア児への新たな支援方針の策定

(2) 支援が必要な子どもたちへの教育環境の整備

(3) 校内外の協働による支援の実施



教育施策の具体的な展開

取組の視点 1 教育の質の向上

子どもたちが困難を乗り越え、様々な課題を解決するためには、基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けるとともに、考える力、判断する力、表現する力を育成することが重要です。

「コロナ後」の新しい教育のあり方を念頭に、子どもたちの学びを保障し、一人ひとりに応じたきめ細かな教育をさらに進めることができます。

重点施策 1 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実

取組内容および主な取組

1 小学校就学前の幼児教育を充実します。

幼児期の教育は、教育基本法³において生涯にわたる人格形成を培う重要なものであると示されています。幼稚園および保育所等は、幼稚園教育要領⁴や保育所保育指針⁵において、幼児教育を行う施設として位置付けられており、乳幼児の望ましい成長と発達を見通した適切な支援を行っていくことが重要です。

現在、区内の7割を超える幼児（3歳児から5歳児）の幼児教育を私立幼稚園および私立保育所等が担っていることから、私立園（所）における取組を充実させていく必要があります。幼児教育の充実に資するため、それぞれの特色を踏まえた支援を進めます。

区独自の幼保一元化の取組として、年間を通して9時間から11時間の預かり保育や3歳未満児の子どもの保育を行う私立幼稚園を「練馬こども園」として認定しています。保護者の就労形態やニーズの多様化に応えるため、引き続き拡大を図り、練馬区ならではの幼保一元化を目指します。

また、区立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担の経済的な格差是正に配慮しながら、適切な助成を行っていきます。

（1）私立幼稚園・私立保育所等への助成

- 私立幼稚園の運営に対する助成や教職員研修会に対する補助等、教育環境整備への支援を行います。
- 私立認可保育所等の運営に対する助成をはじめとして、施設の開設や改修などに対する施設整備補助を行います。

³ 憲法の精神に基づき、日本の教育の基本理念と教育制度の基本原則を定める法律。

⁴ 幼稚園における教育課程その他の保育内容の基準。文部科学省が告示する。

⁵ 保育所における保育の内容に関する事項およびこれに関連する運営に関する事項を定めたもの。厚生労働省が告示する。

| 現状（令和3年度末） | 令和8年度末の目標 |
|--------------------------|-----------|
| ◆私立幼稚園の教育環境整備に対する支援の実施 | ◆継続実施 |
| ◆私立保育所等の運営・施設整備に対する補助の実施 | ◆継続実施 |

（2）私立幼稚園等園児保護者負担の軽減

- 私立幼稚園等に通う園児の保護者の経済的負担を軽減するため、入園料や保育料等の一部を助成します。

| 現状（令和3年度末） | 令和8年度末の目標 |
|---|-----------|
| <p>◆園児保護者に対する助成の実施 (※令和2年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園児保護者補助金 3,209人 ・園児保護者負担軽減費補助金 延 92,525人 ・施設等利用給付費 延 85,383人 ・副食費に係る補足給付費 延 1,250人 | ◆継続実施 |

2 幼稚園・保育所・小学校が連携して、育ちと学びの連続性を大切にします。

小学1年生の段階において、学習面や生活面において不適応が見受けられるといった、「小1問題」への対応が求められています。

幼児期から児童期への変化を乗り越える力を養い、育ちと学びの連続性を保つため、幼稚園・保育所・小学校の連携を強化し、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

（1）幼保小連携の推進【アクションプラン掲載事業】

- 幼稚園・保育所・小学校の関係者で「練馬区幼保小連携推進協議会」を設置し、幼児教育・保育と小学校教育との連携のあり方について、協議を行っています。
- 幼児期から児童期への接続を一層円滑に進めるため、幼稚園・保育所・小学校における指導計画や、交流・連携の年間計画等を検討・調整する際のガイドラインとして、平成30年度に「ねりま接続期プログラム」を策定し、教員研修や授業等でプログラムを活用してきました。令和3年度に国が公表した「幼児教育スタートプラン」を受け、接続期における教育を強化するため「ねりま接続期プログラム」を改定します。

- 教員・保育士対象の研修や意見交換の場の設定、保護者向けリーフレット「もうすぐ1年生⁶」の周知など、様々な取組を実施しています。
また、外国人児童・保護者のための小学校入学（転入）ガイドブックを作成し、周知を図ります。

| 現状（令和3年度末） | 令和5年度目標 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--|-----------|-------|---|
| ◆「ねりま接続期プログラム」の活用 | ◆プログラムの改定 | 検討 | 改定 |
| 令和8年度末の目標 | | | |
| ◆研修・懇談会等の実施 ◆保護者向けリーフレットの周知 ◆外国人児童・保護者のための小学校入学（転入）ガイドブックの作成 | | | ◆「ねりま接続期プログラム（改定版）」を教員研修や授業等で活用 ◆研修・懇談会等の拡充 ◆保護者向けリーフレット等の周知・活用 |

3 小学校と中学校の一貫教育を進め、義務教育9年間を見通した教育を実践します。

小・中学校間を円滑に接続し、児童・生徒の発達段階に応じた指導を進めるとともに、小・中学校の教員の相互理解を深めて義務教育9年間を見通した教育活動を実践するため、全ての区立小・中学校において小中一貫教育を実施しています。

平成23年4月に開校した施設一体型小中一貫教育校「大泉桜学園」では、義務教育9年間を見通したカリキュラムのもとで教育活動を行っています。

また、「大泉桜学園」以外の小・中学校をグループ分けし、全グループで小中一貫教育の研究・実践を進めてきました。これらの取組の検証と成果をもとに、各グループで、目標とする中学校卒業時の生徒の姿を共有し、その実現に向けた系統的・連続的な教育活動を行うため、9年間を見通した取組プログラムを作成し、小中一貫教育のさらなる推進を図ります。

（1）小中一貫教育の推進【アクションプラン掲載事業】

- 各学校で選出した小中一貫クリエーター（推進教員）を中心とし、組織的な連携が可能な体制を構築しています。

小中一貫教育グループにおいて、これまでの取組の成果を検証し、9年間を見通した系統的・連続的な取組プログラムを作成します。

⁶ 5歳児およびその保護者向けリーフレット。学校生活の様子や行政の各種支援制度を周知する。

- 小・中学校間の児童・生徒の交流を継続的に実施します。
小学校から中学校への接続を円滑にするため、小学生が中学校で授業を受けたり、部活動に参加する機会を設けます。児童・生徒全員に配付したタブレットパソコン等を積極的に活用し、新たな交流や連携の形を検討して各グループで実践しています。
 - 小・中学校の教員が、相互の授業参観や合同研修会などを通して、生活指導および学習指導についての情報交換や協議等を継続的に実施します。
 - 大泉桜学園や各小中一貫教育グループにおける研究の成果を他グループと共有する機会として、練馬区教育実践発表会を開催します。
- 内容をリーフレットにまとめて保護者や地域にも発信します。

| 現状（令和3年度末） | 令和5年度目標 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------|--------------------|-------|-------|
| ◆全校で小中一貫教育を実施 | ◆小中一貫教育の取組プログラムの作成 | 検証 | 作成 |
| | 令和8年度末の目標 | | |
| | ◆小中一貫教育の取組プログラムの活用 | | |

（2）旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の整備

【アクションプラン掲載事業】

- 旭丘小学校・旭丘中学校の2校を先行して改築し、小中一貫教育校の整備を進めます。保護者や地域の代表および学校長等で構成する小中一貫教育校推進委員会や地域説明会などを通して、引き続き、保護者や地域の意見を聞きながら小中一貫教育校の設置に向け取り組んでいきます。

| 現状（令和3年度末） | 令和5年度目標 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------------------------|------------------|-------|-------|
| ◆地域との調整 | ◆地域との調整 | 調整 | 調整 |
| ◆小中一貫教育校の実施設計 | ◆工事 | 実施設計 | 工事 |
| ◆小中一貫教育校推進委員会の開催 ◆保護者および地域説明会の開催 | 令和8年度末の目標 | | |
| | ◆小中一貫教育校設置に向けた調整 | | |

4 子どもたちの心を育む人権教育、道徳教育を推進します。

人権教育は、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」として、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができる」ようにすることを主旨としています。学校教育においては、児童・生徒が「障害者理解」や「男女平等」などについての理解を深め、人権感覚を十分に身に付けられるよう、人権教育を推進していきます。

また、我が国では、長い歴史の中で礼儀や他人を思いやる文化が育まれてきましたが、社会が豊かになり価値観の多様化が進むにつれ、社会のルール・マナーに対する意識の低下や、思いやり・協調性の不足などが懸念されるようになりました。学校教育においては、児童・生徒の人間として調和のとれた成長を目指して、発達段階に応じた道徳教育を展開していきます。

(1) 人権教育の推進

- 児童・生徒が人権尊重の理念を正しく理解することを目指し、各校において学校ごとに作成する人権教育全体計画⁷に基づき、個性の尊重や男女平等などに関する教育を具体的に進めます。
- 区立幼稚園および小・中学校の教員を構成員とする練馬区人権教育推進委員会を設置し、研究授業、研究保育、講演会などを実施し、全ての学校（園）における人権教育を推進しています。人権教育推進委員会主催の研修を開催し、幼稚園、小学校、中学校における研究保育および研究授業を毎年度実施します。
- 東京都教育委員会が発行する人権教育プログラム（学校教育編）⁸等を活用し、様々な人権課題に関する授業実践や校内研修の充実を図ります。

| 現状（令和3年度末） | 令和8年度末の目標 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">◆人権教育全体計画に基づく、人権教育の推進◆人権教育推進委員会による研究授業等の実施◆人権教育プログラム（学校教育編）を活用した各校における校内研修の実施 | <ul style="list-style-type: none">◆継続実施◆人権教育推進委員会による研究授業等の充実◆人権教育プログラム（学校教育編）を活用した各校における校内研修の充実 |

⁷ 学校の人権教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通じて人権教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画。

⁸ 人権教育の目標、内容、指導事例および関係法令等を体系的にまとめた冊子。東京都教育委員会が作成。

(2) 道徳教育の推進

- 小学校では平成30年度から、中学校では令和元年度から、検定教科書を使って、教科となった道徳の授業を行っています。「特別の教科 道徳」を要として、各教科、総合的な学習の時間、特別活動それぞれの特質に応じて適切な指導を行い、学校の教育活動全体を通じて道徳教育の一層の充実を図ります。
- 「特別の教科 道徳」では、いじめをはじめとした様々な問題を児童・生徒が自分自身のこととして向き合い、考え、議論する授業を実践します。
- 道徳教育の全体計画・年間指導計画を見直し、検定教科書を用いた、全ての学校での「特別の教科 道徳」の特質を踏まえた「考え方議論する道徳」の充実を図ります。
- 区立幼稚園では、各領域（「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」）を通して総合的な指導を行い、道徳、心の芽生えを培うことができるよう指導を強化していきます。
- 道徳の授業において、区独自の地域教材を活用します。
- 道徳授業地区公開講座⁹を活用するなど、家庭・地域と連携した道徳教育の充実を図ります。

| 現状（令和3年度末） | 令和8年度末の目標 |
|---|---|
| ◆検定教科書を用いた、全ての学校での「特別の教科 道徳」の特質を踏まえた授業の展開 | ◆検定教科書を用いた、全ての学校での「特別の教科 道徳」の特質を踏まえた授業の充実 |

5 英語教育の充実を図り、グローバル社会をたくましく生き抜く資質・能力を持つ子どもたちを育成します。

グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっています。

小学校では、令和2年度、中学校では、令和3年度から全面実施となった学習指導要領においても、教育内容の主な改善事項として「外国語教育の充実」が挙げられ、小学校では、第3・4学年に「外国語活動」、第5・6学年では「外国語科」が導入されました。

区内の小学校では、第3・4学年で英語を「話すこと」「聞くこと」に慣れ親しみ、第5・6学年では「読むこと」「書くこと」を含めた4技能の育成が必要です。中学校では、互いの考え方や気持ちなどを英語で伝え合う言語活動を重視するとともに、具体的な課題等を設定するなどして学習した語彙や表現等を実際に活用する活動を充実させていく必要があります。

⁹ 道徳の授業公開や、保護者を対象とした意見交換会・講演会を実施し、道徳教育の充実を図る取組。

児童・生徒に4技能（「聞く」「話す」「読む」「書く」）のバランスのとれた英語力を育成していくため、英語教育のさらなる充実に向けた取組を進めていきます。

（1）英語教育の充実【アクションプラン掲載事業】

- 中学2・3年生を対象として英検（実用英語技能検定）の検定料を全額補助しています。生徒一人ひとりが学力に応じた目標を設定し、チャレンジする機会を与えることで、英語学習に対する意欲の向上を図ります。
- 令和4年度から中学1年生を対象に夏季イングリッシュキャンプ¹⁰を実施します。学習した英語を実際に活用する場面を通じて、異文化を理解しながら英語を学び続ける意欲を育成します。
- 中学2年生を対象に英語4技能検定¹¹を実施して、練馬区の生徒の英語力を正確に把握し、現状分析に基づいて授業改善を推進していきます。
- 小学校高学年においても児童の英語力を正確に把握し、授業改善を推進できるよう英語4技能検定を導入します。
- 音声教材や映像教材の活用、オンラインによる海外交流など、ICTを活用し学びの充実を図ります。
- 英語4技能検定活用授業改善研修や、指導教諭の授業公開などを行い、教員の指導力向上を図ります。

| 現状（令和3年度末） | 令和5年度目標 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--|-------------------|---|----------|
| ◆英語4技能検定の実施 中学校2年生 実施 | ◆実施 ◆小学校高学年 実施 | 実施 開始 | 実施 実施 |
| ◆夏季イングリッシュキャンプの検討 | ◆実施 | 試行 | 実施 |
| ◆中学校卒業時の英語力指標 (※令和2年度実績) ・英検3級相当または同程度の能力を有している生徒の割合 56.7% ・英語4技能検定 全中学校で実施 | | 令和8年度末の目標 ◆中学校卒業時の英語力指標 ・英検3級相当または同程度の能力を有している生徒の割合 65.0% ・英語4技能検定 全小・中学校で実施 | |

¹⁰ 日本にいながら異文化理解を深め、英語によるコミュニケーション力を高めること目的とした、外国人講師による英語指導プログラムを行う宿泊学習。

¹¹ 外国語に関する4技能（「聞く」「読む」「話す」「書く」）の習得レベルを総合的に判定する国際的なガイドライン（CEFR）に図って行う検定。

6 子どもたちの体力の向上を図り、食育などの健康づくりに取り組みます。

文部科学省が平成20年度から毎年実施している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によれば、近年では児童・生徒の体力低下とともに、体力が高い子どもと低い子どもの格差が指摘されており、学校教育上の大変な課題の一つとなっています。

また、幼児期から体を動かす意欲や習慣を育成することも求められています。さらには、新型コロナウイルス感染症の流行による児童・生徒の運動量の減少が体力低下に影響を与えています。学校体育を通じて児童・生徒の健康増進および体力の向上を図るとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として取り組んだオリ・パラ教育の成果を生かし、様々なスポーツを経験させることによって、運動に親しむ習慣を身に付けさせ、運動能力の向上を図っていきます。

共働き家庭の増加や核家族化などの社会環境の変化に伴い、食生活のあり方が大きく変化し、家庭において望ましい食習慣や食に関する知識を習得することが難しくなっています。そのため、学校・家庭・地域が積極的に児童・生徒の食育を推進する必要があります。教材として学校給食を活用し、児童・生徒の食に関する理解を深めるとともに、望ましい食習慣の形成を図ります。

(1) 学校体育等の充実

- 児童・生徒のさらなる体力の向上および健康の保持増進が必要となっています。そのために、運動に親しみ運動能力が高まるように学校体育の内容を充実していきます。
また、幼児期から運動やスポーツに親しむ習慣や、運動への意欲を育成するための取組を検討します。
- 遊びを通じた体力づくりや、自己の体力や技能の向上を確認できる活動を授業の中に位置付けることなどにより、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための素地を培います。
- 休み時間中の運動の取組や、運動部に所属していない生徒への運動の場の創出などを通じて、全ての児童・生徒の運動機会をより多く確保します。
- 校長、副校長、主幹教諭等の教員で構成された体力向上検討委員会を開催し、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果分析をはじめ、児童・生徒の健康増進および体力の向上を図るための取組を検討し、推進していきます。

| 現状（令和3年度末） | 令和8年度末の目標 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">◆体力向上検討委員会の開催◆東京都事業「国際的なスポーツ大会を契機とした体力向上事業」による体力向上のための取組の実施 | <ul style="list-style-type: none">◆体力向上検討委員会の開催の継続◆体力向上に関する教員研修の実施の継続 |

(2) 児童・生徒の食育の推進

- 区では、食育基本法に基づき、同法が目標とする、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための「食育」を推進することを目的に、平成19年度に「練馬区立小・中学校における食育推進計画」を策定しました。平成28年度には計画期間を5年間とする第3次計画を、令和3年度には第4次計画（令和4年度～令和8年度）を策定し、継続的に取組を推進しています。
- 本計画は、「練馬区立小・中学校における食育の目標」を達成するために、「学校における食育の充実」、「学校給食の充実」、「学校・家庭・地域が連携した食育の推進」の3つの基本方針を定め、具体的な取組内容を掲げています。
- 校長、副校長、主幹教諭等の教員と、栄養教諭、栄養職員等の食に関する専門性を有する教職員とで構成された食育推進チームを全ての学校に設置し、本計画および食に関する指導の全体計画¹²に基づき、着実に食育を推進しています。
- 地場産物（キャベツ、練馬大根等）を使用した全校一斉の学校給食を提供するなど、目の前の食材を「生きた教材」として活用することで、食文化や食料事情等への理解を深められる取組を積極的に行ってています。

| 現状（令和3年度末） | 令和8年度末の目標 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">◆食育推進チームによる指導<ul style="list-style-type: none">・全校◆区内地場産物の年間使用平均日数 (※平成29年度～令和2年度平均)<ul style="list-style-type: none">・小学校 56.9 日・中学校 55.2 日 | <ul style="list-style-type: none">◆食育推進チームによる指導の継続<ul style="list-style-type: none">・全校◆区内地場産物の年間使用平均日数<ul style="list-style-type: none">・小学校 60 日・中学校 60 日 |

7 タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を実現します。

練馬区学校ICT環境整備計画に基づき、令和元年度に全普通教室に大型提示装置（電子黒板）や実物投影機、教室用パソコン等を配備しました。

また、コロナ禍による国のGIGAスクール構想¹³の加速化により、区では計画を前倒しして、全児童・生徒に対し、令和2年度に一人一台のタブレットパソコンの配備を完了しました。

¹² 文部科学省発行の「食に関する指導の手引」などに基づき、子どもたちが食について計画的に学べるよう、各学校で作成する計画。

¹³ 2019年12月に文部科学省から発表されたプロジェクトのこと。GIGAとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略。小・中学校の児童・生徒に一人一台端末と全国の学校に高速大容量通信ネットワークを整備し、子どもたちを誰一人取り残すことなく個別最適化された創造性を育む教育を実現する構想。

(1) ICT を活用した教育活動の推進【アクションプラン掲載事業】

- 児童・生徒の情報活用能力を育成し、主体的・対話的で深い学びの実現や個別最適な学びの充実を図るため、ICT を効果的に活用した学習を奨励し、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな教育活動を推進します。
- 動画や画像等を用いたわかりやすい授業を通して、子どもたちに学ぶ喜び、わかる喜びを実感させます。教科指導における ICT 活用をさらに進めるため、学校の教室 ICT 環境や教育ネットワーク回線の充実に取り組みます。
- 現在、文部科学省が実施しているデジタル教科書の実証事業の結果等を踏まえ、今後のデジタル教科書の導入に向けて、導入効果の検証や運用に必要となる通信環境の諸条件などの検討を総合的に進め、児童生徒用タブレットパソコン等の運用に最適な通信方法を検討し、必要に応じて通信環境の見直しを図ります。

| 現状（令和3年度末） | 令和5年度目標 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--|-----------------------------|----------|---|
| ◆教育ネットワーク回線の整備 | ◆回線の充実 ◆デジタル教科書の導入に向けた検討 | 充実 検討 | — 検討 |
| 令和8年度末の目標 | | | |
| ◆児童生徒用タブレットパソコンを活用した授業の実践 ◆デジタル教材、インターネットなどのデジタルコンテンツの活用 ◆感染不安により登校できない児童・生徒に対するオンライン授業の実施 | | | ◆日常的な ICT の活用による効果的な授業の実践 ◆デジタル教科書・教材、インターネットなどのデジタルコンテンツの充実 ◆専門家や外部人材等を活用したオンライン授業の充実 ◆児童生徒用タブレットパソコン等の通信環境の最適化 |

8 学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図ります。

平成 26 年 7 月に学校図書館法が一部改正され、平成 28 年 11 月には文部科学省から学校図書館の整備充実を図るため「学校図書館ガイドライン¹⁴」が示されました。令和 2 年度から小学校、令和 3 年度から中学校で全面実施となった学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」の実現が重要視されており、学校図書館の図書資料等を活用して調べ、まとめ、発表する学習活動にこれまで以上に取り組んでいくことが求められています。そのため練馬区では、適切な蔵書管理を行うとともに、学校図書館の利活用が一層進むよう区立全小・中学校の学校図書館に蔵書管理システムを導入しました。

また、令和 2 年 3 月に策定した第 4 次練馬区子ども読書活動推進計画に基づき、学校と区立図書館との連携の充実等、子どもの読書活動推進に向けた取組を進めています。学校と区立図書館とが連携を進め、全学校の学校図書館の資料を充実させることで、学校図書館の機能を強化し、探究的学習や読書活動の充実を図ります。

（1）学校図書館管理員の全校配置【アクションプラン掲載事業】

- 学校図書館が担う「読書センター」「学習センター」「情報センター」の 3 つの機能の充実を図ります。
- 学校図書館の活用により、情報活用能力を育成し、発達段階や子どもの興味関心に応じた学びを充実させることで、児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指します。
- 平成 29 年度から、全ての区立小・中学校の学校図書館に学校図書館管理員¹⁵または学校図書館支援員¹⁶を配置し、学校図書館の運営を支援しています。
- 区立図書館では、団体貸出や図書館情報の提供、学校支援用資料の充実などにより、学校の読書活動の充実への支援を一層推進します。

| 現状（令和 3 年度末） | 令和 5 年度目標 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|---|-----------|---------|---------|
| ◆学校図書館管理員の配置 【学校図書館への人的配置校数】 <ul style="list-style-type: none">・学校図書館管理員 小学校：39 校、中学校：21 校・学校図書館支援員 小学校：26 校、中学校：12 校 | ◆全校配置 | 全校配置 | — |
| 令和 8 年度末の目標 | | | |
| ◆探究的学習および読書活動の充実 | | | |

¹⁴ 学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましいあり方を示す国の指針。

¹⁵ 学校図書館運営業務の受託事業者が学校図書館に派遣する人員。図書選定・除籍の助言、図書の整理・紹介、よみきかせ等の業務を行う。

¹⁶ 区立図書館の指定管理事業者が行う学校支援モデル事業の一環として、学校図書館の運営を支援する人員。図書選定・除籍の助言、図書の整理・紹介、よみきかせ、区立図書館からの団体貸出等の業務を行う。

その他の取組

| | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 区立幼稚園の保育事業の実施 | ○ 区立幼稚園において、在園児を対象に教育時間終了から 16 時 50 分までの預かり保育を引き続き実施します。 |
| 2 | 未就園児への支援 | ○ 地域の未就園児やその保護者を対象に、幼稚園・保育所等で行っている子育て相談、園舎・園庭の開放や在園児との交流などの子育て支援の取組を継続して実施します。 |
| 3 | 学校選択制度の活用 | ○ 区立中学校選択制度により、生徒・保護者の意思を尊重するとともに、一人ひとりの個性や能力を伸ばすことができる個々の生徒に適した教育環境を提供していきます。 |
| 4 | 個に応じた指導の充実 | ○ 児童・生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、各学校の実態に即し、習熟度別少人数指導やチームティーチング ¹⁷ による個に応じた指導を充実させます。 |
| 5 | 各種学力調査の実施と活用 | ○ 学習指導要領の目標および内容が、児童・生徒にどの程度定着しているかを把握するため、学力調査を実施し、その分析結果を授業改善に活用します。 |
| 6 | 体力調査の活用と分析 | ○ 小学 1 年生から中学 3 年生までを対象とした新体力テストを実施してその結果を分析することにより、体育授業の改善等を進めます。 |
| 7 | 学校保健の充実 | ○ 学校医、学校歯科医および学校薬剤師と連携し、児童・生徒の感染症対策、アレルギー対策、生活習慣病予防、口腔衛生の向上および薬物乱用防止等を推進します。 |
| 8 | 学校給食の充実 | ○ 安全で安心な学校給食の提供、栄養管理、衛生管理、食材の安全確保、給食室の補修・改善などにより、学校給食の充実を図ります。 ○ 食物アレルギー対応や児童・生徒への給食指導など一層きめ細かな対応を行っていきます。 |

¹⁷ 複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導する授業方式。

| | | |
|----|-------------------|---|
| 9 | 学校における読書活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 朝読書など、各学校における多様な読書活動を推進するとともに、目的に応じて図書資料から情報を得るなどの児童・生徒の主体的な学習活動を展開します。 ○ 学校では、団体貸出の活用など区立図書館と連携した教育活動や授業を計画的に実施します。 |
| 10 | 読書に親しむための施設や設備の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園および保育所等の図書室・図書コーナーならびに学校図書館の施設、設備、図書資料の充実を図ります。 ○ 区立図書館の大規模改修時に合わせて子ども向けコーナーを拡充するなど、利用しやすい環境を整備します。 |
| 11 | 環境教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒が環境について総合的に学ぶことができる教育を推進するために、体験を通じた環境教育を推進します。 |
| 12 | キャリア教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 望ましい職業観・勤労観を培うために、発達段階に応じたキャリア教育を、義務教育9年間を通して進め、児童・生徒が、自分自身の生き方を考え、将来に向けた夢や希望を持てるようになります。 |

重点施策2 教員の資質・能力の向上

取組内容および主な取組

1 子どもたちの良さや伸びようとする力を引き出す教員を育成します。

教員は、子どもたちの心身の発達に関わり、人格形成に大きな影響を与えます。教員が、次代を担う子どもたちを健全に育成していく役割を十分に果たすためには、その資質・能力を継続的に向上させていく必要があります。

そこで、職層や経験年数に応じた研修の実施や、意欲と能力のある若手教員の育成など、教員の資質・能力の向上に取り組みます。

(1) 若手教員の育成の強化【アクションプラン掲載事業】

- ベテラン教員の大量退職、35人学級編制の実施等に伴い、新任教員の大量採用が見込まれます。経験の少ない教員に対する校内研修が計画的に実施されるよう、各学校の取組を支援します。
- 経験の少ない教員への個別指導・助言を行う教育アドバイザー（退職校長）の配置を順次拡大します。
- 教員の職層や経験年数に応じた研修を充実させるとともに、自主的研究活動を奨励します。

| 現状（令和3年度末） | 令和5年度目標 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------------------------|---------|-------|-------|
| ◆若手教員研修の実施 | ◆研修の充実 | 充実 | 実施 |
| ◆教育アドバイザーの配置 | ◆配置拡大 | 拡大 | 拡大 |
| 令和8年度末の目標 | | | |
| ◆学校内外における研修の充実 ◆教育アドバイザーの活用充実 | | | |

2 授業力や生活指導の力はもちろん、いじめ・不登校をはじめ、様々な問題に対応する力を身に付けるため、研修等により教員の資質・能力の向上を図ります。

教員が身に付けるべき力は、授業力だけでなく、生活指導力・進路指導力、外部との連携・折衝力など多岐にわたります。

また、いじめ・不登校や急速に普及したICTの活用など多種多様な課題への対応力が求められています。そこで、教育委員会が実施する各種研修の内容の改善・充実を図り、教員の対応力向上を図ります。

(1) 教育課題に応じた教員研修の充実

- 新たな教育課題への対応力を身に付ける教員研修の質や内容の向上を図るとともに、国や東京都が実施する研修の受講を奨励します。

| 現状（令和3年度末） | 令和8年度末の目標 |
|----------------------------|-----------------------------|
| ◆新たな教育課題や新学習指導要領に対応した研修の実施 | ◆新たな教育課題や次期学習指導要領を見据えた研修の充実 |

3 ICT 機器を効果的に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図ります。

ICT を効果的に活用した学習を奨励し、児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな教育活動を推進するためには、教員の ICT 機器活用能力の向上および学習活動の一層の充実が必要です。特に、教員間の活用能力の差が生じないように、教員全員が ICT 機器を活用した効果的な授業ができるよう取組を進めます。

(1) 教員全体の ICT 活用能力の向上【アクションプラン掲載事業】

- 「教育 ICT 実践事例集」等の活用により、効果的な実践事例を全校で共有します。各校で選任した全校の ICT 活用推進リーダーに対し、校内への還元研修を目的とした活用事例の研究や活用研修を実施しています。各校ではリーダーを中心とした校内・各地域の研修体制を構築していきます。
- また、リーダー相互の連携を図り、情報を共有し合い、各校での取組の進展を図ります。
- ICT 支援員¹⁸によるサポート体制等を整え、教員の ICT 活用能力向上を図ります。
- 教員の校内研修や授業準備を容易にし、児童・生徒に寄り添った実践的な学習指導をさらに進めるため、教員用タブレットパソコンを配備します。

| 現状（令和3年度末） | 令和5年度目標 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------|------------------|-------|-------|
| ◆教員全体の ICT 活用能力の向上 | ◆活用能力の向上 | 実施 | 実施 |
| ◆全児童生徒へタブレットパソコンの配備 | ◆教員用タブレットパソコンの配備 | 配備 | — |

¹⁸ 学校における教員の ICT 活用（授業、校務、教員研修等）を支援する人員。ICT を活用した授業等を教員がスムーズに行うための支援を行う。

| | 令和8年度末の目標 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ICT活用推進リーダーの選任・育成 ◆教育ICT実践事例集の作成 ◆ICT支援員の配置 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ICT活用推進リーダーによる各校・各地域での研修の充実 ◆教育ICT実践事例集の活用 |

4 教員が子どもたちと向き合う時間を増やします。

教員の指導力向上を図る必要がある一方、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、教員に求められる役割が拡大する中、教員の業務量の多さが課題となっています。区においては、教員サポート人材や部活動指導員の配置、学校徴収金管理システムの導入などの取組を進めてきましたが、国や都において、外部人材の活用やICTの推進等による教員の負担軽減のためのさらなる改善策の検討が進められています。

こうした動向を踏まえ、教員の事務処理等の業務負担を軽減し、教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、児童・生徒一人ひとりに応じた指導の充実を図ります。

(1) 教員の働き方改革【アクションプラン掲載事業】

- 小・中学校の教員の負担軽減を図るため、教員をサポートする人材の配置を拡大します。
- 中学校の部活動において専門的な技術指導を行う「部活動外部指導員」の配置を継続します。校外の大会への引率等、顧問教員に代わって技術指導以外の活動もできる「部活動指導員」の配置を順次拡大していきます。

| 現状（令和3年度末） | 令和5年度目標 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------------------------|---------|-------|-------|
| ◆教員サポート人材の配置 | ◆配置拡大 | 拡大 | 拡大 |
| ◆部活動指導員の配置 | ◆配置拡大 | 拡大 | 拡大 |
| 令和8年度末の目標 | | | |
| ◆教員をサポートする人材の継続配置 ◆部活動外部指導員の継続配置 | | | |

(2) 子どもと向き合うことができる環境整備

- 校務支援システム¹⁹を十分に活用して校務の効率化を図るほか、デジタル教材の活用による授業準備の効率化を図り、教員が心身ともに充実して子どもたちと向き合える環境をつくり、より質の高い教育の実施を図ります。

| 現状（令和3年度末） | 令和8年度末の目標 |
|--------------|-------------------|
| ◆デジタル教材の一部利用 | ◆デジタル教材を活用した授業の実施 |

その他の取組

| | | |
|---|-----------------------------|---|
| 1 | 校内研修・研究の充実と成果の活用 | ○ 指導主事等が訪問し、学校ごとに行う教員の指導力向上を図るために校内研修・校内研究を支援します。 |
| 2 | 実践的な教員研修の実施 | ○ 区が独自に実施する教員研修をより実践的なものに拡充します。 |
| 3 | 学校教育関係団体への助成 | ○ 区内全校の児童・生徒が参加する連合音楽会や生徒総合体育大会などの運営や、教職員の研修を実施する小学校教育会、中学校教育研究会などの学校教育関係団体への助成を行います。 |
| 4 | 授業改善推進プランに基づくP D C Aサイクルの確立 | ○ 基礎学力の定着を図るため、各学校において、児童・生徒の実態を踏まえた授業改善推進プランを作成し、年間を通じたP D C Aサイクルの確立による授業の見直しや指導方法の改善を進めます。 |
| 5 | 教育活動における外部人材の活用 | ○ 多様な知識・経験等を有する外部の人材を積極的に活用し、教育活動の充実を図ります。 |
| 6 | 教育課程の工夫 | <ul style="list-style-type: none">○ 教育課程の適正な編成・実施・評価・改善に向け、各校への指導・助言体制の充実を図ります。○ 教育の質の向上および授業時間数の確保等を目的として、各校の実態に応じた教育課程の工夫を支援します。 |
| 7 | 学校徴収金管理システムの運用 | ○ 学校徴収金の保護者からの集金および事業者への支払を管理するシステムの運用により、事務の効率化を図り、教職員の負担を軽減します。 |

¹⁹ 教職員と学校、教育委員会事務局間での情報共有、通知表や出席管理などをパソコン上で行うシステム。

重点施策3 学校の教育環境の整備

取組内容および主な取組

1 学校の建物や設備の改修・改築を計画的に進め、子どもたちの学ぶ環境を整えます。

練馬区には区立小学校が65校、中学校が33校の合計98校があります。これらの多くは昭和30年代から50年代の人口急増期に建設したもので、その半数以上が築50年以上経過し老朽化が進んでいます。児童・生徒にとって安全で快適な教育環境を保持するため、計画的に改築・改修を進めていく必要があります。

（1）小中学校の改築等の推進【アクションプラン掲載事業】

- 区立施設の総合的なマネジメントの方針である「練馬区公共施設等総合管理計画（平成29年3月）」に基づき、その個別計画として「練馬区学校施設管理基本計画（平成29年3月）」とその具体的な取組を定める「練馬区学校施設管理実施計画（平成31年3月）」を策定しました。
- 築50年を超えた学校施設について順次、長寿命化の適否を判断していきます。長寿命化に適する建物は、原則として、築60年を目途に改修を行い、目標使用年数を80年とします。その他の建物は、築60年を目途に改築します。
- 学校施設の改築については、「80年（長寿命化に適さない学校は60年）を迎える学校」を基本とし、学校の適正配置、小中一貫教育校の設置等の検討状況を踏まえ、総合的な観点から概ね年2校ずつ改築実施校を選定していきます。改築にあたっては、新たな教育需要への対応とともに、学校施設の標準化を行い、シンプルかつコンパクトな施設を目指します。

長寿命化改修を実施する学校施設についても、概ね年1～2校程度、順次、着手していきます。

| 現状（令和3年度末） | 令和5年度目標 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--|---|---|--|
| ◆改築 ・関町北小学校 工事 ・上石神井北小学校 実施設計 工事 ・旭丘小学校/旭丘中学校 実施設計 | ◆改築 工事（完了） 工事（一部） 工事（一部） ・向山小学校 実施設計 ・田柄中学校 実施設計 ・練馬東小学校 基本設計 ・豊溪小学校 基本設計 ◆長寿命化改修 ・石神井南中学校 設計 | 工事 工事 実施設計 基本設計 基本設計 — — — | 工事 工事 工事 実施設計 実施設計 実施設計 基本設計 基本設計 設計 |
| | 令和8年度末の目標 | | |
| | ◆改築 概ね年2校着手 | | |
| | ◆長寿命化改修 概ね年1～2校着手 | | |

（2）小中学校体育館の空調設備の整備【アクションプラン掲載事業】

- 児童・生徒の熱中症対策とともに、学校は災害時における地域の避難拠点としての役割を担うことを踏まえ、既存の小・中学校体育館に空調設備を整備します。併せて、体育館改築時にも同様に空調設備を整備します。

| 現状（令和3年度末） | 令和5年度目標 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|--------------------|-------|-------|
| ◆設置完了 計40校 | ◆設置完了 計72校 | 16校 | 16校 |
| | 令和8年度末の目標 | | |
| | ◆令和元年から概ね7年間で全校に整備 | | |

(3) 小中学校トイレの改修【アクションプラン掲載事業】

- 児童・生徒にとってより快適な環境を整備するため、小・中学校のトイレ改修（便器洋式化、床ドライ化²⁰、配管取替、バリアフリー化等）を進めます。平成29年度までに全小・中学校の1系統²¹目の改修を終了しました。今後は、未改修の2系統目以降のトイレについて整備を進めていきます。

| 現状（令和3年度末） | 令和5年度目標 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------------|-------------|-------|-------|
| ◆ 2系統目 改修終了 計13校 | ◆改修終了 調整 | 調整 | 調整 |
| 令和8年度末の目標 | | | |
| ◆継続実施 | | | |

2 区立学校の適正配置に努め、学校規模によって教育内容に差が生じないようになります。

集団活動や行事が活発に行われ、児童・生徒が様々な人とのかかわりの中で学び、成長していくために、学校には一定程度の児童・生徒数と学級数が必要です。

過小規模校²²では、集団生活の良さが生かされにくく、学年や学校全体の活気が低下する傾向があります。特に、単学級ではクラス替えができないため、交友関係が固定化しやすく、多様なものの見方・考え方に対する機会が少なくなります。

また、中学校は教科担任制のため、過小規模校は教員が少なく、授業改善の取組や部活動などが制限され生徒のニーズや興味・関心に十分応えられない傾向があります。

一方で、過大規模校²³は教室、体育館、校庭などの施設面に余裕がなく、算数・数学などの少人数指導や部活動のスペース、社会科見学や移動教室時の見学場所が制約される場合があります。

児童・生徒数の動向を踏まえ、学校の適正規模を確保し、児童・生徒が良好な教育環境の中で学び、成長することができるよう、学校の適正配置を進めていきます。

(1) 区立学校の適正配置【アクションプラン掲載事業】

- 「練馬区学校施設管理基本計画」で示す区立小・中学校の適正配置の考え方に基づき、児童・生徒数の動向や学校施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組などを踏まえた、具体的な適正配置基本方針の策定に向けて検討します。

²⁰ 雜菌の発生を抑える効果があり、掃除も容易となるため、トイレの床をタイルなどから水を流さない乾いた床に改修すること。

²¹ 建物の1階から最上階までの縦系列上下のトイレの並び。

²² 学級数11学級以下の小・中学校。(練馬区学校施設管理基本計画)

²³ 学級数19学級以上の小・中学校。(ただし、小学校は教室の確保を条件に19~24学級までは許容範囲)

| 現状（令和3年度末） | 令和5年度目標 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|-------------------------|-------|-------|
| ◆新たな基本方針の検討 | ◆基本方針の検討 | 検討 | 検討 |
| | 令和8年度末の目標 | | |
| | ◆新たな基本方針の策定 ◆適正配置の推進 | | |

3 教育活動に支障がない範囲で学校施設を有効に活用します。

学校施設は教育施設であるとともに、地域において最も身近な公共施設です。学校施設と周辺の区立施設を複合化することにより、区民サービスの向上や区全体の改築・改修費用の抑制を図ります。

一方で、今後の児童・生徒数の動向や児童・生徒一人当たりの校地面積、校地の形状など学校ごとに違いがあることから、改築の際に学校運営や教育活動に配慮して周辺区立施設との複合化を進めます。

（1）学校施設と周辺区立施設の複合化

- 学校運営や教育活動に配慮して、学校と周辺区立施設の複合化を進めます。

| 現状（令和3年度末） | 令和8年度末の目標 |
|--|-------------------------------------|
| ◆新たな小中一貫教育校（旭丘小学校・旭丘中学校）の整備にあわせて、栄町児童館、栄町敬老館を複合化 ※実施設計中 | ◆学校の改築時に、施設の複合化を実施（周辺区立施設を可能な限り複合化） |

4 一人ひとりに応じたきめ細かな教育を実現するため、学級編制等のあり方について、国等の動向を注視しながら検討を進めます。

一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と、安全・安心な教育環境を整備するために、公立の小学校の学級編制の標準を40人（1年生は35人）から35人に引き下げる改正法が令和3年4月に施行されました。令和3年度に2年生を35人以下とし、5年間かけて段階的に6年生まで引き下げ、令和7年度には全ての学年で35人学級となる予定です。増加する学級数に応じて、必要となる普通教室数を確保していきます。

（1）児童数の推計に基づく普通教室の確保

- 法改正を踏まえて、今後の児童数について複数年にわたり推計を行い、その結果を踏まえ、普通教室を計画的に確保していきます。
- 推計の精度を高めるため、推計方法を必要に応じて見直します。

| 現状（令和3年度末） | 令和8年度末の目標 |
|-------------------------------|-----------|
| ◆法改正を踏まえた児童数の推計により次年度の普通教室を確保 | ◆継続実施 |

他の取組

| | | |
|---|-----------------------|--|
| 1 | 学校環境衛生の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 換気、採光、照明および水質等の学校環境を適正に保つため、学校環境衛生基準に沿った検査を実施します。検査の結果により学校薬剤師による指導や助言を受け、改善を図ることにより学校環境衛生を一層充実させます。 |
| 2 | みどり豊かで環境に配慮した学校づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の緑化を推進するとともに、環境への負荷が少なく、快適で、みどり豊かなうるおいのある学校環境を整備していきます。 ○ 屋上緑化、壁面緑化など、児童・生徒がみどりに親しみながら緑化意識を育むことのできる学習環境を目指していきます。 |
| 3 | 校具等の更新 | <ul style="list-style-type: none"> ○ よりよい教育環境を整備するため、机や椅子等の学校運営上必要な校具等について、老朽度の高いものから順次新しいものにしていきます。 |

取組の視点 2 家庭や地域と連携した教育の推進

家庭教育は教育の原点です。豊かな人間性や人としてのよりよい生き方は、家庭生活の中で育まれ、地域社会での様々な人々との交流によって身に付けることができます。

そのために、家庭教育を支援し、地域社会や関係機関、学校と一体となって子どもたちの健全育成を進めることができます。

重点施策 1 家庭教育への支援

取組内容および主な取組

1 学校や教育委員会がオンラインの活用を通じて様々な情報を家庭に提供するなど、多様な家庭教育支援を行います。

家庭教育は、子どもの基本的生活習慣や、他人に対する思いやり、善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどの「生きる力」の基礎を育む上で重要な役割を果たすことが期待されています。一方、少子化や核家族化の進行等、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、悩みや不安を抱える子育て家庭の増加や、家庭における子育て機能の低下が指摘されています。子どもの健全な育成を進めるために、家庭の教育力の向上や保護者の子育ての悩みの軽減につながる取組を実施していきます。

(1) 家庭教育支援事業の実施【アクションプラン掲載事業】

- 家庭教育支援事業に係る関係部署で構成する家庭教育支援事業推進会議を設置し、家庭教育を支援していくための事業を実施しています。
- 年4回発行の「教育だより」では、家庭に向けての提案や問題提起する記事を盛り込み、家庭内での話題となるような内容を掲載しています。
- 保護者対象の講演会を開催し、保護者が抱える様々な子育ての悩みや不安の解決や解消を図ります。
- 児童生徒用タブレットパソコンなど、オンラインを活用した家庭教育支援の情報発信を行い、保護者と子どもが共に学ぶ機会を提供します。

| 現状（令和3年度末） | 令和5年度目標 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--|----------|---|-------|
| ◆児童生徒用タブレットパソコン等を活用した情報発信の検討 | ◆情報発信の実施 | 開始 | 実施 |
| ◆家庭教育支援事業推進会議の開催 ◆「教育だより」の発行 ◆保護者対象講演会の開催（令和3年度 8講座16回開催） ◆家庭教育支援リーフレット「ネリまなび」による情報発信 | | 令和8年度末の目標 | |
| | | ◆「教育だより」の内容の充実 ◆保護者対象講演会等の開催による家庭教育支援の充実 ◆児童生徒用タブレットパソコン等を活用した情報発信の充実 | |

2 家庭と、学校・教育委員会が協力しながら、問題を解決できる体制を強化します。

近年、育児不安など児童相談件数は増加傾向にあります。その背景には、少子化や核家族化などによる育児の孤立化や、経済的な問題などの社会環境が年々厳しくなっていることがあります。ネグレクト（育児放棄）などの児童虐待、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもへの対応のように、学校の対応だけでは解決困難な問題を抱えている家庭もあり、そうした家庭を支援するためには、学校・教育委員会をはじめ関係機関が連携して対応していく必要があります。

引き続き、子どもに対する総合的かつ切れ目のない支援を効果的かつ効率的に展開するため、教育・保育・福祉・保健等を所管する関係機関相互の連携を強化していきます。

（1）関係機関の連携の強化

- 要保護児童対策地域協議会²⁴を通じ、子ども家庭支援センター、学校教育支援センター、学校、こども発達支援センター、総合福祉事務所、保健相談所、幼稚園、保育所等の連携を強化し、子育て家庭への総合的な相談・支援体制の充実を図ります。
- 児童虐待は、早期発見・早期対応が重要であることから、学校や保育園などへの巡回支援体制を強化し、不登校や身体状況などの虐待の兆候を早期発見し、情報の共有、適切な対応へつながる関係機関相互の連携体制の強化を図ります。

²⁴ 児童福祉法に基づき、市区町村が設置する機関。子ども家庭支援センターが調整機関となり、幼稚園、保育園、小・中学校など教育機関や児童相談所・警察・医師会・保健相談所などの関係機関で構成される。代表者会議、実務者会議、地域ネットワーク会議を開催し、要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議などを行う。

| 現状（令和3年度末） | 令和8年度末の目標 |
|--|-----------|
| ◆要保護児童対策地域協議会の個別ネットワーク会議、地域子ども家庭支援ネットワーク会議、実務者会議等の実施 | ◆継続実施 |
| ◆関係機関相互の連携強化による児童虐待の防止 | ◆継続実施 |

その他の取組

| | | |
|---|---------|--|
| 1 | 家庭教育の奨励 | <ul style="list-style-type: none"> ○ P T A、生涯学習団体、N P O等に企画・運営を委託し、「子育て学習講座」、「ねりまイクメン講座」等を開催しています。家庭や地域における子どもの教育等について学習する機会を提供することで、家庭教育を奨励していきます。 |
|---|---------|--|

重点施策 2 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働

取組内容および主な取組

1 子どもたちの安全を守るため、学校・保護者・地域の連携をさらに強化します。

近年、全国で登下校中に児童が連れ去られたり、スクールバスを待っていた児童と保護者が切り付けられ、命を落とす痛ましい事件が発生しています。

また、練馬区においても児童・生徒に対する不審者情報が年間100件以上寄せられています。

児童・生徒が安心して学校生活を送れる環境を作るには、行政による取組だけでは限界があり、保護者や地域との連携が不可欠です。このため、引き続き、授業時間中や登下校時における安全対策に取り組むとともに、より地域等と連携した児童・生徒の安全対策を実施していきます。

(1) 学校安全対策の拡充【アクションプラン掲載事業】

- 保護者を中心とした地域の方々と教職員を対象に、教育委員会配置の学校防犯指導員による不審者対応訓練を行っています。この取組を拡充することで、児童・生徒の安全対策に関する地域の方々と教職員の知識・関心を高め、学校、家庭および地域が連携し、地域社会全体で子どもの安全を見守る体制づくりを推進します。
- 不審者の発生により重点的な見守りが必要とされる学校について、民間警備員を派遣し、登下校時の見守りおよび周辺の巡回を行い、児童・生徒の安全を確保します。
- 全小学校 65 校の通学区域に 325 台、全中学校 33 校の通学区域に 66 台の計 391 台設置した防犯カメラを活用するとともに、学校・保護者・警察等と合同で行っている通学路点検に子どもの視点も取り入れる工夫をするなど、登下校時の安全対策の充実を図ります。

| 現状（令和 3 年度末） | 令和 5 年度目標 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|--------------------------|-----------|---------|---------|
| ◆学校、保護者、地域との連携を強化した対策の実施 | ◆対策の実施 | 実施 | 実施 |
| 令和 8 年度末の目標 | | | |
| ◆継続実施 | | | |

2 家庭・地域の学校教育への参画を促進し、地域社会との協働による学校運営を目指します。

児童・生徒への対応が多様化・複雑化する中で、学校だけでは解決することが困難な課題が増加しています。家庭や地域との連携を一層進めることで、学校や家庭の教育力の強化を図ります。

また、多様な知識・経験を持つ地域の人材を活用した教育活動を展開することで、特色ある学校づくりを進めます。

家庭・地域と連携した教育活動をさらに充実させるために、これまで行ってきた「学校・地域連携事業」のあり方を検証し、練馬区ならではの家庭や地域との協働した学校運営について研究していきます。

(1) 地域未来塾の拡大【アクションプラン掲載事業】

- 平成 28 年度から、地域の多様な人材を活用し、学校の教育活動の充実を図る「学校・地域連携事業」を実施しています。実施校には、学校のニーズを把握し、人材の発掘・調整等を行うコーディネーターの配置を開始しました。平成 30 年度には、全幼稚園・小中学校・小中一貫教育校にコーディネーターを配置完了しました。令和 2 年度には、区内のコーディネーターの育成や連絡調整を行う統括コーディネーターを配置し、さらなる推進を図っています。
- 国際理解、環境、福祉などの分野における教育指導や地域交流において、人材を積極的に活用し、各学校や児童・生徒の実態や地域の特性に応じた特色ある取組を進めます。
- 「学校・地域連携事業」の一環として、教員や大学生などの協力を得て、放課後等に学習指導を行う「地域未来塾」を実施しています。
- 地域からのより幅広い協力が得られるよう、教育活動への協力を希望する地域人材を登録する「学校サポーター登録制度」(人材バンク) を拡大させていきます。

| 現状（令和 3 年度末） | 令和 5 年度目標 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|---|--|---------|---------|
| ◆地域未来塾の実施（79 校） | ◆地域未来塾の拡大 | 拡大 | 拡大 |
| 令和 8 年度末の目標 | | | |
| ◆学校・地域連携事業の充実 全幼稚園・小中学校・小中一貫教育校（うち 79 校で地域未来塾を実施） ◆学校サポーター登録制度の実施 登録者数 約 360 人 | | | |
| | ◆学校・地域連携事業の充実 全幼稚園・小中学校・小中一貫教育校 (地域未来塾実施校の拡大) ◆学校サポーター登録者数の拡大 登録者数 400 人以上 | | |

(2) 地域と協働した学校運営【アクションプラン掲載事業】

- 地域と協働した学校運営の推進について、現在検討を進めています。これまで行ってきた「学校・地域連携事業」のあり方を検証し、地域と連携した教育活動をさらに充実させるために、練馬区ならではの家庭や地域と協働した学校運営について研究します。

| 現状（令和3年度末） | 令和5年度目標 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------------------|----------|-------|-------|
| ◆地域と協働した学校運営の検討 | ◆学校運営の検証 | 検証 | 検証 |
| 令和8年度末の目標 | | | |
| ◆練馬区ならではの地域と協働した学校運営の方針の策定 | | | |

3 子どもたちが身近な地域社会で様々な体験学習ができる環境を整えます。

練馬区では、全ての小・中学校で、各教科や総合的な学習の時間等の中で身近な地域社会と連携した体験学習に取り組んでいます。体験学習は、主体的に学習に取り組む能力を身に付けさせ、学ぶことの楽しさや達成感を味わわせる上で有効です。

また、家庭や地域の人々と共に子どもたちを育てていくという視点に立ち、身近な地域と連携して教育活動を行うことは、学校内外を通じた子どもたちの生活の充実と活性化につながります。

引き続き、子どもたちが人との関わりを大切にしながら、自立して社会を生きていける力を育むことができるよう、地域行事やボランティア活動への参加など、体験活動の機会を増やしていきます。また、子どもたちが地域の特色・伝統文化への理解を深め、地域に対する愛着や誇りを持つことができるよう取組を推進します。

(1) 地域行事への参加の促進

- 各小・中学校の全ての教育活動において、実践的・体験的に学ぶ企画を適切に設定し、実感や共感を伴った学習成果を得られるよう工夫していきます。
- 青少年育成地区委員会の活動の活性化と地区の活動に応じた事業運営を支援するため、委員等への研修会や青少年委員会による地域懇談会の充実を進めます。
- 青少年育成地区委員会および青少年委員会と学校の連携を強化し、地域の特色を活かした事業を進めています。
また、児童・生徒が、様々な事業の企画運営に参加できるよう支援していきます。

| 現状（令和3年度末）※見込み | 令和8年度末の目標 |
|--|--|
| <p>◆青少年育成地区委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成地区委員会委員・指導員全体研修会開催（2回） ・青少年育成地区委員会主催の委員研修会開催（10回） <p>◆青少年委員会による地域懇談会（学校代表・P T A代表・青少年育成地区委員代表等）の開催（10ブロック）</p> | <p>◆青少年育成地区委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会の実施および内容の充実 ・研修会の実施回数の増および内容の充実 <p>◆地域懇談会の実施および内容の充実</p> |

（2）伝統・文化への理解の促進

- 児童・生徒が地域や日本の伝統・文化への理解を深め、郷土や国に対する愛着や誇りを持つことができるよう、区独自の地域教材を活用するなど、各小・中学校の創意工夫により、特色ある教育活動を推進します。
 - 国語・社会・道徳等の複数の教科において、それぞれの教科の学習内容に則して地域や日本の伝統・文化に触れる学習機会を設けるとともに、相互に関連付けながら学ぶ教科横断的な学習を実施しています。
- また、専門家派遣事業²⁵等も活用し、子どもたちが伝統芸能や伝統的な技術などに接する場を設け、地域や日本の伝統・文化への理解の促進を図ります。

| 現状（令和3年度末） | 令和8年度末の目標 |
|---|--|
| <p>◆日本の伝統・文化について、国語、社会、道徳等の複数の教科で相互に学習内容を関連付けながら学ぶ教科横断的な学習の実施</p> <p>◆総合的な学習の時間の中で、学校の特色に応じて映像文化、地場野菜等に関する学習の実施</p> | <p>◆日本の伝統・文化に加え、練馬の文化財や伝統工芸について、ICTを活用して調べる学習を全小学校で実施</p> <p>◆学校の特色に応じて、専門家を講師とした、映像文化、地場野菜、伝統文化等に関する体験学習の充実</p> <p>◆練馬の伝統工芸について紹介する映像資料を作成し、デジタル教材として活用</p> |

²⁵ 小学校・中学校等に芸術家・実演家等を派遣し、講話、実技披露、実技指導等を実施することにより、子どもたちの豊かな創造力・想像力や思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化・芸術の創造に資することを目的とした国等による事業。

(3) 農業者と連携した体験学習の充実【アクションプラン掲載事業】

- 練馬区の特色である、都市農業を生かした体験学習を小学校で拡充します。
- 都市農業の教育活動への活用を推進するために、小学校における学習モデルを作成します。希望する小学校には農業者を紹介するなどのマッチングを行い、農業者と連携した体験学習を充実します。

| 現状（令和3年度末） | 令和5年度目標 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------------|----------------------------|-------|-------|
| ◆農業者と連携した体験学習の実施 | ◆体験学習の充実 | 充実 | 充実 |
| ◆学習モデルの作成 | 令和8年度末の目標 | | |
| | ◆全ての小学校において農業者と連携した体験学習の実施 | | |

(4) 校外学習の見直し・充実【アクションプラン掲載事業】

- 校外学習の安全実施や少年自然の家の老朽化等を踏まえ、校外学習（移動教室・臨海学校）の見直し・充実や校外学習施設のあり方について検討を進め、方針を策定しました。令和4年度から方針に基づき実施します。
- 小学5・6年生移動教室は、令和4年度に体験活動がより充実した内容になるよう検討を行い、令和5年度を目途に検討結果に基づき実施します。
- 中学1年生臨海学校は、安全監視体制が確保できないため廃止します。
- 建築後51年となる下田少年自然の家は、臨海学校の廃止とともに、改築を含めた今後の維持管理に必要な費用等について総合的に検討した結果、令和4年度末をもって廃止します。

| 現状（令和3年度末） | 令和5年度目標 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---|------------------------------|---------|---------|
| ◆新方針に基づく校外学習の実施 小学校 方針の策定 中学校 方針の策定 | ◆校外学習の実施 小学校 実施 中学校 実施 | — 実施 | 実施 — |
| ◆夏季イングリッシュキャンプの検討（再掲） | ◆実施 | 試行 | 実施 |
| | 令和8年度末の目標 | | |
| | ◆小学5・6年生の新たな体験活動の実施 | | |

その他の取組

| | | |
|---|-------------------|--|
| 1 | 大学との連携の強化 | <ul style="list-style-type: none">○ 教員を目指す学生に対し、インターンシップ（就業体験）を今後も積極的に実施し、大学との連携を推進します。○ 区立小・中学校において放課後学習の補助や部活動の指導等を行う学生ボランティアの募集を拡大します。 |
| 2 | 交通安全教育の推進 | <ul style="list-style-type: none">○ 自転車の安全な利用の仕方および安全な歩行等について、定期的な安全指導のほか、保護者の協力を得て開催する交通安全教室などを通して徹底を図ります。 |
| 3 | 情報モラル教育の推進 | <ul style="list-style-type: none">○ 全区立小・中学校において、児童・生徒および保護者を対象としたインターネットや携帯電話等の使用に関する情報モラル講習会を実施します。 |
| 4 | 学校安全安心ボランティア事業の推進 | <ul style="list-style-type: none">○ 小学校において、保護者や地域住民に、ボランティアとして来校者への声かけなどの活動をしてもらうことにより、児童の安全性を高めるとともに、ボランティアと児童との交流を促進します。 |
| 5 | 緊急時連絡体制の整備 | <ul style="list-style-type: none">○ 緊急時における多様な連絡手段を確保するため、区立の小・中学校、幼稚園、学童クラブおよび保育所等の保護者を対象とする緊急一斉メール連絡網の登録者数をさらに増やし、学校と保護者との連絡体制の充実を図ります。 |
| 6 | 防災教育の推進 | <ul style="list-style-type: none">○ 各学校において、児童・生徒の発達段階に応じて危機管理意識を向上させ、実践力を身に付けられるよう計画的な防災指導を行うとともに、学校防災計画を定期的に見直していきます。 |
| 7 | 学校応援団・開放等事業の推進 | <ul style="list-style-type: none">○ 学校応援団と協働し、学校開放事業などの地域の人材を活かした事業を進めるほか、学校施設の積極的な地域活用を図ります。 |

| | | |
|----|--------------------------|--|
| 8 | 練馬型放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校の施設を活用して、「学校応援団ひろば事業」と「学童クラブ」それぞれの機能や特色を生かしながら、事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を実施しています。保育を必要とする児童を対象とした「ねりっこ学童クラブ」と、実施校の児童であれば誰でも利用できる「ねりっこひろば」があり、児童の成長などにあわせて選択することができます。全ての小学生が安全で充実した放課後や長期休業を過ごすことができる環境を整備するため、「ねりっこクラブ」の早期全校実施を目指します。 |
| 9 | 青少年の育成と活動の機会の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年が様々な年齢の人と交流し、実際の体験を通して自立心や社会性を養えるよう、活動の機会と場を提供します。また、将来的に地域活動を担うことができる取組を、地域の団体と連携して行っています。 ○ さらに、若者が企画・運営に携わる事業も増やします。 |
| 10 | 学校経営計画に基づく学校経営の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校において、家庭および地域の意見や要望を踏まえて策定した学校経営計画に基づき、組織的、計画的、継続的な教育活動を展開し、学校運営を改善・充実させていきます。 |
| 11 | 学校評議員制度を活用した学校経営の改善 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校において、学校評議員等による学校評価を適正に実施した後、成果や課題、改善策を家庭や地域に対して公表し、理解と協力を得ることで、信頼される学校づくりを進めています。 |

取組の視点3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

子どもたちが、生まれ育つ環境や障害の有無に関わらず、等しく公平に、質の高い教育が受けられる環境を整えることが大切です。

いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害です。また、不登校などにより、子どもたちが夢や目標に向かって学ぶ機会が失われることがあってはなりません。迅速で的確な対応が必要です。

重点施策1 いじめ・不登校などへの対応

取組内容および主な取組

1 いじめ・不登校などに対して、未然防止・早期対応につながる効果的な取組を学校、教育委員会、関係機関が一体となって進めます。

いじめ問題への対応にあたっては、いじめは人間として絶対に許されない人権侵害であることを基本姿勢とし、未然防止・早期発見・早期対応が重要であるという認識のもと、「練馬区教育委員会いじめ問題対策方針」を策定しています。この方針に基づき、学校（園）、保護者、地域、教育委員会が連携して、いじめの防止に向けた対策を一層推進していきます。

平成31年4月に、「練馬区教育委員会 不登校対策方針」を改定しました。方針では「一人ひとりの状態に寄り添う、一人ひとりの自立を助ける、一人ひとりを人や社会につなげる」ことを理念として引き続き掲げています。不登校はどの児童・生徒にも起こり得るもので、また、不登校に至った要因や不登校が継続している理由は一人ひとり異なります。学校の欠席をきっかけとして児童虐待が明らかになる場合もあります。不登校の児童・生徒には、適応指導教室²⁶などにより学校復帰を支援していますが、今後は、一人ひとりの状況に応じた対応の充実が必要です。方針に示した、不登校の未然防止、初期対応、再登校支援、社会につながる支援の4つの柱ごとに、学校、教育相談、スクールソーシャルワーカー²⁷、適応指導教室が連携して不登校対策を充実させていきます。

²⁶ 不登校の児童・生徒に対して、学校とは別の場所で学習支援・心理面談・集団活動などを行う事業。

²⁷ 児童・生徒の家庭環境による問題に対処するため、子ども家庭支援センター・総合福祉事務所等関係機関との連携や、教員の支援を行う福祉の専門職。

(1) 教育相談体制の充実

- 心のふれあい相談員²⁸の全校配置を継続するとともに、職員研修を通じて教職員の専門性を高め、引き続き校内相談体制の充実に努めます。
- 学校教育支援センターを教育相談の拠点とし、学校教育支援センター（教育相談室、適応指導教室）、学校、子ども家庭支援センター、こども発達支援センター、総合福祉事務所、保健相談所などの関係機関の連携を推進します。
- 区内4か所の教育相談室（練馬、光が丘、関、大泉）において、今後も、教育相談体制の充実に努めます。

| 現状（令和3年度末） | 令和8年度末の目標 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">◆心のふれあい相談員 全校配置◆教育相談室 4所で実施 (練馬・光が丘・関・大泉)◆ICT を活用した相談支援（オンライン教育相談）の実施 | <ul style="list-style-type: none">◆継続実施◆継続実施◆継続実施 |

(2) いじめ撲滅に向けた取組の強化

- あらゆる学校関係者がいじめについて考え、「いじめをしない」「いじめを許さない」気運を高めていくための各学校における取組を推進するとともに、いじめ防止の実践事例を発表する「練馬教育実践発表会」等の内容を充実させます。
- いじめはどの児童・生徒にも、どの学校（園）にも起こり得るとの認識の下、子どもの細やかな状況把握に努めるとともに、いじめが発生した場合は速やかに組織的対応を行います。
- 「学校いじめ対策推進教員」を校内に配置し、学校のいじめ対応に関する組織力の向上を図ります。
- 「いじめ防止対応研修会」を開催し、学校いじめ対策推進教員やいじめについての課題を抱える学校の教員を対象に、対応力を高める研修を行います。
- 平成28年に策定した「SNS練馬区ルール」に基づき、携帯電話やインターネットによるいじめの未然防止を徹底するとともに、「SNS学校ルール」や「SNS家庭ルール」づくりについて啓発していきます。
- 「いじめ防止研修資料」等の活用を啓発し、いじめ防止に関する校内研修の充実を図ります。
- 子どもたちの相談環境の整備のため導入したいじめ対応アプリ「ねりまホッと アプリ」の活用を進めるなど、子どもたちのSOSをキャッチしやすい相談環境を引き続き整備します。

²⁸ スクールカウンセラーの職務を補完する有償ボランティア。

| 現状（令和3年度末） | 令和8年度末の目標 |
|--|------------|
| <p>(※令和2年度実績)</p> <p>◆いじめの認知件数 542 件 うち解消件数 474 件 ◆解消率 87.5%</p> | ◆解消率 90%以上 |

（3）不登校対策の一層の推進

- 令和2年度末における不登校の児童・生徒数は1,012名でした。不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童・生徒にも起こり得るものとして捉え、こうした子どもたちを支援するため、保護者・教員への助言、家庭訪問、家庭・学校・関係機関のネットワークの構築などを担うスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校の児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。
 - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経験し、不登校児童・生徒の状況も多様化しています。このため、ICT機器の活用を進めるなど、不登校児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな支援を行います。
- また、令和3年度および令和4年度に実施する不登校に関する実態調査を踏まえ、機器の活用を進めるなど不登校児童・生徒一人ひとりに応じた学習機会の保障を図り、不登校対策の見直しを行います。

2 早い段階から専門的知識をもつ人材を活用して、いじめ問題の解決にあたります。

いじめ問題は初期対応が極めて重要であり、対応を誤ると問題解決が長期化・困難化する懸念があります。そこで、令和3年度から導入したスクールロイヤー制度²⁹を活用し、教員に初期対応への的確な助言を行うなど、弁護士の専門的知識や経験により、学校を支援していきます。

また、教員向けの研修を実施し、いじめの問題について教員の対応力の向上と意識啓発を図ることで、事態の重大化、長期化を防止します。

²⁹ 学校で発生する様々な問題について、子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、教育や福祉等の視点を取り入れながら、法的観点から継続的に学校に助言を行う弁護士（スクールロイヤー）を配置する制度。

(1) スクールロイヤー制度の活用

- 令和3年6月に4地区に分け（練馬地区、光が丘地区、石神井地区、大泉地区）、それぞれに1名の担当弁護士を配置しました。学校からの相談に適切な判断と迅速に対応できる体制を構築しています。
- 区立小・中学校長・園長等を対象とした、学校（園）における法律問題への対応に関する研修を実施します。

| 現状（令和3年度末） | 令和8年度末の目標 |
|-------------------------------|---|
| ◆スクールロイヤー4名配置 | ◆スクールロイヤーへの早期相談によるいじめ問題の早期解決の推進 |
| ◆学校（園）における法律問題への対応等に関する研修（2回） | ◆スクールロイヤーによる児童・生徒へのいじめの防止対策に関する出前授業および教員研修の実施（4回） |

3 不登校児童・生徒の学習機会を保障するため、適応指導教室を充実するとともにICT機器の活用を図ります。

適応指導教室では、不登校児童・生徒の心の安定を図るための相談活動、体験活動や小集団学習などの学習支援を通じ、学校復帰や社会的な自立ができるよう、一人ひとりにきめ細かに対応しています。引き続き、適応指導教室を充実していきます。また、今後は、適応指導教室に登録していない児童・生徒や、適応指導教室に登録していても通室できない児童・生徒など、一人ひとりの状況に応じた対応を充実する必要があります。こうした不登校の児童・生徒への学習機会を保障するため、ICT機器を活用した学習支援を充実します。

(1) 適応指導教室の充実

- 民間施設を借り上げ、令和3年3月に新たに上石神井に適応指導教室を開設しました。継続的な事業運営のため、区立施設移転後の跡施設の有効利用についても引き続き検討します。

| 現状（令和3年度末） | 令和8年度末の目標 |
|-----------------------------|--|
| ◆適応指導教室 2所で実施 (光が丘・上石神井) | ◆継続実施・指導協力員の配置 ◆適応指導教室（上石神井）の区立施設の跡施設への移転 |

(2) ICT を活用した相談・学習支援の実施【アクションプラン掲載事業】

- 児童・生徒に配備されたタブレットパソコン等を活用して、不登校児童・生徒へのオンライン相談や、学習支援を行います。

| 現状（令和3年度末） | 令和5年度目標 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---|-------------|-------|-------|
| ◆ICT を活用した相談・学習支援の一部実施 (中学生対象学習支援アプリの導入) | ◆相談・学習支援の実施 | 開始 | 実施 |
| 令和8年度末の目標 | | | |
| ◆継続実施 | | | |

4 不登校児童・生徒の実態を詳細に調査し、より効果的な不登校対策に取り組みます。

不登校児童・生徒への対応にあたっては、「一人ひとりの状態に寄り添う、一人ひとりの自立を助ける、一人ひとりを人や社会につなげる」を理念として掲げた「練馬区教育委員会不登校対策方針」に基づき、様々な課題を抱える子どもへのサポート体制の充実を図ってきました。不登校児童・生徒数は増加していることから、不登校に関する実態調査を行い、調査結果を踏まえ、より効果的な不登校対策に取り組みます。

(1) 不登校対策の見直し【アクションプラン掲載事業】

- 令和3年度および4年度にかけて不登校の実態や児童・生徒をとりまく環境を把握する調査を実施します。
- 調査結果とこれまでの取組について分析と検証を行い、不登校対策を見直します。

| 現状（令和3年度末） | 令和5年度目標 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------------------|------------|------------------------|-------|
| ◆不登校実態調査（追跡調査）の実施 | ◆不登校対策の見直し | 実態調査 (支援環境調査) 分析 | 見直し |
| 令和8年度末の目標 | | | |
| ◆不登校に関する実態把握調査の結果を踏まえた施策の実施 | | | |

重点施策 2 さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援

取組内容および主な取組

- 1 家庭環境などにより、様々な問題を抱える子どもたちや家庭に対し、福祉や保健などの関係機関が相互に協力して、一人ひとりにあった生活支援や学習支援を行います。

経済面や健康面などの様々な課題を抱えている家庭の子どもへの支援を充実します。生活困窮世帯の児童・生徒の保護者に対して、学用品・通学用品費などを援助する就学援助制度により支援するとともに、中学3年生を対象として、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送ることができるよう、基礎学力の定着を目的とした学習支援を行います。

近年、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもへの対応が課題となっています。ヤングケアラーを支援するため、教育、子育て、福祉など各部門が連携した取組を行っていきます。

(1) 就学援助の実施

- 就学援助制度は、国立および公立の小学校もしくは中学校に在学している児童・生徒のうち、経済的理由により義務教育を受けることが困難な児童・生徒の保護者に、学用品・通学用品費などを援助することによって、教育の機会均等を図ることを目的としています。援助の支給対象者は、生活保護法第13条に定める教育扶助費を受けている保護者および教育委員会がこれに準ずると認定した保護者です。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、申請期限の延長、支給対象月の拡充（遡及適用）、お知らせ配布回数の増加を特例対応として実施しました。

| 現状（令和3年度末） | 令和8年度末の目標 |
|------------|-----------|
| ◆就学援助の実施 | ◆継続実施 |

(2) 学習支援事業「中3勉強会」の実施【アクションプラン掲載事業】

- 経済的支援を必要とする家庭に育つ中学3年生を対象に、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送ることができるよう、基礎学力の定着と高等学校等の受験を目的とした学習支援を行います。

| 現状（令和3年度末）※見込み | 令和5年度目標 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------------------------|--------------|-------|-------|
| ◆中3勉強会の実施 年間80回 (令和3年度利用者数265名) | ◆実施 年間80回 | 実施 | 実施 |
| | 令和8年度末の目標 | | |
| | ◆継続実施 | | |

2 外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実します。

外国人の子どもの保護者には、就学義務は課されていませんが、子どもたちの就学の機会を確保する観点から就学状況を把握しておくことが重要です。令和3年9月において、住民登録のある外国人児童・生徒912名のうち、およそ9割の817名は公立学校や外国人学校等に就学していることを把握しています。今後も、日本人児童・生徒と同様に、外国人児童・生徒に対して就学案内を行い、就学の機会を確保します。

また、区立小・中学校に通学する児童・生徒には、日本語等指導講師を学校に派遣するなどの支援を行っていますが、文化や教育に関する価値観の違いにより、保護者も含め、学校生活に対する理解が不足している場合もあります。関係機関と連携し、支援の充実について検討を進めます。

（1）就学案内や就学先確認の充実

- 新小学1年生と新中学1年生に対し、区立学校への入学意思を確認する通知を送付します。
- 在学年の児童・生徒に対し、住民票の異動手続きを行う際に、区立学校への入学意思を確認します。
- 在学年の就学先不明者に対し、就学先を確認する通知の回数を増やします。
また、多言語化を進めます。

| 現状（令和3年度末）※見込み | 令和8年度末の目標 |
|--|-----------|
| ◆区立学校への入学意思を確認する通知を送付（延べ231件） ◆転入手続き時に区立学校への入学意思を確認した件数（60件） ◆就学先を確認する通知を送付（延べ42件） | ◆継続実施 |

(2) 日本語等指導講師派遣の実施

- 日本語の習得が不十分で学習に支障がある海外帰国児童・生徒および外国籍児童・生徒等を対象に、日本語への不安を取り除き、学校生活への適応を図るために、小・中学校に日本語等指導講師を派遣し、個別指導を行います。

| 現状（令和3年度末） | 令和8年度末の目標 |
|--|--------------|
| <p>◆個別指導の実施 (※令和2年度実績) 講師受入学校数 　小学校：95人 　中学校：26人</p> | <p>◆継続実施</p> |

重点施策3 障害のある子どもたちなどへの支援

取組内容および主な取組

1 子どもたちや教員が障害に対する理解をより深めるよう、取組を充実します。

障害の有無に関わらず、誰もが互いに尊重し合い、多様なあり方を認め合う社会を実現するために、学校教育においても障害理解を深める取組を進めます。

子どもたちに対しては、相互理解を深めることで一人ひとりの「心のバリアフリー」の実現を目指します。教員に対しては、特別支援教育に関する研修を実施するなど専門性の向上を図っていきます。

(1) 障害に対する理解の促進

- 交流および共同学習を充実することで、障害がある子どももない子どもも、互いを理解し、他者への共感や思いやりの心の育成を図ります。
- 副籍制度³⁰の実施にあたっては、ICT を活用したオンラインでの交流など、多様な手法により、交流活動を推進します。
- 障害のあるスポーツ選手を招いた特別授業や、障害疑似体験などを実施します。
- 東京都教育委員会が発行する人権教育プログラム（学校教育編）等を活用し、人権課題「障害者」に関する教科横断的な授業実践や教員研修の充実を図ります。

| 現状（令和3年度末） | 令和8年度末の目標 |
|-------------------|-------------------|
| ◆副籍制度を活用した交流活動の推進 | ◆副籍制度を活用した交流活動の充実 |

(2) 教員の専門性の向上

- 特別支援教育に関する専門性向上に向けた研修の充実を図ります。
- 教員が特別な支援の必要な児童・生徒の対応について一人で抱え込むことのないよう、校内で課題を共有し、学校全体で支える校内体制を構築します。

³⁰ 都立特別支援学校に在籍している児童・生徒が、居住する地域の区立小・中学校に副次的な籍（副籍）を持ち、学校行事や学習活動への参加等を通じて区立小・中学校の児童・生徒との交流を図る制度。

| 現状（令和3年度末） | 令和8年度末の目標 |
|---|-----------|
| ◆障害種別ごとの特別支援教育研修の実施 ◆子どもたちの学びの指針となる段階的学習目標を示した「ステップシート」の作成およびシートを活用した研修の実施 | ◆研修の充実 |

2 ICT 機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を進めます。

障害の状態や特性等に伴う学びにくさは、多様かつ個人差が大きく、障害のない子ども以上に個別最適な学びが必要です。ICT 機器を活用することで、障害の特性に応じた個別指導が可能となります。

また、障害のある子どもとない子どもが、学校教育の一環として活動を共にする、交流および共同学習の機会を設けることは、相互理解を深め、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となります。交流をする際に、対面による交流だけでなく、ICT 機器等を活用した交流を進めていきます。

（1）ICT を活用した学習支援および子どもたち同士の交流の推進

- 令和2年度に、特別支援学級に大型提示装置（電子黒板）や実物投影機、教室用パソコン等を配備しました。また、全児童・生徒に対し、一人一台のタブレットパソコンの配備を完了しました。
- 大型提示装置を使用し、視覚的なサポートをした効果的な授業を実施します。
- タブレットパソコンでデジタル教材の拡大や読み上げ機能を活用する等、障害の特性に応じた活用を進めていきます。
- 特別支援学校に通う子どもたちと、ICT 機器等を活用した交流活動を進めていきます。

| 現状（令和3年度末） | 令和8年度末の目標 |
|----------------------------|----------------------------|
| ◆障害特性に応じた ICT 機器を活用した授業の実践 | ◆障害特性に応じた ICT 機器を活用した授業の充実 |

3 医療的ケアをはじめ特別な支援が必要な子どもと家庭に対し、保育・教育・福祉・保健などの関係機関が一体となって、切れ目のない支援を行います。

特別な配慮を必要とする幼児・児童・生徒の教育に関しては、一人ひとりのニーズに応じた支援を行うための体制づくりとともに、障害のある子どもとない子どもがお互いに助けあえる環境の整備が必要です。

区では、就学前から学齢期へ切れ目のない支援体制を確立するため、「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針（平成 29 年 5 月）」を策定しました。

また、令和 3 年 6 月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立しました。医療的ケア児が増加する中で、その実態が多様化しており、医療的ケア児の一人ひとりの心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要です。そのため、現行の支援方針を見直し、新たな方針策定に着手します。練馬区ならではの支援の確立を目指し、支援体制の強化と充実を図ります。

校内外の支援体制を充実させることにより、特別支援教育を推進する教育環境の充実を図り、一人ひとりの障害の種別や程度、発達段階に応じたきめ細かな指導を行っていきます。

(1) 学校等における医療的ケア児への新たな支援方針の策定

【アクションプラン掲載事業】

- 平成 29 年に「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針（以下、「支援方針」）」を策定し、たんの吸引や導尿などの医療的行為が必要な子どもが、区立学校や保育園、幼稚園等に通うことができるよう、国に先行して医療的ケア児への支援の充実を図ってきました。
- 医療的ケア児の支援方針を新たに策定するとともに、訪問看護ステーションとの協働による、練馬区ならではの支援体制を確立します。

| 現状（令和 3 年度末） | 令和 5 年度目標 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|--|---------------------------------|---------|---------|
| ◆「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」の検証 | ◆新支援方針の策定、実施 | 策定 | 実施 |
| ◆保育園、学校、学童クラブにおいてモデル事業として訪問看護ステーションによる医療的ケアの導入 | 令和 8 年度末の目標 | | |
| | ◆新支援方針による訪問看護ステーションとの協働によるケアの実施 | | |

(2) 支援が必要な子どもたちへの教育環境の整備

- 就学にあたって支援が必要な子どもたちに、ふさわしい学習環境を提案するため、就学相談を行っています。令和2年度から、区ホームページからの相談申込を開始しました。令和3年度からは、中学校の就学相談で、一部書類による審査を導入しました。この取組を検証し、就学先の早期決定に向けた、就学相談の効率化を図ります。
- 令和元年度に全区立小・中学校に特別支援教室³¹の設置が完了し、児童・生徒が在籍校で指導を受けることができるようになりました。
- 平成30年度から暫定的に開設した関町小学校の言語障害学級は、令和4年4月から関町北小学校へ移転し、引き続き指導を行います。
- 特別支援学級の学校間の在籍児童・生徒数の偏在を少なくするための検討に着手します。

| 現状（令和3年度末） | 令和8年度末の目標 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">◆就学相談の申込方法の見直しおよび書類審査の導入◆特別支援教室等の設置<ul style="list-style-type: none">【特別支援教室設置校】<ul style="list-style-type: none">・全小・中学校【特別支援学級設置校】<ul style="list-style-type: none">・関町小学校から関町北小学校へ言語障害学級の移転完了・小学校24校（知的障害学級・難聴学級・言語障害学級・弱視教室）・中学校10校（知的障害学級・難聴学級・弱視教室） | <ul style="list-style-type: none">◆就学相談の効率化による就学先の早期決定◆需要数や地域バランスを踏まえ、特別支援学級在籍児童生徒数の偏りの是正 |

³¹ 通常の学級に在籍する知的障害のない発達障害または情緒障害の子どもに対して指導を行うため、各学校内に設置する教室。拠点となる学校から専任の教員が巡回して指導を行う。

(3) 校内外の協働による支援の実施

- 特別な支援を要する子どもたちそれぞれに合わせた指導を行うため、特別支援学級等の入級手続きにおいて校内委員会のPDCAサイクルを活用し、支援内容を検討します。
- 児童・生徒に一貫した指導を行えるよう、校内委員会は校内の様々な人材（スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、学校生活支援員³²、特別支援教室専門員³³など）を適切に活用するとともに、校外の専門機関（特別支援学校など）との連携を図ります。
- 都立特別支援学校の教員が行う区立小・中学校の巡回相談等により、校内環境の整備や支援方法に関する助言を受けるなど、校外の専門機関と連携した取り組みを引き続き実施します。

| 現状（令和3年度末） | 令和8年度末の目標 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">◆全校に校内委員会と特別支援教育コーディネーターを設置◆必要に応じて学校生活支援員を配置 | <ul style="list-style-type: none">◆継続実施◆継続配置 |

³² 小・中学校における配慮を要する児童・生徒に対して食事、排泄、教室の移動補助等学校生活上の介助や、学習活動上のサポートを行う職員。

³³ 巡回指導教員や特別支援教育コーディネーター、在籍学級担任等との連絡調整および個別の課題に応じた教材の作成、児童・生徒の行動観察や記録を行う職員。児童・生徒の行動観察を行い、障害の状態を把握し、巡回指導教員・在籍学級担任等に指導上の配慮について助言する。



資料編

1 教育振興基本計画（平成30年度～令和3年度） 目標達成状況

取組の視点1 教育の質の向上

重点施策1 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実

| 主な取組 | 現状 (平成28年度末) | 令和3年度末の目標 | 達成状況 (令和3年度末) |
|---------------------|---|---|--|
| 私立幼稚園・私立保育所等への助成 | <ul style="list-style-type: none"> ◆私立幼稚園の運営・施設整備に対する補助を実施 ◆私立保育所等の運営・施設整備に対する補助を実施 | ◆継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> ◆私立幼稚園の教育環境整備に対する支援の実施 ◆私立保育所等の運営・施設整備に対する補助の実施 |
| 私立幼稚園等園児保護者負担の軽減 | <ul style="list-style-type: none"> ◆平成28年度補助対象人員 <ul style="list-style-type: none"> ・入園児保護者補助金 3,399人 ・就園奨励費補助金 4,437人 ・園児保護者負担軽減費補助金 109,040人 | ◆継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> ◆継続実施 (令和2年度実績) <ul style="list-style-type: none"> ・入園児保護者補助金 3,209人 ・園児保護者負担軽減費補助金 延 92,525人 ・施設等利用給付費 延 85,383人 ・副食費に係る補足給付費 延 1,250人 |
| 区立幼稚園の在園児預かり保育事業の実施 | — | ◆預かり保育の実施・継続 | ◆預かり保育の実施・継続 |
| 幼保小連携の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◆研修・懇談等の実施 ◆保護者向けリーフレットの発行 ◆「(仮)ねりま接続期プログラム」の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ◆各事業の継続、拡充 ◆保護者向けリーフレットの継続発行 ◆「(仮)ねりま接続期プログラム」の策定 ◆「(仮)ねりま接続期プログラム」を教員研修や授業などで活用 | <ul style="list-style-type: none"> ◆研修・懇談会等の実施 ◆保護者向けリーフレットの周知 ◆「ねりま接続期プログラム」の策定 ◆「ねりま接続期プログラム」を教員研修や授業等で活用 ◆外国人児童・保護者のための小学校入学(転入)ガイドブックの作成 |
| 小中一貫教育の推進 | ◆全校で小中一貫教育を実施 | ◆小中一貫教育の取組の推進・発展 | <ul style="list-style-type: none"> ◆全校で小中一貫教育を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度7～9グループを研究発表グループとして指定 ・研究成果の発表を実施 ◆各グループにおいて義務教育終了時の目標とする生徒像を定めた授業プログラムを作成 |

| | | | |
|----------------------------|---|--|---|
| 2校目の中高一貫教育校の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ◆旭丘・小竹地域における今後の対応方針（案）の策定 | <ul style="list-style-type: none"> ◆中高一貫教育校設置に向けた調整 | <ul style="list-style-type: none"> ◆中高一貫教育校設置に向けた調整 |
| 人権教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◆人権教育全体計画に基づく、人権教育の推進 ◆人権教育プログラム（学校教育編）を活用した各校における校内研修の実施 ◆人権教育推進委員会を設置し、研究授業等を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ◆人権教育全体計画に基づく、人権教育の推進 ◆人権教育プログラム（学校教育編）を活用した校内研修の充実 ◆人権教育推進委員会での研究授業等の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◆人権教育全体計画に基づく、人権教育の推進 ◆人権教育プログラム（学校教育編）を活用した各校における校内研修の実施 ◆人権教育推進委員会による研究授業等の実施 ・年間6回（うち3回は幼稚園、小学校、中学校における研究保育および研究授業） |
| 道徳教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◆各学校における「特別の教科 道徳」の施行に向けた先行実施 | <ul style="list-style-type: none"> ◆検定教科書を用いた、全ての学校での「特別の教科 道徳」の特質を踏まえた授業の展開 | <ul style="list-style-type: none"> ◆検定教科書を用いた、全ての学校での「特別の教科 道徳」の特質を踏まえた授業の展開 ◆年間指導計画および別葉の作成による「考え方議論する道徳」の充実 |
| A L T（外国語指導助手）を活用した指導体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◆小学5・6年生の外国語活動および中学1～3年生の外国語科の授業において、週1回ALTを活用 | <ul style="list-style-type: none"> ◆小学3・4年生の外国語活動への活用を含めたALT指導体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ALT指導体制の充実 ・小学校3・4年生 各学級に35時間 ・小学校5・6年生 各学級に70時間 ・中学校全学年 各学級に35時間 <p>※小学校については全授業時数への配置を実現</p> |
| 生徒の英語力向上の推進 | — | <ul style="list-style-type: none"> ◆中学校卒業時点で英検3級以上を取得した生徒の割合 50%以上 | <ul style="list-style-type: none"> ◆中学校卒業時の英語力指標 (※令和2年度実績) ・英検3級相当率 56.7% ◆英語4技能検定の実施 (中学2年生) ・全中学校 ◆夏季イングリッシュキャンプの検討 |

| | | | |
|-------------|--|--|--|
| 学校体育等の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◆体力向上検討委員会の開催 ◆東京都事業「アクティ布拉イフ研究実践校」（小学校）および「スーパーアクティビスクール」（中学校）の指定 ◆小学校児童の体力向上のための取組 ◆東京都事業「アクティブスクール」による中学校生徒の体力向上のための取組 | <ul style="list-style-type: none"> ◆体力テストにおける東京都の合計点の平均と区の平均との有意差の減少 | <ul style="list-style-type: none"> ◆体力向上検討委員会の開催 ◆東京都事業「国際的なスポーツ大会を契機とした体力向上事業」による体力向上のための取組の実施 |
| 児童・生徒の食育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◆食育推進チームの設置 ・全校 ◆区内地場産物使用平均日数 ・小学校 48.5 日 ・中学校 48.9 日 | <ul style="list-style-type: none"> ◆食育推進チームの設置 ・全校 ◆区内地場産物使用平均日数 ・小学校 54 日 ・中学校 54 日 | <ul style="list-style-type: none"> ◆食育推進チームの設置、指導 ・全校 ◆区内地場産物使用平均日数 ・小学校 56.9 日 ・中学校 55.2 日 (平成 29 年度～令和 2 年度平均) |
| ICT 教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ICT 活用研修会を年間 2 回実施 ◆有線 LAN を始めとする ICT インフラの整備 ◆教育 ICT 機器整備モデル校指定（小学校 4 校、中学校 2 校） | <ul style="list-style-type: none"> ◆ICT 推進リーダーによる各校の研修体制の整備 ◆大型提示装置（電子黒板）や教員用タブレット型端末の全校導入 ◆ICT の日常的な活用 ◆デジタル教科書、インターネットなどのデジタルコンテンツの活用 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ICT 活用推進リーダー研修の実施 ◆全普通教室と一部の特別教室等への大型提示装置（電子黒板）、実物投影機、教室用パソコンの配備 ◆大型提示装置等を活用した授業の実施 ◆外国語の指導者用デジタル教科書の導入 ・全中学校 ◆インターネットなどのデジタルコンテンツを活用した授業の実施 ◆全児童・生徒へのタブレットパソコンの配備 |
| 学校図書館の機能強化 | <p>【学校図書館へのシステム導入校数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校：5 校 ・中学校：5 校 <p>【学校図書館への人的配置校数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館管理員 小学校：17 校 中学校：5 校 ・学校図書館支援員 小学校：43 校 中学校：24 校 | <p>【学校図書館へのシステム導入校数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全区立小・中学校 <p>【学校図書館への人的配置校数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全区立小・中学校 ・支援の充実 | <p>【学校図書館へのシステム導入校数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全区立小・中学校 <p>【学校図書館への人的配置校数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館管理員 小学校：39 校 中学校：21 校 ・学校図書館支援員 小学校：26 校 中学校：12 校 |

重点施策 2 教員の資質・能力の向上

| 主な取組 | 現状 (平成 28 年度末) | 令和 3 年度末の目標 | 達成状況 (令和 3 年度末) |
|---------------------|------------------------------|--|--|
| 教員研修の充実 | ◆対象、内容を見直し新たな教育課題にも対応した研修の実施 | ◆新たな教育課題や次期学習指導要領に対応した研修の実施 | ◆若手教員研修の実施 ◆教育アドバイザーの配置拡大 |
| 教員の業務負担を軽減するための人的配置 | ◆部活動外部指導員の配置 | ◆教員を支援する人材の配置 ◆部活動で技術指導以外の活動も行える人材の配置 | ◆教員サポート人材の配置 ・スクール・サポート・スタッフ全校 ・副校長補佐、学校経営補佐 31 校 ◆部活動指導員の配置 3 名 |
| 子どもと向き合うことができる環境整備 | ◆デジタル教材の一部利用 | ◆デジタル教材を活用した授業の実施 | ◆外国語の指導者用デジタル教科書の導入 ・全中学校 |
| 学校徴収金管理システムの導入 | ◆学校徴収金管理システムの導入検討 | ◆学校徴収金管理システムの運用 | ◆学校徴収金管理システムの運用 |

重点施策3 学校の教育環境の整備

| 主な取組 | 現状 (平成28年度末) | 令和3年度末の目標 | 達成状況 (令和3年度末) |
|------------------------|--|--|--|
| 学校施設の管理に関する計画の策定と改築の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 基本計画の策定 ◆ 校舎等改築 <ul style="list-style-type: none"> ・完了 2校 ・工事中 2校 ・設計中 3校 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 実施計画の策定 ◆ 校舎等改築 <ul style="list-style-type: none"> ・完了 7校 ・工事中 3校 ・設計中 4校 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 実施計画の策定 ◆ 校舎等改築 <ul style="list-style-type: none"> ・完了 7校 ・工事中 2校 ・設計中 2校 |
| 学校施設の改修 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 体育館空調設備整備 <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校 検討 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 体育館空調設備整備 <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度から概ね10年で全校に整備 ◆ 大型扇風機の全校導入 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 体育館空調設備整備 <ul style="list-style-type: none"> ・設置完了 計40校 ◆ 希望する全校への導入完了 |
| 区立学校の適正配置 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 新たな基本方針の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 新たな基本方針の策定 ◆ 適正配置の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 新たな基本方針の検討 |
| ICT環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 有線 LAN を始めとするICTインフラの整備 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 大型提示装置（電子黒板）や教員用タブレット型端末の全校導入 ◆ ICT の日常的な活用 ◆ デジタル教科書、インターネットなどのデジタルコンテンツの活用 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 全普通教室と一部の特別教室等への大型提示装置（電子黒板）、実物投影機、教室用パソコンの配備 ◆ 大型提示装置等を活用した授業の実施 ◆ 外国語の指導者用デジタル教科書の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・全中学校 ◆ インターネットなどのデジタルコンテンツを活用した授業の実施 |
| 学校施設と周辺区立施設の複合化 | — | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校の改築時に施設の複合化を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺区立施設を可能な限り複合化 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 新たな小中一貫教育校（旭丘小学校・旭丘中学校）の整備にあわせて、栄町児童館、栄町敬老館を複合化 <ul style="list-style-type: none"> ※実施設計中 |

取組の視点 2 家庭や地域と連携した教育の推進

重点施策 1 家庭教育への支援

| 主な取組 | 現状 (平成 28 年度末) | 令和 3 年度末の目標 | 達成状況 (令和 3 年度末) |
|------------|--|--|---|
| 家庭教育への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ◆家庭教育講演会の開催 (平成 28 年度 4 回開催) | <ul style="list-style-type: none"> ◆ (仮称) 家庭教育支援事業検討会議を設置し、事業を実施 ◆「教育だより」に家庭への問題提起型の内容を盛り込む等の、情報発信方法のあり方の見直し ◆家庭教育講演会等の開催による家庭教育支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◆家庭教育支援事業推進会議の設置および事業の実施 ◆「教育だより」の情報発信方法のあり方の見直しの実施 ◆保護者対象講演会の開催（令和 3 年度 8 講座 16 回開催） ◆家庭教育支援リーフレット「ネリまなび」による情報発信 ◆児童・生徒用タブレットパソコン等を活用した情報発信の検討 |
| 関係機関の連携の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ◆要保護児童対策地域協議会の個別ネットワーク会議、地域子ども家庭支援ネットワーク会議、実務者会議等の実施 ◆関係機関相互の連携強化による児童虐待の防止 | <ul style="list-style-type: none"> ◆継続実施 ◆継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> ◆要保護児童対策地域協議会の個別ネットワーク会議、地域子ども家庭支援ネットワーク会議、実務者会議等の実施 ◆関係機関相互の連携強化による児童虐待の防止 |

重点施策 2 家庭・地域の力を活かした学校運営や教育活動の推進

| 主な取組 | 現状 (平成 28 年度末) | 令和 3 年度末の目標 | 達成状況 (令和 3 年度末) |
|------------------|---|---|---|
| 学校安全対策の拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ◆区で実施している児童・生徒等の安全に関する施策および課題の整理 | <ul style="list-style-type: none"> ◆総合的な学校安全対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◆学校、保護者、地域との連携を強化した対策の実施 |
| 地域人材を活用した教育活動の推進 | <p>【学校・地域連携事業の実施校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 18 校 ・中学校 9 校 ・小中一貫教育校 1 校 計 28 校 (うち 22 校で地域未来塾を実施) <p>【学校サポーター登録制度】 登録開始</p> | <p>【学校・地域連携事業の実施校】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全幼稚園・小中学校・小中一貫教育校 (うち 70 校以上で地域未来塾を実施) <p>【学校サポーター登録制度】 登録者数 300 人以上</p> | <p>【学校・地域連携事業の実施校】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全幼稚園・小中学校・小中一貫教育校 (うち 79 校で地域未来塾を実施) <p>【学校サポーター登録制度】 登録者数 約 360 人</p> |

| | | | |
|--------------|--|--|--|
| 部活動支援の充実 | <p>【中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆部活動の数 (生徒の入部率) <ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動 265 部 (62%入部) ・文化部活動 195 部 (27%入部) ◆外部指導員の配置 <ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動 212 人 ・文化部活動 142 人 | <p>【中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆部活動の数について は現状維持 <ul style="list-style-type: none"> ・部活動への入部率 (90~95%) <p>◆配置の継続</p> | <p>【中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆部活動の数については現 状維持 <ul style="list-style-type: none"> ※設定目標の見直し <p>◆外部指導員の配置 <ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動 230 人 ・文化部活動 170 人 </p> |
| 大学との連携の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ◆区内小・中学校でプレ実習等を行う大学 2 校 ◆学生ボランティアの募集に協力する大学 10 校 | <ul style="list-style-type: none"> ◆区内小・中学校でプレ実習等を行う大学 3 校以上 ◆学生ボランティアの募集に協力する大学 15 校以上 | <ul style="list-style-type: none"> ◆区内小・中学校でプレ実習等を行う大学 3 校 <p>※設定目標の見直し</p> |
| 地域行事への参加の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ◆青少年育成地区委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・事業参加者数 約 80,000 人 ◆青少年委員会による地域懇談会（学校代表・PTA 代表・青少年育成地区委員代表等）の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ◆青少年育成地区委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・事業参加者数の増 ◆地域懇談会の継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> ◆青少年育成地区委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・事業参加者数 約 10,000 人 (新型コロナウイルス感染症による事業の延期・中止等による) ◆青少年委員会による地域懇談会（学校代表・PTA 代表・青少年育成地区委員代表等）の開催（10 ブロック） |
| 伝統・文化への理解の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◆国語、社会における、日本の伝統・文化に触れる学習の実施 ◆総合的な学習の時間の中で、学校の特色に応じてアニメ、地場野菜等に関する学習の実施 ◆専門家派遣事業について 8 校程度実施 | <ul style="list-style-type: none"> ◆日本の伝統・文化について、国語、社会、道徳等の複数の教科で相互に関連付けながら学ぶ教科横断的な学習の実施 ◆継続実施 ◆専門家派遣事業について延べ 50 校以上実施 | <ul style="list-style-type: none"> ◆日本の伝統・文化について、教科横断的な学習を実施 ・令和 3 年度はオリパラ教育の一環として、歌舞伎入門プログラムや世界の民族楽器によるミニコンサートを実施 ◆「映像文化と教育の連携事業」として、総合的な学習の時間の中で、学校の特色に応じて映像文化、地場野菜等に関する学習を実施 ◆専門家派遣事業について 5 年間で、延べ 78 校実施 |

取組の視点3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

重点施策1 いじめ・不登校などへの対応

| 主な取組 | 現状 (平成28年度末) | 令和3年度末の目標 | 達成状況 (令和3年度末) |
|------------|--|---|--|
| 教育相談体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◆心のふれあい相談員 全校配置 ◆教育相談室4所で実施（練馬・光が丘・関・大泉） | <ul style="list-style-type: none"> ◆継続実施 ◆継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> ◆心のふれあい相談員 全校配置 ◆教育相談室4所で実施（練馬・光が丘・関・大泉） ◆ICTを活用した相談支援（オンライン教育相談）を実施 |
| いじめ防止対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◆いじめの認知件数 745件 うち解消件数 652件 ◆解消率 87.5% | <ul style="list-style-type: none"> ◆解消率 90%以上 | <ul style="list-style-type: none"> ◆いじめの認知件数 542件 うち解消件数 474件 ◆解消率 87.5% (令和2年度実績) ※都平均 77.0% |
| 不登校対策の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◆スクールソーシャルワーカー 6名配置 ◆早期登校支援チームによる支援の検討 ◆適応指導教室の実施 ◆居場所支援事業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ◆スクールソーシャルワーカー 増員配置 ◆早期登校支援チームによる支援の実施・継続 ◆適応指導教室の充実 ◆居場所支援事業の継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> ◆スクールソーシャルワーカー 16名配置 ◆スクールソーシャルワーカーの地区担当制・学校担当制の実施により、新たに早期登校支援チームを組織することなく学校との連携により支援する体制を整備 ◆適応指導教室の充実 ・上石神井に新規開設 ・特別な支援を要する不登校児童・生徒への支援の拡大（令和元年度対象年齢を18歳まで拡大。令和2年度定員を拡大。） ◆居場所支援事業の充実 ・上石神井に新規開設 |

重点施策 2 生活困窮世帯などへの支援

| 主な取組 | 現状 (平成 28 年度末) | 令和 3 年度末の目標 | 達成状況 (令和 3 年度末) |
|------------------|--|-----------------------|---|
| 就学援助 | ◆就学援助の実施 | ◆継続実施 ◆入学準備費の入学前支給 | ◆就学援助の実施 ◆入学準備費の入学前支給を実施 |
| 学習支援事業（中3勉強会）の実施 | ◆学習支援事業（中3勉強会）の実施 ・平成 28 年度 利用者数 241 名 | ◆継続実施 | ◆学習支援事業（中3勉強会）の実施 ・令和 3 年度 利用者数 265 名 |

重点施策 3 障害のある子どもたちへの支援

| 主な取組 | 現状 (平成 28 年度末) | 令和 3 年度末の目標 | 達成状況 (令和 3 年度末) |
|-------------|--|---|---|
| 就学相談の改善 | ◆就学相談の実施 | ◆「連携支援会議」の設置により関係機関との連携を強化 | ◆医療的ケア児への支援について、関係機関による支援会議を実施 ◆就学相談の申込方法の見直しおよび書類審査の導入 |
| 校内外の支援体制の整備 | ◆全校に校内委員会と特別支援教育コーディネーターを設置 ◆必要に応じて学校生活支援員を配置 | ◆継続実施 ◆校内委員会を中心に、巡回指導教員や特別支援学校教員など、校内外の専門性の高い人材から知識や技能を吸収して、専門性の高い支援を行う。 ◆保育園、学校、学童クラブで医療的ケアを実施 | ◆全校に校内委員会と特別支援教育コーディネーターを設置 ◆特別支援教育コーディネーター研修を実施 ・年間 2 回 ◆必要に応じて学校生活支援員を配置 ◆保育園、学校、学童クラブで医療的ケアを実施 ◆平成 29 年 5 月に「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」を策定 |

| | | | |
|------------------|--|---|--|
| 特別支援学級・特別支援教室の設置 | <p>【特別支援教室設置校】 ・小学校 16 校</p> <p>【特別支援学級設置校】 ・小学校 27 校（知的障害学級・難聴学級・言語障害学級・弱視教室・情緒障害等学級） ・中学校 14 校（知的障害学級・難聴学級・弱視教室・情緒障害等学級）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆全小・中学校で特別支援教室の開設を完了 ◆言語障害学級を関町地区に増設 ◆需要数や地域のバランスを踏まえ特別支援学級の設置を検討 | <ul style="list-style-type: none"> ◆全小・中学校で特別支援教室の開設を完了 ◆関町小学校から関町北小学校へ言語障害学級の移転完了 ◆中学校特別支援学級の在籍生徒数の偏在について検討 |
| 環境整備の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◆特別支援学級へ ICT 機器を試行導入 ・小学校 1 校（弱視） ・中学校 1 校（知的障害） | <ul style="list-style-type: none"> ◆弱視・知的障害学級へ ICT 機器を本導入 ◆他の障害種の特別支援学級への ICT 機器の試行導入と検証 | <ul style="list-style-type: none"> ◆特別支援学級への大型提示装置（電子黒板）、实物投影機、教室用パソコンの配備（各校で障害種別ごとに 1 セット） |
| 教員の専門性の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ◆障害種別ごとの特別支援教育研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ◆研修の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◆特別支援教育コーディネーター研修の実施 ・年間 2 回（巡回指導教員研修、特別支援教育研修、ねりまスキルアップ研修会） ◆子どもたちの学びの指針となる段階的学習目標を示した「ステップシート」の作成およびシートを活用した研修の実施 |
| 障害理解の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ◆副籍制度を活用した交流活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◆副籍制度を活用した交流活動の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◆新たな取組として ICT を活用したオンライン交流を開始 |

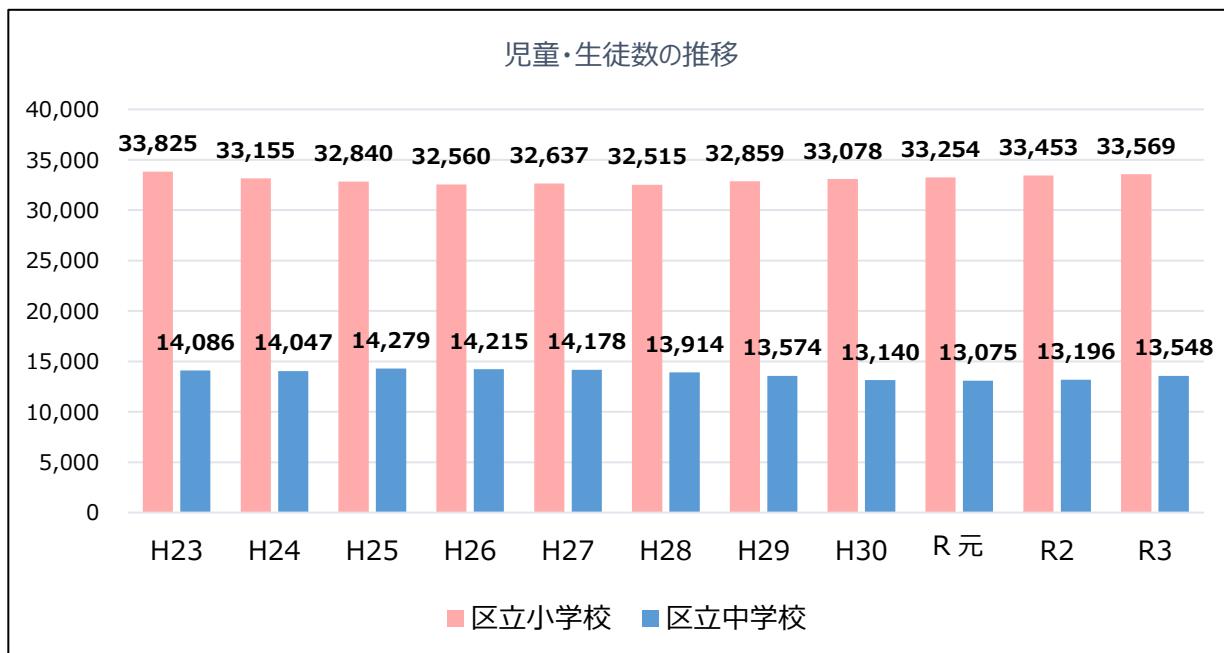
2 卷末資料

1 区立学校数

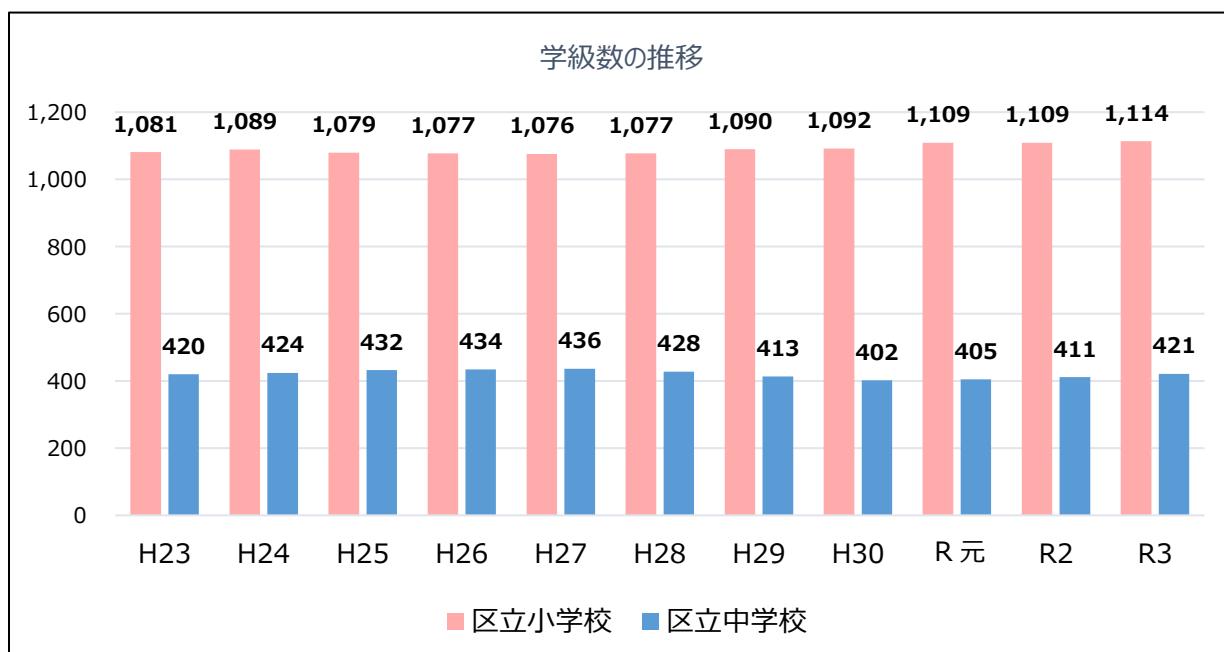
- (1) 幼稚園 3園
- (2) 小学校 65校
- (3) 中学校 33校

2 児童・生徒数、学級数の推移

(1) 児童・生徒数の推移（各年5月1日時点）



(2) 学級数の推移（各年5月1日時点）



3 特別支援学級 児童・生徒一覧

(令和3年5月1日現在)

| 小学校 | 学級名 | 学級数 | 児童数 | 中学校 | 学級名 | 学級数 | 生徒数 |
|--------|-------|-----|-----|-------|------|-----|-----|
| 旭丘 | 知的障害 | 1 | 6 | 旭丘 | 知的障害 | 2 | 14 |
| 〃 | 難聴 | 1 | 8 | 中村 | 知的障害 | 4 | 26 |
| 豊玉第二 | 知的障害 | 4 | 32 | 開進第二 | 難聴 | 1 | 13 |
| 開進第二 | 知的障害 | 2 | 15 | 開進第三 | 弱視 | 1 | 1 |
| 中村西 | 弱視 | 1 | 11 | 練馬 | 知的障害 | 3 | 17 |
| 南町 | 言語障害 | 3 | 52 | 光が丘第三 | 知的障害 | 5 | 36 |
| 北町 | 知的障害 | 3 | 22 | 石神井 | 知的障害 | 6 | 47 |
| 北町西 | 言語障害 | 3 | 57 | 南が丘 | 知的障害 | 3 | 17 |
| 練馬第三 | 知的障害 | 6 | 43 | 谷原 | 知的障害 | 2 | 16 |
| 練馬東 | 知的障害 | 3 | 18 | 大泉 | 知的障害 | 6 | 48 |
| 光が丘春の風 | 知的障害 | 3 | 19 | 計 10校 | 3 障害 | 33 | 235 |
| 光が丘第八 | 知的障害 | 5 | 34 | | | | |
| 石神井 | 難聴 | 2 | 25 | | | | |
| 〃 | 言語障害 | 4 | 67 | | | | |
| 石神井西 | 知的障害 | 2 | 16 | | | | |
| 上石神井北 | 知的障害 | 4 | 30 | | | | |
| 〃 | 自閉・情緒 | 2 | 5 | | | | |
| 谷原 | 知的障害 | 4 | 32 | | | | |
| 関町 | 言語障害 | 1 | 18 | | | | |
| 大泉 | 知的障害 | 2 | 13 | | | | |
| 〃 | 言語障害 | 3 | 45 | | | | |
| 大泉第三 | 知的障害 | 4 | 31 | | | | |
| 大泉東 | 知的障害 | 2 | 16 | | | | |
| 大泉学園 | 知的障害 | 3 | 24 | | | | |
| 南田中 | 知的障害 | 4 | 28 | | | | |
| 計 21校 | 5 障害 | 72 | 667 | | | | |

4 特別支援教室 児童・生徒一覧

[小学校]

(令和3年5月1日現在)

| 拠点校 | 巡回校 | 児童数 | 中学校 | 巡回校 | 学級数 |
|---------|----------------------|----------------------|------------|-----------------------|--------------------------|
| 旭丘 | 小竹 豊玉第二 豊玉東 | 7 3 4 7 | 石神井東 | 下石神井 南田中 南が丘 | 7 12 8 6 |
| 豊玉南 | 豊玉 中村 中村西 | 26 15 18 10 | 谷原 | 光和 北原 富士見台 | 10 5 6 8 |
| 開進第一 | 早宮 仲町 練馬東 | 12 10 5 5 | 関町 | 石神井西 上石神井 立野 | 13 10 13 10 |
| 南町 | 開進第二 開進第三 開進第四 | 7 5 9 8 | 大泉 | 大泉東 大泉南 | 12 10 11 |
| 練馬第三 | 練馬第二 向山 春日 | 15 8 16 10 | 大泉第三 | 大泉西 大泉学園緑 大泉学園桜 | 8 10 12 |
| 田柄 | 北町 北町西 田柄第二 | 13 10 11 12 | 大泉第六 | 大泉第二 大泉第四 | 5 13 15 |
| 光が丘四季の香 | 練馬 高松 光が丘夏の雲 | 11 7 13 6 | 大泉学園 | 大泉第一 大泉北 | 8 4 7 |
| 石神井 | 石神井台 上石神井北 関町北 | 12 16 14 13 | 拠点校 17校 | 巡回校 48校 | 20 8 6 4 652 |

〔中学校〕

(令和3年5月1日現在)

| 拠点校 | 巡回校 | 生徒数 | 中学校 | 巡回校 | 生徒数 |
|------|-------|-----|------|-----------|------------|
| 豊玉第二 | 旭丘 | 7 | 上石神井 | 石神井 | 5 |
| | 豊玉 | 5 | | 石神井東 | 9 |
| | 中村 | 9 | | 石神井西 | 6 |
| | 開進第一 | 9 | | 石神井南 | 5 |
| | 開進第二 | 3 | | 南が丘 | 2 |
| | 開進第三 | 11 | | 大泉第二 | 3 |
| | 開進第四 | 4 | | 関 | 10 |
| | | 3 | | | 7 |
| 練馬東 | 北町 | 6 | 八坂 | | 7 |
| | 練馬 | 7 | | 谷原 | 7 |
| | 貫井 | 9 | | 三原台 | 10 |
| | 田柄 | 7 | | 大泉 | 10 |
| | 豊溪 | 3 | | 大泉西 | 16 |
| | 光が丘第一 | 2 | | 大泉北 | 6 |
| | 光が丘第二 | 4 | | 大泉学園 | 4 |
| | 光が丘第三 | 5 | | 大泉学園桜 | 1 |
| | | 7 | | 拠点校 4校 | 巡回校 29校 |
| | | | | | 209 |

5 令和元年度および令和3年度全国学力・学習状況調査結果（小学校）

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、調査中止となった。

〔小学6年生 国語〕

令和元年度

| 【国語】／平均正答率 (%) | | 練馬区 | 東京都 | 全国 |
|----------------|--------------------------|------|------|------|
| 全体 | | 66 | 65 | 63.8 |
| 学習指導要領 の領域等 | 話すこと・聞くこと | 74.1 | 73.1 | 72.3 |
| | 書くこと | 56.7 | 55.4 | 54.5 |
| | 読むこと | 83.5 | 83.0 | 81.7 |
| | 伝統的な言語文化と 国語の特質に関する事項 | 57.0 | 55.7 | 53.5 |
| | | | | |

令和3年度

| 【国語】／平均正答率 (%) | | | 練馬区 | 東京都 | 全国 |
|-------------------------------|----------------------|---------------------|------|------|------|
| 全体 | | | 68 | 68 | 64.7 |
| 学習 指導 要領 の 内 容 | 知識 及び 技能 | (1) 言葉の特徴や使い方に関する事項 | 67.8 | 69.9 | 68.3 |
| | | (2) 情報の扱い方に関する事項 | | | |
| | | (3) 我が国の言語文化に関する事項 | | | |
| | 思考力, 判断力, 表現力等 | A 話すこと・聞くこと | 83.2 | 81.8 | 77.8 |
| | | B 書くこと | 63.0 | 62.7 | 60.7 |
| | | C 読むこと | 55.0 | 53.5 | 47.2 |

〔小学6年生 算数〕

令和元年度

| 【算数】／平均正答率 (%) | | 練馬区 | 東京都 | 全国 |
|----------------|------|------|------|------|
| 全体 | | 72 | 70 | 66.6 |
| 学習指導要領の領域 | 数と計算 | 68.5 | 66.7 | 63.2 |
| | 量と測定 | 60.4 | 57.5 | 52.9 |
| | 図形 | 80.8 | 79.0 | 76.7 |
| | 数量関係 | 73.8 | 72.2 | 68.3 |

令和3年度

| 【算数】／平均正答率 (%) | | 練馬区 | 東京都 | 全国 |
|----------------|----------|------|------|------|
| 全体 | | 75 | 74 | 70.2 |
| 学習指導要領の領域 | A 数と計算 | 67.2 | 65.4 | 63.1 |
| | B 図形 | 64.5 | 63.7 | 57.9 |
| | C 測定 | 78.9 | 77.7 | 74.8 |
| | C 変化と関係 | 80.4 | 79.8 | 75.9 |
| | D データの活用 | 80.9 | 79.5 | 76.0 |

6 令和元年度および令和3年度全国学力・学習状況調査結果（中学校）

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、調査中止となった。

〔中学3年生 国語〕

令和元年度

| 【国語】／平均正答率（%） | | 練馬区 | 東京都 | 全国 |
|----------------|--------------------------|------|------|------|
| 全体 | | 75 | 74 | 72.8 |
| 学習指導要領 の領域等 | 話すこと・聞くこと | 72.4 | 72.2 | 70.2 |
| | 書くこと | 84.2 | 83.0 | 82.6 |
| | 読むこと | 74.8 | 74.3 | 72.2 |
| | 伝統的な言語文化と国語の特質に 関する事項 | 71.1 | 69.6 | 67.7 |

令和3年度

| 【国語】／平均正答率（%） | | 練馬区 | 東京都 | 全国 |
|----------------|--------------------------|------|------|------|
| 全体 | | 68 | 67 | 64.6 |
| 学習指導要領 の領域等 | 話すこと・聞くこと | 82.9 | 81.9 | 79.8 |
| | 書くこと | 60.2 | 59.7 | 57.1 |
| | 読むこと | 54.4 | 52.5 | 48.5 |
| | 伝統的な言語文化と国語の特質に 関する事項 | 77.2 | 76.1 | 75.1 |

〔中学3年生 数学〕

令和元年度

| 【数学】／平均正答率（%） | | 練馬区 | 東京都 | 全国 |
|---------------|-------|------|------|------|
| 全体 | | 64 | 62 | 59.8 |
| 学習指導要領 の領域 | 数と式 | 67.9 | 65.7 | 63.8 |
| | 図形 | 77.0 | 75.0 | 72.4 |
| | 関数 | 44.7 | 42.1 | 40.8 |
| | 資料の活用 | 59.6 | 57.8 | 56.3 |

令和3年度

| 【数学】／平均正答率（%） | | 練馬区 | 東京都 | 全国 |
|---------------|-------|------|------|------|
| 全体 | | 61 | 60 | 57.2 |
| 学習指導要領 の領域 | 数と式 | 69.8 | 68.5 | 64.9 |
| | 図形 | 57.9 | 56.0 | 51.4 |
| | 関数 | 58.3 | 58.1 | 56.4 |
| | 資料の活用 | 55.9 | 54.7 | 53.8 |

7 令和元年度 東京都統一体力テスト調査結果

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、調査中止となった。

(1) 男子

| | 小1 | 小2 | 小3 | 小4 | 小5 | 小6 | 中1 | 中2 | 中3 |
|---------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①握力 (Kg) 【筋力】 | 9.0 | ▽ 10.6 | ▽ 12.4 | ▽ 14.3 | 16.5 | ▽ 19.1 | ▽ 23.2 | ▽ 28.0 | ▽ 33.3 |
| ②上体起こし (回) 【筋持久力】 | ○ 11.4 | ○ 14.2 | 16.4 | ○ 18.5 | ○ 20.6 | ○ 22.1 | ○ 24.3 | ○ 27.4 | 29.4 |
| ③長座体前屈 cm) 【柔軟性】 | ▽ 25.1 | 27.4 | ▽ 28.7 | ▽ 30.7 | ▽ 33.4 | ▽ 35.1 | ▽ 37.8 | ▽ 40.9 | ▽ 44.5 |
| ④反復横とび (点) 【敏捷性】 | 26.6 | ▽ 30.0 | ▽ 33.6 | ▽ 37.2 | ○ 42.0 | ▽ 44.6 | ○ 49.8 | ○ 52.6 | ▽ 54.9 |
| ⑤20mシャトルラン (回) 【全身持久力】 | ○ 17.7 | ▽ 26.4 | ▽ 34.8 | ○ 43.4 | ○ 50.0 | ○ 57.8 | ○ 68.8 | ○ 82.1 | ○ 90.2 |
| ⑥50m走 (秒) 【スピード】 | 11.5 | ▽ 10.6 | 10.0 | 9.6 | ▽ 9.3 | 8.9 | 8.6 | 8.0 | 7.6 |
| ⑦立ち幅とび (cm) 【瞬発力】 | ▽ 110.5 | ▽ 122.9 | ▽ 133.3 | ▽ 142.0 | ▽ 150.7 | ▽ 160.0 | ▽ 177.6 | ▽ 192.9 | ▽ 206.7 |
| ⑧ボール投げ (m) 【投能力】 | ○ 7.7 | 10.9 | ▽ 14.3 | 17.8 | ○ 21.2 | ▽ 24.2 | 17.4 | ▽ 20.1 | ▽ 22.3 |

(2) 女子

| | 小1 | 小2 | 小3 | 小4 | 小5 | 小6 | 中1 | 中2 | 中3 |
|---------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①握力 (Kg) 【筋力】 | ○ 8.5 | 10.1 | ▽ 11.8 | ▽ 13.6 | ○ 16.2 | 19.1 | 21.5 | 23.6 | ○ 24.9 |
| ②上体起こし (回) 【筋持久力】 | ○ 11.0 | ▽ 13.5 | ○ 15.9 | ○ 18.0 | ○ 19.6 | ○ 21.1 | ○ 22.3 | ○ 24.7 | ○ 25.5 |
| ③長座体前屈 (cm) 【柔軟性】 | ▽ 27.8 | ○ 30.6 | ▽ 32.7 | ▽ 34.6 | ▽ 37.7 | ▽ 40.8 | ▽ 42.9 | ▽ 44.2 | ▽ 46.4 |
| ④反復横とび (点) 【敏捷性】 | ▽ 25.5 | ▽ 28.9 | ○ 31.2 | ▽ 35.8 | ▽ 40.1 | ▽ 42.9 | ○ 46.5 | ○ 47.9 | 48.1 |
| ⑤20mシャトルラン (回) 【全身持久力】 | ○ 14.3 | ▽ 19.7 | ▽ 25.2 | 32.4 | ▽ 38.3 | ○ 46.0 | ○ 51.6 | 57.5 | ○ 58.8 |
| ⑥50m走 (秒) 【スピード】 | ▽ 11.9 | 10.9 | 10.4 | ▽ 10.0 | 9.5 | 9.1 | 9.1 | 8.8 | 8.7 |
| ⑦立ち幅とび (cm) 【瞬発力】 | ▽ 103.2 | ▽ 114.3 | ▽ 124.5 | ▽ 135.0 | ▽ 144.0 | ▽ 153.2 | ▽ 164.3 | ▽ 168.4 | ▽ 169.8 |
| ⑧ボール投げ (m) 【投能力】 | 5.2 | ○ 7.0 | 8.8 | ○ 10.9 | ○ 13.1 | ○ 14.9 | ○ 11.2 | ○ 12.7 | ○ 13.6 |

※ ○は東京都比で上回った調査項目。▽は東京都比で下回った調査項目。無印は同値。

※ ボール投げは、小学生はソフトボール、中学生はハンドボールで測定。

練馬区教育振興基本計画（素案）

令和4年度（2022年度）～8年度（2026年度）

令和3年（2021年）12月

発行 練馬区教育委員会事務局教育振興部教育施策課

住所 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

TEL 03-3993-1111（代表）

FAX 03-5984-1221

練馬区ホームページ <http://www.city.nerima.tokyo.jp>

資料 4

令和 3 年 12 月 3 日

教育振興部学校施設課

学校施設の長寿命化適否の判断結果について

学校施設については、「練馬区公共施設等総合管理計画（平成29年3月）」（以下「総合管理計画」という。）に基づき、令和元年度から長寿命化の適否を判断し、その結果を公表している。このたび令和2年度の判断結果がまとまったので、下記のとおり報告する。

記

1 長寿命化の概要

総合管理計画においては、築50年を目途に建物のコンクリートの圧縮強度、中性化状況等を調査し、建物の長寿命化の適否を判断することとしている。長寿命化に適する建物は、原則として築60年を目途に改修を行い、目標使用年数を80年とする。その他の建物は築60年を目途に改築する。

2 長寿命化適否の基準

以下のア、イの両基準を満たす建物を長寿命化の検討対象施設とする。

鉄筋コンクリート造（RC造）

ア コンクリートの圧縮強度

コンクリート圧縮強度 13.5 N/mm^2 を超える建物

イ コンクリートの中性化の進行状況

中性化深さ 30 mm未満の建物または中性化深さ 30 mm以上ではあるが鉄筋の状態が良好な建物

鉄骨造（S造）

ア 鉄骨の腐食状況

鉄骨に断面欠損を伴う腐食が発生していない建物

イ 筋かいのたわみ

柱や梁で囲まれた垂直面に設置された筋かいや屋根面に設置された筋かいにたわみが生じていない建物

3 長寿命化適否の判断結果

別紙のとおり

令和元年度調査分（令和2年3月公表）を参考として記載

| | 施設名 | | 建築年月 | 築年数 | 調査年度 |
|-----------------------|---------------------------|----|-------|-----|-------|
| (築長寿命化「不適」に改築) | 1 向山小学校 | 校舎 | S34.3 | 62 | 令和元年度 |
| | 2 田柄中学校 | 校舎 | S35.3 | 61 | |
| | 3 練馬東小学校 | 校舎 | S35.3 | 61 | |
| | 4 豊溪小学校 | 校舎 | S37.3 | 59 | |
| | 5 立野小学校 | 校舎 | S37.3 | 59 | |
| | 6 上石神井中学校 | 校舎 | S37.3 | 59 | |
| | 7 練馬小学校 | 校舎 | S38.3 | 58 | |
| | 8 貢井中学校 | 校舎 | S38.3 | 58 | |
| | 9 大泉中学校 | 校舎 | S39.3 | 57 | |
| | 10 石神井東小学校 | 校舎 | S41.3 | 55 | |
| | 11 豊溪中学校 | 校舎 | S41.3 | 55 | |
| | 12 泉新小学校 | 校舎 | S44.3 | 52 | |
| | 13 田柄第二小学校 | 校舎 | S45.3 | 51 | |
| | 14 練馬中学校 | 校舎 | S45.3 | 51 | |
| 長寿命化「適」(長寿命化または改築を検討) | 1 小竹小学校 | 校舎 | S34.3 | 62 | 令和元年度 |
| | 2 石神井南中学校 | 校舎 | S36.3 | 60 | |
| | 3 大泉学園中学校 | 校舎 | S37.3 | 59 | |
| | 4 中村西小学校 ¹ | 校舎 | S38.2 | 58 | |
| | 5 開進第一小学校 | 校舎 | S38.3 | 58 | |
| | 6 開進第二小学校 | 校舎 | S38.3 | 58 | |
| | 7 豊玉第二小学校 ¹ | 校舎 | S39.3 | 57 | |
| | 8 練馬第二小学校 ¹ | 校舎 | S39.3 | 57 | |
| | 9 大泉小学校 | 校舎 | S39.3 | 57 | |
| | 10 大泉第二小学校 ¹ | 校舎 | S39.3 | 57 | |
| | 11 豊玉東小学校 | 校舎 | S40.3 | 56 | |
| | 12 中村小学校 ¹ | 校舎 | S40.3 | 56 | |
| | 13 北町小学校 ¹ | 校舎 | S40.3 | 56 | |
| | 14 旭町小学校 ¹ | 校舎 | S40.3 | 56 | |
| 長寿命化「適」(長寿命化または改築を検討) | 15 関町小学校 | 校舎 | S40.3 | 56 | 令和2年度 |
| | 16 大泉第一小学校 | 校舎 | S40.3 | 56 | |
| | 17 大泉第三小学校 | 校舎 | S40.3 | 56 | |
| | 18 豊玉中学校 | 校舎 | S40.3 | 56 | |
| | 19 石神井西中学校 | 校舎 | S40.3 | 56 | |
| | 20 田柄小学校 | 校舎 | S41.3 | 55 | |
| | 21 大泉南小学校 | 校舎 | S41.3 | 55 | |
| | 22 開進第二中学校 | 校舎 | S41.3 | 55 | |
| | 23 石神井中学校 | 校舎 | S41.3 | 55 | |
| | 24 北町西小学校 | 校舎 | S42.3 | 54 | |
| | 25 大泉第四小学校 | 校舎 | S42.3 | 54 | |
| | 26 仲町小学校 | 校舎 | S43.3 | 53 | |
| | 27 高松小学校 | 校舎 | S43.3 | 53 | |
| | 28 上石神井小学校 ¹ | 校舎 | S43.3 | 53 | |
| | 29 大泉学園小学校 | 校舎 | S43.3 | 53 | |
| | 30 南田中小学校 | 校舎 | S43.3 | 53 | |
| | 31 開進第一中学校 | 校舎 | S43.3 | 53 | |
| | 32 石神井西小学校 | 校舎 | S45.3 | 51 | |
| | 33 大泉第六小学校 | 校舎 | S45.3 | 51 | |
| | 34 開進第三小学校 ^{1 2} | 校舎 | S57.3 | 39 | |

1 校舎と体育館（2階）が合築になっており、避難拠点の運営上、課題がある施設

2 校舎と合築になっている体育館（2階）が築50年を超えていたため、適否の判断を実施

| | 施設名 | | | 建築年月 | 築年数 | 調査年度 |
|-------------------|-----|----------------------|-----|--------|-----|-------|
| 長寿化は「改築」を検討（長寿命化） | 1 | 上石神井中学校 | 体育館 | S37.10 | 58 | 令和元年度 |
| | 2 | 豊溪小学校 | 体育館 | S38.3 | 58 | |
| | 3 | 豊玉第二中学校 | 体育館 | S38.3 | 58 | |
| | 4 | 石神井南中学校 | 体育館 | S38.3 | 58 | |
| | 5 | 大泉学園中学校 | 体育館 | S38.3 | 58 | |
| | 6 | 大泉第二中学校 | 体育館 | S37.6 | 58 | 令和2年度 |
| | 7 | 開進第三小学校 ¹ | 体育館 | S43.3 | 53 | |
| | 8 | 大泉学園小学校 | 体育館 | S44.1 | 52 | |
| | 9 | 泉新小学校 | 体育館 | S44.11 | 51 | |

1 校舎と体育館（2階）が合築になっており、避難拠点の運営上、課題がある施設

令和3年12月3日
教育振興部保健給食課
教育振興部教育指導課

校外学習の見直し・充実等について

第2次みどりの風吹くまちビジョンアクションプラン〔年度別取組計画〕（令和元年度～令和3年度）で掲げた校外学習の見直し・充実および校外学習施設のあり方について、検討を進め方針を策定したので、以下のとおり報告する。

1 校外学習の見直し・充実

(1) 宿泊を伴う事業内容

| 対象学年 | 内 容 | 利用施設 | 実施時期 |
|---------|---------|--------|------------|
| 小学5・6年生 | 移動教室 | 少年自然の家 | 学期中（春または秋） |
| 中学1年生 | 臨海学校 | 〃 | 夏季休業期間 |
| 中学2年生 | スキー移動教室 | 〃 | 学期中（冬） |
| 中学3年生 | 修学旅行 | 民間宿泊施設 | 学期中（春または秋） |

(2) 主な課題

ア 令和2年度から全面実施されている新学習指導要領では、知識や技能の習得等と並び、自然の大切さや他者との協働の重要性を実感するための体験活動等が重視されており、体験活動を更に充実させる必要がある。

イ 臨海学校では遠泳も実施しているが、安全監視体制の確保が困難になっている。

(3) 見直し・充実の基本的考え方

ア 宿泊体験学習は、学校生活ではできない自然、文化や社会に触れる直接体験による学びの貴重な機会として捉え、更なる充実を検討する。

イ スキー移動教室等で得る達成感や成功体験、移動教室等で子供たちだけで過ごすことによる自主性や協調性の育成など、高い教育効果があるため、継続実施を基本とする。

ウ 地域との連携を深めるため、区の特色である都市農業の体験学習の導入を検討する。

(4) 見直し・充実等の内容

ア 廃止する事業

臨海学校（中学1年生対象）

(ア) 廃止理由

遠泳等の安全監視員が十分確保できず、安全監視体制を組むことが困難なため。

(イ) 廃止時期

令和3年度をもって廃止

イ 新規・充実する事業

(ア) 夏季イングリッシュキャンプ（中学1年生対象）

a 実施理由

新学習指導要領では、グローバル社会を生き抜く語学力の向上等が目標とされており、実践的な英語を活用し学習意欲を高める場を提供するため。

b 実施概要

平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などと親しみ、集団生活のあり方等の体験を積むため、夏季休業期間に少年自然の家を利用し、2泊3日で英語を使った体験活動を行う。

(イ) 農業体験学習（小学生対象）

a 実施理由

区の特色である都市農業を生かした体験学習を拡充し、農業者と連携した教育活動を推進するため。

b 実施概要

小学校での学習モデルを作成する。希望する小学校には農業者を紹介するなどのマッチングを行う。

ウ 継続して検討する事業

移動教室（小学5・6年生対象）

◎ 検討内容

体験活動をより充実した内容とするために、令和5年度実施を目途に検討を行う。

2 校外学習施設のあり方

(1) 少年自然の家の状況

| 施 設 | 開 設 | 築年数 | 敷地面積 | 延床面積 | 設 備 |
|--------|---------|------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|
| 下 田 | 昭和 45 年 | 51 年 | 4, 448 m ² | 2, 997 m ² | 集会室 |
| 武石(本館) | 昭和 55 年 | 41 年 | 78, 071 m ² | 4, 107 m ² | グラウンド、体育館、テニスコート 4 面、研修室 |
| 岩 井 | 昭和 60 年 | 36 年 | 168, 598 m ² | 168, 598 m ² | グラウンド、体育館、テニスコート 6 面、研修室 |
| 軽井沢 | 平成 2 年 | 31 年 | 132, 697 m ² | 8, 704 m ² | グラウンド、体育館、テニスコート 8 面、研修室 |

※ 校外学習で利用しない武石(新館)は除く。

(2) 検討の理由

少年自然の家 4 施設は施設の老朽化が進み、下田は築 51 年を迎えており。練馬区公共施設等総合管理計画に基づき、築 60 年を目途に改築または長寿命化改修の判断が必要であるため、校外学習の見直し・充実の検討とあわせて、今後の施設のあり方について検討を行った。

(3) 検討結果

ア 下田少年自然の家の廃止

(ア) 理由

臨海学校の廃止に加え、練馬区から遠く区民利用も少ないため、多額の費用をかけて改築や長寿命化改修工事を実施して施設を維持する必要性が低い。

(イ) 廃止時期

令和 4 年度末をもって廃止する。

なお、廃止準備のため、令和 4 年度は一般客の受入は中止する。

イ 継続して検討する事項

残る少年自然の家 3 施設については、児童生徒数の動向や民間施設の活用の可能性を踏まえ、引き続き検討を行う。

資料 6

令和 3 年 12 月 3 日
こども家庭部保育計画調整課

取得した保育所用地の活用の考え方について

谷原保育園の近隣に取得した区有地に私立認可保育所（以下「私立園」という。）を誘致し、令和 6 年度に開園する。施設が老朽化している谷原保育園は、閉園周知前に入園している在園児が全員卒園する令和 8 年度末を目途に閉園する。

1 取得した区有地

- (1) 所 在：谷原 5 丁目 1952 番 2 他 2 筆
- (2) 敷地面積：1,335.36 m²

2 私立園を誘致する目的

民間の知恵と経験を活用した方が効果的な業務は民間が担うことを基本とすることから、民間活力を導入し、保護者の多様な保育ニーズに応えて、事業者自らの創意工夫によりサービスの充実を図る。

3 誘致・選定方法

長期的・継続的に運営する事業者を公募する。事業者は、プロポーザル方式により選定する。

4 主な応募条件

- (1) 区が取得した区有地を事業者に無償で貸し付け、事業者自らが設置者として私立園を整備する。
- (2) 0～5歳児クラスを設置し、現在の谷原保育園の定員以上の定員とする。ただし、開園時は0～3歳児クラスとする
- (3) 1歳児クラスと3歳児クラスの定員に新規入園枠を確保する。
- (4) 延長保育、障害児保育（定員3名）を実施する。
- (5) 事業者提案による自主事業を実施する。

5 谷原保育園の対応

- (1) 私立園に転園を希望する在園児は、優先して転園できるようにする。

- (2) 令和4年度に入園する1歳児クラスの児童全員が転園する場合は、令和7年度末に閉園を前倒しする。
- (3) 閉園周知後に入園する児童は、私立園への転園を条件とする。
- (4) 令和5年度から段階的に募集を停止する。
- (5) 谷原保育園の保護者を対象に、説明の場を設ける。

6 今後の予定

令和4～5年度 私立園の事業者選定、事業者による整備、園児募集（5年10月～）
 令和6年度 私立園開園
 令和8年度末を目途に谷原保育園閉園

参考 谷原保育園の概要

- (1) 所 在：谷原5丁目16番41
- (2) 開 設：昭和41年6月（築55年）
- (3) 敷地面積：990.7 m²
- (4) 延床面積：388.92 m²
- (5) 定 員：95名（内訳：1歳児12名、2歳児18名、3歳児18名、4歳児22名、5歳児25名）
- (6) 周 辺 図

